

彦根愛知犬上地域
一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

令和4年3月

（令和4年7月改訂）

彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町

目 次

第1章 総則	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
1. 計画策定の背景.....	1
第2節 計画の位置づけ.....	2
1. 他の計画との関連.....	2
2. 計画期間	3
第3節 ごみ処理行政の動向および関連計画.....	3
1. 国際的な潮流と国内の動向.....	3
2. プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律.....	5
3. 滋賀県の動向.....	6
4. 彦根愛知犬上地域を総括した関連計画.....	8
第4節 計画のフォローアップと事後評価.....	13
第2章 彦根愛知犬上地域のごみ処理について.....	14
第1節 彦根愛知犬上地域の概要.....	14
1. 地域概要	14
2. 人口推移	14
3. 市町ごとのごみ排出量の現状.....	15
4. 彦根愛知犬上地域および彦根愛知犬上広域行政組合について.....	16
5. 1市4町および彦根愛知犬上広域行政組合のごみ処理に係る役割分担について	17
6. 彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設建設に向けたこれまでの経緯.....	18
7. 彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設建設に向けた今後の予定.....	18
第2節 彦根愛知犬上地域のごみ分別方法統一方針、ごみ減量目標等について.....	19
1. 本計画策定に向けた1市4町における検討.....	19
2. 1市4町のごみ分別方法統一方針について.....	20
3. 将来ごみ量の推計.....	25
4. ごみ処理施策.....	32
第3章 彦根市 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画.....	35
第1節 彦根市の概要.....	35
1. 自然的概要.....	35
2. 人口動態・分布.....	36
3. 産業の動向.....	37
4. 関連計画	37
第2節 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画.....	40
1. ごみ処理に関する基本情報.....	40
2. 類似市町村との比較.....	50
3. 課題の抽出.....	51
4. ごみ処理基本計画の基本方針.....	52

5.	将来ごみ量の推計.....	53
6.	ごみ処理施策.....	61
第4章	愛荘町 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画.....	68
第1節	愛荘町の概要.....	68
1.	自然的概要.....	68
2.	人口動態・分布.....	69
3.	産業の動向.....	70
4.	関連計画	70
第2節	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画.....	72
1.	ごみ処理に関する基本情報.....	72
2.	類似市町村との比較.....	79
3.	課題の抽出.....	80
4.	ごみ処理基本計画の基本方針.....	81
5.	将来ごみ量の推計.....	82
6.	ごみ処理施策.....	90
第5章	豊郷町 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画.....	97
第1節	豊郷町の概要.....	97
1.	自然的概要.....	97
2.	人口動態・分布.....	98
3.	産業の動向.....	99
4.	関連計画	99
第2節	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画.....	101
1.	ごみ処理に関する基本情報.....	101
2.	類似市町村との比較.....	108
3.	課題の抽出.....	109
4.	ごみ処理基本計画の基本方針等.....	110
5.	将来ごみ量の推計.....	111
6.	ごみ処理施策.....	119
第6章	甲良町 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画.....	126
第1節	甲良町の概要.....	126
1.	自然的概要.....	126
2.	人口動態・分布.....	127
3.	産業の動向.....	128
4.	関連計画	128
第2節	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画.....	130
1.	ごみ処理に関する基本情報.....	130
2.	類似市町村との比較.....	137
3.	課題の抽出.....	138

4.	ごみ処理基本計画の基本方針等.....	139
5.	将来ごみ量の推計.....	140
6.	ごみ処理施策.....	148
第7章	多賀町 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画.....	155
第1節	多賀町の概要.....	155
1.	自然的概要.....	155
2.	人口動態・分布.....	156
3.	産業の動向.....	157
4.	関連計画.....	157
第2節	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画.....	159
1.	ごみ処理に関する基本情報.....	159
2.	類似市町村との比較.....	166
3.	課題の抽出.....	167
4.	ごみ処理基本計画の基本方針等.....	168
5.	将来ごみ量の推計.....	169
6.	ごみ処理施策.....	177

資料編

第1章 総則

第1節 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景

彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町（以下、「1市4町」とします。）からなる彦根愛知犬上地域では、前回計画として、平成18年度に湖東広域地域（彦根市、東近江市（愛東地区、湖東地区）、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町）において湖東地域一般廃棄物処理基本計画（以下、「前計画」とします。）が策定され、また平成30年度には彦根市一般廃棄物処理基本計画の見直しがされました。1市4町では各計画に基づきごみの減量、資源化に取り組んできました。前計画の策定から15年以上が経過し、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町は一般廃棄物処理基本計画の更新時期にあります。また、彦根愛知犬上地域内には、彦根市清掃センター（昭和52年稼働）と、彦根市以外の4町が利用するリバースセンター（平成9年稼働）の2つのごみ処理施設がありますが、いずれも経年使用による施設の老朽化が進んでいることから、新しいごみ処理施設の建設が喫緊の課題となっています。近年ごみ処理行政においては、ごみ処理やエネルギー回収効率等での最適化を実現する方策として、広域的なごみ処理体制の構築が重要とされています。以上のことから、1市4町では、広域での新ごみ処理施設の令和11年度供用開始に向けて、彦根愛知犬上広域行政組合主導のもと施設整備の検討を進めています。（1市4町と彦根愛知犬上広域行政組合の役割分担についてはP.17参照。）

本計画は、新ごみ処理施設整備にあわせた1市4町でのごみの分別方法統一方針、ごみ減量目標、ごみ減量目標達成および適切にごみ処理の推進に向けた各市町における施策を決定することを目的に策定しました。本計画の構成を表1-1-1に示します。本計画の構成は基本的に前計画を踏襲し、1市4町全体に係る内容および計画（第1章および第2章）と、各市町の計画（第3章から第7章まで）とします。今後、1市4町での共同のごみ減量目標やごみ処理施策等の検討を行う予定です。1市4町のごみ処理事業に合わせて、本計画の中間見直しや次期計画策定時には1市4町の計画を一本化する等、必要に応じて計画構成の見直しを検討します。

なお、生活排水処理基本計画については、彦根市、湖東広域衛生管理組合（4町）それぞれで別途策定します。

表1-1-1 彦根愛知犬上地域 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の構成

項目	内容
第1章 総則	・ 本計画策定の趣旨 ・ 国、滋賀県のごみ処理計画について
第2章 彦根愛知犬上地域のごみ処理について	・ 彦根愛知犬上地域の概要 ・ 1市4町のごみ分別方法統一方針 ・ 1市4町のごみ減量目標、将来ごみ量 ・ 1市4町共同のごみ処理施策
第3章 彦根市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	【地域概要】
第4章 愛荘町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	・ 各市町における自然的概要、人口、産業の動向、関連計画
第5章 豊郷町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	【ごみ処理基本計画】
第6章 甲良町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	・ 各市町におけるごみ処理の基本情報
第7章 多賀町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	・ 各市町における将来ごみ量 ・ 各市町におけるごみ処理施策（ごみ減量、収集・運搬、情報提供、環境負荷の削減等）

第2節 計画の位置づけ

1. 他の計画との関連

本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に基づき定め、また、関連する法律や条例、1市4町の計画と整合を図るものとします。

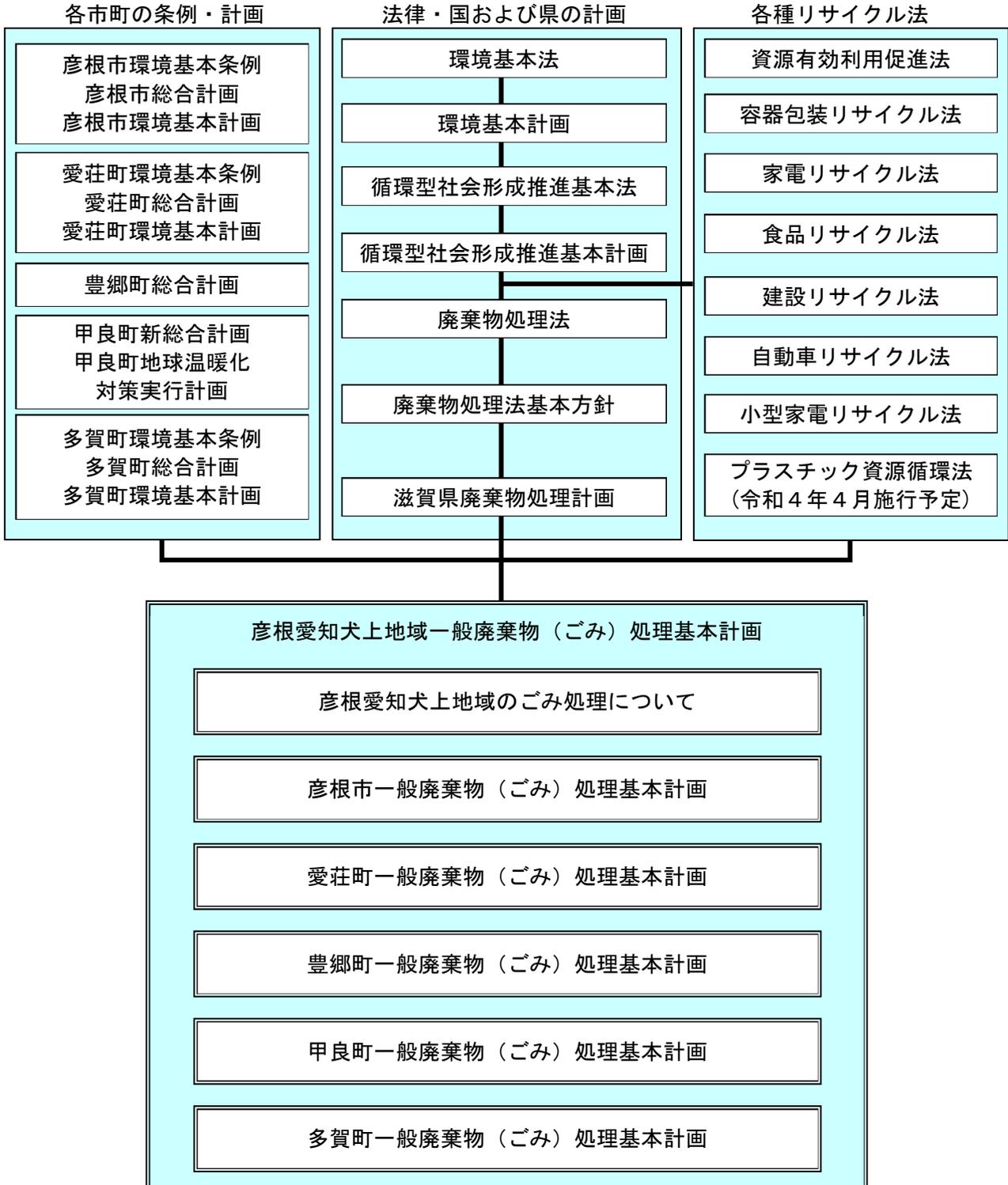


図1-2-1 本計画の位置づけ

2. 計画期間

ごみ処理基本計画策定指針（平成 28 年 9 月環境省）では、基本計画の目標年度は、計画策定時より 10～15 年後程度とされています。

本計画は計画初年度を令和 4 年度、計画期間を 10 年間とし、計画目標年度を令和 13 年度とします。なお、計画 5 年目の令和 8 年度を中間目標年度とします。

また、彦根愛知犬上地域の新ごみ処理施設が供用開始する令和 11 年度には、1 市 4 町で統一したごみ分別方法を開始します。

なお、今後の社会情勢の変化と関連計画の進捗状況に対応し、基本計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、見直しを行うものとします。

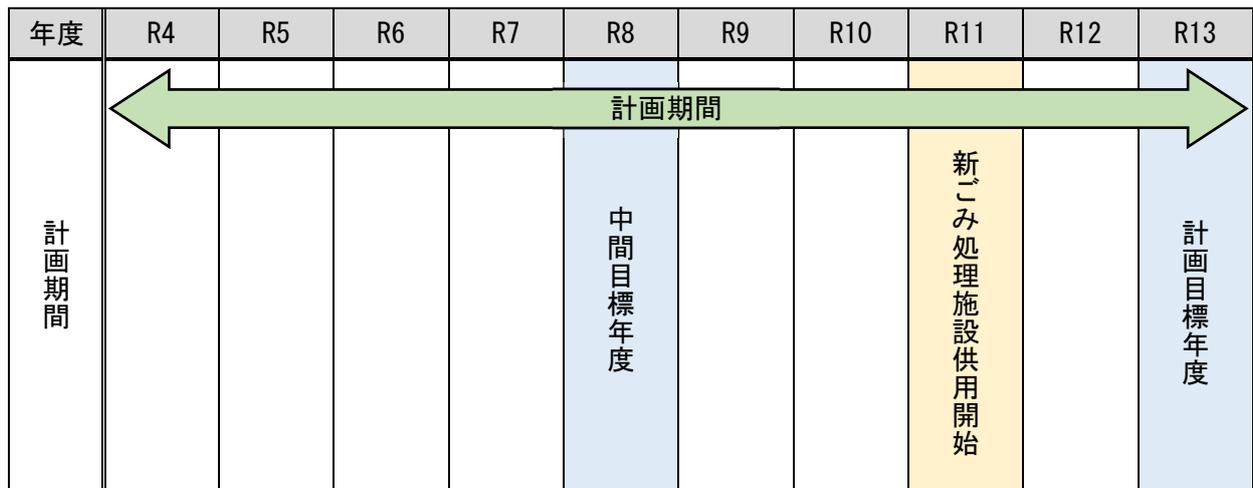


図1-2-2 計画期間と計画目標年度

第 3 節 ごみ処理行政の動向および関連計画

1. 国際的な潮流と国内の動向

国際的な動向として、令和 2 年以降における地球温暖化対策の国際的な規則を定めた「パリ協定」や、平成 27 年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載されている、17 のゴールと 169 のターゲットで構成された「持続可能な開発目標（SDGs : Sustainable Development Goals）」等において、各国の先進的な取組が求められています。

国内では、平成 30 年に閣議決定した第五次環境基本計画では、地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完する「地域循環共生圏」が提唱されました。「地域循環共生圏」では、廃棄物系バイオマスの活用等においてごみ処理分野の貢献が期待されています。

また、平成 30 年 6 月に策定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、重要な方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理のさらなる推進と環境再生等が掲げられ、その実現に向けて令和 32 年までに国が講ずべき施策が示されています。表 1-3-1 に第四次循環型社会形成推進基本計画の概要を示します。

表1-3-1 第四次循環型社会形成推進基本計画の概要

持続可能な社会づくりの統合的な取組					
<ul style="list-style-type: none"> ・地域循環共生圏の形成 ・シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価 ・家庭系食品ロス半減に向けた国民運動 ・高齢化社会に対応した廃棄物処理体制 ・未利用間伐材等のエネルギー源としての活用 ・廃棄物エネルギーの徹底活用 ・マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策 ・災害廃棄物処理事業の円滑化・効率化の推進 ・廃棄物・リサイクル分野のインフラの国際展開 					
国の取組	地域循環共生圏形成による地域活性化	ライフサイクル全体での徹底的な資源循環	適正処理の推進と環境再生	災害廃棄物処理体制の構築	適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開
	<ul style="list-style-type: none"> ○地域循環共生圏の形成 ・課題の掘り起こし ・実現可能性調査への支援 ○コンパクトで強靱なまちづくり ○バイオマスの地域内での利活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○開発設計段階での省資源化等の普及促進 ○シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価 ○素材別の取組等 ・プラスチック戦略 ・バイオマス ・金属(都市鉱山の活用) ・土石・建設材料 ・太陽光発電設備 ・おむつリサイクル 	<ul style="list-style-type: none"> ○適正処理 ・安定的・効率的な処理体制 ・地域での新たな価値創出に資する処理体制 ・環境産業全体の健全化・振興 ○環境再生 ・マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策 ・空き家・空き店舗対策 ○東日本大震災からの環境再生 	<ul style="list-style-type: none"> ○自治体 ・災害廃棄物処理計画 ・国民への情報発信、コミュニケーション ○地域 ・地域ブロック協議会 ・共同訓練、人材交流の場、セミナーの開催 ○全国 ・D.Waste-Netの体制強化 ・災害時に拠点となる廃棄物処理施設 ・IT等最新技術の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○国際資源循環 ・国内外で発生した二次資源を日本の環境先進技術を活かし適正にリサイクル ・アジア・太平洋3R推進フォーラム等を通じて、情報共有等を推進 ○海外展開 ・我が国の質の高い環境インフラを制度・システム・技術等のパッケージとして海外展開 ・災害廃棄物対策ノウハウの提供、被災国支援
	循環分野における基盤整備				
<ul style="list-style-type: none"> ・電子Manifestoを含む情報の活用 ・技術開発等(廃棄物分野のIT活用) ・人材育成、普及啓発等(Re-Styleキャンペーン) 					
持続可能な社会づくりの統合的な取組					
<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界 ・環境、経済、社会的側面を統合的に向上 					
将来像	地域循環共生圏形成による地域活性化	ライフサイクル全体での徹底的な資源循環	適正処理の推進と環境再生	災害廃棄物処理体制の構築	適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の資源生産性向上 ・生物多様性の確保 ・低炭素化 ・地域の活性化 ・災害に強いコンパクトで強靱なまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・第四次産業革命により「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要なときに必要なだけ提供する」 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の適正処理(システム、体制、技術の適切な整備) ・地域環境の再生(海洋ごみ、不法投棄、空き家等) ・震災被災地の環境再生、未来志向の復興創生 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の適正・迅速な処理(平時より重層的な廃棄物処理システムを強靱化) 	<ul style="list-style-type: none"> ・資源効率性が高く、現在および将来世代の健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界
	循環分野における基盤整備				
<ul style="list-style-type: none"> ・情報基盤の整備・更新、必要な技術の継続的な開発、人材育成 ・多様な主体が循環型社会づくりの担い手であることを自覚して行動する社会 					

また、第四次循環型社会形成推進基本計画におけるごみ排出量等の数値目標を表1-3-2に示します。

表1-3-2 第四次循環型社会形成推進基本計画の数値目標

指標	目標値 (令和7年度)
1人一日当たりのごみ排出量(家庭系、事業系、集団回収)	850g/人・日
1人一日当たりの家庭系ごみ排出量(資源ごみ除く)	440g/人・日

2. プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

海洋プラスチックごみ問題や気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性の高まりを背景に、プラスチック資源循環に係る検討が進められてきました。令和元年5月には、プラスチックの資源循環を総合的に推進するため「プラスチック資源循環戦略」が策定されました。また、同戦略を具体化するため、令和2年5月から令和3年1月までにかけて開催された中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環小委員会および産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会プラスチック資源循環戦略ワーキンググループの合同会議における審議の結果を受け、令和3年1月29日に中央環境審議会から「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について（意見具申）」が出されました。

この意見具申に則り、多様な物品に使用されているプラスチックに関し包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を促進するため、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和3年3月に閣議決定されました。同法は令和4年4月に施行予定とされています。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律では、基本的方向として、事業者、市町村、消費者、国および都道府県、それぞれの主体が努める役割が以下のように規定されています。

表1-3-3 プラスチック資源循環に向けた関係主体の役割

主体	役割
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ プラスチック使用製品設計指針に即してプラスチック使用製品を設計すること ・ プラスチック使用製品の使用の合理化のために業種や業態の実態に応じて有効な取組を選択し、当該取組を行うことによりプラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制すること ・ 自ら製造・販売したプラスチック使用製品の自主回収・再資源化を率先して行うこと ・ 排出事業者としてプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制および再資源化等を実施すること
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭から排出されるプラスチック使用製品の分別収集、再商品化その他の国の施策に準じてプラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講じる
消費者	<ul style="list-style-type: none"> ・ プラスチック使用製品の使用の合理化によりプラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制すること ・ 事業者および市町村双方の回収ルートに適した分別排出すること ・ 認定プラスチック使用製品を使用すること
国	<ul style="list-style-type: none"> ・ プラスチックに係る資源循環の促進等のために必要な資金の確保、情報の収集、整理および活用、研究開発の推進およびその成果の普及、教育活動、広報活動等を通じた国民の理解醸成および協力の要請等の措置を講じる
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村がその責務を十分に果たすために必要な技術的援助その他の国の施策に準じてプラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講じる

※ 環境省「「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令案」等に関する意見募集について」（令和3年10月8日）、別紙1「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の政省令・告示について 参照

3. 滋賀県の動向

(1) 第五次滋賀県廃棄物処理計画

滋賀県では令和3年7月に「第五次滋賀県廃棄物処理計画」が策定されました。同計画では、「多様な主体との一層の連携・協働による総合的な取組の推進」、「循環型社会の実現に向けた3R（リデュース・リユース・リサイクル）および環境負荷低減の取組の推進」、「安全・安心な生活を支える廃棄物の適正処理の推進」以上3点を計画の基本方針とされています。

第五次滋賀県廃棄物処理計画における一般廃棄物の数値目標および参考指標を表1-3-4、取組に係る目標を表1-3-5に示します。

表1-3-4 第五次滋賀県廃棄物処理計画の数値目標および参考指標

指標		実績値 (令和元年度)	将来予測値 (令和7年度)	目標値 (令和7年度)
減量に係る目標	1人一日当たりごみ排出量 (家庭系、事業系、集団回収)	837g/人・日	838g/人・日	804g/人・日
	1人一日当たり最終処分量	84g/人・日	85g/人・日	82g/人・日
参考指標	総排出量	435,000t	431,000t	413,000t
	総資源化量	77,000t	81,000t	77,000t
	再生利用率	17.8%	18.8%	18.5%
	最終処分量	43,000t	43,000t	42,000t

表1-3-5 取組に係る目標

目標項目	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
マイバッグ持参率（レジ袋辞退率） ※1	90.1%	85%以上 (計画期間中)
県内のマイボトル使用可能な給水等スポット数 ※2	23箇所	100箇所
食品ロス削減を認知して削減に取り組む消費者の割合 ※3	78.3% (令和2年度)	80%以上
「三方よしフードエコ推奨店」の累計登録店舗数 ※4	118店	300店
市町災害廃棄物処理計画の策定率	42.1%	100% (令和6年度までに)
「環境美化の日」を基準とした環境美化運動参加者数 ※5	231,814人	1,200,000人 (計画期間累計)
優良産業廃棄物処理業者認定数 ※6	181件	270件
廃棄物処理施設や産業廃棄物処分業者への立入検査実施率	100%	100% (計画期間中)
産業廃棄物不法投棄等の発生年度内解決率 ※7	79.3%	85%以上 (計画期間中)

※1 実績値は、「滋賀県におけるレジ袋削減の取組に関する協定」の協定締結事業者のうち、無料配布中止実施事業者の全店舗のレジ袋辞退率（レジ袋辞退人数÷レジ通過人数×100）の合計を全店舗数で割った数値により算出。令和2

年7月のレジ袋有料義務化を踏まえ、目標値は、協定締結事業者の全店舗のレジ袋辞退率として算出し、新たな事業者との締結を前提に設定しているため、実績値を下回っている。

- ※2 県内において、有料・無料問わず、マイボトルに給水、給茶等をサービスする店舗や場所。(実績値は関西広域連合「マイボトルスポットMAP」事業における滋賀県内に掲載されているスポット数。)
- ※3 食品ロスが問題となっていることを認知しており、かつ、実際に食品ロス削減に取り組んでいる消費者の割合。(令和元年度実績値欄の数値は令和2年度滋賀県廃棄物処理計画に係る県民アンケート調査結果。)
- ※4 三方よしフードエコ推奨店制度に基づき食品ロス削減の取組を実践している店舗の累計登録店舗数。
- ※5 滋賀県ごみの散乱防止に関する条例に基づく5月30日、7月1日および12月1日の「環境美化の日」を基準日として県下全域を対象にした清掃活動の参加者数。(24万人/年相当)
- ※6 通常の業の許可基準に加えて、事業実績と遵法性、事業の透明性、環境配慮の取組、電子マニフェスト、財務体質の健全性等をクリアした産廃処理業者を廃棄物処理法に基づき認定した数。(令和元年度末の全体許可業者 3,769者の内数)
- ※7 新たに発生した不適正処理事案の年度内解決率。

(2) 滋賀県内におけるごみ排出量

滋賀県内の各市町および県全体におけるごみ排出量を表1-3-6に示します。

1人一日当たりごみ排出量は、彦根市は滋賀県全体の値を少し上回っている一方、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町は下回っている状況です。また、1市4町の総人口と総ごみ排出量から算出した1人一日当たりごみ排出量は滋賀県全体の値を少し下回っています。

表1-3-6 滋賀県内におけるごみ排出量

市町村名	計画収集人口 (人)	ごみ総排出量 (t)	1人1日当たりごみ排出量 (g/人・日)
大津市	343,563	104,358	830
長浜市	118,103	35,470	821
近江八幡市	82,129	27,840	926
草津市	134,658	42,325	859
守山市	83,570	24,195	791
栗東市	70,063	20,916	816
甲賀市	90,753	29,526	889
野洲市	51,334	13,976	744
湖南市	55,273	16,218	802
高島市	48,348	15,938	901
東近江市	114,311	35,105	839
米原市	38,614	10,856	768
日野町	21,518	6,710	852
竜王町	11,996	4,175	951
彦根市	112,928	36,352	880
愛荘町	21,331	4,781	612
豊郷町	7,358	1,896	704
甲良町	6,940	1,800	709
多賀町	7,600	2,235	804
1市4町	156,157	47,064	823
滋賀県	1,420,390	434,672	836

出典：環境省 令和元年度一般廃棄物処理実態調査結果

4. 彦根愛知犬上地域を総括した関連計画

(1) 「湖東地域一般廃棄物処理基本計画」(平成18年度)彦根市、東近江市(愛東地区、湖東地区)、 愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町

「湖東地域一般廃棄物処理基本計画」は、本計画の前身にあたる一般廃棄物処理基本計画であり、湖東地域(彦根市、東近江市(愛東地区、湖東地区)、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町)の、各市町のごみ処理基本計画および生活排水処理基本計画がまとめられています。計画期間は平成18年度から令和3年度までの16年間であり、中間目標年度は平成22年度(計画5年目)、平成27年度(計画10年目)としています。

なお、彦根市については、平成25年3月に独自の一般廃棄物処理基本計画を策定し、平成30年3月に同計画の改訂版を策定しています。

前計画の概要を、1市4町分を抜粋して以下に示します。

1) ごみ処理基本計画

ごみの減量化、資源化目標および排出抑制計画は以下のとおりです。

① 減量化・資源化目標の設定

市町	項目	目標設定
彦根市	収集ごみ	収集ごみ(資源ごみ含む)の1人一日当たりの量を平成27年度までに10%削減 612.8g/人日(平成17年度)→551.6g/人日(平成27年度)
	許可収集・直接搬入ごみ	平成27年度までに10%減 15,601t/年(平成17年度)→14,040t/年(平成27年度)
	そのほか	新聞・雑誌・ダンボールの収集・回収量を平成27年度までに100g/人日 73.2g/人日(平成17年度)→100.0g/人日(平成27年度)
愛荘町	収集ごみ	【秦荘地区】 収集ごみ(資源ごみ除く)の1人一日当たりの量を令和2年度までに5%削減 475.5g/人日(平成17年度)→490.9g/人日(令和2年度) 【愛知川地区】 収集ごみ(資源ごみ除く)の1人一日当たりの量を令和2年度までに5%削減 533.9g/人日(平成17年度)→579.0g/人日(令和2年度)
	許可収集・直接搬入ごみ	【秦荘地区】 令和2年度までに5%減 258t/年(平成17年度)→246t/年(令和2年度) 【愛知川地区】 令和2年度までに5%減 659t/年(平成17年度)→626t/年(令和2年度)
	そのほか	【秦荘地区】 新聞・雑誌・ダンボールの収集・回収量を令和2年度までに70g/人日 34.0g/人日(平成17年度)→70.0g/人日(令和2年度) 【愛知川地区】 新聞・雑誌・ダンボールの収集・回収量を令和2年度までに70g/人日 11.0g/人日(平成17年度)→70.0g/人日(令和2年度)
豊郷町	収集ごみ	収集ごみ(資源ごみ除く)の1人一日当たりの量を平成27年度までに10%削減 609.7g/人日(平成17年度)→571.0g/人日(平成27年度)

市町	項目	目標設定
	許可収集・直接搬入ごみ	令和2年度までに5%減 295t/年(平成17年度)→280t/年(令和2年度)
	そのほか	新聞・雑誌・ダンボールの収集・回収量を令和2年度までに70g/人日 51.3g/人日(平成17年度)→70.0g/人日(令和2年度)
甲良町	収集ごみ	収集ごみ(資源ごみ除く)の1人一日当たりの量を平成27年度までに10%削減 581.0g/人日(平成17年度)→526.3g/人日(平成27年度)
	許可収集・直接搬入ごみ	令和2年度までに5%減 194t/年(平成17年度)→184t/年(令和2年度)
	そのほか	新聞・雑誌・ダンボールの収集・回収量を令和2年度までに70g/人日 48.5g/人日(平成17年度)→70.0g/人日(令和2年度)
多賀町	収集ごみ	収集ごみ(資源ごみ除く)の1人一日当たりの量を令和2年度までに5%削減 503.5g/人日(平成17年度)→479.7g/人日(令和2年度)
	許可収集・直接搬入ごみ	令和2年度までに5%減 236t/年(平成17年度)→224t/年(令和2年度)
	そのほか	(既に集団回収が70g/人日以上となっているため、今後も現状を継続)

※ 愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町の収集ごみ1人一日当たり排出量(g/人日)の値には、資源ごみを含む

② 排出抑制計画

項目	計画内容
排出抑制計画	<ol style="list-style-type: none"> 1) 生ごみ堆肥化容器、生ごみ処理容器の普及拡大 <ul style="list-style-type: none"> - 生ごみ堆肥化容器、生ごみ処理容器購入に対する補助制度の継続 2) 集団回収の促進 <ul style="list-style-type: none"> - 集団回収に対する報奨制度の継続 3) ごみ収集の有料化の検討 4) 買い物袋持参運動の推進 5) ごみ減量に関する啓発策の実施 <ul style="list-style-type: none"> - リサイクル講座、関連イベントの実施 - ホームページ、広報を利用した啓発 6) 事業系ごみに関する排出抑制策の実施 <ul style="list-style-type: none"> - ホームページ、広報を利用した啓発 - 処理手数料の適正化 - 搬入管理の強化 - 家庭系ごみへの事業系ごみの混入防止 - 事業系生ごみの資源化の促進 - 多量排出事業者に対する減量計画作成等の指導

※ 生ごみ処理容器購入の補助額や集団回収の報償額等、施策の詳細は各市町により設定

(2) 「彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画」(令和元年11月)彦根愛知犬上広域行政組合

1市4町の圏域内における可燃ごみ処理施設は、彦根市清掃センター(昭和52年稼働)と、4町が利用するリバースセンター(平成9年稼働)の2施設があります。両施設は老朽化が進んでおり、新しいごみ処理施設の建設が喫緊の課題となっています。

彦根愛知犬上広域行政組合では、1市4町の広域新ごみ処理施設(熱回収施設およびリサイクル施設)の整備にかかる「彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画」(以下、「施設整備基本計画」とします。)を作成されています。施設整備基本計画では、施設整備の理念・基本方針、処理対象物・施設規模および事業スケジュール等についてまとめられています。

表1-3-7に、施設整備基本計画の概要を示します。なお、新ごみ処理施設の詳細については、本計画の内容等を踏まえながら、現在、彦根愛知犬上広域行政組合において検討されています。

表1-3-7 施設整備基本計画の概要

項目	内容
施設整備の理念・基本方針	理念1：ごみの安全・安心・安定的な処理が確保できる施設 理念2：環境への負荷の少ない施設 理念3：資源循環・エネルギーの回収に優れた循環型社会基盤施設 理念4：経済性に優れた施設 理念5：災害に強い施設 理念6：社会情勢等の変化への柔軟な対応ができる施設
処理対象物・施設規模	(1) 熱回収施設 処理対象ごみ：燃やすごみ、リサイクル施設からの可燃残渣、災害廃棄物(可燃物・柱角材等破砕物) 施設規模 147t/日(73.5t/日×2炉)(分別方法等一案①、②) 144t/日(72t/日×2炉)(分別方法統一案③) (2) リサイクル施設 処理対象ごみ：燃えないごみ、粗大ごみ、缶・金属類、びん類、ペットボトル、(容器包装プラスチック、廃食用油)古紙・衣類、小型家電・乾電池・蛍光灯、水銀使用廃製品等の処理困難物(一時保管)、自治会清掃ごみ(一時保管・焼却)、動物の死がい(一時保管・焼却)等 34t/日(分別統一案①) 31t/日(分別統一案②) 35t/日(分別統一案③) ※分別統一案①：容器包装プラスチック・廃食用油は焼却。古紙・布類は施設に集約 ※分別統一案②：容器包装プラスチック・廃食用油は焼却。古紙・布類は持込のみ受入 ※分別統一案③：容器包装プラスチック・廃食用油は分別。古紙・布類は持込のみ受入
事業スケジュール	施設整備基本設計：令和元年度～令和3年度 敷地造成実施設計：令和3年度～令和4年度 施設整備事業者選定：令和4年度～令和6年度 土壌汚染状況調査 地歴調査：令和元年度 試料採取等調査：令和3年度 環境影響評価：令和元年度～令和5年度 都市計画決定手続き：令和元年度～令和5年度 敷地造成工事：令和6年度 施設建設工事：令和6年度～令和10年度

(3) 「湖東定住自立圏共生ビジョン」(Vol.17 令和3年4月) 彦根市

湖東定住自立圏共生ビジョンとは、定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組等を記載した実施計画です。湖東定住自立圏は、彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町により形成しています。現在は第3期共生ビジョン（令和2年から令和6年まで）の期間にあります。

共生ビジョンにおける圏域のごみ処理の目標等は以下のとおりです。

- ・ 循環型社会の構築を進めるために、ごみ減量化やリサイクルを基本とした4R推進に向けた住民への周知徹底を図るとともに、組合構成市町のごみの分別方法の統一を目指した事業展開を行う。
- ・ 【形成協定】一般廃棄物（ごみ）処理に係る広域化の推進を図るため、事業実施主体となる彦根愛知犬上広域行政組合の下、地域の実情に応じた広域化事業の実現に取り組む。
- ・ 【重要業績評価指標（KPI）】（以下のとおり）

表1-3-8 ごみ等排出量の目標値

指標	目標値 (令和3年度)
圏域住民1人一日あたりのごみ等排出量	807g/人・日
(参考：各市町の1人一日あたりのごみ等排出量数値)	
市民1人一日あたりのごみ等排出量【彦根市】	873g/人・日
町民1人一日あたりのごみ等排出量【愛荘町】	600g/人・日
町民1人一日あたりのごみ等排出量【豊郷町】	670g/人・日
町民1人一日あたりのごみ等排出量【甲良町】	650g/人・日
町民1人一日あたりのごみ等排出量【多賀町】	714g/人・日

※ 湖東定住自立圏共生ビジョンにおける令和6年度の目標値については、令和3年度に策定する彦根愛知犬上地域一般廃棄物処理基本計画（本計画）の中で設定するとしています。

表1-3-9 環境啓発イベント開催数および参加者数目標値

指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
環境啓発イベント開催数および参加者数	6回/114人	8回/410人

表1-3-10 ごみ減量・リサイクル推進事業

項目	内容
事業名	ごみ減量・リサイクル推進事業
関係市町村	全市町
事業概要	圏域におけるごみの処理と減量の方向性を明確にするため、一般廃棄物処理基本計画の統合を進める。また、新ごみ処理施設での処理量削減に向けて、生ごみや古紙等資源ごみのリサイクルを推進する。 ①一般廃棄物処理基本計画策定事業 ②生ごみたい肥化事業 ③リサイクル活動推進事業
成果	循環型社会を形成するため、住民啓発、事業所啓発をすすめ、環境への負荷の低減を図る。
事業費	令和2年度：31,439千円 令和3年度：22,554千円 令和4年度：18,818千円 令和5年度：18,818千円 令和6年度：18,818千円 合計：110,447千円
国県補助事業等の名称、補助率等 (令和3年度)	自治振興交付金（地域循環型生活推進事業）（県1/3） 琵琶湖総合保全市町交付金（県）
関係市町の役割分担に係る基本的な考え方	各市町が負担する。ただし①については、均等割で費用負担する。

表1-3-11 ごみ処理広域化調整事業

項目	内容
事業名	ごみ処理広域化調整事業
関係市町村	全市町
事業概要	ごみ処理の広域化に向けて、各市町の廃棄物の分別方法等の統一に向けた検討を進めるとともに、住民への啓発に取り組む。 ①ごみ処理広域化調整事業
成果	分別の統一化と、住民への啓発
事業費	令和2年度：417,424千円 令和3年度：455,930千円 令和4年度：455,930千円 令和5年度：455,930千円 令和6年度：455,930千円 合計：2,241,144千円
国県補助事業等の名称、補助率等 (令和3年度)	(なし)
関係市町の役割分担に係る基本的な考え方	均等割20%、人口割80%で負担する。

第4節 計画のフォローアップと事後評価

本計画の実施にあたり、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（見直し）を繰り返し実施するPDCAに基づき、施策の進捗状況および各種取組状況について毎年点検、評価し、計画のフォローアップおよび事後評価を行います。

また、本計画の策定から5年後の中間目標年度には、目標値の達成状況や施策の実施状況を検証し、計画の見直しを行います。

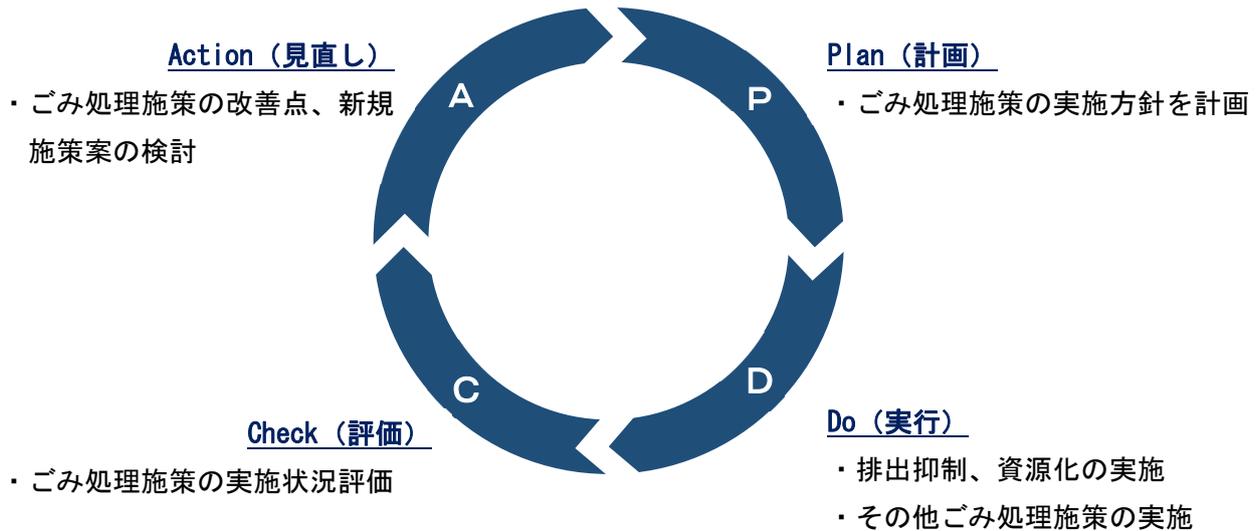


図1-4-1 一般廃棄物処理基本計画の評価、事後評価(PDCA サイクル)の概念図

第2章 彦根愛知犬上地域のごみ処理について

第1節 彦根愛知犬上地域の概要

1. 地域概要

1市4町は、滋賀県の東部に位置し、北は米原市、南は東近江市に接し、彦根市の北西部分は琵琶湖に面しています。また、彦根愛知犬上広域行政組合は豊郷町の「豊栄のさと」内に所在しています。



図2-1-1 1市4町の位置

2. 人口推移

令和元年度の1市4町の合計人口は156,157人です。1市4町の合計人口推移を見ると、微減傾向にあり、著しい増減は見られないことがわかります。

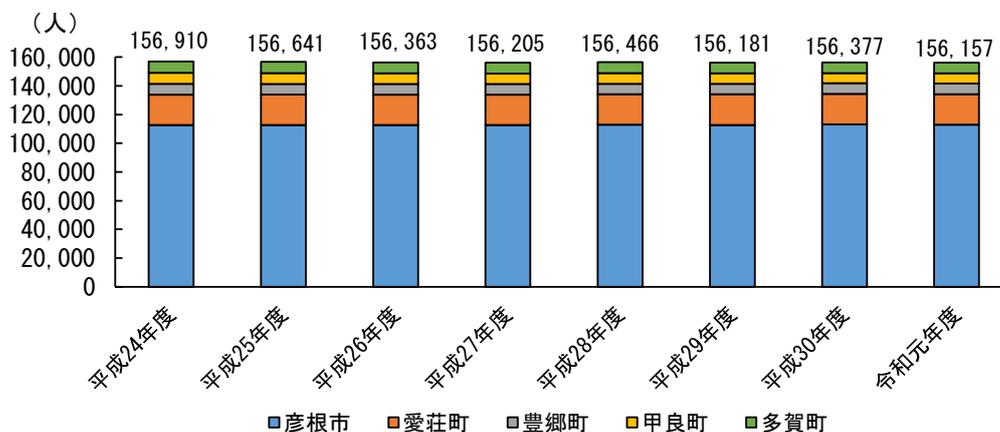


図2-1-2 1市4町の人口の推移

3. 市町ごとのごみ排出量の現状

平成24年度から令和元年度までの、1市4町のごみ排出量の推移を表2-1-1、1市4町の1人1日当たりごみ排出量（g/人・日）を表2-1-2および図2-1-3に示します。1市4町のごみ排出量の合計量は平成25年度から年々減少傾向にあります。平成28年度を境に減少が緩やかになっています。また1人1日当たりごみ排出量は、平成25年度から平成29年度にかけて減少していますが、平成29年度以降は横ばいの傾向にあります。

表2-1-1 1市4町のごみ発生量

市町	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
彦根市	t/年	44,089	45,757	43,169	39,892	36,877	36,210	36,141	36,352
愛荘町	t/年	4,496	4,532	4,599	4,746	4,772	4,766	4,844	4,781
豊郷町	t/年	1,690	1,713	1,636	1,795	2,102	1,751	1,825	1,896
甲良町	t/年	1,902	1,820	1,773	1,780	1,778	1,858	1,836	1,800
多賀町	t/年	2,118	2,070	2,391	2,259	2,199	2,193	2,304	2,235
1市4町	t/年	54,294	55,892	53,568	50,473	47,728	46,778	46,950	47,064

表2-1-2 1市4町の1人1日当たりごみ排出量

市町	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
彦根市	g/人・日	1,072	1,112	1,050	967	895	880	876	880
愛荘町	g/人・日	584	585	596	612	615	610	622	612
豊郷町	g/人・日	609	635	610	664	777	650	678	704
甲良町	g/人・日	675	661	647	666	667	710	716	709
多賀町	g/人・日	738	728	847	805	786	796	835	804
1市4町	g/人・日	948	978	939	883	836	821	823	823

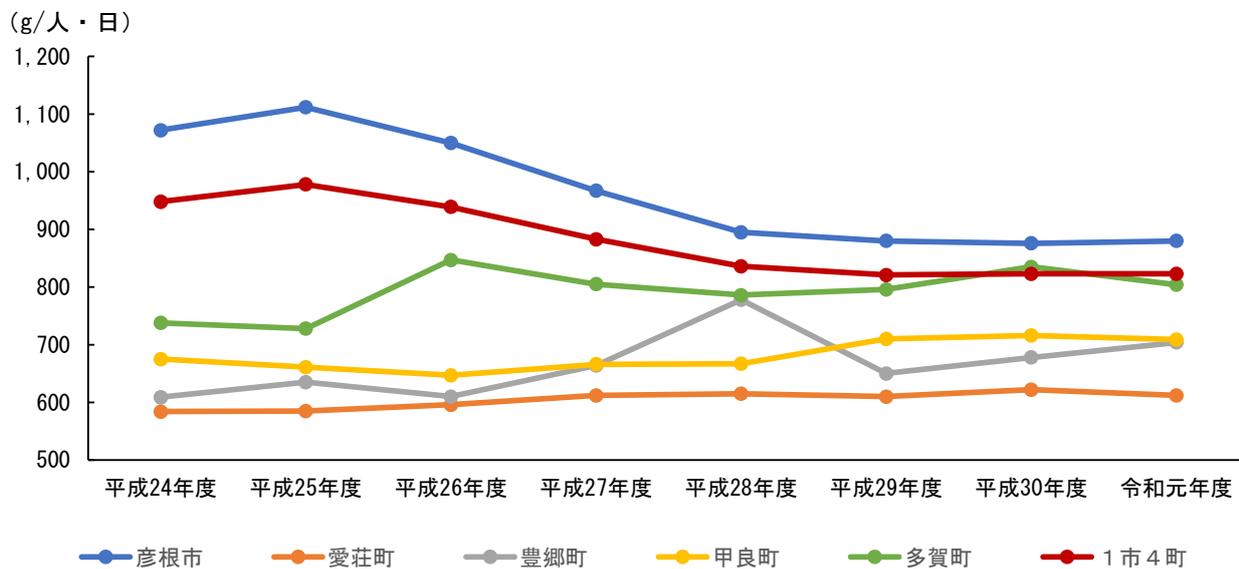


図2-1-3 1市4町における1人1日当たりごみ排出量

4. 彦根愛知犬上地域および彦根愛知犬上広域行政組合について

彦根愛知犬上地域は彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町からなり、1市4町で構成する彦根愛知犬上広域行政組合は表2-1-3に示す事務について共同処理することを目的として設置された一部事務組合です。彦根愛知犬上広域行政組合の組織図は図2-1-4のとおりです。

表2-1-3 彦根愛知犬上広域行政組合 事務取扱一覧

共同処理する事務	関係市町
火葬場の設置および管理運営に関する事務	彦根市 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町
最終処分場の設置および管理運営に関する事務	彦根市 豊郷町 甲良町 多賀町
新しいごみ処理施設（関係市町が共同でごみ処理を行うために新たに建設する施設をいう。）の設置および管理運営に関する事務	彦根市 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町
一般廃棄物中継施設の設置および管理運営に関する事務	

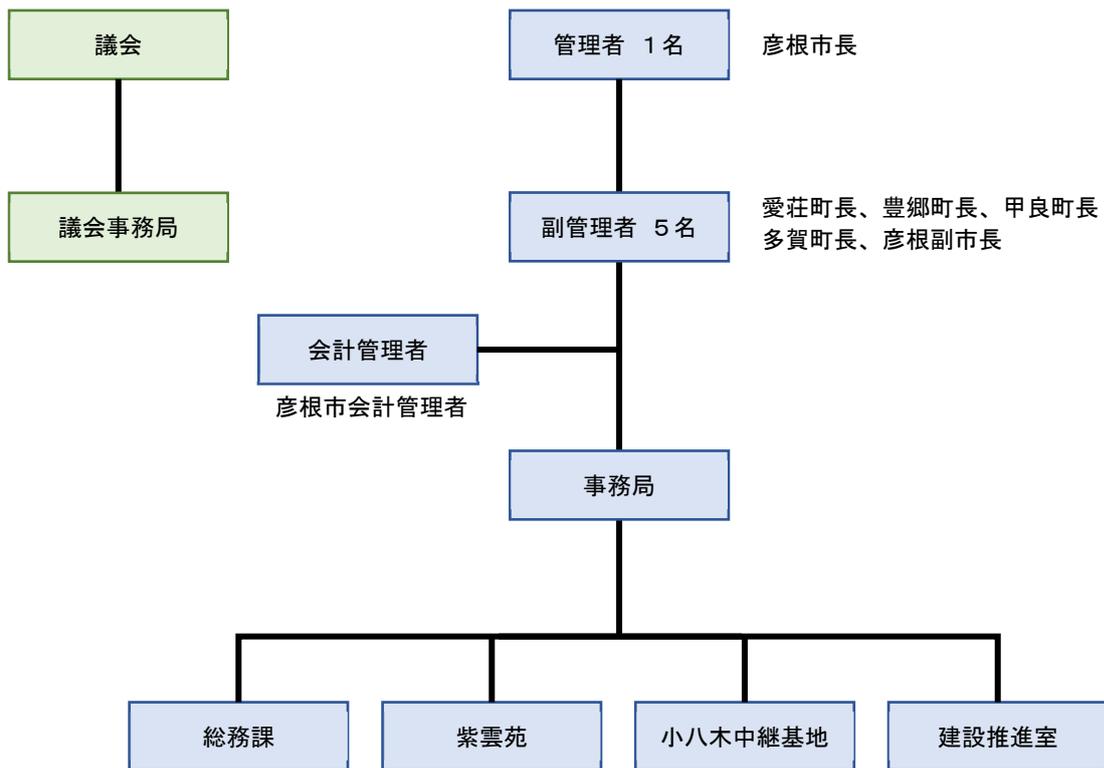


図2-1-4 彦根愛知犬上広域行政組合 組織図

5. 1市4町および彦根愛知犬上広域行政組合のごみ処理に係る役割分担について

(1) 現行体制（新ごみ処理施設供用開始前の令和10年度まで）

1市4町は、ごみの収集および運搬、各市町所管のごみ処理施設の維持管理ならびに施設で処理した後の焼却灰、不燃物および資源物等の運搬を行います。また、1市4町のごみ分別方法統一方針および将来ごみ量の減量目標の検討等、ごみ処理に関する基本的な事項について定めた計画（本計画）を策定します。

彦根愛知犬上広域行政組合は、小八木中継基地（埋立ごみおよび燃えないごみの中継基地）の運営および新ごみ処理施設整備（施設の仕様検討、環境影響評価、新ごみ処理施設建設事業者選定および新ごみ処理施設の実施設計・施工）を行います。また、本計画の策定にあたり、施設整備の観点から1市4町に対して提言を行います。

現行の1市4町および彦根愛知犬上広域行政組合のごみ処理に係るそれぞれの役割分担を図2-1-5に示します。

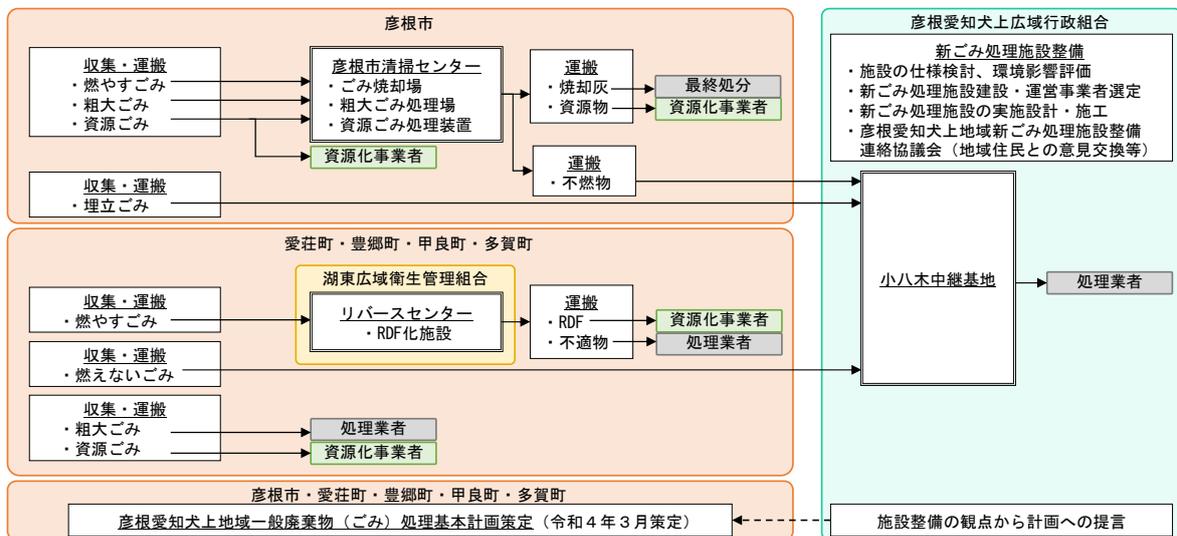


図2-1-5 現行のごみ処理に係る役割分担（令和10年度まで）

(2) 新ごみ処理施設供用開始後（令和11年度以降）

1市4町は、燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみおよび資源ごみそれぞれの分別区分を統一します。また、各市町でごみを収集し、彦根愛知犬上広域行政組合が運営する新ごみ処理施設で中間処理を行います。一部の資源ごみは新ごみ処理施設に搬入せず、直接資源化事業者に持込みます。

彦根愛知犬上広域行政組合は、ごみ処理施設の維持管理ならびに施設で処理した後の焼却灰、不燃物および資源物等の資源化業者への引渡を行います。新ごみ処理施設に係る1市4町の経費は、彦根愛知犬上広域行政組合負担金に関する条例（令和3年3月8日組合条例第1号）に基づき、設置経費は均等割20%と人口割80%、管理運営経費は均等割15%と利用割85%で各市町が負担します。

新ごみ処理施設供用開始後の1市4町および彦根愛知犬上広域行政組合のごみ処理に係るそれぞれの役割分担を図2-1-6に示します。

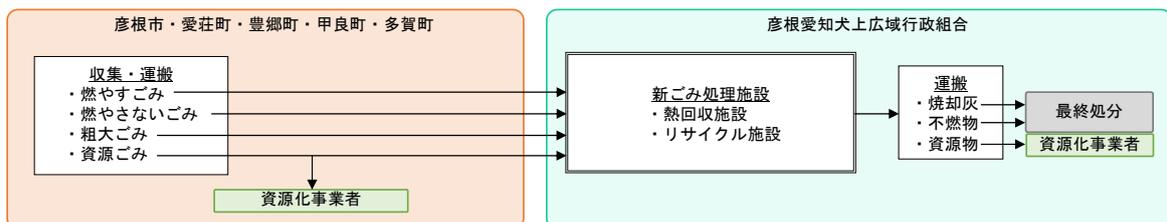


図2-1-6 新ごみ処理施設供用開始後のごみ処理に係る役割分担（令和11年度以降）

6. 彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設建設に向けたこれまでの経緯

平成11年3月に策定された「滋賀県一般廃棄物処理広域化計画」を契機に、広域でのごみ処理の検討が行われてきました。表2-1-4に施設整備の検討経緯を示します。

表2-1-4 新ごみ処理施設建設に向けたこれまでの経緯

年月	事項
平成11年3月	滋賀県が「滋賀県一般廃棄物処理広域化計画」を策定。
平成20年度	「湖東地域広域ごみ処理施設整備基本構想」を策定。建設候補地を選定も建設を断念。
平成25年3月	建設候補地（彦根市三津、海瀬町地先）を選定するが、建設を断念。
平成26年2月	公募方式により建設候補地を選定することを決定。
平成26年12月	「彦根愛知犬上地域ごみ処理施設建設候補地選定委員会」を発足。
平成27年10月 ～平成29年2月	建設候補地の公募を開始し、応募のあった5地区について、選定委員会による選定評価、資格判定評価および適正評価を実施。
平成29年2月	選定委員会より、「彦根愛知犬上地域ごみ処理施設建設候補地選定結果報告書」を組合管理者に提出。
平成29年6月	組合管理者会による検討の結果、建設候補地に愛荘町竹原区を選定。
平成29年10月 ～平成30年8月	「彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会」を発足し、新ごみ処理施設整備基本計画について議論、検討。
平成29年10月	彦根市議会において彦根愛知犬上地域ごみ処理施設に関する慎重審議を求める意見書が提出。
平成30年6月	甲良町議会、彦根市議会において候補地決定見直しを求める意見書が提出。
平成30年11月 ～平成31年3月	施設建設に係る組合管理者会と組合議会運営代表者との意見交換会を開催。
平成31年2月	組合議会定例会において、「建設候補地の白紙撤回を求める決議」が全会一致で可決。
平成31年4月	建設候補地を愛荘町竹原区に選定したことを白紙撤回。当初の応募地5地区に対して、候補地再選定の方針や今後の進め方に係る合同説明会を実施。4つの応募地（彦根市原町、彦根市清崎町、彦根市下西川町、愛荘町竹原区）が再応募。
令和元年5月 ～令和元年9月	各候補地周辺自治会住民を対象とした住民説明会や圏域住民対象の意見交換会、圏域住民からの無作為抽出によるアンケート、組合議会議員との意見交換会および管理者会を実施。これらの結果と平成29年2月の候補地選定報告書から総合的に候補地を評価。
令和元年9月	管理者会において、建設候補地に彦根市清崎町を選定。
令和元年10月	組合議会臨時会において、建設候補地を彦根市清崎町にかかる内容とした「彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画」が承認。
令和元年11月	亀山学区連合自治会、西清崎自治会役員への説明を実施。西清崎町自治会、稲里町自治会、東清崎町自治会への住民説明会を開催。荒神山神社に施設の概要等を説明。
令和元年12月	建設候補地の近隣小学校区の住民を対象とする合同説明会を実施。
令和2年1月	建設候補地周辺地域住民の県内先進ごみ処理施設の見学会を開催。大山自治会への住民説明会を実施。
令和2年10月 ～	地域住民と組合が情報の共有および意見交換を行い、相互の理解を深めるとともに、地域環境の保全および地域住民の安全・安心の確保について協議し、その協議内容を事業に反映させることを目的とし、「彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備連絡協議会」を設置。令和2年10月に第1回連絡協議会開催。令和3年12月時点で、第5回までの連絡協議会を実施。

7. 彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設建設に向けた今後の予定

現在、施設の仕様検討や環境影響評価等が行われています。今後は用地取得と、新ごみ処理施設整備・運営事業者選定の検討が行われます。また、令和5年度に入札公告、令和6年度に事業者が選定される予定です。

第2節 彦根愛知犬上地域のごみ分別方法統一方針、ごみ減量目標等について

1. 本計画策定に向けた1市4町における検討

本計画の策定において、1市4町ではごみ分別方法統一方針、ごみ減量目標およびごみ処理施策について検討をしてきました。1市4町での検討は主に以下の部会および委員会で行いました。

● 湖東定住自立圏推進協議会環境・ごみ処理部会

1市4町の担当部局職員により構成。各市町のごみ分別方法および減量目標等について協議。当部会において1市4町のごみ分別方法案、ごみ減量目標案等の整理およびごみ分別方法統一化等検討委員会の資料案の検討・作成等を実施。必要に応じて彦根愛知犬上広域行政組合職員も協議に参加し、議題内容に対して提言。

● ごみ分別方法統一化等検討委員会

1市4町より選定された11名の委員（担当部局職員と外部委員）により構成。学識経験者を交えて、主にごみ分別方法、ごみ減量目標およびごみ処理施策について協議。同委員会での検討結果は委員会案として1市4町の首長に報告。

本計画策定の検討経緯を表2-2-1に示します。

表2-2-1 本計画策定の検討経緯

年月	項目
令和2年9月 ～令和3年3月中旬	湖東定住自立圏推進協議会環境・ごみ処理部会（4回実施） ・ ごみ分別方法統一方針の検討
令和3年3月24日（水）	第1回 ごみ分別方法統一化等検討委員会 ・ ごみ分別方法統一案の説明
令和3年4月7日（水）	湖東定住自立圏推進協議会環境・ごみ処理部会 ・ ごみ減量目標の検討
令和3年4月21日（水）	第2回 ごみ分別方法統一化等検討委員会 ・ ごみ分別方法統一案の検討、ごみ減量目標の検討
令和3年6月29日（火）	第3回 ごみ分別方法統一化等検討委員会 ・ ごみ分別方法統一化方針およびごみ減量目標意向確認
令和3年8月18日（水）	湖東定住自立圏推進協議会環境・ごみ処理部会 ・ 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（素案）の検討
令和3年8月31日（火）	第4回 ごみ分別方法統一化等検討委員会 ・ 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（素案）の確認、検討
令和3年10月26日（火）	湖東定住自立圏推進協議会環境・ごみ処理部会 ・ 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（素案）の検討
令和3年12月9日（木）	湖東定住自立圏推進協議会環境・ごみ処理部会 ・ 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（素案）の検討
令和3年12月20日（月）	第5回 ごみ分別方法統一化等検討委員会 ・ 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（素案）の確認
令和4年1月17日（月）～2月15日（火）	意見公募手続（パブリックコメント）
令和4年2月25日（金）	湖東定住自立圏推進協議会環境・ごみ処理部会 ・ 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（素案）の修正
令和4年3月	彦根愛知犬上地域一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定

2. 1市4町のごみ分別方法統一方針について

(1) ごみ分別方法統一方針検討経緯

現在、1市4町のごみ分別方法は各市町で定められていますが、広域の新ごみ処理施設供用開始後は新施設におけるごみ種ごとの分別方法を明確にするために、令和11年度から1市4町のごみ分別方法を統一します。ごみ分別方法統一方針の検討にあたっては、1市4町の担当部局職員と外部委員(委員長1名のほか1市4町から各1名選出する委員 計6名)で構成する、「ごみ分別方法統一化等検討委員会」(以下、検討委員会とします。)を立ち上げ、第1回から第3回において、施設整備基本計画等の関連計画において分別方法統一方針が未定であった、プラスチック類、廃食用油および草・剪定枝を対象としたごみ分別方法統一案と、ごみ減量目標について検討しました。(ごみ減量目標については、本章本節の3. 将来ごみ量の推計を参照。)

【分別方法統一案候補】

- ・ 容器包装プラスチック : 「燃やすごみ」もしくは「資源ごみ」
- ・ 硬質プラスチック類 : 「燃やすごみ」、「燃えないごみ」、「資源ごみ」のいずれか
- ・ 白色トレイ : 「燃やすごみ」もしくは「資源ごみ」
- ・ 廃食用油 : 「燃やすごみ」もしくは「資源ごみ」
- ・ 草・剪定枝 : 「燃やすごみ」*もしくは「資源ごみ」
※基本的には資源化事業者への直接持込を啓発

検討委員会の日程および各回の議事概要を表2-2-2に示します。

表2-2-2 ごみ分別方法統一化等検討委員会の日程および議事概要

回	日付	議事概要
第1回	令和3年3月24日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討委員会のスケジュール確認 ・ 検討委員会の検討議題確認 ・ 圏域の分別方法統一案の説明
第2回	令和3年4月21日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ プラスチック類分別に関する説明 <ul style="list-style-type: none"> ー 住民アンケート結果について ー プラスチック類分別方法ごとの検討事項について ー 容器包装プラスチック等分別方法ごとの費用負担について ・ ごみ減量目標および将来ごみ量について
第3回	令和3年6月29日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ プラスチック類分別方法に関する補足説明 <ul style="list-style-type: none"> ー プラスチック類の焼却に係る補足説明(熱回収、ダイオキシン類発生抑制について) ー 容器包装プラスチック処理方法ごとの二酸化炭素排出量等の試算について ・ ごみ分別方法統一化方針およびごみ減量目標の意向確認
第4回	令和3年8月31日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(素案)の確認、検討
第5回	令和3年12月20日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(素案)の確認

検討委員会での検討にあたっては、「住民アンケート結果」、「施設整備、運営および収集運搬の案に係る費用負担の比較」および「二酸化炭素排出量」等を検証しました。

住民アンケート結果については、プラスチック分別方法に関して、彦根市では焼却・熱回収に積極的な回答34.7%に対して分別・資源化に積極的な回答の方が48.4%と多数に、4町では分別・資源化に積極的な回答21.1%~24.8%に対して焼却・熱回収に積極的な回答の方が62.5~68.1%と多数で、1市と4町では異なる結果となりましたが、回答割合を人口に乗じて人数を算出すると、熱回収と資源化はほぼ同数となりました。

また、二酸化炭素排出量については、今後、国のプラスチック資源循環施策によりプラスチック類自体が25%削減され、残りの75%のうち50%が紙製品・紙製容器包装やバイオマスプラスチックに代替促進された場合を想定して試算しても、燃やすごみとする方が、資源ごみとする場合に比べて、年間1,300~2,400トン(650~1,200人の年間排出量に相当)多いという結果となりました。一方、費用負担について、新施設における施設整備費、運営費および収集運搬費を比較した場合、施設整備から20年間の運営期間において、燃やすごみとする方が、資源ごみとする場合に比べて事業費が安価になる見込みです。

検討委員会では、今後、少子高齢化により将来の介護等福祉費用の増加が見込まれる中、ごみ処理にかかる経費の削減に努めたいという財政負担軽減の観点から、分別方法は「燃やすごみ」とし、焼却により発生した熱を回収して有効に活用していけばどうかという意見があがりました。

そのさなか、令和3年5月に、「レジ袋や食品トレーなど家庭のプラスチックごみをリサイクル資源として収集していることを施設整備交付金の新たな交付条件とする。ただし、プラスチック資源循環法が施行される令和4年4月より前までに環境大臣に地域計画が送付され、それに基づいて事業を行う場合は除く。」という趣旨の報道がありました。

※検討委員会においてごみ分別方法統一化の検討が行われた後の令和3年11月に、環境省より「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行及び循環型社会形成推進交付金交付要綱の改正に関する説明会」が開催され、自治体向けに交付金交付要綱改正の説明が行われました。同説明会の概要は以下のとおりです。

- ・プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び商品化に必要な措置を行っていることを交付要件とする。当該措置はプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行日から適用。
- ・なお、法施行日までに承認を受けた地域計画に基づく事業には経過措置を適用。

当圏域ではすでに、彦根愛知犬上広域行政組合から地域計画が提出されていることから、プラスチックごみを燃やす場合においても交付金を受けられるものと考えられます。

しかし、検討委員会の予定では、彦根愛知犬上広域行政組合の施設整備との兼ね合いもあり、第3回の委員会(令和3年6月29日)に検討委員会案を決定する必要がありました。検討委員会での検討時点では交付金交付要件の先行きが不透明であったため、検討委員会では、プラスチック類の分別が交付金の「交付要件とならない場合」と「交付要件となる場合」に場合分けした処理方針案を示すこととしました。これまでの検討結果を踏まえ、プラスチック類については、その分別が交付金の「交付要件とならない場合」、つまりプラスチックを焼却する場合でも交付金が受けられる場合には、ごみ処理にかかる経費の削減に努めたいという考えから「燃やすごみ」とするが、プラスチック類の分別が「交付要件となる場合」、つまり、プラスチック類を分別しないと交付金が受けられない場合は財政負担が多くなることから「資源ごみ」とすることを統一案としました。

この検討委員会の統一案をもとに、1市4町首長会であらためて協議、検討を行ったところ、費用負担の軽減とより多くの熱回収活用は図っていききたいものの、近年、国内において脱炭素やプラスチック資源循環促進の動きがある中で、令和11年度の施設供用開始時にはさらにその流れが加速されているものと予想され、そのような時代にあつては、分別・資源化を目指していくべきではないかと考えられることから、容器包装プラスチックと硬質プラスチックのプラスチック類は「分別・資源化」し、汚れが落としにくく、資源化に適さないプラスチック類については焼却・熱回収して熱エネルギーを有効に活用していくという方針となりました。

廃食用油は、住民アンケートにおいて1市4町とも燃やすごみとした方がよいという意見が多数であったものの、リサイクルに積極的な住民の意欲向上やリサイクル教育推進の観点から「資源ごみ」として、また、草・剪定枝は、新施設で受け入れる場合には、施設整備費用や処理費用が負担となることから、現状と同様、住民の資源化業者への直接搬入による資源化を促し、施設に搬入された場合には「燃やすごみ」として処理するという検討委員会案を処理方針とします。

プラスチック類、廃食用油および草・剪定枝の分別方法を表2-2-3に示します。なお、硬質プラスチック類については、形状・大きさが多様であり、施設内での選別や費用面等を考慮した効率的な分別、収集方法を検討する必要があります。現時点では硬質プラスチック類の分別方法は以下の2通りを方針案とし、詳細については今後検討を行います。

【硬質プラスチック類分別方針案】

- ・「燃やさないごみ」として収集し、施設内で選別。選別した硬質プラスチック類は資源化。
- ・「プラスチック類」として、容器包装プラスチックとともに収集。

表2-2-3 ごみ分別方法統一方針

項目	分別方法	現在の分別方法					1市4町 統一方針
		彦根市	愛荘町	豊郷町	甲良町	多賀町	
容器包装プラスチック	燃やすごみ		○	○	○	○	
	資源ごみ	○					○
硬質プラスチック類	燃やすごみ		○	○	○	○	
	燃やさないごみ	○					○※
	資源ごみ						○※
白色トレイ	資源ごみ	○	○	○	○	○	○
廃食用油	燃やすごみ						
	資源ごみ	○	○	○	○	○	○
草・剪定枝	燃やすごみ	○	○	○	○	○	○
	資源ごみ						

※ 硬質プラスチック類の分別方法は、施設内での選別や費用面等から効率的な分別および収集方法を、今後、湖東定住自立圏推進協議会環境・ごみ処理部会等において検討します。

(2) ごみ種別分別方針

1市4町のごみ種別分別方針を表2-2-4に示します。

表2-2-4 ごみ分別方法一覧および分別方法統一案



項目	彦根市	愛荘町		豊郷町	甲良町	多賀町	分別方法統一方針 ^{※1}
		秦荘地区	愛知川地区				
燃やすごみ							
分別名称	燃やすごみ	燃やすごみ	燃やすごみ	燃やすごみ	燃やすごみ	燃やすごみ	燃やすごみ
燃やさないごみ（金属、ガレキ、陶器、ガラス類、アルミ類、硬質プラスチック製品（一部除く）、塩化ビニール製品等、資源にならないもの）							
分別名称	埋立ごみ	燃えないごみ	燃えないごみ	燃えないごみ	燃えないごみ	燃えないごみ	燃やさないごみ
ガレキ（土や石等を原料に作られたもの。茶碗・陶器類、瓦、ブロック等）							
分別名称	埋立ごみに含む	ガレキ	燃えないごみに含む	燃えないごみに含む	燃えないごみに含む	燃えないごみに含む	燃やさないごみに含む
ガラス類（蛍光灯）（割れた蛍光灯、板ガラス等）							
分別名称	埋立ごみに含む	燃えないごみ	燃えないごみに含む	燃えないごみに含む	燃えないごみに含む	燃えないごみに含む	燃やさないごみに含む
使い捨てライター							
分別名称	埋立ごみ／拠点回収	古紙類等の回収（中身残でも可） ／燃えないごみ（中身残は不可）	使い捨てライター	使用済ライター	使用済みライター	使用済みライター	燃やさないごみに含む （回収ボックス設置）
市町により分別が異なる品目、同素材でも分別が異なる品目							
廃プラスチック							
硬質プラスチック類（日用品、文房具、プラスチック製おもちゃ、CD・DVD等）							
分別区分	埋立ごみに含む	燃やすごみに含む	燃やすごみに含む	燃やすごみに含む	燃やすごみに含む （文房具等一部は燃やさないごみ）	燃やすごみに含む	燃やさないごみに含む ^{※2} プラスチック類 ^{※2}
硬質プラスチック類（テープ類（カセットテープ、ビデオテープ、MD、FD等））							
分別区分	埋立ごみに含む	燃えないごみに含む	燃えないごみに含む	燃えないごみに含む	燃えないごみに含む	燃えないごみに含む	燃やさないごみに含む ^{※2} プラスチック類 ^{※2}
合成皮革製品（かばん、靴等）							
分別区分	燃やすごみに含む	燃えないごみに含む	燃えないごみに含む	燃えないごみに含む	燃えないごみに含む	燃えないごみに含む	燃やすごみ
プラスチック製容器包装							
食品ラップ類							
分別区分	資源ごみ（プラ製容器包装に含む）	燃えないごみに含む	燃えないごみに含む	燃えないごみに含む	燃えないごみに含む	燃えないごみに含む	プラスチック類
ペットボトルのキャップ							
分別区分	資源ごみ（プラ製容器包装に含む）	燃えないごみに含む	回収ボックス	燃えないごみに含む	燃えないごみに含む	燃えないごみに含む	プラスチック類
袋類（菓子、冷凍食品等の袋 ※アルミコーティングのもの）							
分別区分	資源ごみ（プラ製容器包装に含む）	燃えないごみに含む	燃えないごみに含む	燃えないごみに含む	燃えないごみに含む	燃えないごみに含む	プラスチック類
粗大ごみ							
資源							
分別名称	粗大ごみ	金属性粗大ごみ	粗大ごみ	粗大ごみ	粗大ごみ（金属）	粗大ごみ（金属）	粗大ごみ
非資源							
分別名称	粗大ごみに含む	可燃性粗大ごみ	粗大ごみに含む	粗大ごみ	粗大ごみ（非金属）	粗大ごみ（非金属）	粗大ごみに含む
特定家電4品目（テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機）、ガスボンベ、消火器、タイヤ、バッテリー							
分別名称	引き取り不可	戸別収集	引き取り不可	引き取り不可	引き取り不可	引き取り不可	引き取り不可
市町により分別が異なる品目							
小型家電（50cm×50cm×50cm以下） ※彦根市は1m以下							
分別名称	粗大ごみに含む	使用済小型家電／古紙類等の回収	使用済小型家電	使用済小型家電	使用済小型家電	使用済小型家電	小型家電
ふとん、じゅうたん、カーペット等							
分別名称	粗大ごみに含む		燃やすごみ	燃やすごみ	燃やすごみ	燃やすごみ	粗大ごみに含む

項目	彦根市	愛荘町		豊郷町	甲良町	多賀町	分別方法統一方針※1
		秦荘地区	愛知川地区				
置							
分別名称	粗大ごみに含む	引取り不可	引取り不可	引取り不可	引取り不可	引取り不可	粗大ごみに含む
資源ごみ							
缶（飲食料用缶）							
分別名称	缶・金属類	金属類	缶類	缶類	カン類	缶類	缶類
缶（スプレー缶）							
分別名称	缶・金属類に含む	金属類に含む	缶類に含む	缶類に含む	カン類に含む	缶類に含む	缶類に含む
その他小型金属類（鍋、やかん、フライパン、パケツ、カセットコンロ等） ※彦根・甲良町カセットコンロ：粗大							
分別名称	缶・金属類に含む	金属類に含む	粗大ごみ（金属ごみ）に含む	粗大ごみ（金属ごみ）に含む	カン類に含む	燃えないごみ ／粗大ごみ(20cm以上)に含む	缶類に含む
びん類							
分別名称	びん類	びん類	びん類	びん類	ビン類	ビン類	びん類
ガラス類（板ガラス、ガラス食器、鏡、化粧びん、農薬びん等）							
分別名称	埋立ごみに含む	燃えないごみに含む	燃えないごみに含む	燃えないごみに含む	燃えないごみに含む	燃えないごみに含む	燃やさないごみに含む
ガラス類（割れてない蛍光灯）							
分別名称	使用済蛍光管	蛍光灯	使用済み蛍光灯	使用済み蛍光灯	使用済み蛍光灯	使用済み蛍光灯	廃蛍光管
ペットボトル							
分別名称	ペットボトル	ペットボトル	ペットボトル	ペットボトル	ペットボトル	ペットボトル	ペットボトル
容器包装プラスチック ※愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町については、一部燃やさないごみに該当するものもある。							
分別名称	容器包装プラスチック	燃やすごみに含む	燃やすごみに含む	燃やすごみに含む	燃やすごみに含む	燃やすごみに含む	プラスチック類
白色トレイ							
分別名称	容器包装プラスチックに含む	白色トレイ	白色トレイ	白色トレイ	白色トレイ	白色トレイ	プラスチック類
紙類（新聞紙、雑誌、ダンボール）							
分別名称	古紙・衣類	古紙類等の回収	資源回収	資源回収	資源回収	資源回収(紙類)	古紙・衣類(新施設で持込分を受入、資源化業者直接搬入)
牛乳パック							
分別名称	紙類に含む	紙類に含む	紙類に含む	紙類に含む	紙類に含む	紙(牛乳)パック	古紙・衣類に含む
衣類							
分別名称	古紙・衣類	古紙類等の回収	古着(ウエス)	古着(ウエス)	資源ごみ回収	資源回収(古着)	古紙・衣類に含む
乾電池							
分別名称	使用済乾電池	乾電池／古紙類等の回収	廃乾電池	廃乾電池	使用済乾電池	廃乾電池	乾電池
廃食用油							
分別名称	廃食用油	古紙類等の回収	廃食油	廃食油	廃食油	廃食用油	廃食用油
草・剪定枝							
分別名称	燃やすごみ／粗大ごみ (令和元年度は受入を中止し、資源化業者への直接搬入を啓発)	燃やすごみ (資源化業者への直接搬入を啓発)	燃やすごみ (資源化業者への直接搬入を啓発)	燃やすごみ (資源化業者への直接搬入を啓発)	燃やすごみ (資源化業者への直接搬入を啓発)	燃やすごみ (資源化業者への直接搬入を啓発)	燃やすごみ (資源化業者への直接搬入を啓発)
大型動物の死がい							
処理方法	民間事業者に処理委託	民間事業者に処理委託	民間事業者に処理委託	民間事業者に処理委託	民間事業者に処理委託	民間事業者に処理委託	民間事業者に処理委託

※1 分別方法統一方針におけるごみ種ごとの名称は、今後変更になる可能性があります。

※2 硬質プラスチック類の分別および収集方法については、今後、湖東定住自立圏推進協議会環境・ごみ処理部会等において、施設内での選別および費用面等から検討します。

3. 将来ごみ量の推計

(1) 将来ごみ量（現状趨勢）

※将来ごみ量（現状趨勢）とは、ごみ減量施策等を実施せず現在のごみ排出傾向のまま推移することを意味します。

将来ごみ量は、各市町の人口ビジョン等で推計されている将来人口に、ごみ種ごとの1人一日あたり排出量推計値（g/人・日）を乗じて算出します。

将来人口の推計結果を表2-2-5に示します。人口ビジョン等で推計値のない年度については、実績値-推計値間（もしくは推計値-推計値間）を等差的に推移するものとし、設定しています。

表2-2-5 1市4町の将来人口推計結果

年度	彦根市	愛荘町	豊郷町	甲良町	多賀町	合計
令和2年度	113,165	21,122	7,409	6,631	7,405	155,732
令和3年度	113,403	21,193	7,400	6,549	7,356	155,901
令和4年度	113,640	21,264	7,391	6,466	7,307	156,068
令和5年度	113,877	21,334	7,383	6,384	7,257	156,235
令和6年度	114,115	21,405	7,374	6,301	7,208	156,403
令和7年度	114,352	21,476	7,365	6,219	7,159	156,571
令和8年度	114,224	21,527	7,340	6,137	7,110	156,338
令和9年度	114,095	21,578	7,315	6,055	7,061	156,104
令和10年度	113,967	21,629	7,291	5,973	7,013	155,873
令和11年度	113,838	21,680	7,266	5,891	6,964	155,639
令和12年度	113,710	21,731	7,241	5,809	6,915	155,406
令和13年度	113,469	21,751	7,207	5,728	6,870	155,025

※将来人口推計の参考資料

彦根市：第2期彦根市まち・ひと・しごと創生総合戦略人口ビジョン

愛荘町：第2期愛荘町みらい創生戦略人口ビジョン編

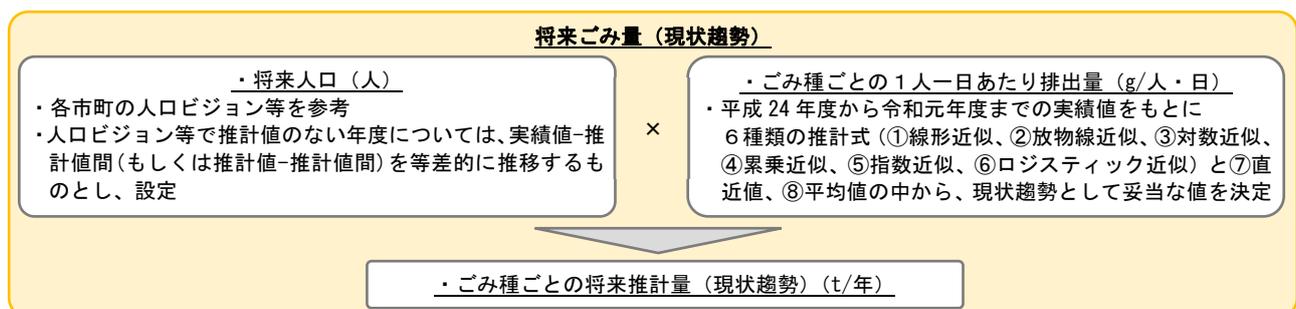
豊郷町：豊郷町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン

甲良町：まち・ひと・しごと創生甲良町人口ビジョン・総合戦略

多賀町：多賀町まち・ひと・しごと創生総合戦略（延長版）

ごみ種ごとの1人一日当たり排出量（g/人・日）は、「ごみ処理基本計画策定指針（平成28（2016）年9月改定、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）」に基づき、平成24年度から令和元年度までの8年間の実績値をもとに、トレンド法における6種類の推計式（①線形近似、②放物線近似、③対数近似、④累乗近似、⑤指数近似、⑥ロジスティック近似）により、複数の推計値を算出し、実績値の傾向から、妥当と考えられる1人一日当たり排出量（g/人・日）の推計値を決定します。（実績値の傾向から、必要に応じて、⑦直近値もしくは⑧平均値を採用します。）

現状趨勢の将来ごみ量の推計手順を図2-2-1に示します。



※ ごみ種ごとの1人一日当たり排出量の推計結果は、資料編に掲載しています。

図2-2-1 将来ごみ量（現状趨勢）推計手順

表2-2-6 1市4町のごみ排出量推計結果（現状趨勢・1市4町合計）

項目	単位	実績値←→推計値										中間目標年度					→新施設供用開始			目標年度		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	
家庭系	合計	t/年	54,294	55,892	53,568	50,473	47,728	46,778	46,950	47,064	46,630	46,493	46,415	46,357	46,306	46,259	46,101	45,945	45,802	45,655	45,520	45,342
	燃やすごみ	t/年	26,400	27,306	27,426	26,491	26,102	26,048	25,995	26,411	26,114	26,113	26,114	26,118	26,124	26,132	26,072	26,014	25,958	25,547	25,490	25,412
	燃やさないごみ	t/年	2,661	3,252	2,601	2,789	1,966	1,753	1,931	1,855	1,846	1,844	1,843	1,844	1,844	1,844	1,839	1,834	1,830	1,528	1,530	1,527
	粗大ごみ	t/年	3,048	3,481	2,277	2,434	2,445	2,439	2,506	2,521	2,489	2,537	2,580	2,621	2,658	2,691	2,717	2,740	2,762	2,781	2,800	2,815
	古紙・衣類（紙類）	t/年	748	742	681	686	643	636	628	606	602	598	593	590	586	584	579	574	570	566	564	561
	缶・金属類	t/年	370	370	343	326	341	344	332	331	326	323	322	321	321	320	318	316	315	314	312	311
	びん類	t/年	1,172	1,125	1,086	1,122	1,104	939	926	897	921	909	899	887	877	865	852	839	827	812	801	787
	ペットボトル	t/年	347	335	264	251	309	282	289	292	271	269	267	266	266	265	263	263	262	259	258	257
	容器包装プラスチック	t/年	1,439	1,358	1,243	1,181	1,080	1,066	930	947	946	926	909	894	880	868	854	841	829	1,088	1,078	1,066
	硬質プラスチック類	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	382	378	375
	白色トレイ	t/年	3	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
	廃食用油	t/年	27	33	31	30	14	14	14	14	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
	乾電池	t/年	35	37	36	35	32	33	35	34	34	33	33	34	33	33	33	33	33	33	33	33
	蛍光灯	t/年	2	2	2	3	4	6	6	6	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	小型家電	t/年	0	0	12	21	25	188	253	335	319	329	337	344	351	355	361	365	369	374	378	381
	家電4品目	t/年	1	1	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	その他	t/年	94	96	87	89	85	93	104	98	93	94	94	95	95	95	96	96	96	97	97	97
	家庭系ごみ合計	t/年	36,345	38,140	36,095	35,459	34,154	33,844	33,950	34,348	33,984	33,998	34,014	34,037	34,058	34,075	34,007	33,938	33,874	33,804	33,742	33,645
事業系	燃やすごみ	t/年	14,524	14,448	14,309	12,151	10,923	10,322	10,182	10,199	10,058	10,004	9,961	9,925	9,896	9,870	9,822	9,776	9,734	9,692	9,654	9,608
	燃やさないごみ	t/年	36	35	66	29	35	60	48	26	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	粗大ごみ	t/年	0	0	0	0	0	20	299	241	232	239	246	253	259	265	269	274	278	282	285	288
	缶・金属類	t/年	0	0	0	0	0	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	びん類	t/年	0	0	0	0	0	124	139	89	92	91	90	89	88	86	85	84	82	81	80	78
	ペットボトル	t/年	0	0	0	0	0	3	0	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	その他	t/年	9	4	2	9	0	0	10	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	事業系ごみ合計	t/年	14,569	14,487	14,377	12,189	10,958	10,531	10,679	10,565	10,432	10,343	10,306	10,276	10,252	10,230	10,185	10,143	10,103	10,064	10,028	9,983
集団回収	紙類	t/年	3,272	3,129	3,003	2,747	2,547	2,331	2,247	2,082	2,145	2,084	2,029	1,978	1,931	1,889	1,844	1,801	1,762	1,724	1,688	1,652
	紙パック	t/年	11	8	16	8	7	7	7	7	7	6	6	6	6	6	6	5	5	5	5	5
	金属類	t/年	21	46	0	0	0	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	プラスチック類	t/年	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	布類	t/年	43	82	77	70	62	64	66	61	61	59	59	58	58	58	58	57	57	57	56	56
	集団回収合計	t/年	3,380	3,265	3,096	2,825	2,616	2,403	2,320	2,151	2,214	2,152	2,095	2,044	1,996	1,954	1,909	1,864	1,825	1,787	1,750	1,714

※ 4町のごみ排出量は、彦根市の令和元年度実績（容器包装プラスチック量/燃やすごみ量=0.33）より推計。容器包装プラスチック量は家庭系の燃やすごみから差引。
 ※ 硬質プラスチック類量は、「プラスチック資源一括回収実証事業」（平成29年度、環境省）結果より算出。同実証事業では『容器包装プラスチックのみの分別回収』から『容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括分別回収』への転換を行い、後者のプラスチック類回収量が前者と比較して35%増となった。本計画においても、容器包装プラスチック量の35%相当の硬質プラスチック類を回収可能と想定。硬質プラスチック類量は、家庭系の燃やすごみおよび燃やさないごみから差引。
 ※ 愛荘町および甲良町では、令和2年度までは合わせ産業廃棄物として処理していた事業系燃やさないごみを計上。令和3年度以降から供用開始の小八木中継基地では一般廃棄物のみを受入れており、事業系の燃やさないごみは対象外。
 ※ 四捨五入の端数処理により、次頁以降のフロー図の数値と一致しない場合があります。

表2-2-7 1市4町の1人1日当たりごみ排出量推計結果（現状趨勢・1市4町合計）

項目	単位	実績値←→推計値										中間目標年度					→新施設供用開始			目標年度	
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
1人1日当たりごみ排出量	g/人・日	948	978	939	883	836	821	823	823	820	817	815	813	811	809	808	806	805	804	802	801
家庭系ごみ1人1日当たり排出量	g/人・日	635	667	632	620	598	594	595	601	598	597	597	597	597	596	596	596	595	595	595	595

※ 各年度の1市4町のごみ排出量の合計を、1市4町の人口と年間日数で除して算出。

(2) 将来ごみ量（減量目標）

彦根愛知犬上広域行政組合では、施設整備基本計画で設定した新ごみ処理施設の規模に基づき、地元への説明、環境影響評価および施設の仕様検討等、新施設整備に向けた検討を進められています。現在想定している施設規模を超過した新たな施設規模を設定する場合、施設整備の再検討による遅延等が懸念されます。そのため、本計画では施設整備基本計画で設定した熱回収施設規模と乖離しないように、減量目標を施設規模に合わせて設定することとします。

ごみの減量目標の設定方法には、ごみの総排出量（t/年）で設定する方法と、1人一日当たり排出量（g/人・日）で設定する方法があります。本計画では、将来の人口増減の影響を受けず、また他の関連計画等との比較を容易にするため、1人一日当たり排出量（g/人・日）に減量目標を設定します。

減量対象とするごみ種については、ごみ種の中でも特に減量が必要と考えられる「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」、「粗大ごみ」を対象とします。

減量目標値は、施設整備基本計画で設定した熱回収施設規模と乖離しないような将来ごみ量を検討し、その結果、「令和13年度に、令和元年度実績値から15%の減量」とします。

※ごみ処理施設の施設規模は、供用開始から最もごみ排出量が多い年度の推計値に基づいて算出します。施設規模は令和11年度のごみ排出量推計値により設定することになります。

減量目標達成時の将来ごみ量推計の手順を図2-2-2に示します。

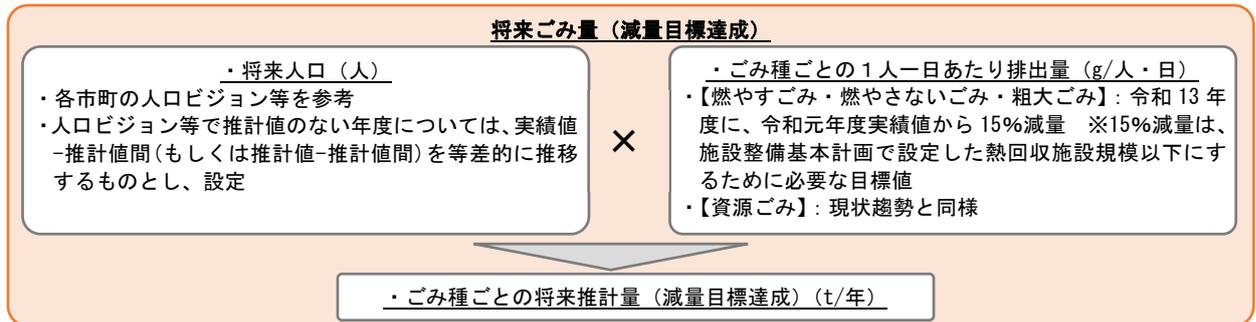


図2-2-2 将来ごみ量（減量目標達成）の推計手順

表2-2-8に1人一日当たり排出量の目標値を示します。なお令和2年度から令和12年度までの推計値は、令和元年度と令和13年度の1人一日当たり排出量の差分を、年度間で等差になるように按分して推計します。

表2-2-8 1市4町の1人一日当たりごみ排出量の減量目標値

項目	内容	
燃やすごみ	令和元年度 641g/人・日 ⇒	現状趨勢 令和13年度 625g/人・日 減量目標 令和13年度 546g/人・日
燃やさないごみ	令和元年度 33g/人・日 ⇒	現状趨勢 令和13年度 32g/人・日 減量目標 令和13年度 27g/人・日
粗大ごみ	令和元年度 48g/人・日 ⇒	現状趨勢 令和13年度 55g/人・日 減量目標 令和13年度 41g/人・日
資源ごみ・集団回収	令和元年度 102g/人・日 ⇒	令和13年度 89g/人・日
合計	令和元年度 823g/人・日 ⇒	現状趨勢 令和13年度 801g/人・日 減量目標 令和13年度 703g/人・日

※ 1市4町の家庭系・事業系の年間ごみ量を、1市4町の人口と年間日数で除して算出。

※ 1人一日当たりごみ排出量は、四捨五入の端数処理により各ごみ種の合計値が「合計」の項目と合致しない場合があります。

国、滋賀県および湖東定住自立圏が掲げる 1 人一日当たり排出量 (g/人・日) 目標値と本計画における減量目標値の比較を、表 2-2-9 および図 2-2-3 に示します。

表2-2-9 1市4町の1人一日当たりごみ排出量 目標値比較

項目	年度	国 ※ 1	滋賀県 ※ 2	湖東 ※ 3	本計画 ※ 4
実績値	令和元年度	919g/人・日	837g/人・日	834g/人・日	823g/人・日
目標値	令和3年度	—	—	807g/人・日	減量目標 805g/人・日
	令和7年度	850g/人・日	804g/人・日		減量目標 763g/人・日
	令和8年度 ※中間目標年度	—	—		減量目標 753g/人・日
	令和13年度 ※目標年度	—	—		減量目標 703g/人・日

※1 第四次循環型社会形成推進基本計画（令和元年度の実績値は、環境省一般廃棄物処理実態調査結果より）

※2 第五次滋賀県廃棄物処理計画（令和元年度の実績値は、環境省一般廃棄物処理実態調査結果より）

※3 湖東定住自立圏共生ビジョン（Vol.17）（令和元年度は実績値）

※4 1市4町の家系系・事業系・集団回収の年間ごみ排出量を、1市4町の人口および年間日数で除して算出。

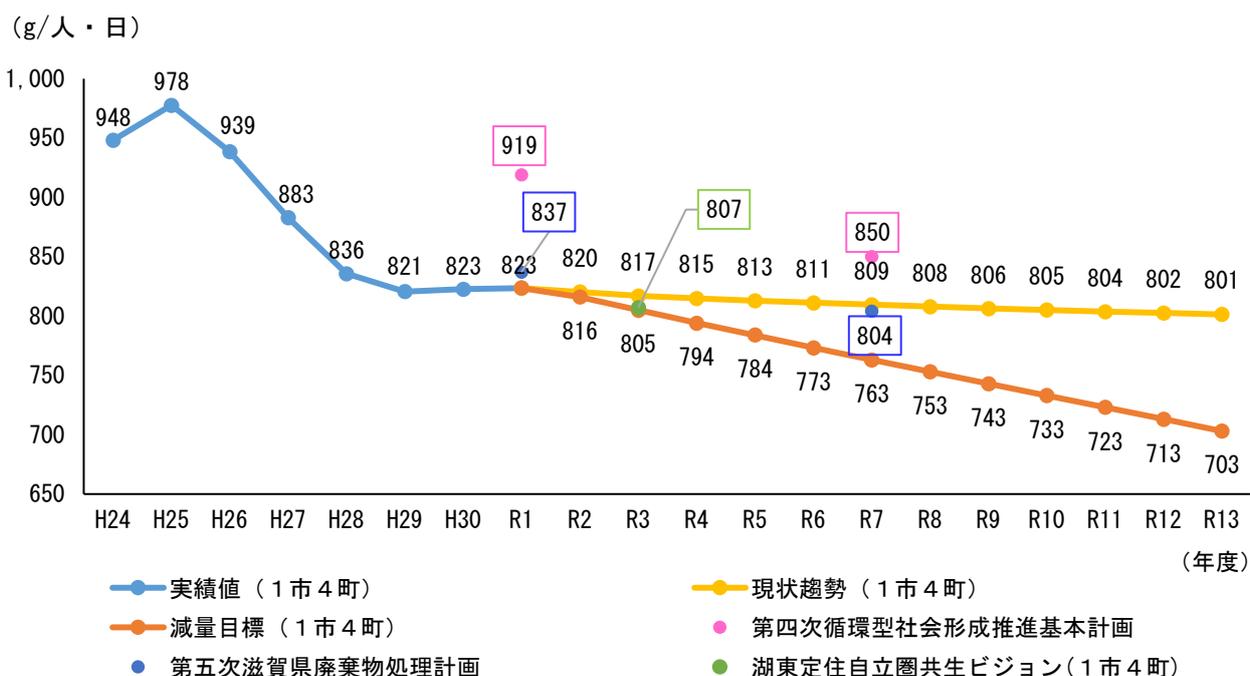


図2-2-3 1市4町の1人一日当たり排出量 目標値比較

また、家庭系ごみ、事業系ごみ排出量の目標を表 2-2-10 に示します。

表2-2-10 1市4町の家系系ごみ排出量・事業系ごみ排出量目標

項目	実績 (令和元年度)	目標 (令和13年度)
家庭系ごみ排出量	34,348t/年	29,138t/年
家庭系ごみ1人一日当たり排出量	601g/人・日	515g/人・日
事業系ごみ排出量	10,565t/年	8,908t/年

表2-2-11 1市4町のごみ排出量推計結果（減量目標・1市4町合計）

項目	単位	実績値←→推計値										中間目標年度					→新施設供用開始			目標年度		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	
家庭系	合計	t/年	54,294	55,892	53,568	50,473	47,728	46,778	46,950	47,064	46,385	45,795	45,244	44,699	44,156	43,615	42,970	42,321	41,687	41,052	40,425	39,760
	燃やすごみ	t/年	26,400	27,306	27,426	26,491	26,102	26,048	25,995	26,411	25,953	25,655	25,356	25,056	24,755	24,454	24,088	23,723	23,359	22,689	22,333	21,954
	燃やさないごみ	t/年	2,661	3,252	2,601	2,789	1,966	1,753	1,931	1,855	1,814	1,789	1,767	1,742	1,720	1,697	1,670	1,643	1,618	1,297	1,275	1,251
	粗大ごみ	t/年	3,048	3,481	2,277	2,434	2,445	2,439	2,506	2,521	2,470	2,439	2,409	2,379	2,347	2,317	2,283	2,246	2,211	2,174	2,139	2,102
	古紙・衣類（紙類）	t/年	748	742	681	686	643	636	628	606	602	598	593	590	586	584	579	574	570	566	564	561
	缶・金属類	t/年	370	370	343	326	341	344	332	331	326	323	322	321	321	320	318	316	315	314	312	311
	びん類	t/年	1,172	1,125	1,086	1,122	1,104	939	926	897	921	909	899	887	877	865	852	839	827	812	801	787
	ペットボトル	t/年	347	335	264	251	309	282	289	292	271	269	267	266	266	265	263	263	262	259	258	257
	容器包装プラスチック	t/年	1,439	1,358	1,243	1,181	1,080	1,066	930	947	946	926	909	894	880	868	854	841	829	1,052	1,036	1,022
	硬質プラスチック類	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	368	363	359
	白色トレイ	t/年	3	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
	廃食用油	t/年	27	33	31	30	14	14	14	14	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
	乾電池	t/年	35	37	36	35	32	33	35	34	34	33	33	34	33	33	33	33	33	33	33	33
	蛍光灯	t/年	2	2	2	3	4	6	6	6	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	小型家電	t/年	0	0	12	21	25	188	253	335	319	329	337	344	351	355	361	365	369	374	378	381
	家電4品目	t/年	1	1	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	その他	t/年	94	96	87	89	85	93	104	98	93	94	94	95	95	95	96	96	96	97	97	97
	家庭系ごみ合計	t/年	36,345	38,140	36,095	35,459	34,154	33,844	33,950	34,348	33,772	33,387	33,009	32,631	32,254	31,876	31,420	30,962	30,512	30,058	29,612	29,138
事業系	燃やすごみ	t/年	14,524	14,448	14,309	12,151	10,923	10,322	10,182	10,199	10,035	9,921	9,808	9,696	9,581	9,465	9,325	9,184	9,044	8,905	8,765	8,616
	燃やさないごみ	t/年	36	35	66	29	35	60	48	26	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	粗大ごみ	t/年	0	0	0	0	0	20	299	241	238	235	233	230	228	225	222	218	215	212	209	205
	缶・金属類	t/年	0	0	0	0	0	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	びん類	t/年	0	0	0	0	0	124	139	89	92	91	90	89	88	86	85	84	82	81	80	78
	ペットボトル	t/年	0	0	0	0	0	3	0	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	その他	t/年	9	4	2	9	0	0	10	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	事業系ごみ合計	t/年	14,569	14,487	14,377	12,189	10,958	10,531	10,679	10,565	10,399	10,256	10,140	10,024	9,906	9,785	9,641	9,495	9,350	9,207	9,063	8,908
集団回収	紙類	t/年	3,272	3,129	3,003	2,747	2,547	2,331	2,247	2,082	2,145	2,084	2,029	1,978	1,931	1,889	1,844	1,801	1,762	1,724	1,688	1,652
	紙パック	t/年	11	8	16	8	7	7	7	7	7	6	6	6	6	6	6	5	5	5	5	5
	金属類	t/年	21	46	0	0	0	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	プラスチック類	t/年	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	布類	t/年	43	82	77	70	62	64	66	61	61	59	59	58	58	58	57	57	57	57	56	56
	集団回収合計	t/年	3,380	3,265	3,096	2,825	2,616	2,403	2,320	2,151	2,214	2,152	2,095	2,044	1,996	1,954	1,909	1,864	1,825	1,787	1,750	1,714

※ 4町のごみ排出量は、彦根市の令和元年度実績（容器包装プラスチック量/燃やすごみ量=0.33）より推計。容器包装プラスチック量は家庭系の燃やすごみから差引。

※ 硬質プラスチック量は、「プラスチック資源一括回収実証事業」（平成29年度、環境省）結果より算出。同実証事業では『容器包装プラスチックのみの分別回収』から『容器包装プラスチックと製品プラスチックの分別回収』への転換を行い、後者のプラスチック類回収量が前者と比較して35%増となった。本計画においても、容器包装プラスチック量の35%相当の硬質プラスチック類を回収可能と想定。硬質プラスチック類は、家庭系の燃やすごみおよび燃やさないごみから差引。

※ 愛荘町および甲良町では、令和2年度までは合わせ産業廃棄物として処理していた事業系燃やさないごみを計上。令和3年度以降から供用開始の小八木中継基地では一般廃棄物のみを受入れており、事業系の燃やさないごみは対象外。

※ 四捨五入の端数処理により、次頁以降のフロー図の数値と一致しない場合があります。

表2-2-12 1市4町の1人1日当たりごみ排出量推計結果（減量目標・1市4町合計）

項目	単位	実績値←→推計値										中間目標年度					→新施設供用開始			目標年度	
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
1人1日当たりごみ排出量	g/人・日	948	978	939	883	836	821	823	823	816	805	794	784	773	763	753	743	733	723	713	703
家庭系ごみ1人1日当たり排出量	g/人・日	635	667	632	620	598	594	595	601	594	587	579	572	565	558	551	543	536	529	522	515

※ 各年度の1市4町のごみ排出量の合計を、1市4町の人口と年間日数で除して算出。

令和 11 年度（新施設供用開始年度）のごみ処理フローを図 2-2-4 に示します。図中の上段の数値は現状趨勢、下段の数値は減量目標のごみ量をそれぞれ示します。燃やさないごみ、粗大ごみおよび資源ごみの処理方法（焼却、埋立および資源化）ごとの内訳量は、彦根市の令和元年度実績値から算出しています。また焼却灰の一部について、民間事業者への処理委託を検討しています。

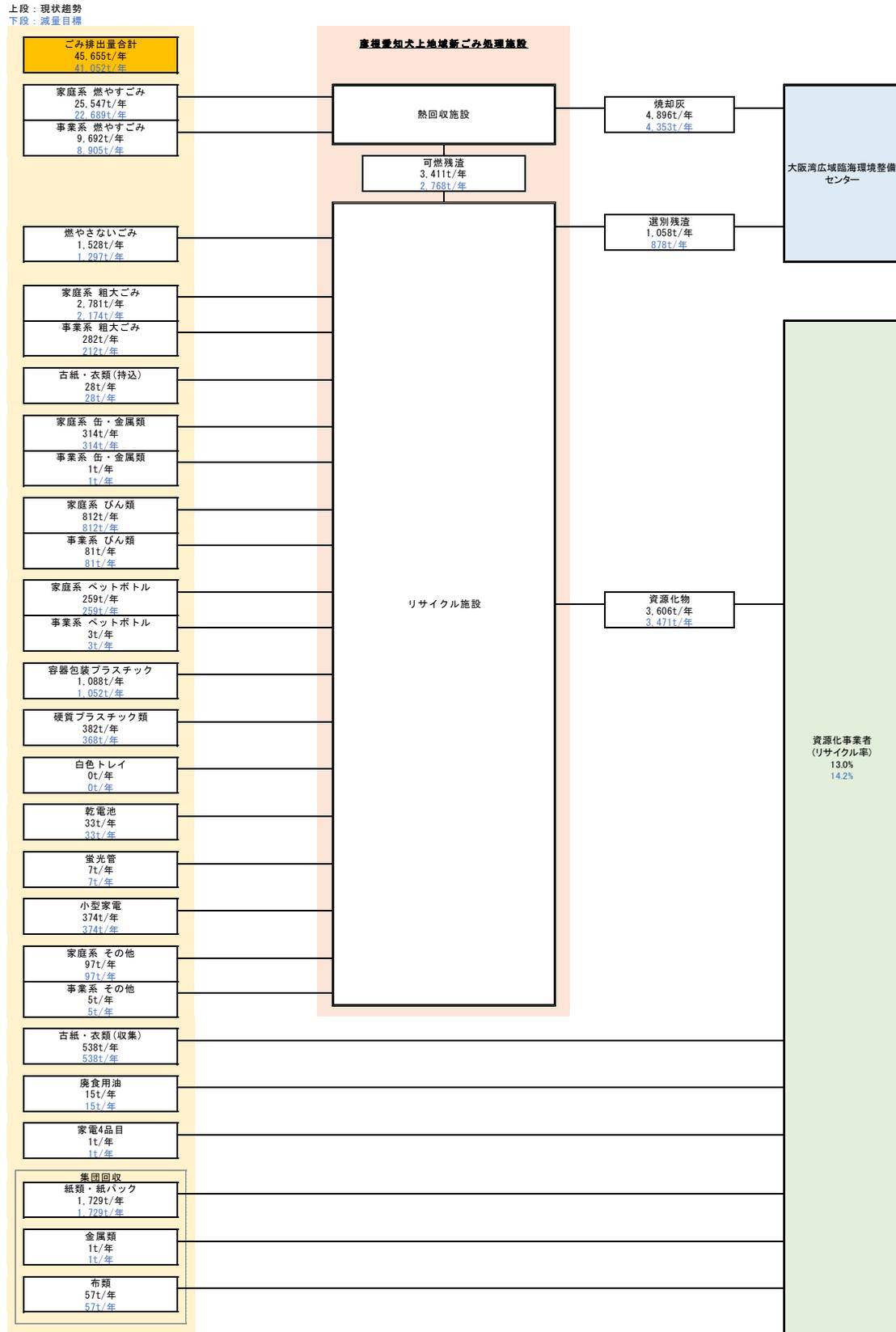


図2-2-4 1市4町の令和11年度（新施設供用開始年度）ごみ処理フロー

令和 13 年度（目標年度）のごみ処理フローを図 2-2-5 に示します。

上段：現状趨勢
下段：減量目標

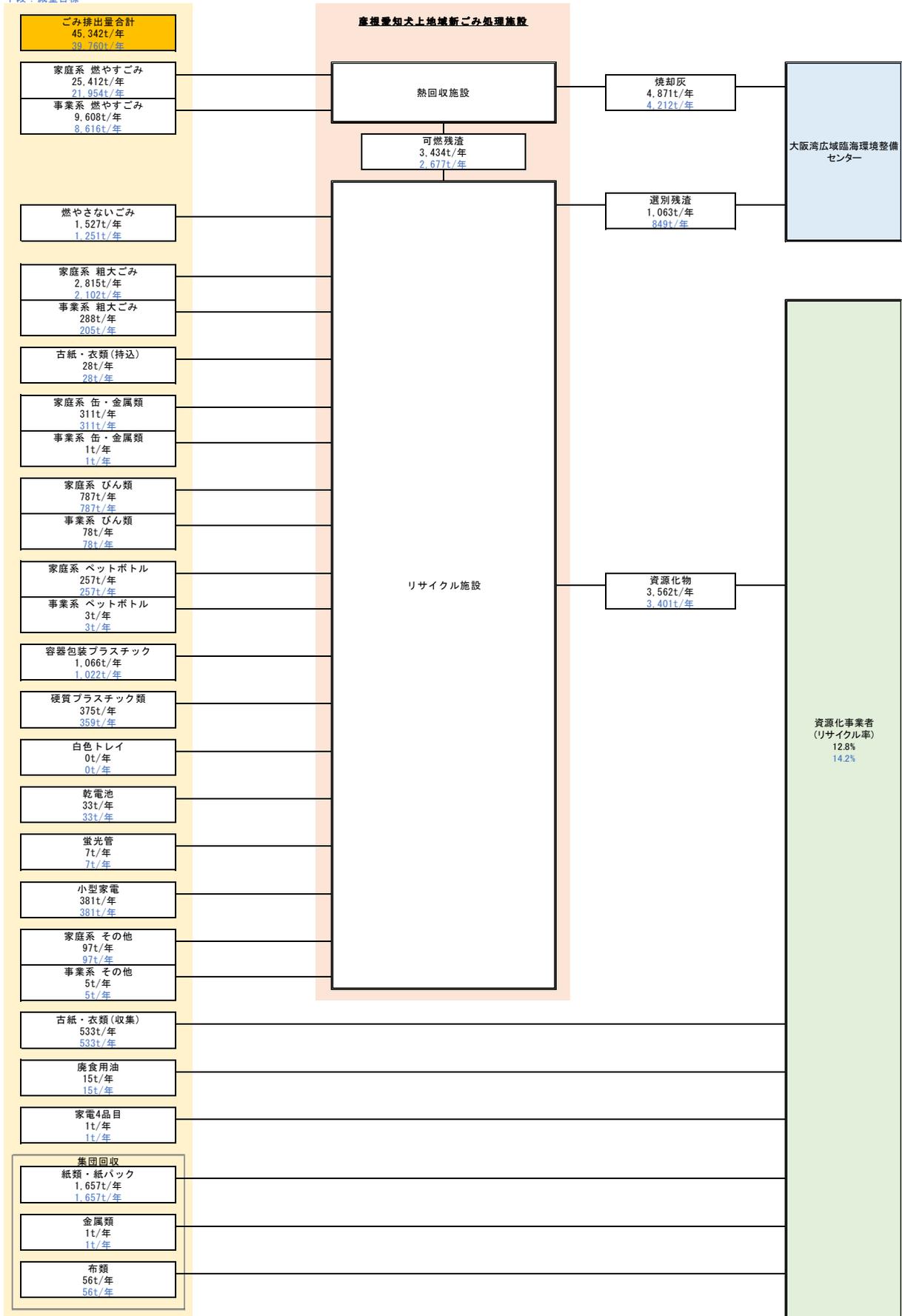


図2-2-5 1市4町の令和13年度（目標年度）ごみ処理フロー

4. ごみ処理施策

1市4町共同で実施および検討するごみ処理施策は以下のとおりです。なお、ごみの減量、適切なごみ排出および環境教育・環境啓発等、施策の詳細については、第3章以降の各市町の計画に記載しています。

1市4町の共同施策の詳細については、湖東定住自立圏推進協議会環境・ごみ処理部会等において、本計画策定後も引き続き検討します。また、新ごみ処理施設に係る内容（直接搬入時の処理料金、直接持込の事前申請制）については彦根愛知犬上広域行政組合と1市4町で検討します。

(1) ごみ減量に向けた方策

ごみ減量目標達成に向けた方策の概要を表2-2-13に示します。（詳細は第3章以降の各市町の計画参照。）ごみ減量は基本的に各市町で取り組みますが、ごみ減量の達成状況を湖東定住自立圏推進協議会環境・ごみ処理部会等において1市4町で定期的に確認します。また、ごみ減量に向けた優良な具体策の共有、課題への対策方針等について、1市4町共同で確認および検討を行います。

表2-2-13 ごみ減量に向けた方策の概要

項目		内容
住民の取組	食品ロスの削減	食べ切れる量の調理・購入の心がけ、賞味期限・消費期限の確認による使い切り
	生ごみの水切り	調理くずや生ごみ排出前のひとしぼり、乾燥による水切り
	簡易生ごみ処理	有用微生物と混ぜ、発酵させることにより堆肥化（ボカシ、ダンボールコンポスト等）
	買い物での工夫	マイバッグおよびマイボトルの持参、簡易な包装の心がけ
	リユースショップへの出品	近隣のリユースショップや、オンライン上でのフリーマーケット形式のサービスを活用
事業者の取組	生産・流通・販売におけるごみ排出抑制	人口減少、年齢構成の変化および価値観の多様化等によるニーズの多様化に対し、需要に合わせた適量の生産・オーダーメイド・資源の再利用を促進
	紙類の排出抑制	会議・打合せ資料のデータによる閲覧で、印刷による紙使用量の削減
	食品廃棄物リサイクルの推進	食品廃棄物の飼料化、肥料化およびエネルギー化（メタン発酵）等のリサイクルにより、焼却・埋立量の削減や資源の有効活用
各市町の取組	減量方法の公開	住民、事業者それぞれが果たす役割について、ホームページ、広報および出前講座等で周知
	多量排出事業者等に対する指導	搬入車に対する定期的な展開検査および近隣市町からの越境ごみ対策により、多量排出事業者および不適切な排出に対する取り締まりならびに指導の実施
	使用済紙おむつ再生利用の検討	高齢化により消費量の増加が懸念される使用済み紙おむつについて、再生利用による利点および課題（収集方法、衛生面への配慮等）を踏まえ、使用済紙おむつの再生利用を検討

(2) ごみ処理の有料化

ごみ処理の有料化（ごみ袋料金の処理費用上乗せおよびごみ処理施設への直接搬入時の処理料金）について、表 2-2-14 に示すとおり、現在は彦根市と 4 町それぞれで有料化の導入および料金設定がされています。今後は、1 市 4 町で統一した徴収方法および手数料の検討を行います。

表2-2-14 1 市 4 町におけるごみ処理費用

項目	市町・施設名	内容			
		有料化	詳細	値段	
ごみ袋料金	彦根市	×	燃やすごみ（40L/枚）	10 枚	130 円
			燃やすごみ（30L/枚）	10 枚	110 円
			燃やすごみ（22L/枚）	10 枚	100 円
			燃やすごみ（12L/枚）	10 枚	80 円
			容器包装プラスチック（40L/枚）	10 枚	80 円
			容器包装プラスチック（22L/枚）	10 枚	60 円
			埋立ごみ（22L/枚）	10 枚	80 円
	愛荘町、豊郷町 甲良町、多賀町	○	家庭用（30L/枚）	10 枚	200 円
			家庭用（15L/枚）	10 枚	100 円
持込料金	彦根市清掃センター （彦根市）	【家庭系】 燃やすごみ：20kg 以下…免除、20kg を超える重量…280 円/20kg プラスチックごみ：21kg 未満…免除、21kg 以上…560 円/20kg 粗大ごみ：40kg 以下…200 円、40kg を超えた場合…500 円/20kg 缶・金属類・びん・ペットボトル・乾電池：無料 【事業系】 燃やすごみ：440 円/20kg 粗大ごみ：560 円/20kg			
	リバーセンター （愛荘町、豊郷町、 甲良町、多賀町）	【家庭系】 燃えるごみ：20kg 以下…免除、20kg を超える場合…90 円/10kg 粗大ごみ：10kg 以下…300 円、10kg 以上…300 円/10kg 【事業系】 燃えるごみ：40kg 以下…750 円、40 kg を超える場合…200 円/10kg			
	小八木中継基地 （1 市 4 町）	【家庭系】 埋立ごみ、燃えないごみ：50 円/5 kg			

※ 令和 4 年 3 月時点

※ ごみ袋料金は希望小売価格であり、店頭価格とは異なる場合があります。

(3) 直接搬入の事前申請制

新ごみ処理施設の供用開始後は、直接持込の搬入車両による滞留が起こらないようにするため、直接持込の事前申請制度（電話およびインターネットによる搬入の事前予約制）の導入を進めます。

(4) 環境啓発活動

現在1市4町では、表2-2-15に示すように環境啓発イベントを共同で実施しています。今後も継続して環境啓発イベントを行い、イベントを通じてごみ処理意識の改善に繋がるように努めます。

表2-2-15 1市4町共同の環境啓発イベント

項目	参加者数実績	参加者数目標
環境フォーラム湖東 自然観察会	平成30年度 20人(2回) 令和元年度 42人(1回) 令和2年度 30人(1回)	令和6年度 60人(2回)
環境フォーラム湖東 えこサロン	平成30年度 51人(2回) 令和元年度 19人(1回) 令和2年度 19人(1回)	令和6年度 60人(2回)
環境フォーラム湖東 シンポジウム	平成30年度 25人(1回) 令和元年度 244人(1回) 令和2年度 49人(2回)	令和6年度 30人(1回)
環境フォーラム湖東 出前講座	令和元年度 159人(3回)	—
滋賀県立大学学園祭 湖風夏祭	平成30年度 18人(1回) 令和元年度 36人(1回) 令和2年度 0人(0回)	令和6年度 30人(1回)
滋賀県立大学学園祭 湖風祭	令和2年度は新型コロナウイルス感染防止のため中止	令和6年度 30人(1回)
ビバシティ緑のカーテン 栽培講習会	令和元年度 400人(2回) 令和2年度 200人(2回)	令和6年度 200人(1回)
参加者数目標合計		令和6年度 410人(8回)

出典：湖東定住自立圏共生ビジョン Vol.17

() 内は実施回数

「—」は目標未定

第3章 彦根市 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

第1節 彦根市の概要

1. 自然的概要

（1）地形的・地域的特性

彦根市は、滋賀県の東部に位置し、北は米原市、東は多賀町、南東は甲良町および豊郷町、南は愛荘町、南西は東近江市に接し、北西は琵琶湖に面しています。

面積・・・196.87km²

（琵琶湖の面積98.59 km²を含む）

高度・・・最高684.6m 最低83.3m

地域・・・東西24.24km（海面域：1.74km）

南北19.14km（海面域：6.79km）



図3-1-1 彦根市の位置

2. 人口動態・分布

令和元年度の彦根市の人口総数は112,928人です。彦根市の人口の推移を見ると、過去8年間で著しい人口の増減は見られないことがわかります。また、世帯数は年々増加しており、令和元年で48,202世帯となっています。

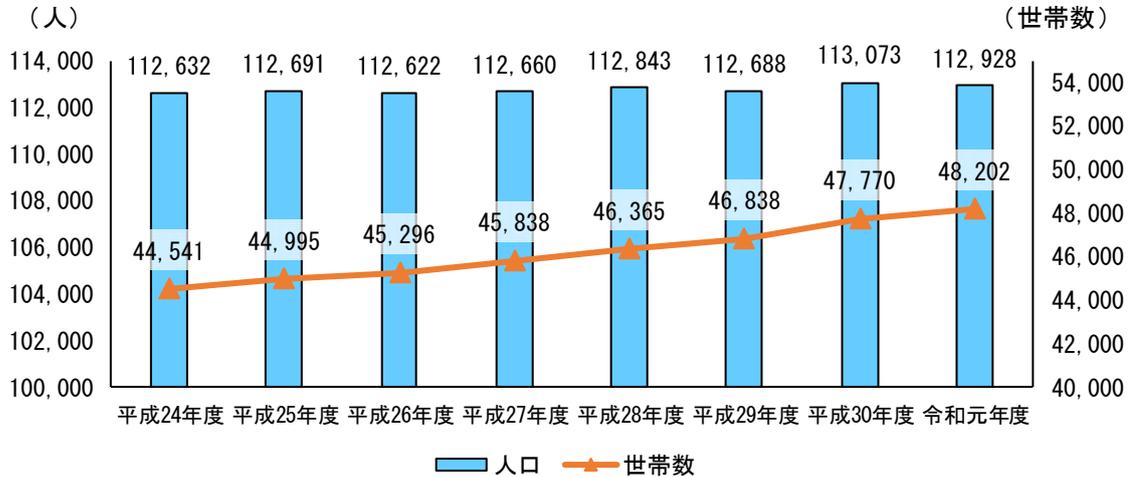
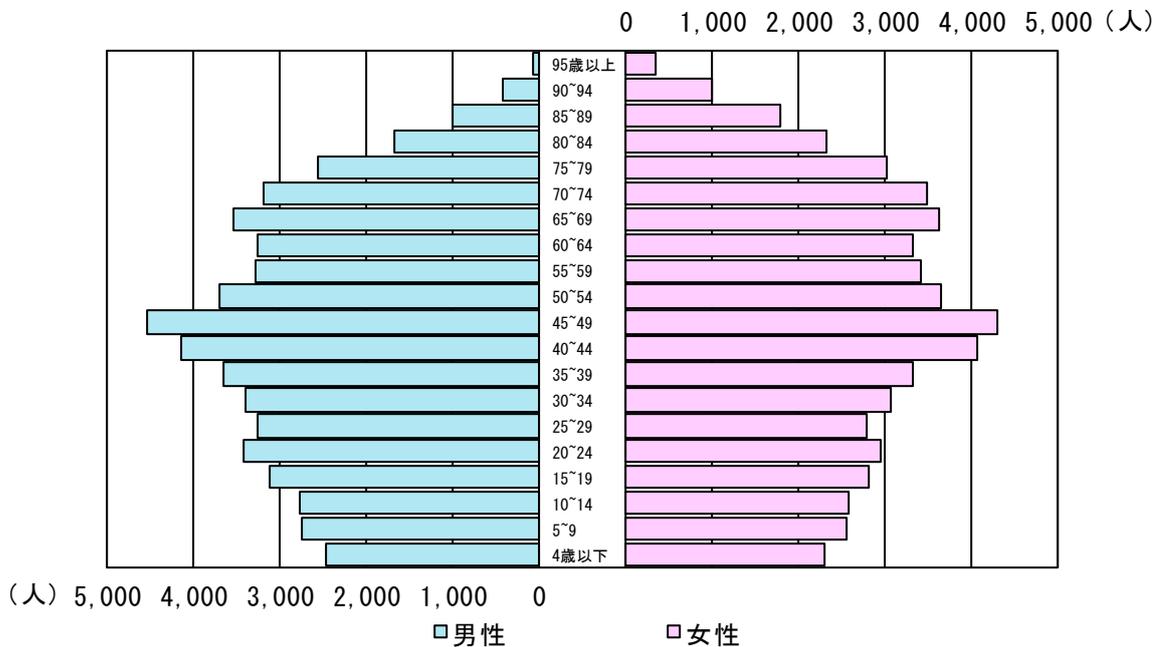


図3-1-2 彦根市の人口・世帯数の推移 (各年10月1日時点)

図3-1-3に彦根市の令和元年10月1日時点における年齢別人口分布を示します。男女ともに、45～49歳の人口が多いことがわかります。

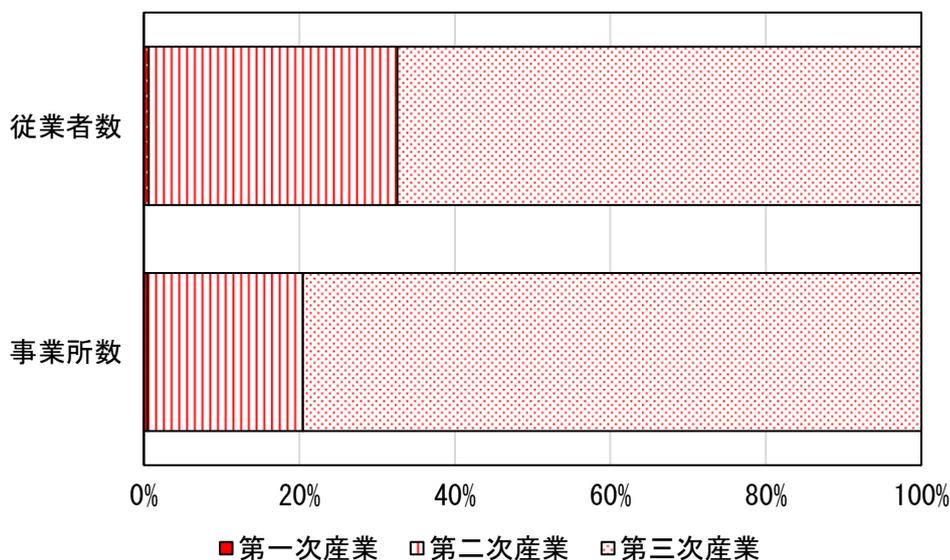


出典：彦根市統計書

図3-1-3 彦根市の人口ピラミッド (令和元年10月1日時点)

3. 産業の動向

彦根市の、平成28年6月調査時点の従業者数は52,067人（第一次産業：309人、第二次産業：16,667人、第三次産業：35,091人）、事業所数は4,847事業所（第一次産業：23、第二次産業：968、第三次産業：3,856）でした。図3-1-4に、彦根市の産業別従業者数・事業所数の割合を示しています。彦根市では、従業者数・事業所数ともに第三次産業の割合が高いことがわかります。



出典：平成28年経済センサス活動調査 確報集計（事業所に関する集計）
 ※ 民営事業所を対象としています。

図3-1-4 彦根市の産業別事業所数・従業者数の割合

4. 関連計画

(1) 彦根市総合計画後期基本計画

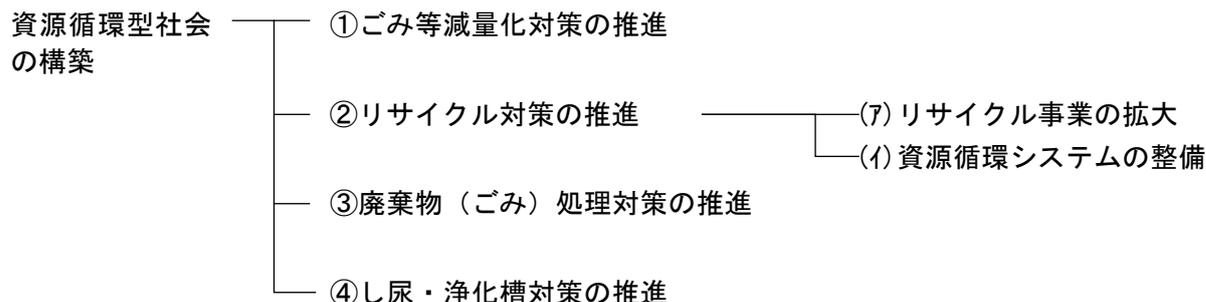
彦根市総合計画後期基本計画（計画期間：平成28年度から令和3年度）における施策の中で、ごみ処理に関する事項は、「第1部 第1章都市基盤・環境」の「1-4-3 循環型社会の構築」に記載されています。以下に施策の方針を示します。

1) めざす成果

- ・ごみの減量化とリサイクルの推進によって、環境への負荷を軽減するとともに、資源の有効活用が図られるまちをめざします。
- ・ごみの処理の効率化と熱回収等のエネルギー対策により、循環型社会が構築されることを目指します。
- ・し尿処理の効率化と浄化槽対策の実施により、衛生的なまちが持続することをめざします。

指標名	単位	基準値	目標値
		平成25年度	令和3年度
ごみの最終処分量（埋立て量）	t/年	7,585	3,998
市民1人一日当たりのごみ等発生量	g	1,111	873
再生利用率（リサイクル率）	%	13.0	19.5

2) 市が取り組む主要な事業



① ごみ等減量化対策の推進

- (ア) 生ごみ処理対策や過剰包装の軽減等の対策により、ごみ減量化を進めます。
- (イ) 事業系ごみの分別徹底やリサイクルの促進により、減量対策を進めます。
- (ウ) ごみ処理有料化の導入について検討を行います。
- (エ) 不法投棄や散在性ごみの防止対策を進めます。
- (オ) ごみ処理にかかる費用や市民一人ひとりが「何をすれば、どういった効果があるのか」等、ごみ関連情報をわかりやすく「みえる化」をすることにより、減量・資源化に対する動機付けを図ります。

② リサイクル対策の推進

- (ア) リサイクル事業の拡大
 - ・資源として再生利用できるごみ等のリサイクルを進めるとともに、グリーン購入の促進を図ります。
 - ・リサイクル実践団体を育成するとともに、連携および協働の下、地域等への啓発を進めます。
- (イ) 資源循環システムの整備
 - ・資源化施設の整備・充実を図るとともに、リサイクルルートの開拓を進めます。
 - ・建設リサイクル法に基づき、廃棄物の適正な分別および処理を行い、再資源化等の促進について指導・啓発を行います。
 - ・バイオディーゼル燃料の普及拡大をはじめ、バイオマスの有効活用に向けた事業を展開します。

③ 廃棄物（ごみ）処理対策の実施

- (ア) ごみ等の円滑かつ効率的な収集、処理を行います。
- (イ) ごみ等の処理施設の適正運転に努めます。
- (ウ) 広域により、新しいごみ処理施設（ごみ焼却施設、リサイクルセンター）の建設を推進し、熱エネルギーの回収を行う等、循環型社会の形成に努めます。
- (エ) 広域で実施している、最終処分場の適正な維持管理に努めるとともに、民間の処分場の利用に関して検討を行います。

④ し尿・浄化槽対策の推進

- (ア) し尿の円滑な収集を行うため、収集体制の維持と効率化に努めます。
- (イ) 水質汚濁の防止と、公衆衛生の向上を図るため、下水道の整備が当面見込めない地域では、浄化槽の普及促進に努め、維持管理の徹底を図ります。

(2) 一般廃棄物処理基本計画（彦根市 平成 30 年 3 月改訂）

平成 25 年 3 月に策定した、彦根市単独の一般廃棄物処理基本計画の中間見直しによる改訂版になります。計画の基本理念や基本方針、目標値等は以下のとおりです。

1) 基本理念

基本理念：『もったいない』を实践するまち ひこね

私たちが生活することで、ごみは必ず発生します。

しかし、古くから培われてきた「もったいない」という日本固有の言葉が持つ本来の意味を大切にし、「無駄なものは買わない」、「ものを大切に使う」等の行動を日々の生活で意識し、実践することでごみを確実に減らすことができます。

物資が乏しかった江戸時代では、庶民は知恵を絞り、今でいうリサイクルに意を注ぎ、慎ましく無駄のない暮らし、いわゆる循環型の暮らしをしていましたが、現代を生きる私たちは、当たり前のように「もの」がある中で、資源が無限にあるかのような錯覚に陥り、大量生産、大量消費、大量廃棄型の生活をしています。今、この社会を未来につなぐ私たちに求められるのは、「もったいない」という言葉を深く心に刻み、「豊かさ」とは何かを問い直し、ごみの発生抑制と再使用に努めることです。

本市においては、市民一人ひとりがごみの減量や資源の再生利用に対する意識を高め、市民や事業者と協力・協働しながら、人と環境が調和した魅力あるまち、将来へと繋がる持続可能な循環型社会の創造を目指し、本計画の基本理念を定めました。

2) 基本方針

基本方針 1：「リデュース・リユース」に重点をおいた施策の総合的展開

基本方針 2：リサイクルの推進

基本方針 3：分かりやすい情報発信の推進

基本方針 4：市民・市民団体・事業者・市のコミュニケーションによる協働の推進

3) 減量・資源化目標

目標 A ごみ総排出量を減らす

- ・令和 4 年度におけるごみ総排出量（集団回収量を含む）を 35,300t/年以下にする。
- ・令和 4 年度における 1 人一日当たりのごみ排出量を 870g/人・日以下にする。

目標 B 再生利用率（リサイクル率）を上げる

- ・令和 4 年度における再生利用率（集団回収量を含めたリサイクル率）を 20%にする。

目標 C 焼却量を減らす

- ・令和 4 年度における焼却量を、28,000t 以下にする。

目標 D 最終処分量を減らす

- ・令和 4 年度における最終処分量を 4,000t 以下にする。

第2節 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

1. ごみ処理に関する基本情報

（1）ごみの種類別発生量の現況

平成24年度から令和元年度までの、彦根市のごみ種類別発生量を表3-2-1 および図3-2-1 に示します。平成25年度以降、ごみ発生量は全体的に減少傾向にあります。

表3-2-1 彦根市のごみ種類別発生量

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
燃やすごみ	t/年	33,707	34,540	34,179	30,848	28,790	28,256	28,021	28,320
埋立ごみ	t/年	1,852	2,458	1,807	2,017	1,303	1,233	1,345	1,316
粗大ごみ（小型家電含む）	t/年	2,118	2,537	1,396	1,506	1,528	1,721	1,977	2,142
古紙・衣類	t/年	587	600	558	546	509	523	526	511
缶・金属類	t/年	278	278	259	253	265	269	254	261
びん類	t/年	936	915	880	915	911	878	895	818
ペットボトル	t/年	267	258	194	188	244	212	216	225
容器包装プラスチック	t/年	1,439	1,358	1,243	1,181	1,080	1,066	930	947
廃食用油	t/年	25	31	29	27	11	11	12	12
乾電池	t/年	27	29	28	26	24	24	25	26
蛍光管	t/年	0	0	0	1	2	3	4	4
紙類（集団回収）	t/年	2,788	2,690	2,554	2,344	2,173	1,978	1,900	1,735
紙パック（集団回収）	t/年	11	8	16	8	7	7	7	7
金属類（集団回収）	t/年	21	21	0	0	0	0	0	0
プラスチック類（集団回収）	t/年	33	0	0	0	0	0	0	0
布類（集団回収）	t/年	0	34	24	32	30	29	28	29
家電4品目	t/年	0	0	2	0	0	0	0	0
合計	t/年	44,089	45,757	43,169	39,892	36,877	36,210	36,141	36,352

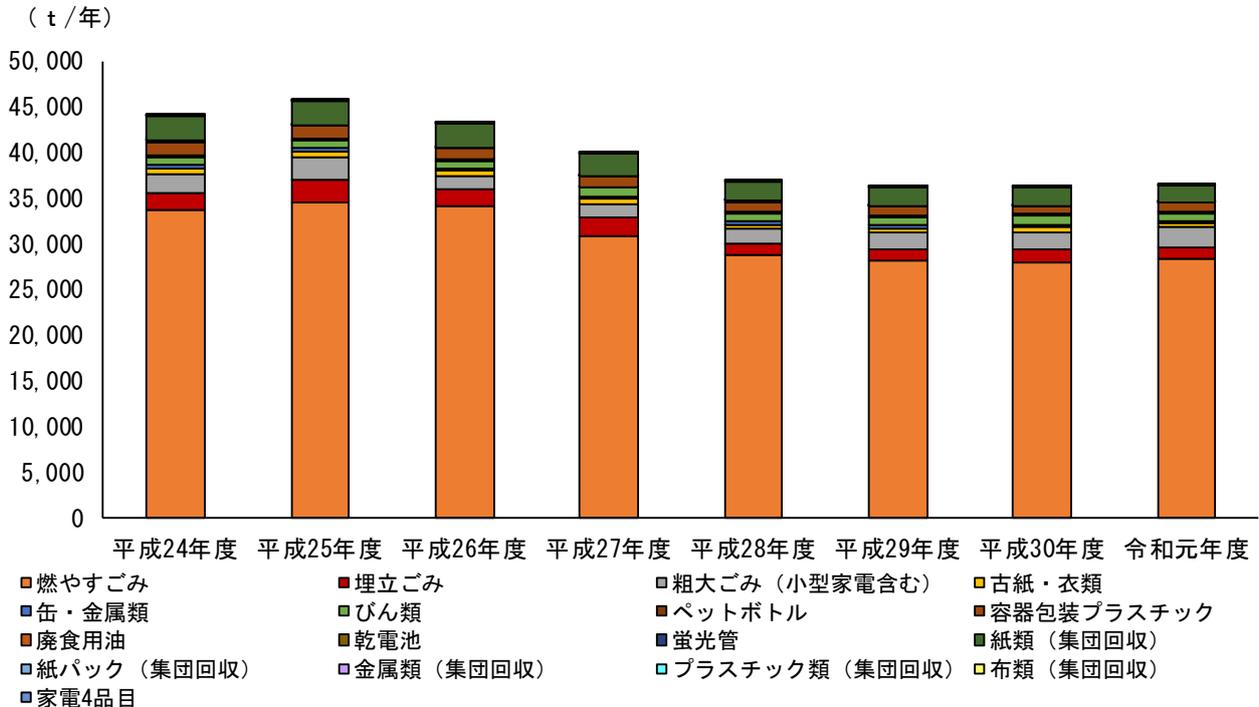


図3-2-1 彦根市のごみ種類別発生量

(2) 家庭系燃やすごみ組成

平成 29 年度から令和元年度にかけて調査した、家庭系燃やすごみの収集ごみの組成を表 3-2-2 に示します。厨芥類が最も多く（約 20%～50%弱）、次次にビニール、プラスチック類が多い（約 7%～約 14%）傾向が確認できます。また、再生利用可能な紙類（新聞紙、雑誌、紙パック、ダンボール）が 10%程含まれています。

表3-2-2 彦根市の家庭系燃やすごみ組成調査結果

項目	単位	H29. 6. 30	H29. 8. 29	H29. 12. 8	H29. 2. 23	H30. 10. 19	H31. 1. 25	R1. 10. 18	R2. 1. 31	平均
厨芥類	%	34.3	28.5	47.6	39.5	35.3	31.3	21.7	21.3	32.4
新聞紙	%	6.4	4.1	3.1	3.8	4.6	7.5	6.3	4.0	5.0
雑誌	%	2.7	3.0	2.8	7.6	0.7	5.0	0.8	4.7	3.4
紙パック	%	0.4	1.3	0.6	1.3	1.5	1.5	1.0	0.3	1.0
ダンボール	%	0.2	0.9	0.5	0.9	0.2	0.3	2.1	0.1	0.7
雑がみ類	%	4.2	9.5	7.2	8.2	8.9	6.3	6.8	9.7	7.6
布類	%	4.8	6.4	2.6	4.0	6.3	2.4	18.6	13.6	7.3
木・竹・藁類	%	4.6	14.9	1.3	0.6	2.7	3.2	9.6	12.1	6.1
ビニール、プラスチック類	%	6.9	13.0	11.9	11.4	14.0	14.4	13.1	8.1	11.6
不燃物類	%	0.6	0.5	0.0	0.4	0.9	0.2	1.0	0.2	0.5
リサイクル禁忌品	%	3.9	1.7	0.3	1.3	2.6	1.8	4.1	1.0	2.1
その他	%	31.1	16.2	22.0	20.9	22.2	26.1	15.0	24.9	22.3
合計	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

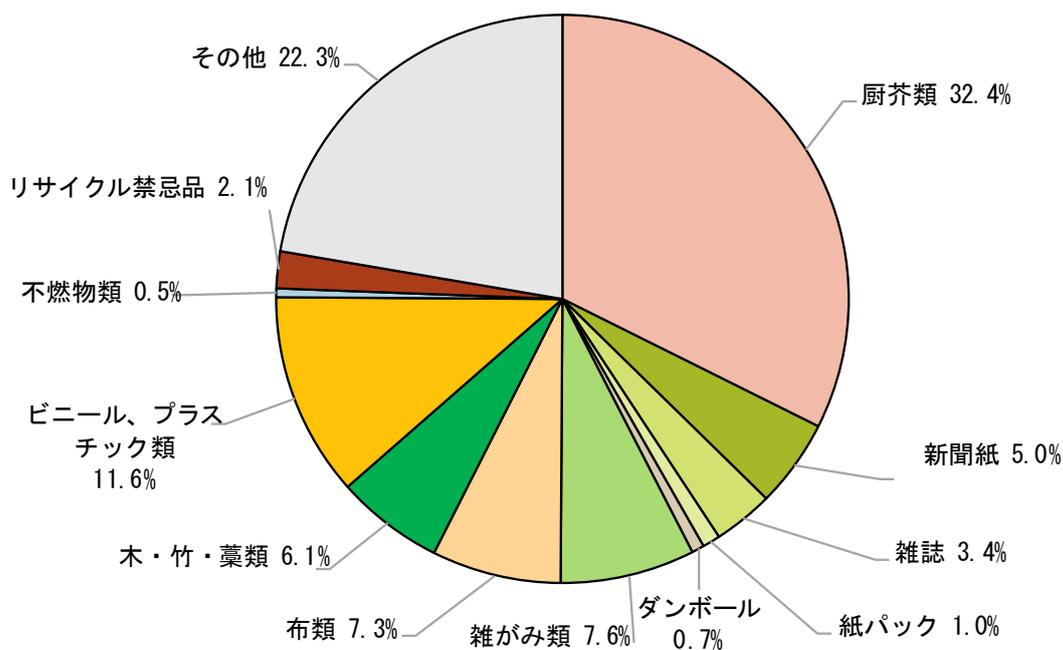


図3-2-2 彦根市の家庭系燃やすごみ組成の平均

(3) 家庭系厨芥類組成

平成 29 年度から令和元年度にかけて調査した家庭系厨芥類の組成を表 3-2-3 に示します。厨芥類のうち半分程は調理くずが占めています。また、食べられるのに捨てられている「食品ロス」(本調査結果では、「過剰に除去した可食部分」、「食べ残し」、「未利用食品」、「未利用食品(期限切れ)」が該当します。)は、厨芥類のうちの約 20%~50%弱を占めています。

表3-2-3 彦根市の家庭系厨芥類組成調査結果

項目	単位	H29. 6. 30	H29. 8. 29	H29. 12. 8	H29. 2. 23	H30. 10. 19	H31. 1. 25	R1. 10. 18	R2. 1. 31	平均
調理くず	%	51.0	49.0	59.0	46.0	65.0	66.0	68.1	69.1	59.2
食品外の生ごみ	%	3.2	2.6	4.5	6.7	3.3	2.4	9.7	2.9	4.4
過剰に除去した可食部分	%	5.2	3.0	5.8	10.1	6.0	10.5	5.5	10.9	7.1
食べ残し	%	21.2	24.4	12.0	22.5	10.8	17.4	8.4	16.4	16.6
未利用食品	%	14.0	12.1	10.6	9.1	6.4	2.1	7.7	0.0	7.7
未利用食品(期限切れ)	%	5.5	9.0	8.1	5.5	8.5	1.7	0.6	0.7	4.9
合計	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
食品ロス	%	45.8	48.4	36.5	47.3	31.6	31.6	22.1	28.0	36.4

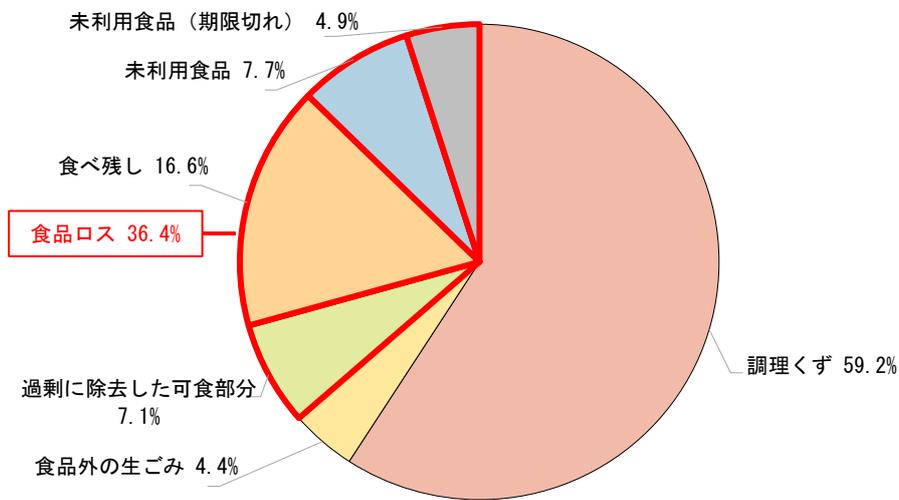


図3-2-3 彦根市の家庭系厨芥類組成の平均

(4) 彦根市清掃センター搬入ごみ組成

平成 24 年度から令和元年度までの、彦根市清掃センターに搬入されたごみ組成の調査結果は表 3-2-4 のとおりです。なお、ごみ種類組成は乾燥重量比であるため、湿潤重量比である収集ごみ組成とは傾向が異なります。

表3-2-4 彦根市清掃センターの搬入ごみ組成調査結果

年度	年月	ごみ種類組成						単位容積重量 (湿り) kg/m ³	三成分			低位発熱量 (実測値) kJ/kg kcal/kg	
		紙・布類	ビニール類	木・竹・わら類	厨芥類	不燃物類	その他		水分	可燃分	灰分		
		%	%	%	%	%	%		%	%	%		
平成24年度	H24.05.22	72.37	18.86	5.70	1.32	0.00	1.75	98	33.33	63.42	3.25	11,900	2,830
	H24.07.06	58.33	26.96	11.27	0.00	0.00	3.43	120	49.63	44.67	5.70	8,050	1,920
	H24.10.22	60.67	18.41	12.97	4.18	0.84	2.93	130	47.12	45.82	7.06	8,060	1,930
	H24.11.07	43.28	8.36	22.39	3.28	0.90	21.79	170	44.35	46.78	8.87	9,750	2,330
	H25.01.17	37.84	45.35	3.90	9.91	0.00	3.00	170	44.96	47.99	7.05	7,280	1,740
平成25年度	H25.03.07	23.30	49.10	7.17	14.70	0.00	5.73	160	50.97	41.11	7.92	8,150	1,950
	H25.05.27	47.64	30.89	12.04	5.24	0.00	4.19	110	27.38	64.72	7.90	11,600	2,760
	H25.07.03	59.70	31.18	3.04	4.56	0.00	1.52	93	18.83	75.51	5.66	12,300	2,930
	H25.09.03	61.35	28.50	5.80	2.42	0.00	1.93	130	52.85	43.36	3.79	7,590	1,810
	H25.11.07	61.56	24.83	7.14	1.70	1.02	3.74	140	37.84	57.68	4.48	12,600	3,010
平成26年度	H26.01.10	55.78	22.44	6.93	11.22	2.64	0.99	160	44.91	49.47	5.62	8,090	1,930
	H26.03.05	55.33	29.21	9.62	2.75	1.37	1.72	140	39.50	56.56	3.94	12,000	2,880
	H26.05.29	52.38	19.52	19.52	4.29	0.95	3.33	120	50.00	45.18	4.82	9,340	2,230
	H26.07.16	49.24	32.77	13.56	2.82	0.00	1.13	110	54.38	41.25	4.37	9,700	2,320
	H26.09.02	59.34	25.00	10.16	3.57	0.00	1.92	190	45.67	49.42	4.91	9,600	2,290
平成27年度	H26.11.17	53.59	31.70	8.17	2.29	2.94	1.31	150	40.47	55.48	4.05	10,900	2,610
	H27.01.15	49.80	34.29	6.53	4.49	2.86	2.04	110	37.34	55.08	7.58	12,600	3,000
	H27.03.06	60.67	30.34	1.87	3.00	2.25	1.87	140	45.84	50.10	4.06	9,340	2,230
	H27.05.08	31.47	34.66	23.90	2.39	0.80	6.77	110	35.97	56.94	7.09	12,800	3,060
	H27.07.16	72.00	8.80	9.33	4.00	3.47	2.40	160	34.67	61.13	4.20	10,800	2,570
平成28年度	H27.09.01	41.64	26.02	7.43	18.22	2.23	4.46	140	45.98	50.31	3.71	10,100	2,400
	H27.11.16	51.70	33.24	5.97	6.82	0.57	1.70	160	38.68	57.73	3.59	11,400	2,730
	H28.01.20	62.21	13.36	8.47	14.98	0.00	0.98	140	36.17	61.82	2.01	11,300	2,690
	H28.03.01	43.29	19.45	15.89	7.12	6.58	7.67	180	42.79	51.18	6.03	9,980	2,380
	H28.05.27	42.40	36.87	7.83	11.98	0.00	0.92	120	48.94	48.15	2.91	9,650	2,310
平成29年度	H28.07.12	50.27	23.53	21.39	2.14	1.60	1.07	130	53.13	43.86	3.01	7,730	1,850
	H28.09.05	50.00	39.22	4.90	4.25	0.65	0.98	180	51.35	46.19	2.46	8,830	2,110
	H28.11.02	48.03	31.58	15.46	1.64	1.32	1.97	150	42.31	53.16	4.53	8,540	2,040
	H29.01.12	44.67	28.69	5.33	20.49	0.00	0.82	140	50.61	46.69	2.70	8,520	2,040
	H29.03.01	46.91	25.51	10.70	13.99	0.00	2.88	140	49.90	45.74	4.36	7,300	1,740
平成30年度	H29.05.15	44.41	20.34	12.54	14.92	1.02	6.78	160	47.42	49.42	3.16	9,310	2,230
	H29.07.11	53.17	22.49	14.81	7.41	0.00	2.12	190	49.73	46.06	4.21	7,770	1,860
	H29.09.22	39.08	37.36	14.66	5.46	0.00	3.45	180	44.05	53.44	2.51	8,950	2,140
	H29.11.08	43.53	38.82	14.12	1.47	0.00	2.06	130	40.97	55.68	3.35	9,540	2,280
	H30.01.25	43.53	38.04	6.27	9.41	0.00	2.75	150	51.70	44.24	4.06	9,980	2,390
令和元年度	H30.03.01	54.41	32.72	9.19	1.47	0.74	1.47	140	44.38	52.72	2.90	10,200	2,440
	H30.05.14	60.60	21.19	10.45	5.37	0.00	2.39	180	47.90	48.89	3.21	8,290	1,980
	H30.07.20	53.56	24.22	7.98	12.82	0.00	1.42	140	29.09	66.40	4.51	14,700	3,520
	H30.09.06	34.29	30.79	15.56	18.10	0.00	1.27	160	44.83	48.87	6.30	10,100	2,420
	H30.11.07	31.37	42.81	12.75	10.78	0.33	1.96	170	48.74	46.66	4.60	8,220	1,960
令和元年度	H31.01.08	57.22	15.56	7.22	3.89	1.11	15.00	97	46.75	46.87	6.38	8,700	2,080
	H31.03.01	56.29	24.17	4.30	9.27	3.31	2.65	160	46.55	46.35	7.10	8,490	2,030
	R1.05.24	36.19	24.40	13.67	23.06	0.00	2.68	160	35.24	60.24	4.52	12,700	3,020
	R1.07.18	41.61	26.76	14.60	12.65	2.43	1.95	170	32.84	59.60	7.56	11,300	2,690
	R1.09.18	50.23	27.15	19.91	0.45	0.00	2.26	110	40.43	54.23	5.34	10,600	2,540
	R1.11.12	41.89	23.77	25.28	0.75	0.00	8.30	130	42.76	50.55	6.69	9,110	2,180
令和元年度	R2.01.20	58.77	19.74	5.70	11.84	1.32	2.63	150	55.64	39.22	5.14	7,110	1,700
	R2.03.05	57.91	27.76	3.28	8.66	0.00	2.39	140	30.50	60.94	8.56	11,400	2,720
総平均		50.10	27.64	10.76	7.24	0.90	3.34	144	43.24	51.81	4.95	9,840	2,350

(5) ごみの分別区分

彦根市のごみの分別区分を表 3-2-5 に示します。

表3-2-5 彦根市のごみの分別区分

分別区分		品目
燃やすごみ		生ごみ、紙ごみ、木・草類、ゴム・皮革製品、紙おむつ、スポンジ、布・繊維類、洗浄困難な容器包装プラスチック等
埋立ごみ		陶器類（茶碗、皿、ガラス、コップ、植木鉢、花瓶、板ガラス、鏡、薬品びん、化粧びん等）、硬いプラスチック製品、アルミホイル、ビデオテープ類、ナイフ・ハサミ・針類、石・がれき類等
粗大ごみ・小型家電		大型日用品、(18 リットルのポリタンク以上の大きさの物)、ふとん・じゅうたん、家具・建具、自転車、小型家電（特定家庭用機器を除く、1 m以下の家庭用電化製品）等
資源	容器包装プラスチック	袋・カップ麺、容器・パック類、トレー・発泡スチロール、キャップ・ラベル、液状製品等の容器、製品を包むネット類、ラップ類等で  の表示のあるもの、食品等で汚れている場合は燃やすごみ
	びん類	飲み物用のびん、食べ物用のびん等
	缶・金属類	飲み物・食べ物の缶、スプレー缶、金属なべ・金属製品等
	ペットボトル	飲み物、酒類、しょうゆ、みりん等のペットボトルで  の表示があるもの
	使用済み乾電池	マンガン乾電池、アルカリ乾電池、ボタン電池、コイン型電池等の一次電池（使い切り電池）
	廃食用油	食用油（植物性油）
	古紙・衣類	新聞、雑誌、牛乳パック、ダンボール・厚紙類、衣類等
	使用済み蛍光管等	環状型・直管型・ボール型・ツイン型蛍光管、電球類、点灯管等（ただし、割れているもの、破損しているものを除く）、水銀含有製品（水銀式体温計、水銀式血圧計等）

※ 事業系は燃やすごみと粗大ごみ（木製のみ）

(6) 収集運搬体制

1) 家庭系ごみ

彦根市における家庭系の一般廃棄物の収集・運搬体制は、表 3-2-6 のとおりです。

表3-2-6 彦根市における家庭系の一般廃棄物収集・運搬体制

分別区分	収集体制	収集回数	収集方法	収集方式
燃やすごみ	直営・委託 持込	週2回	指定専用袋	ステーション方式 直接搬入
容器包装プラスチック	直営・委託 持込	週1回	指定専用袋	ステーション方式 直接搬入
埋立ごみ	直営・委託 持込	月1回	指定専用袋	ステーション方式 直接搬入
内ライター	直営・委託 持込	月1回	透明袋 専用ボックス	ステーション方式 拠点回収、直接搬入
粗大ごみ 小型家電	直営 持込	申込制	指定なし	戸別（有料） 直接搬入
缶・金属類	委託 持込	月2回	コンテナ	ステーション方式 直接搬入
びん類	委託 持込	月2回	コンテナ	ステーション方式 直接搬入
ペットボトル	委託 持込	随時	ネット袋	ステーション方式 直接搬入
古紙・衣類	古紙：委託/持込 衣類：委託/持込	月2回	古紙：紐結束 衣類：透明袋 半透明袋	ステーション方式 集団回収、直接搬入
廃食用油	委託 持込	随時	ペットボトル等	拠点回収 直接搬入
使用済み乾電池	直営・委託 持込	月1回	透明袋 半透明袋	ステーション方式 直接搬入
使用済み蛍光管等	直営 持込	随時	指定なし	拠点回収 直接搬入

2) 事業系ごみ

事業活動に伴い排出される一般廃棄物に該当する廃棄物については、「特別収集証紙（350円/枚）」を、事業用燃やすごみ指定専用袋1袋に対して1枚貼り付け、自治会等が設置する集積所に管理者の許可を得て排出するか、事業用燃やすごみ指定専用袋に入れたうえで排出事業者自ら清掃センターへ持ち込む、または、排出事業者が一般廃棄物処理業許可業者（収集運搬業者）に収集運搬を委託することで、清掃センターに搬入されています。

事業系の一般廃棄物の収集・運搬体制は表 3-2-7 のとおりです。

表3-2-7 彦根市における事業系の一般廃棄物収集・運搬体制

分別区分	収集体制	収集回数	収集方法	収集方式
燃やすごみ	直営・委託 許可業者/持込	週2回 随時	指定専用袋	ステーション方式 戸別・直接搬入
粗大ごみ	許可業者 持込	随時	指定なし	直接搬入

(7) ごみ処理手数料

市民や事業者が、直接清掃センターにごみを持ち込む場合や、市民が小八木中継基地に持ち込む場合は、持ち込むごみの区分や、重さに応じて処理手数料を徴収しています。

また、家庭から排出される粗大ごみ等の収集・運搬および処分を清掃センターに依頼する場合は、ごみの大きさに応じて手数料を徴収しています。

ごみ処理手数料は表 3-2-8 のとおりです。

表3-2-8 彦根市のごみ処理手数料一覧

分類		ごみ処理手数料
家庭系	燃やすごみ	20kg 以下：免除、20kg を超える重量：280 円/20kg
	埋立ごみ	50 円/5kg
	プラスチックごみ	21kg 未満：免除 21kg 以上：560 円/20kg
	粗大ごみ	40kg 以下：200 円、40kg を超えた場合：500 円/20kg
	缶・金属類・びん・ ペットボトル・乾電池	無料
事業系	燃やすごみ	440 円/20kg
	粗大ごみ	560 円/20kg

(8) ごみ処理経費

平成 24 年度から令和元年度までのごみ処理経費の推移を表 3-2-9 および図 3-2-4 に示します。平成 25 年度以降、ごみ処理経費は増加傾向にあります。ごみ処理経費の中では、処理および維持管理費の占める割合が多くなっています。

表3-2-9 彦根市における年度ごとのごみ処理経費

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
建設・改良費	千円	25,004	22,513	21,961	29,965	32,924	50,774	43,845	56,483
処理及び維持管理費	千円	1,413,693	1,116,430	1,232,816	1,340,965	1,460,654	1,498,638	1,534,612	1,574,010
その他	千円	2,106	2,286	1,989	941	1,263	2,614	3,274	3,274
合計	千円	1,440,803	1,141,229	1,256,766	1,371,871	1,494,841	1,552,026	1,581,731	1,633,767

出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査結果

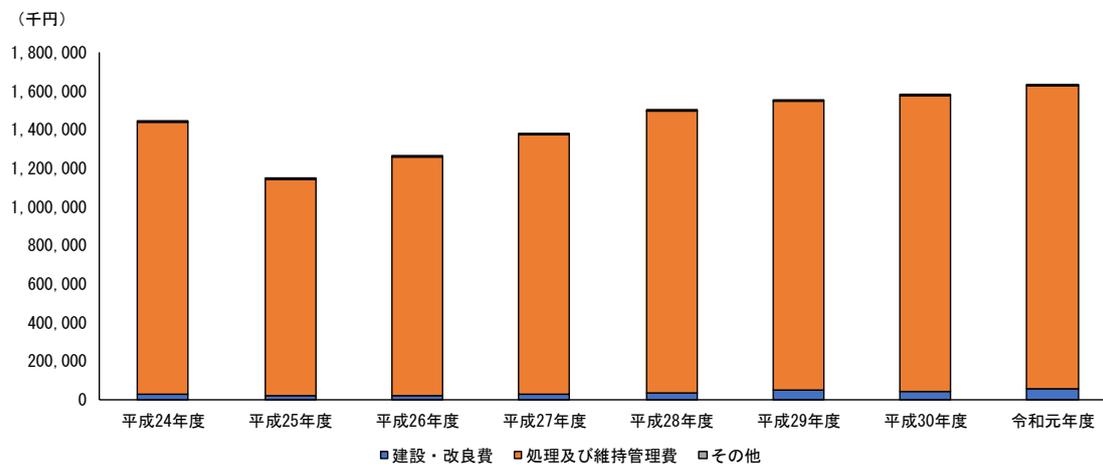


図3-2-4 ごみ処理経費の推移

(9) 中間処理施設

現在の彦根市のごみ処理にかかる施設の概要は表 3-2-10、表 3-2-11 および表 3-2-12 のとおりです。なお、令和 11 年度から組合圏域の広域新ごみ処理施設が竣工予定です。

表3-2-10 ごみ焼却施設

施設名	彦根市清掃センター ごみ焼却場	
所在地	彦根市野瀬町 279-1	
竣工	昭和 52 年 3 月 (平成 13 年 3 月 DXNs 改良工事)	
処理能力	90t/日 (30t/8 時間 × 3 炉)	
主な設備概要	受入供給設備	ピット&クレーン方式
	燃焼設備	ストーカ方式
	燃焼ガス冷却方式	水噴射式
	排ガス処理設備	バグフィルタ・乾式有害ガス除去装置・活性炭噴霧装置
	給水設備	生活系：上水、プラント系：上水、井水
	通風設備	平衡通風方式
	灰出し設備	灰ピット方式・集じん灰薬剤処理

表3-2-11 粗大ごみ処理施設

施設名	彦根市清掃センター 粗大ごみ処理場	
所在地	彦根市野瀬町 279-1	
竣工	昭和 52 年 9 月	
処理能力	50t/5h	
破碎選別	破碎	圧縮二次せん断
	1 次選別	磁選機による鉄分の回収
	2 次選別	アルミ選別によるアルミ、鉄分の回収
フロン回収	フロン回収機による回収	

表3-2-12 資源化施設

施設名	彦根市清掃センター 資源化施設	
所在地	彦根市野瀬町 279-1	
竣工/処理能力/処理方式	缶選別圧縮装置	竣工 平成 9 年 9 月 処理能力 スチール缶：4.3t/5h、アルミ缶：0.6t/5h 処理方式 スチール缶：磁選機で選別圧縮成型 アルミ缶：アルミ選別機で選別後圧縮成型
	びん選別装置	竣工 平成 2 年 12 月 処理方式 人による色分け手選別
	ペットボトル圧縮梱包装置	竣工 平成 13 年 7 月 処理能力 1t/5h 処理方式 圧縮梱包
	容器包装プラスチック資源化施設	竣工 平成 15 年 9 月 処理能力 4.9t/5h 処理方式 2 軸破袋機・手選別コンベア・圧縮梱包

(10) 中継基地・最終処分

令和3年4月から、東近江市の小八木中継基地が1市4町の不燃ごみの中継施設として利用されています。小八木中継基地の概要は表3-2-13のとおりです。

彦根愛知犬上広域行政組合が管理する中山投棄場については、平成28年3月31日に埋立処理を終了しており、市内には一般廃棄物を処理する最終処分場はありません。焼却灰等については、大阪湾広域臨海環境整備センターへ処理を委託しており、また、焼却灰の一部は民間事業者で路盤材等への資源化を行っています。

表3-2-13 中継基地

施設名	彦根愛知犬上広域行政組合 小八木中継基地
設置主体	彦根愛知犬上広域行政組合
所在地	東近江市小八木町 19
竣工	令和3年4月
搬入ごみ	不燃ごみ、自治会清掃ごみ

(11) ごみ処理の実績

彦根市の平成24年度から令和元年度までのごみ種類別処理量は表3-2-14のとおりです。また、令和元年度における彦根市のごみ処理フローを図3-2-5に示します。彦根市清掃センターで焼却処理するごみ量は、燃やすごみと粗大ごみおよび容器包装プラスチックの可燃残渣を合わせて30,235t/年になります。また、埋立処分量は4,461t/年、資源化量は4,954t/年で、リサイクル率は13.6%となっています。

表3-2-14 彦根市のごみ種類別処理量

(単位：t/年)

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
焼却処理量	35,748	36,957	35,665	32,344	30,144	29,679	29,608	30,235
燃やすごみ	33,707	34,540	34,179	30,848	28,790	28,256	28,021	28,320
容器包装プラスチック	256	318	324	326	237	235	258	224
粗大ごみ(可燃残渣)	1,785	2,099	1,162	1,170	1,117	1,188	1,328	1,692
埋立処分量	7,131	7,757	6,715	6,177	4,490	4,325	4,241	4,461
埋立ごみ	1,852	2,458	1,807	2,017	459	441	478	465
缶・金属類	33	48	18	7	14			
びん類	32	26	15	70	59	49	51	46
ペットボトル	14	1	1	3	3			
容器包装プラスチック	19	13	8	9	14	14	9	6
粗大ごみ	46	84	18	36	0	0	0	0
焼却灰	5,135	5,127	4,848	4,035	3,941	3,821	3,703	3,945
資源化量	6,049	5,926	5,542	5,532	5,591	5,412	5,354	4,954
埋立ごみ	0	0	0	0	81	78	84	82
粗大ごみ	287	354	258	244	497	386	465	235
小型家電	0	0	0	0	0	147	191	224
古紙・衣類	587	600	558	546	509	523	526	511
缶・金属類	245	230	241	246	251	245	217	252
びん類	904	889	865	845	852	813	788	726
ペットボトル	253	263	243	238	248	250	251	245
容器包装プラスチック	868	777	724	683	696	708	683	707
廃食用油	25	31	29	27	11	11	12	12
乾電池	27	29	28	26	24	24	25	26
蛍光管	0	0	0	1	2	3	4	4
家電4品目	0	0	2	0	0	0	0	0
焼却灰	0	0	0	96	204	201	170	157
紙類(集団回収)	2,788	2,690	2,554	2,344	2,173	1,978	1,900	1,735
紙/バック(集団回収)	11	8	16	8	7	7	7	7
金属類(集団回収)	21	21	0	0	0	0	0	0
プラスチック類(集団回収)	33	0	0	0	0	0	0	0
布類(集団回収)	0	34	24	32	30	29	28	29
その他				196	6	8	4	2

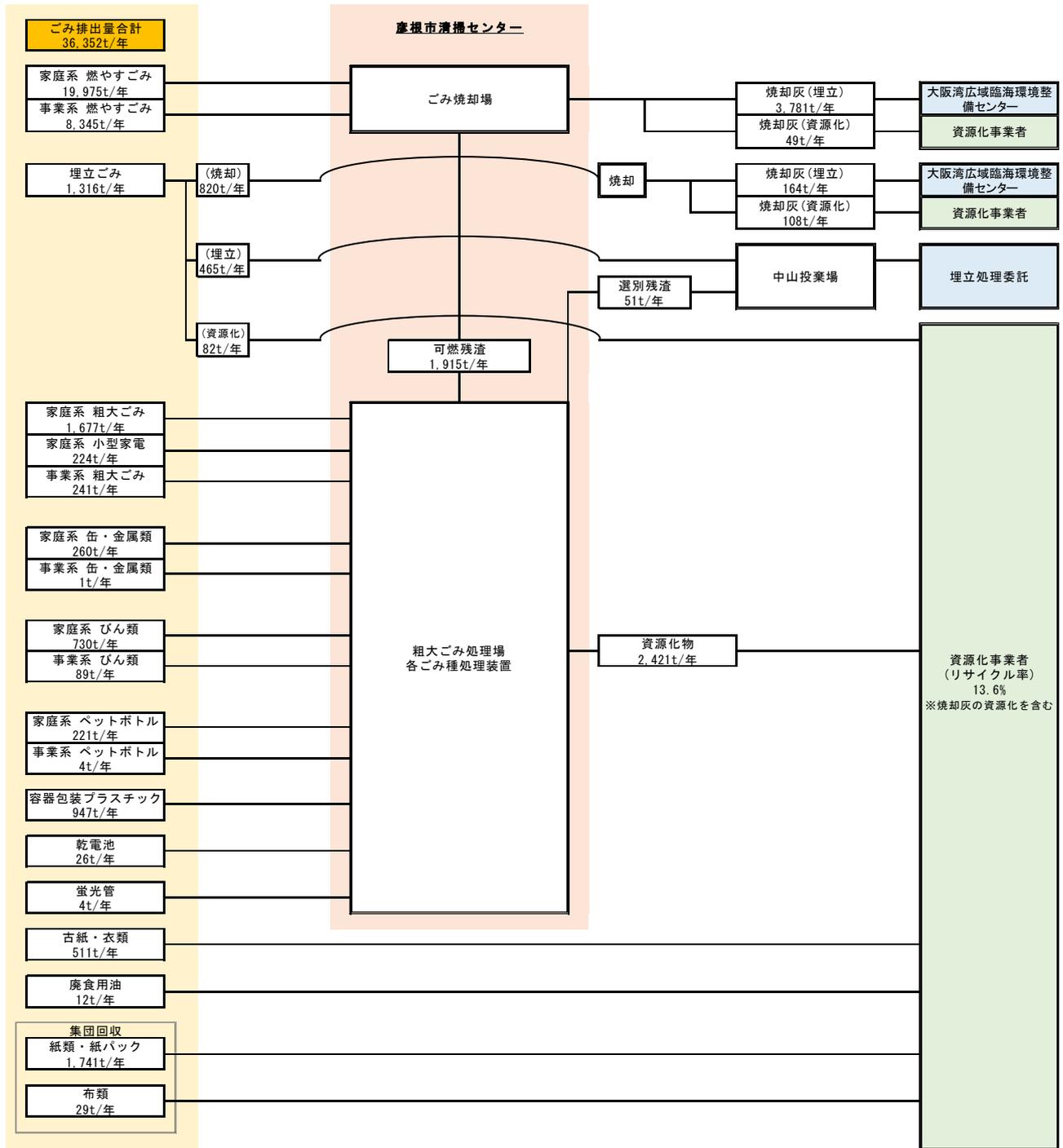


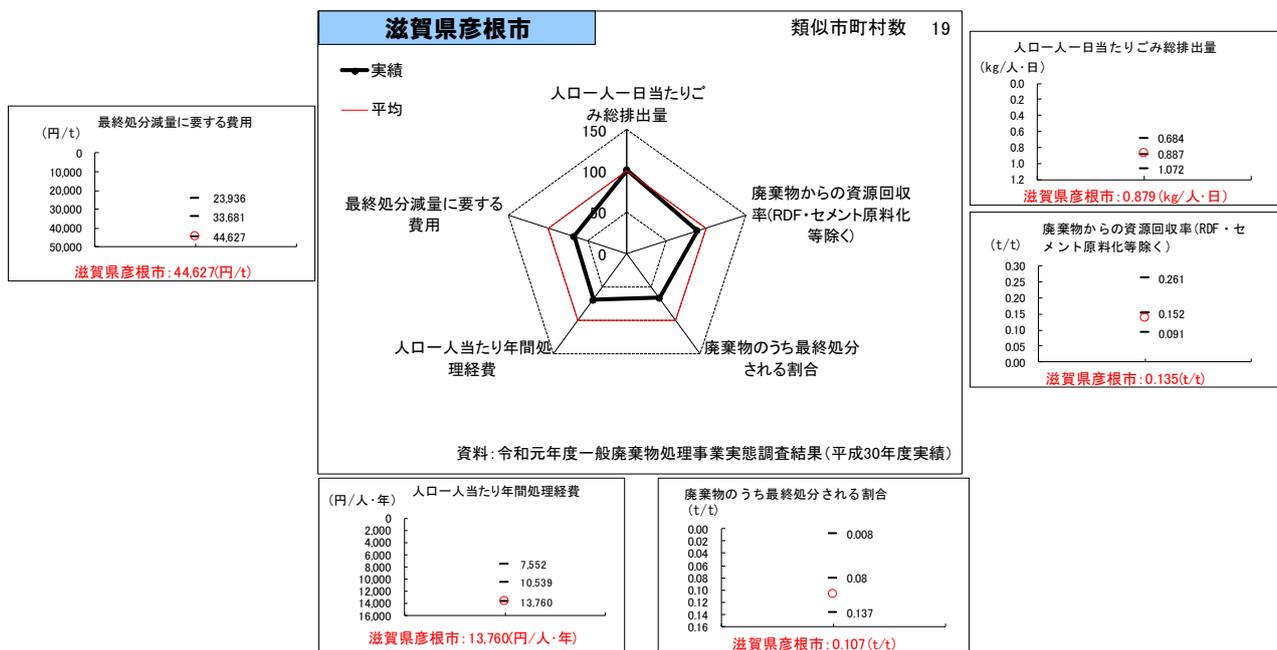
図3-2-5 彦根市の令和元年度ごみ処理フロー

※ 四捨五入の端数処理により、表の数値と一致しない場合があります。

2. 類似市町村との比較

環境省の「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」に基づき、彦根市のごみ処理システムを評価しました。評価には環境省の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（令和元年度実績版）」を用いています。同ツールでは、全国の市町村から、彦根市と都市形態区分・人口・産業構造が類似している市町村を抽出し、比較評価を行っています。支援ツールによる評価結果（指数値）を図3-2-6に示します。類似市町村における項目ごとの平均値の指数を100としており、彦根市の指数が100を上回っていれば、類似市町村の平均より優れていることになります。

これによると彦根市は全国における類似市町村19自治体と比較して、1人一日当たりごみの総排出量の指数値は平均を上回っていますが、その他の項目については、平均を下回っています。



標準的な指標	人口一人一日当たりごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要する費用 (円/t)
平均	0.887	0.152	0.08	10,539	33,681
最大	1.072	0.261	0.137	13,760	44,627
最小	0.684	0.091	0.008	7,552	23,936
標準偏差	0.098	0.042	0.036	2,021	6,287
当該市町村実績	0.879	0.135	0.107	13,760	44,627
指数値	100.9	88.8	66.3	69.4	67.5

図3-2-6 彦根市のごみ処理システム評価結果（令和元年度実績比較）

3. 課題の抽出

(1) 排出抑制・資源化

彦根市のごみ排出量は平成 25 年度以降、全体としては概ね減少傾向にあります。平成 27 年度以降はほぼ横ばいで推移しています。

家庭系ごみについては、1 市 4 町で指定ごみ袋の導入を実施していますが、4 町では指定ごみ袋の料金に、処理費用の一部を上乗せして販売しており、ごみ処理費用の有料化が実施されています。彦根市は、指定ごみ袋の料金に処理費用は含まれていません。今後、新ごみ処理施設の建設に合わせて、4 町における有料化状況も踏まえ、排出量に応じたごみ処理費用負担の公平化、一般廃棄物の排出抑制および住民意識の改革を目的として、家庭系ごみの処理費用有料化について検討していく必要があります。

また、資源化量については、全体として減少傾向にあり、令和元年度のリサイクル率は 13.6%となっており、平成 30 年度の滋賀県平均（16.0%）を下回っています。

今後はごみの更なる発生を抑制するとともに、簡易生ごみ処理の普及促進によるごみの減量化、適切な分別による資源化の検討が必要になります。

(2) 収集・運搬

彦根市では、今後、超高齢化社会の進行によりごみ出しが困難な世帯が増加することが想定されます。そのため、今後の高齢化社会を見据えた収集体制の構築等の検討が必要です。

また、分別方法を 1 市 4 町で統一する令和 11 年度以降の、硬質プラスチック類の分別・収集方法の検討が必要です。

(3) 最終処分

彦根市の最終処分量は平成 24 年度から平成 30 年度までは減少傾向にありましたが、令和元年度は増加しています。

焼却灰については、大阪湾広域臨海環境整備センターへの処理委託、埋立ごみについては、平成 28 年 3 月末をもって、彦根愛知犬上広域行政組合の管理する中山投棄場の埋立が終了したことから、現在は民間事業者によるその処理を委託しています。

現在、彦根市や広域行政組合圏域において、埋立ごみや焼却灰の埋立を行うことができる最終処分場がないことから、広域行政組合も交えて、最終処分場設置の検討を進めていくとともに、最終処分量の一層の削減を進めていくことが必要です。

(4) 処理コスト

今後、超高齢化社会に伴う福祉費用の増加など、より一層の財政逼迫が懸念されます。ごみ処理コスト低減のため、多様な施策の実施や、情報媒体を活用して市民にコスト意識を促す必要があります。

(5) 施設の老朽化

彦根市清掃センターは供用開始から 44 年が経ち、老朽化が進んでいます。安定したごみ処理を行うため、遅滞なく新ごみ処理施設整備を進める必要があります。

4. ごみ処理基本計画の基本方針

本計画の基本方針を表3-2-15に示します。市民・事業者・彦根市それぞれの役割を明確にするとともに、各主体の協働を目指します。

表3-2-15 本計画の基本方針

基本方針1 2R（Reduce（発生抑制）・Reuse（再使用））の推進
<p>ごみ処理量の減量に向けて、3Rにおける2R（Reduce（発生抑制）・Reuse（再使用））の取組を優先的に推進します。市民・事業者の主体的な取組を促す施策を展開していきます。</p> <p>また、1市4町での広域処理に際し、ごみ減量目標の設定やごみ処理施策において、圏域での一体的な取組も進めます。</p>
基本方針2 適正なごみ処理の実施
<p>ごみ処理方法におけるリサイクル、焼却・熱回収および埋立処分において、財政負担の低減や環境負荷の削減等を考慮して、適切な処理を実施します。</p>
基本方針3 分かりやすい情報発信の推進
<p>市民や事業者に、市におけるごみの現状と課題を十分に理解していただくために、今後はホームページおよび広報に加え、SNSでの情報提供ならびに出前講座を実施します。さまざまな機会を通じて市のごみ処理の現状を積極的に公開し、市民や事業者の取組によるごみ減量等の効果が「みえる化」されたものとなるよう努めます。</p>
基本方針4 市民・市民団体・事業者・市のコミュニケーションによる協働の推進
<p>ごみ処理の実施において、ごみの減量・資源化の担い手としての市民や生産・流通に携わる事業者、環境問題やごみ問題に取り組む市民団体、ごみ処理に携わる市との間での良好なコミュニケーションが必要です。良好なコミュニケーションが醸成されることにより、各主体のごみ問題に対する意識が高まり、相互理解が深まり、信頼関係が築かれ、ごみの減量・資源化への様々な行動に繋がるよう施策を展開していきます。</p>

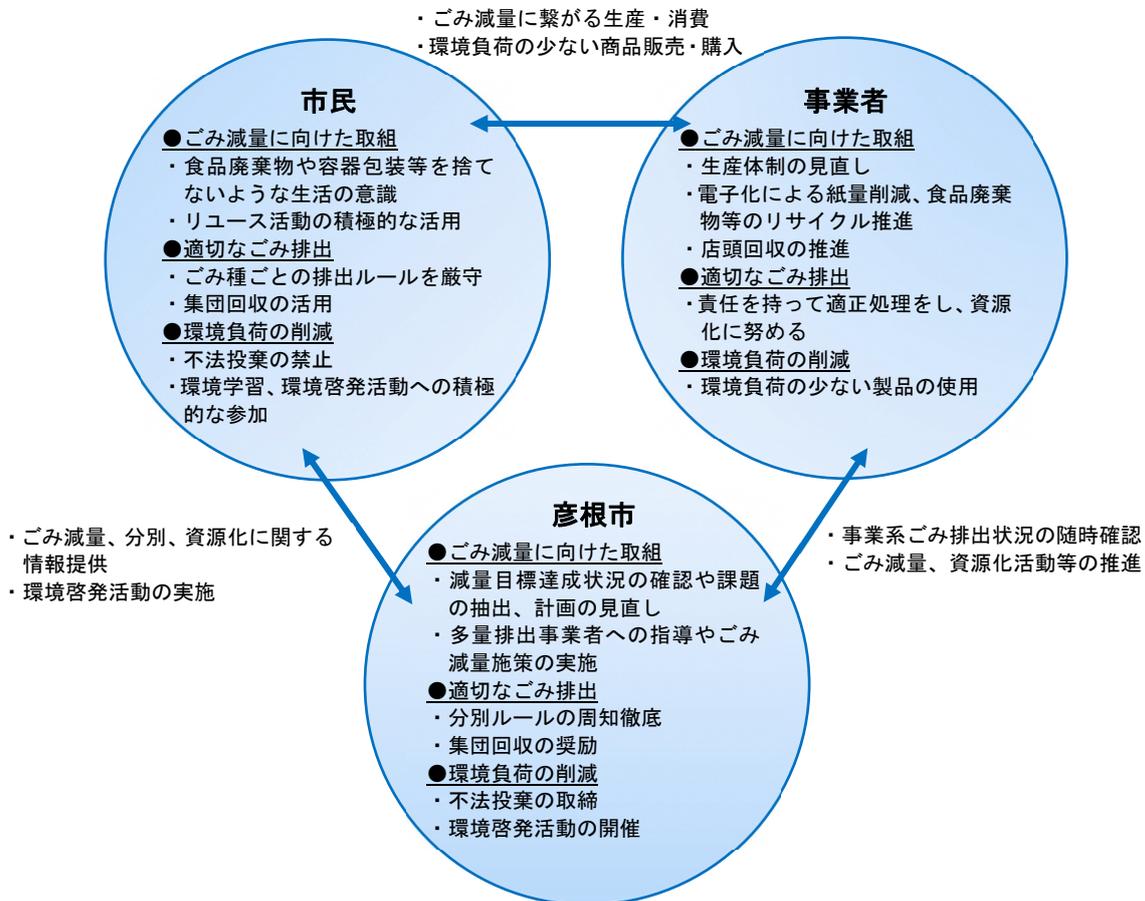


図3-2-7 市民・事業者・彦根市の協働イメージ

5. 将来ごみ量の推計

(1) 将来ごみ量（現状趨勢）

※将来ごみ量（現状趨勢）とは、ごみ減量施策等を実施せず現在のごみ排出傾向のまま推移することを意味します。

将来ごみ量は、「第2期彦根市まち・ひと・しごと創生総合戦略人口ビジョン」（令和2年3月）で推計されている将来人口に、ごみ種ごとの1人一日あたり排出量推計値（g/人・日）を乗じて算出します。

将来人口の推計結果を図3-2-8に示します。人口ビジョンで推計値のない年度（令和2～6年度、令和8～11年度、令和13年度）については、実績値-推計値間（もしくは推計値-推計値間）を等差的に推移するものとし、設定しています。

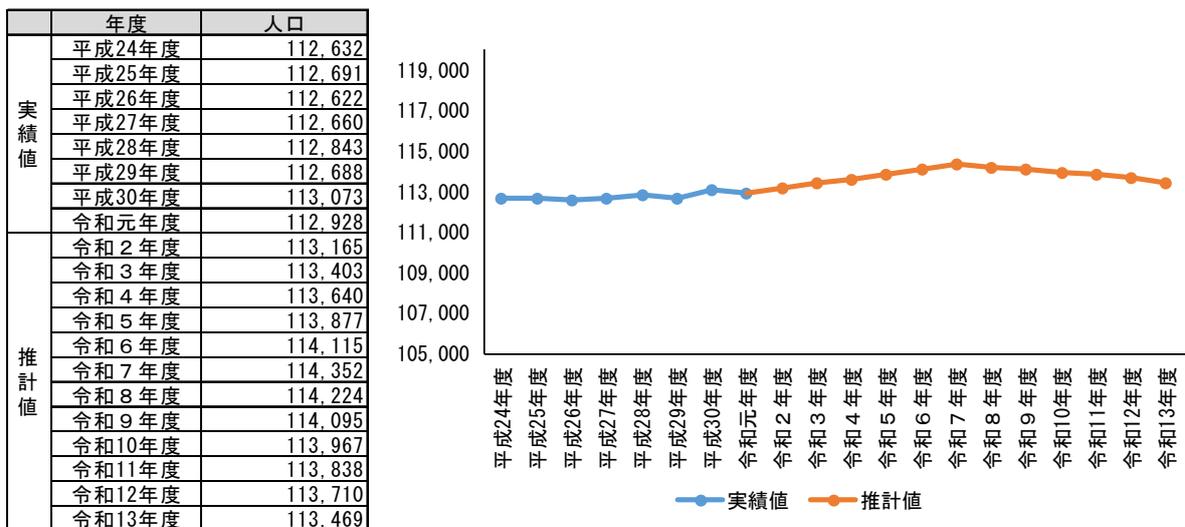


図3-2-8 彦根市の将来人口推計

ごみ種ごとの1人一日あたり排出量（g/人・日）は、「ごみ処理基本計画策定指針（平成28（2016）年9月改定、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）」に基づき、平成24年度から令和元年度までの8年間の実績値をもとに、トレンド法における6種類の推計式（①線形近似、②放物線近似、③対数近似、④累乗近似、⑤指数近似、⑥ロジスティック近似）により、複数の推計値を算出し、実績値の傾向から、妥当と考えられる1人一日あたり排出量（g/人・日）の推計値を決定します。（実績値の傾向から、必要に応じて、⑦直近値や⑧平均値を採用します。）

現状趨勢の将来ごみ量の推計方法を図3-2-9に示します。

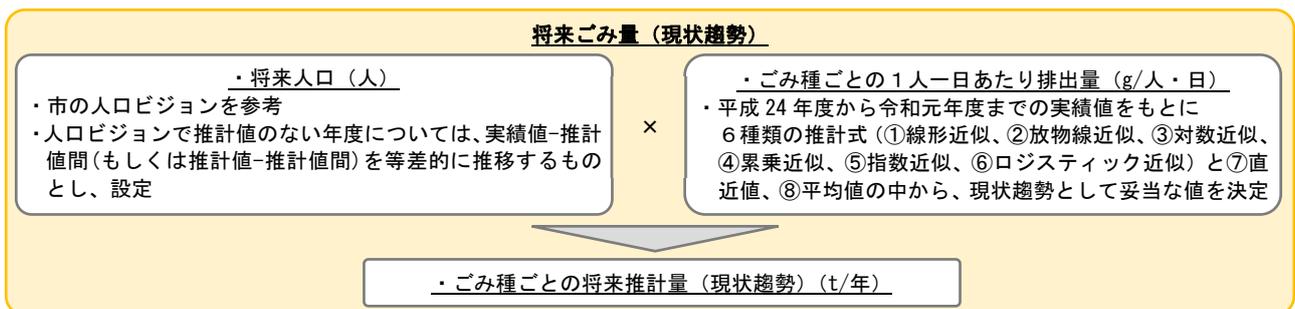


図3-2-9 将来ごみ量（現状趨勢）推計手順

表3-2-16 彦根市のごみ排出量推計結果（現状趨勢）

項目	単位	実績値←→推計値																		中間目標年度			→新施設供用開始			目標年度	
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度						
家庭系	合計	t/年	44,089	45,757	43,169	39,892	36,877	36,210	36,141	36,352	36,125	36,044	35,982	35,937	35,901	35,875	35,739	35,610	35,491	35,373	35,264	35,121					
	燃やすごみ	t/年	20,354	21,341	21,116	20,368	19,954	19,827	19,677	19,975	19,895	19,879	19,867	19,860	19,857	19,857	19,796	19,738	19,683	19,629	19,578	19,508					
	燃やさないごみ	t/年	1,852	2,458	1,807	2,017	1,303	1,233	1,345	1,316	1,319	1,326	1,332	1,338	1,344	1,349	1,350	1,350	1,350	1,064	1,069	1,070					
	粗大ごみ	t/年	2,118	2,537	1,396	1,506	1,528	1,554	1,487	1,677	1,613	1,666	1,716	1,761	1,804	1,844	1,876	1,905	1,934	1,960	1,986	2,008					
	古紙・衣類	t/年	587	600	558	546	509	523	526	511	507	504	500	498	495	493	489	485	482	479	476	473					
	缶・金属類	t/年	278	278	259	253	265	267	253	260	256	255	255	254	254	254	253	252	251	250	249	248					
	びん類	t/年	936	915	880	915	911	754	756	730	753	744	735	727	718	710	698	686	676	664	653	642					
	ペットボトル	t/年	267	258	194	188	244	209	216	221	203	201	200	199	198	197	195	194	193	191	190	189					
	容器包装プラスチック	t/年	1,439	1,358	1,243	1,181	1,080	1,066	930	947	946	926	909	894	880	868	854	841	829	818	807	796					
	硬質プラスチック類	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	286	282	279					
	廃食用油	t/年	25	31	29	27	11	11	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12					
	乾電池	t/年	27	29	28	26	24	24	25	26	25	24	24	25	24	24	24	24	24	24	24	24					
	蛍光管	t/年	0	0	0	1	2	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4					
	小型家電	t/年	0	0	0	0	0	147	191	224	215	223	229	235	241	246	251	255	258	262	265	268					
	家電4品目	t/年	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
事業系	燃やすごみ	t/年	13,353	13,199	13,063	10,481	8,836	8,429	8,344	8,345	8,198	8,148	8,109	8,077	8,051	8,030	7,986	7,946	7,909	7,873	7,840	7,801					
	粗大ごみ	t/年	0	0	0	0	0	20	299	241	232	239	246	253	259	265	269	274	278	282	285	288					
	缶・金属類	t/年	0	0	0	0	0	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					
	びん類	t/年	0	0	0	0	0	124	139	89	92	91	90	89	88	86	85	84	82	81	80	78					
	ペットボトル	t/年	0	0	0	0	0	3	0	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3					
集団回収	紙類	t/年	2,788	2,690	2,554	2,344	2,173	1,978	1,900	1,735	1,816	1,764	1,717	1,674	1,635	1,599	1,560	1,524	1,490	1,458	1,428	1,397					
	紙パック	t/年	11	8	16	8	7	7	7	7	7	6	6	6	6	6	6	5	5	5	5	5					
	金属類	t/年	21	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	プラスチック類	t/年	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	布類	t/年	0	34	24	32	30	29	28	29	28	28	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27					

※ 硬質プラスチック類量は、「プラスチック資源一括回収実証事業」（平成29年度、環境省）結果より算出。同実証事業では『容器包装プラスチックのみの分別回収』から『容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括分別回収』への転換を行い、後者のプラスチック類回収量が前者と比較して35%増となった。本計画においても、容器包装プラスチック量の35%相当の硬質プラスチック類を回収可能と想定。硬質プラスチック類分は、家庭系の燃やさないごみから差引。

※ 四捨五入の端数処理により、次頁以降のフロー図の数値と一致しない場合があります。

表3-2-17 彦根市の1人一日当たりごみ排出量推計結果（現状趨勢）

項目	単位	実績値←→推計値																		中間目標年度			→新施設供用開始			目標年度	
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度						
1人一日当たりごみ排出量	g/人・日	1,072	1,112	1,050	967	895	880	876	880	875	871	867	865	862	860	857	855	853	851	850	848	848					

※ ごみ排出量の合計を、人口と年間日数で除して算出。

表3-2-18 彦根市のごみ処理量推計結果（現状趨勢）

項目	単位	実績値←→推計値																		中間目標年度			→新施設供用開始			目標年度	
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度						
焼却処理量	燃やすごみ	t/年	33,707	34,540	34,179	30,848	28,790	28,256	28,021	28,320	28,093	28,027	27,976	27,937	27,908	27,887	27,782	27,684	27,592	27,502	27,418	27,309					
	可燃残渣	t/年	2,041	2,417	1,486	1,496	2,164	2,201	2,430	2,736	2,637	2,690	2,739	2,785	2,828	2,868	2,898	2,924	2,950	2,468	2,490	2,506					
	計	t/年	35,748	36,957	35,665	32,344	30,954	30,457	30,451	31,055	30,730	30,717	30,715	30,722	30,736	30,755	30,680	30,608	30,542	29,970	29,908	29,815					
資源化量	資源化物	t/年	3,196	3,173	2,948	3,052	3,177	3,197	3,250	3,026	3,018	3,003	2,990	2,979	2,968	2,957	2,936	2,917	2,899	3,149	3,129	3,104					
	集団回収	t/年	2,853	2,753	2,594	2,384	2,210	2,014	1,935	1,771	1,851	1,798	1,750	1,707	1,668	1,632	1,593	1,556	1,522	1,490	1,460	1,429					
	焼却灰	t/年	0	0	0	96	204	201	170	157	153	154	154	155	155	156	156	155	155	0	0	0					
	計	t/年	6,049	5,926	5,542	5,532	5,591	5,412	5,354	4,954	5,022	4,955	4,894	4,841	4,791	4,745	4,685	4,628	4,576	4,639	4,589	4,533					
最終処分量	焼却灰	t/年	5,135	5,127	4,848	4,035	3,941	3,821	3,703	3,945	3,902	3,901	3,901	3,902	3,904	3,907	3,897	3,888	3,880	3,796	3,789	3,777					
	選別残渣	t/年	1,996	2,630	1,867	2,142	549	504	538	516	525	527	527	528	529	531	530	529	528	764	767	773					
	計	t/年	7,131	7,757	6,715	6,177	4,490	4,325	4,241	4,461	4,427	4,428	4,428	4,430	4,433	4,438	4,427	4,417	4,408	4,560	4,556	4,550					
リサイクル率	%		13.7%	13.0%	12.8%	13.9%	15.2%	14.9%	14.8%	13.6%	13.9%	13.7%	13.6%	13.5%	13.3%	13.2%	13.1%	13.0%	12.9%	13.1%	13.0%	12.9%					

※ 四捨五入の端数処理により、次頁以降のフロー図の数値と一致しない場合があります。

(2) 将来ごみ量（減量目標）

彦根愛知犬上広域行政組合では、施設整備基本計画で設定した新ごみ処理施設の規模に基づき、地元への説明や環境影響評価、施設の仕様検討等、新施設整備に向けた検討を進められています。現在想定している施設規模を超過した新たな施設規模を設定する場合、施設整備の再検討による遅延等が懸念されます。そのため、本計画では施設整備基本計画で設定した熱回収施設規模と乖離しないように、減量目標を施設規模に合わせて設定することとします。

ごみの減量目標の設定方法には、ごみの総排出量（t/年）で設定する方法と、1人一日当たり排出量（g/人・日）で設定する方法があります。本計画では、将来の人口増減の影響を受けず、また他の関連計画等との比較を容易にするため、**1人一日当たり排出量（g/人・日）に減量目標を設定**します。

減量対象とするごみ種については、ごみ種の中でも特に減量が必要と考えられる「**燃やすごみ**」、「**燃やさないごみ**」、「**粗大ごみ**」を対象とします。

減量目標値は、施設整備基本計画で設定した熱回収施設規模と乖離しないような将来ごみ量を検討し、その結果、「**令和13年度に、令和元年度実績値から15%の減量**」とします。

※ごみ処理施設の施設規模は、供用開始から最もごみ排出量が多い年度の推計値に基づいて算出します。施設規模は令和11年度のごみ排出量推計値により設定することになります。

減量目標達成時の将来ごみ量推計の手順を図3-2-10に示します。

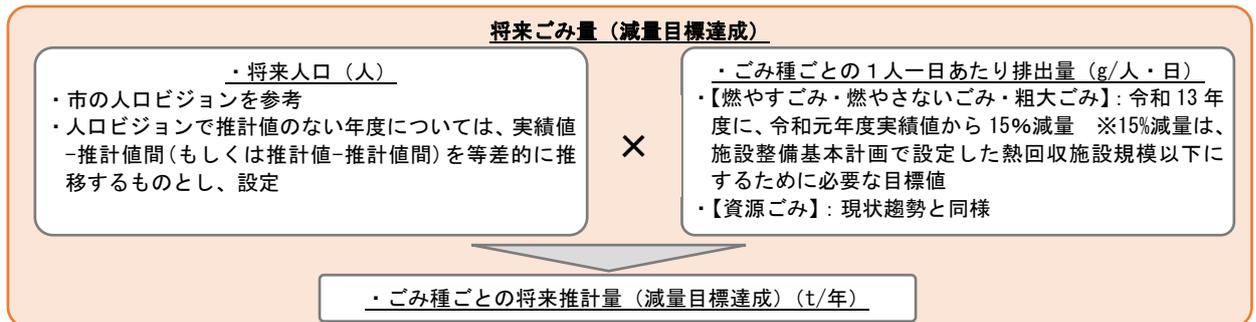


図3-2-10 将来ごみ量（減量目標達成）の推計手順

表3-2-19に1人一日当たり排出量の目標値を示します。なお、令和2年度から令和12年度までの推計値は、令和元年度と令和13年度の1人一日当たり排出量の差分を、年度間で等差になるように按分して推計します。

表3-2-19 彦根市の1人一日当たりごみ排出量の減量目標値

項目	内容	
燃やすごみ	令和元年度 685g/人・日 ⇒	現状趨勢 令和13年度 659g/人・日 減量目標 令和13年度 582g/人・日
燃やさないごみ	令和元年度 32g/人・日 ⇒	現状趨勢 令和13年度 33g/人・日 減量目標 令和13年度 27g/人・日
粗大ごみ	令和元年度 46g/人・日 ⇒	現状趨勢 令和13年度 55g/人・日 減量目標 令和13年度 39g/人・日
資源ごみ・集団回収	令和元年度 116g/人・日 ⇒	令和13年度 101g/人・日
合計	令和元年度 880g/人・日 ⇒	現状趨勢 令和13年度 848g/人・日 減量目標 令和13年度 750g/人・日

※彦根市の家庭系・事業系の年間ごみ量を、彦根市の人口と年間日数で除して算出。

※1人一日当たりごみ排出量は、四捨五入の端数処理により各ごみ種の合計値が「合計」の項目と合致しない場合があります。

国、滋賀県および湖東定住自立圏が掲げる1人一日当たり排出量（g/人・日）目標値と、本計画における減量目標値の比較を表3-2-20 および図3-2-11 に示します。

表3-2-20 彦根市の1人一日当たり排出量 目標値比較

項目	年度	国 ※1	滋賀県 ※2	湖東 ※3	本計画 ※4
実績値	令和元年度	919g/人・日	837g/人・日	834g/人・日	880g/人・日
目標値	令和3年度	—	—	873g/人・日	減量目標 860g/人・日
	令和7年度	850g/人・日	804g/人・日		減量目標 815g/人・日
	令和8年度 ※中間目標年度	—	—		減量目標 804g/人・日
	令和13年度 ※目標年度	—	—		減量目標 750g/人・日

※1 第四次循環型社会形成推進基本計画（令和元年度の実績値は、環境省一般廃棄物処理実態調査結果より）

※2 第五次滋賀県廃棄物処理計画（令和元年度の実績値は、環境省一般廃棄物処理実態調査結果より）

※3 湖東定住自立圏共生ビジョン（Vol.17）（令和元年度は実績値）

※4 彦根市の家庭系・事業系・集団回収の年間ごみ排出量を、彦根市の人口と年間日数で除して算出

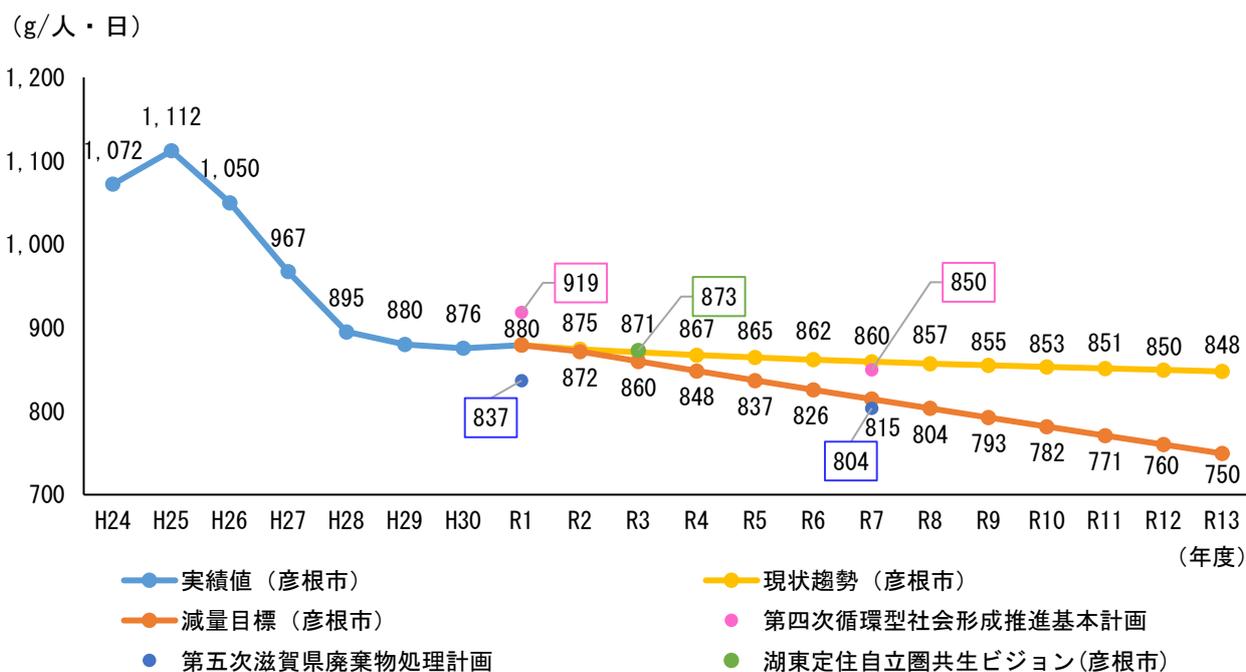


図3-2-11 彦根市の1人一日当たり排出量 目標値比較

表3-2-21 彦根市のごみ排出量推計結果（減量目標）

項目	単位	実績値←→推計値									中間目標年度						→新施設供用開始			目標年度		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	
家庭系	合計	t/年	44,089	45,757	43,169	39,892	36,877	36,210	36,141	36,352	36,007	35,596	35,191	34,794	34,396	34,004	33,505	33,009	32,521	32,035	31,553	31,043
	燃やすごみ	t/年	20,354	21,341	21,116	20,368	19,954	19,827	19,677	19,975	19,712	19,504	19,294	19,083	18,871	18,658	18,385	18,113	17,841	17,570	17,300	17,013
	燃やさないごみ	t/年	1,852	2,458	1,807	2,017	1,303	1,233	1,345	1,316	1,299	1,285	1,271	1,257	1,243	1,229	1,211	1,193	1,176	872	858	842
	粗大ごみ	t/年	2,118	2,537	1,396	1,506	1,528	1,554	1,487	1,677	1,655	1,638	1,620	1,603	1,584	1,567	1,544	1,521	1,498	1,475	1,452	1,429
	古紙・衣類	t/年	587	600	558	546	509	523	526	511	507	504	500	498	495	493	489	485	482	479	476	473
	缶・金属類	t/年	278	278	259	253	265	267	253	260	256	255	254	254	254	253	252	251	250	250	249	248
	びん類	t/年	936	915	880	915	911	754	756	730	753	744	735	727	718	710	698	686	676	664	653	642
	ペットボトル	t/年	267	258	194	188	244	209	216	221	203	201	200	199	198	197	195	194	193	191	190	189
	容器包装プラスチック	t/年	1,439	1,358	1,243	1,181	1,080	1,066	930	947	946	926	909	894	880	868	854	841	829	818	807	796
	硬質プラスチック類	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	286	282	279
	廃食用油	t/年	25	31	29	27	11	11	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	乾電池	t/年	27	29	28	26	24	24	25	26	25	24	24	25	24	24	24	24	24	24	24	24
	蛍光管	t/年	0	0	0	1	2	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	小型家電	t/年	0	0	0	0	0	147	191	224	215	223	229	235	241	246	251	255	258	262	265	268
	家電4品目	t/年	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業系	燃やすごみ	t/年	13,353	13,199	13,063	10,481	8,836	8,429	8,344	8,345	8,235	8,148	8,061	7,973	7,884	7,795	7,681	7,567	7,454	7,341	7,228	7,108
	粗大ごみ	t/年	0	0	0	0	0	20	299	241	238	235	233	230	228	225	222	218	215	212	209	205
	缶・金属類	t/年	0	0	0	0	0	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	びん類	t/年	0	0	0	0	0	124	139	89	92	91	90	89	88	86	85	84	82	81	80	78
	ペットボトル	t/年	0	0	0	0	0	3	0	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
集団回収	紙類	t/年	2,788	2,690	2,554	2,344	2,173	1,978	1,900	1,735	1,816	1,764	1,717	1,674	1,635	1,599	1,560	1,524	1,490	1,458	1,428	1,397
	紙パック	t/年	11	8	16	8	7	7	7	7	7	6	6	6	6	6	6	5	5	5	5	5
	金属類	t/年	21	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	プラスチック類	t/年	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	布類	t/年	0	34	24	32	30	29	28	29	28	28	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27

※ 硬質プラスチック量は、「プラスチック資源一括回収実証事業」（平成29年度、環境省）結果より算出。同実証事業では『容器包装プラスチックのみの分別回収』から『容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括分別回収』への転換を行い、後者のプラスチック類回収量が前者と比較して35%増となった。本計画においても、容器包装プラスチック量の35%相当の硬質プラスチック類を回収可能と想定。硬質プラスチック類分は、家庭系の燃やさないごみから差引。

※ 四捨五入の端数処理により、次頁以降のフロー図の数値と一致しない場合があります。

表3-2-22 彦根市の1人一日当たりごみ排出量推計結果（減量目標）

項目	単位	実績値←→推計値									中間目標年度						→新施設供用開始			目標年度	
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
1人一日当たりごみ排出量	g/人・日	1,072	1,112	1,050	967	895	880	876	880	872	860	848	837	826	815	804	793	782	771	760	750

※ ごみ排出量の合計を、人口と年間日数で除して算出。

表3-2-23 彦根市のごみ処理量推計結果（減量目標）

項目	単位	実績値←→推計値									中間目標年度						→新施設供用開始			目標年度		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	
焼却処理量	燃やすごみ	t/年	33,707	34,540	34,179	30,848	28,790	28,256	28,021	28,320	27,947	27,652	27,355	27,056	26,755	26,453	26,066	25,680	25,295	24,911	24,528	24,121
	可燃残渣	t/年	2,041	2,417	1,486	1,496	2,164	2,201	2,430	2,736	2,667	2,637	2,607	2,577	2,547	2,518	2,482	2,444	2,408	1,948	1,920	1,887
	計	t/年	35,748	36,957	35,665	32,344	30,954	30,457	30,451	31,055	30,614	30,289	29,962	29,633	29,302	28,971	28,548	28,124	27,703	26,859	26,448	26,008
資源化量	資源化物	t/年	3,196	3,173	2,948	3,052	3,177	3,197	3,250	3,026	3,023	2,996	2,973	2,953	2,931	2,911	2,881	2,853	2,827	3,071	3,040	3,010
	集団回収	t/年	2,853	2,753	2,594	2,384	2,210	2,014	1,935	1,771	1,851	1,798	1,750	1,707	1,668	1,632	1,593	1,556	1,522	1,490	1,460	1,429
	焼却灰	t/年	0	0	0	96	204	201	170	157	152	148	146	144	143	141	141	139	137	0	0	0
	計	t/年	6,049	5,926	5,542	5,532	5,591	5,412	5,354	4,954	5,026	4,944	4,871	4,806	4,743	4,686	4,615	4,548	4,486	4,561	4,500	4,439
最終処分量	焼却灰	t/年	5,135	5,127	4,848	4,035	3,941	3,821	3,703	3,945	3,887	3,845	3,804	3,762	3,720	3,678	3,624	3,570	3,517	3,402	3,350	3,295
	選別残渣	t/年	1,996	2,630	1,867	2,142	549	504	538	516	519	513	506	500	495	490	483	476	469	615	605	596
	計	t/年	7,131	7,757	6,715	6,177	4,490	4,325	4,241	4,461	4,406	4,358	4,310	4,262	4,215	4,168	4,107	4,046	3,986	4,017	3,955	3,891
リサイクル率	%	13.7%	13.0%	12.8%	13.9%	15.2%	14.9%	14.8%	13.6%	14.0%	13.9%	13.8%	13.8%	13.8%	13.8%	13.8%	13.8%	13.8%	14.2%	14.3%	14.3%	

※ 四捨五入の端数処理により、次頁以降のフロー図の数値と一致しない場合があります。

令和8年度（中間目標年度）のごみ処理フローを図3-2-12に示します。

上段：現状趨勢
下段：減量目標

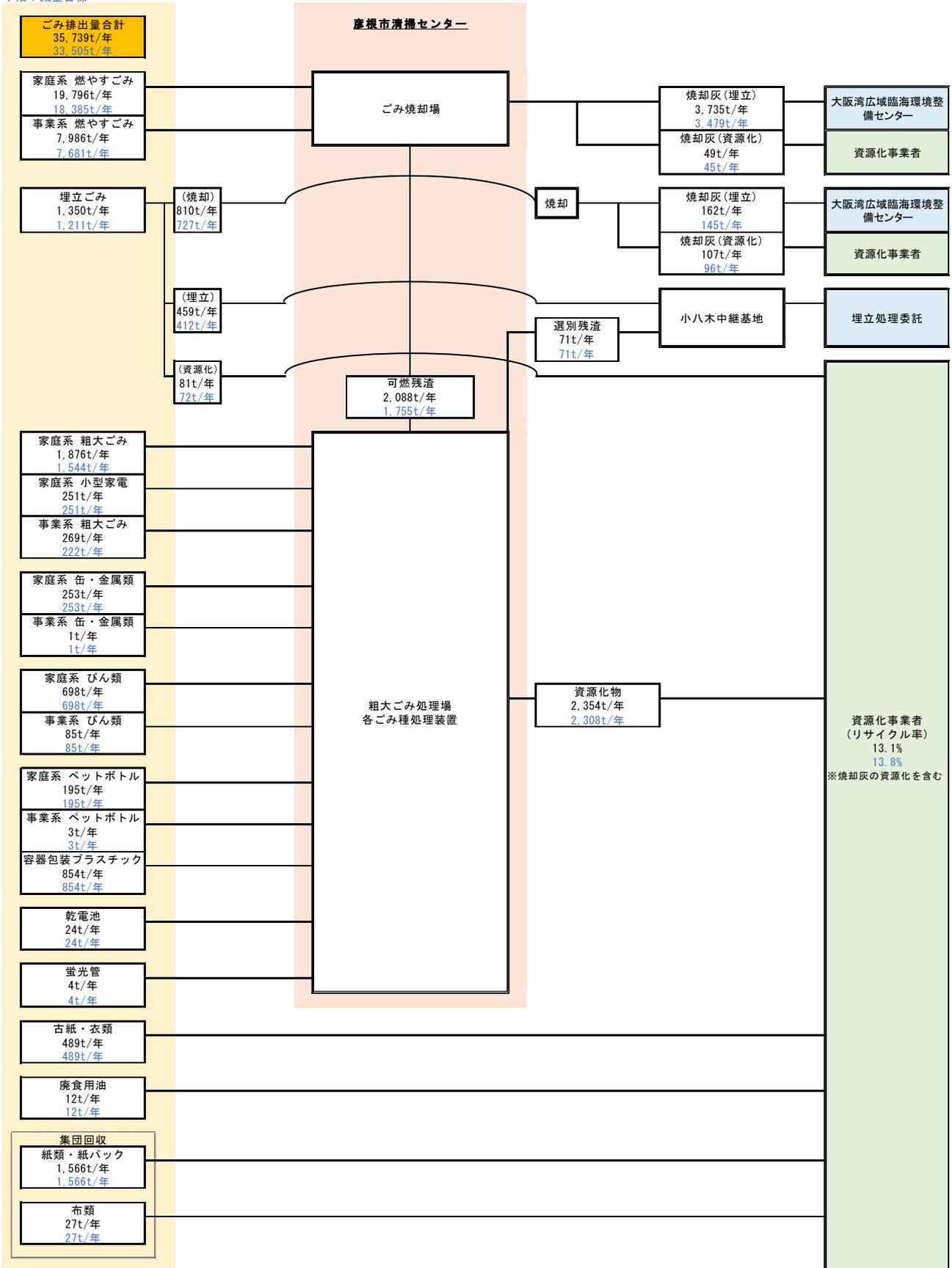


図3-2-12 彦根市の令和8年度（中間目標年度）ごみ処理フロー

令和 11 年度（新施設供用開始年度）のごみ処理フローを図 3-2-13 に示します。

上段：現状趨勢
下段：減量目標

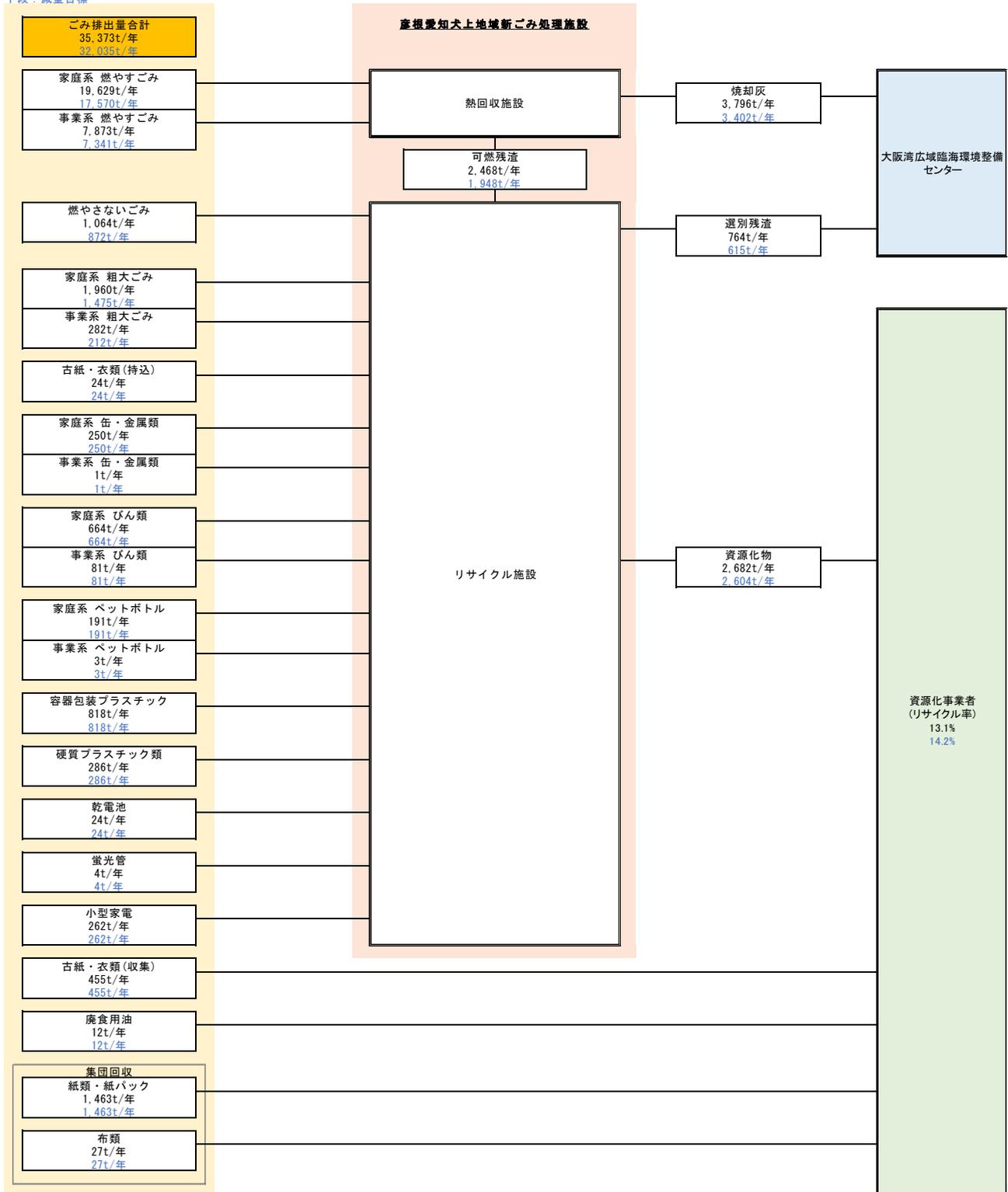


図3-2-13 彦根市の令和 11 年度（新施設供用開始年度）ごみ処理フロー

令和 13 年度（目標年度）のごみ処理フローを図 3-2-14 に示します。

上段：現状趨勢
下段：減量目標

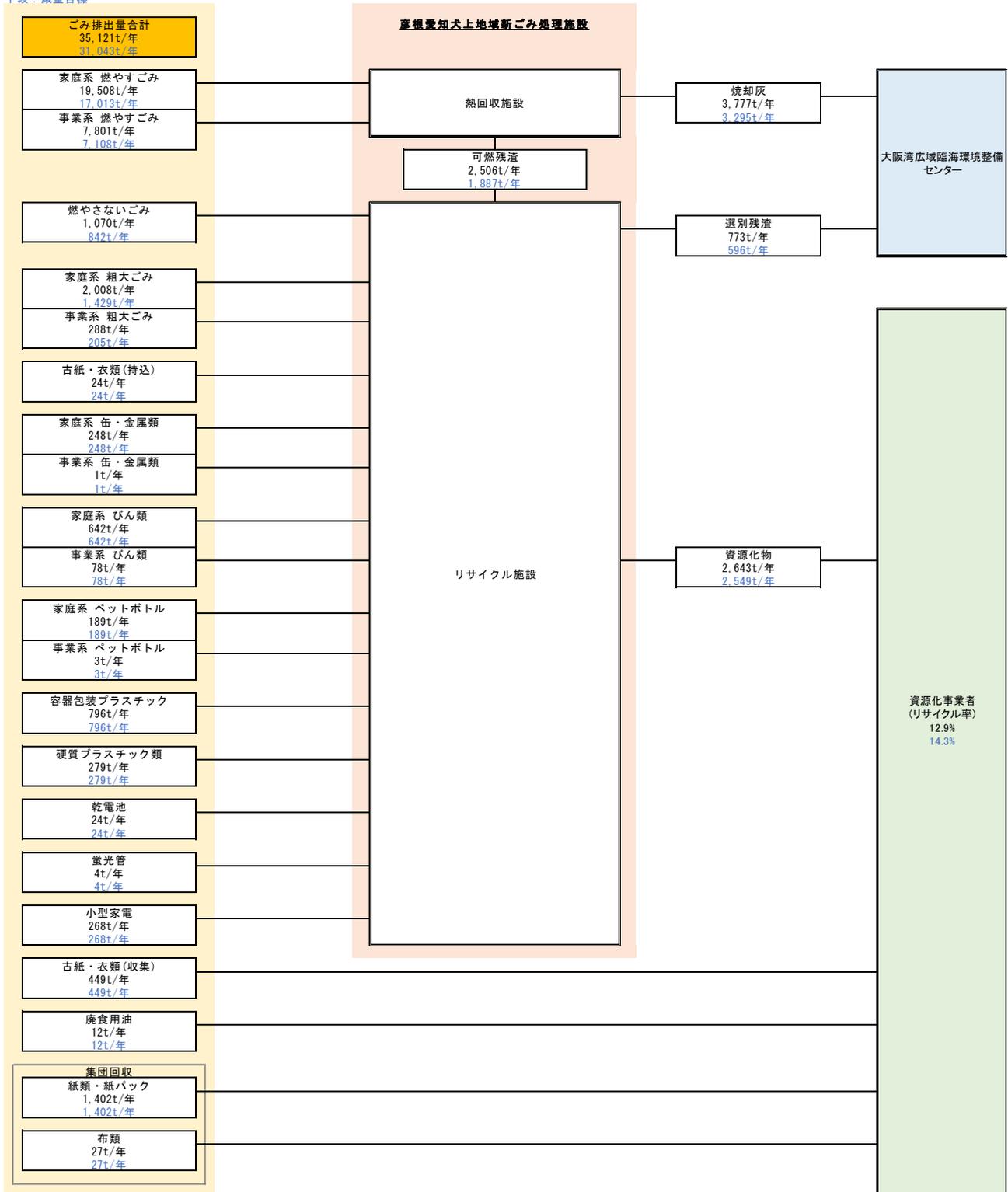


図3-2-14 彦根市の令和 13 年度（目標年度）ごみ処理フロー

6. ごみ処理施策

(1) ごみ減量に向けた方策

減量目標の達成に向けて、「市民」、「事業者」、「彦根市」それぞれの主体が実施する方策を以下に示します。ごみ減量に向けて各主体が別個に実施するのではなく、それぞれが一体的に取り組む体制構築を目指します。

1) 市民の取組

① 食品ロスの削減

まだ食べられるのに廃棄される食品廃棄物は「食品ロス」と呼ばれています。食品ロスの削減に向けて、家庭での調理時には食べ切れる量だけを準備し残さず食べる、外食時には食べ切れる分だけ注文し残さず食べるなどの「食べキリ」、スーパー等で食料品を購入する際には事前に必要な食材を確認して購入する、食材の賞味期限や消費期限を確認して早いものから使うなどの「使いキリ」を心がける必要があります。

また、会食の際には、開始後 30 分は席を立たずに料理を楽しみ、終了 10 分前には自席に戻ってもう一度料理を楽しむ「3010（さんまるいちまる）運動」を呼びかけ、実践していくことも必要です。

② 生ごみの水切り

生ごみの約 9 割は水分であり、水分が多いと、焼却の際、多くの化石燃料が消費されることとなります。調理くずや生ごみを捨てる前に、ひとしぼりや、一晚置いて乾燥させるなどの「水キリ」をすることで、ごみの減量とごみ処理経費の削減につながります。

③ 簡易生ごみ処理（堆肥化）

家庭から発生する生ごみは、有用微生物と混ぜ発酵させることにより堆肥化することができます。ボカシ（米ぬかやもみ殻などに有用微生物を混ぜ合わせたもの）やダンボールコンポストを用いた処理方法等があります。生ごみを堆肥化することで、家庭菜園等に活用できるうえ、生ごみ排出量の削減につながります。

現在、彦根市では、簡易生ごみ処理の普及・啓発を市内 6 つの団体に委託し実施していますが、令和 3 年 4 月には簡易生ごみ処理のさらなる普及・推進を目的として、委託団体の代表者や学生、市職員等で構成する「彦根市ごみ削減推進協議会」が立ち上げられました。当協議会では、ボカシ作りやその販売、生ごみ処理講習会の開催等の活動を通じて、生ごみを中心としたごみ削減についての普及啓発に取り組んでいます。



④ 買い物での工夫

マイバッグおよびマイボトルの活用、簡易な包装を心掛けることで、レジ袋、ペットボトル、空き缶および梱包に係るごみの削減につながります。



⑤ リユースショップへの出品

使用可能でも不要になったものは、近隣のリユースショップ、フリーマーケットおよびオンライン上でのフリーマーケット形式のサービス等を活用し、需要のある人に譲渡することで、廃棄を避けることができます。



⑥ 紙ごみの資源化

燃やすごみの中には、新聞、雑誌およびダンボール等、リサイクル可能な紙ごみが依然多く含まれています。それらの紙ごみは、地域の集団回収や行政回収に出すことや、スーパーなどでの店舗回収に出すことでリサイクルされ、燃やすごみの削減にもつながります。

2) 事業者の取組

① 生産・流通・販売におけるごみ排出抑制

人口減少、年齢構成の変化および価値観の多様化等、市民のニーズは様々な状況にあります。需要に合わせた適量の生産・オーダーメイド・資源の再利用を促進することで、ごみの排出抑制につながることを求められています。また、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行により、スプーン、ストローをはじめとするプラスチック製品の排出を抑制することも求められています。

② 紙類の排出抑制・再生利用の促進

会議、打合せ資料はデータにより閲覧することで、印刷による紙使用量の削減につながります。また、必要に応じて使用される紙類は、その性状に合わせて適切な分別、資源化が求められます。



③ 食品廃棄物リサイクルの推進

食品廃棄物は、飼料化や肥料化、エネルギー化（メタン発酵）等のリサイクルが可能です。食品廃棄物のリサイクルを推進することで焼却量および埋立量の削減ならびに資源の有効活用につながります。

3) 彦根市の取組

① ごみ減量の具体的な方法の公開、PR

市民、事業者それぞれの果たす役割を理解してもらうため、ホームページ、広報および出前講座等を通じて周知を図ります。

② 多量排出事業者等に対する指導

搬入車に対する定期的な展開検査および近隣市町からの越境ごみ対策により、多量排出事業者および不適切な排出に対する取り締まり、指導を行います。

③ ごみ処理費用有料化の検討

現在、彦根市と4町はごみ処理手数料の運用方法が異なります。新ごみ処理施設供用による1市4町共同でのごみ処理に際し、1市4町でのごみ処理手数料の統一化等を検討します。

④ 使用済紙おむつ再生利用の検討

高齢化に伴い、大人用紙おむつの消費量の増加が想定されます。紙おむつには上質パルプ、フィルムおよび吸水性樹脂等から構成されており、再生利用によりパルプ等の有効利用、乾燥による燃料化が可能です。環境省は、市区町村が紙おむつの再生利用検討の参考とすることを目的に、令和2年3月に「使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドライン」を策定しました。

今後は、紙おむつ再生利用による利点および課題（収集方法、衛生面への配慮等）を踏まえ、使用済紙おむつの再生利用を検討します。

⑤ 紙ごみの資源化

新聞や雑誌、ダンボールなど、リサイクル可能な紙ごみの資源化によるごみ減量を進めるため、リサイクルに関する啓発を行うとともに、地域団体が行う集団回収に対して奨励金の交付を行います。

⑥ 彦根市廃棄物減量等推進審議会

彦根市では、ごみ処理施策の進捗の評価および一般廃棄物の減量等に関する事項を審議するために、彦根市廃棄物減量等推進審議会を設置しています。審議会所掌事務および組織を表3-2-24に示します。

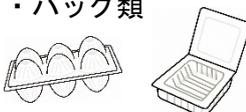
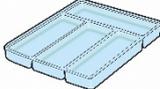
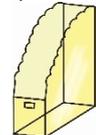
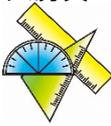
表3-2-24 彦根市廃棄物減量等推進審議会 所掌事務および組織

項目	内容
所掌事務	<ul style="list-style-type: none">・ごみの分別収集の実施方針に関すること・ごみの減量化および再生利用の推進方策に関すること・散在性ごみ対策および不法投棄の防止に関すること・住民啓発に関すること・その他必要な事項
組織	<ul style="list-style-type: none">・審議会は、委員20人以内をもって組織する・委員は、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する 学識経験者、事業者、廃棄物処理業者、その他市長が適当と認める者・委員の任期は、2年とする

(2) ごみの分別、収集・運搬体制の適正化

1) プラスチック類の分別

家庭系の廃棄物について、令和 11 年度以降プラスチック類を資源化します。容器包装プラスチック類については現行の分別方法を継続します。硬質プラスチック類については、現時点では分別方針案を「燃やさないごみ」もしくは「プラスチック類」とし、今後、施設内での選別および費用面等から、効率的な分別および収集方法を検討します。分別方法の変更之际に市民が混乱しないように、ホームページおよび広報等を通じて、新たな分別方法の開始時期と変更点を適宜周知します。また、汚れたプラスチック類については、資源化に適さないことから焼却し、熱回収することとしますが、安易に燃やすごみとするのではなく、資源化促進のために汚れを落として排出していただくよう周知・啓発を行っていきます。

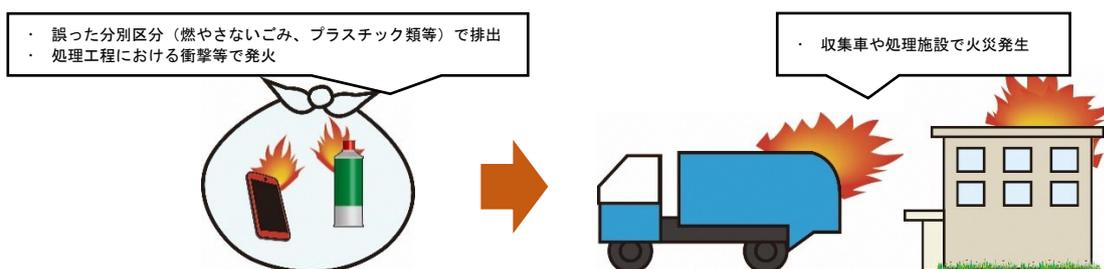
容器包装プラスチック		硬質プラスチック類		
<ul style="list-style-type: none"> ・ プラマーク付のもの  ・ トレイ類  ・ 発泡スチロール、緩衝材  ・ 袋、フィルム類  	<ul style="list-style-type: none"> ・ パック類  ・ カップ類  ・ ボトル類  	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハンガー  ・ おもちゃ  ・ 椅子  ・ トレー  	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洗面器  ・ バケツ  ・ プランター  ・ スタンド  	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洗濯かご  ・ ちりとり  ・ 文房具 
	等			等

2) 適切なごみ排出の管理

① 分別区分の周知徹底

適切なごみ排出を促進するため、毎年、地区別にごみ収集カレンダーを作成しています。今後もカレンダーの作成を継続するとともに、令和 11 年度以降の分別方法変更後も市民が適切な排出ができるように、事前に周知します。

また、分別区分に即さない不適切な排出が目立つ場合は、写真等を使用して分別方法を理解しやすいように周知するほか、不適切な排出による影響について事例（例：リチウムイオン電池やスプレー缶による火災事故）を交えながら、わかりやすい啓発に努めます。



許可業者や直接持込み事業者には、展開検査等により分別方法を遵守しているか随時確認します。また、一般廃棄物と産業廃棄物の区分を適宜周知します。

② ごみ出し支援

市内には、古紙類の回収ボックスを設置している店舗があります。店舗の営業時間内であれば都合のよいときに持込が可能です。広報およびホームページにより、古紙類回収の対応している店舗を継続的に周知します。

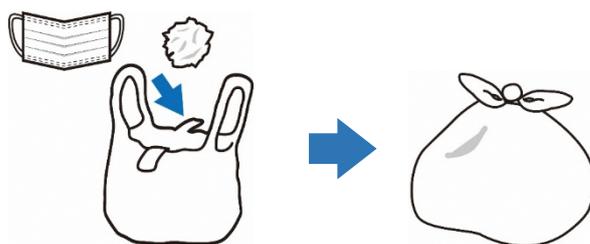
また、高齢者・介護認定者・障がい者等、自力でごみを出すのが困難な方に対応したサービスの向上として、地域でごみ出しを協力する仕組みづくりや戸別回収等、利便性および効率性を考慮しながら収集運搬体制の構築を図ります。

③ 直接搬入の事前申請制

清掃センターへの直接持込の搬入車両による滞留が起こらないようにするため、直接持込の事前申請制度（電話やインターネットによる搬入の事前予約制）の導入を進めます。

④ 感染性廃棄物の適切な排出方法の周知

新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、感染防止に向けた取組が必至となっており、予断を許さない状況が続いています。マスクおよびティッシュ等の感染性廃棄物の可能性が高いごみは、ビニール袋等に密封し、排出および収集・運搬時に漏出しないように留意する必要があります。広報等を通じて、感染性廃棄物の適切な排出方法を周知していきます。



(3) 環境教育・環境啓発、ごみ処理に係る情報提供

① 環境教育・環境啓発、地域との連携

市民・市民団体・事業者・市の連携の下、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の市民が、環境問題に触れ、学習する機会として体験型・参加型イベントの開催および環境教育の中でごみの問題を学ぶプログラムの提供、さらには学校や地域を対象にしたごみの分別方法、資源化およびごみ問題等について学習する出前講座の充実を図ります。

また、学校や地域等との連携を図り、未来を担う子どもたちを対象とした環境教育を推進するとともに、自ら率先してごみの減量・資源化への取組を実践できる人材や、ごみ問題について地域のリーダーとなる人材の育成を進めていくことを検討します。

② ごみ処理に係る情報提供

ごみの減量・資源化の必要性やごみ処理経費の削減効果等のごみに関する理解を求める情報、市民・事業者の「やりがい」に繋がる情報、環境・ごみに関するイベント開催の情報、さらには市民団体や地域が取り組むボランティア清掃活動等、ホームページや広報ひこね、FMひこねを活用して最新の情報を提供するとともに、市民が必要とするごみ問題に関する情報を把握する手法やスマートフォン等のアプリを活用した情報提供のあり方について検討します。

(4) 環境負荷の削減

① グリーン購入の推進

市民および事業者に対して、製品およびサービスを購入する際に、環境を考慮して必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入する「グリーン購入」を推進します。

② 美しいひこね創造活動

彦根市では、愛するひこねをさらに美しくするために、一人ひとりの手により自主的に行う「美しい行為」に対して地域通貨「彦(げん)」を交付する「美しいひこね創造活動」に取り組んでいます。清潔で緑と花があふれる「美しいまち ひこね」を未来の世代に引き継ぐために、個人や地域で行われる美化活動等、市民・市民団体・事業者等あらゆる主体の協働による美しいまちづくりに取り組む、「美しいひこね創造活動」が市内全域に広がるよう周知するとともに、市民の活動を促進していきます。

③ 不法投棄対策

地域の監視の目が行き届かない河川敷および山林でのごみの散乱および不法投棄を防止するため、不法投棄の監視および地域との連携を図る等、あらゆる主体の協働によって、不法投棄等の不適正排出の防止を推進します。また、看板および監視カメラの設置等により、不法投棄されにくい環境づくりを行います。その他、不法投棄がない美しい環境、ポイ捨てを許さない人づくりを進めるため、「びわ湖の日」、「環境美化の日」等で実施する各種環境美化活動への積極的な参加を求め、市民意識の高揚を図っていきます。

※びわ湖の日：昭和 55 年に「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」ができて 1 周年を記念し、滋賀県は 7 月 1 日を「びわ湖の日」と決めました。7 月 1 日前後には県内全域で湖岸や河川、道路等の清掃活動が行われる等、琵琶湖への思いを皆で共有して、環境を守る取組を行う象徴的な日となっています。(滋賀県ホームページ参照)

④ 漂着ごみ対策

琵琶湖岸に散乱するごみの多くは、河川等から流れ込む漂着ごみが主な原因となっています。漂着ごみの原因となるポイ捨てを防止し、散在性ごみの発生を減らすよう、ごみの持ち帰りなどの啓発を進めます。また、関係機関、大学および地域住民等と連携して調査・情報収集を行い、漂着ごみ削減に向けた体制の構築を検討します。

⑤ バイオマス素材の導入

収集袋等において、カーボンニュートラルの性質を持つとされるバイオマス素材の積極的な導入を検討します。

⑥ 新ごみ処理施設でのエネルギー回収

令和 11 年度に供用開始する新ごみ処理施設では、ごみ焼却時に発生する熱エネルギーを回収し、施設内のプラント機器および暖房等に利用ならびに発電機により施設内消費の電力を発電することで化石燃料使用量の削減を図ります。また、ボイラーで発生した蒸気、熱交換機で加熱した高温水および発電した電力については、近隣地域への供給・活用を図ります。

(5) 中間処理計画

1) 中間処理施設について

令和 10 年度までは、彦根市清掃センターでの中間処理および小八木中継基地での埋立ごみ受入

を行います。令和 11 年度以降は彦根愛知犬上広域行政組合が整備する新ごみ処理施設において燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみおよび一部資源ごみの中間処理をします。

2) プラスチック類の分別収集物基準について

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律では、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化を促進するため、容器包装リサイクル法ルートを活用した分別収集物の再商品化を可能にするとされています。

容器包装リサイクル法指定法人に委託する場合、ごみ処理施設から搬出する際の分別収集物の基準は以下のとおり定められています。分別方法を変更する令和 11 年度以降に分別収集物の基準を遵守するため、今後、1 市 4 町における分別・収集時の規定等について検討します。

【分別収集物の基準】

- ・原則として最大積載量が一万キログラムの自動車に積載することができる最大の容量に相当する程度の分量の物が収集されていること
- ・圧縮されていること
- ・主としてプラスチック製の容器包装が廃棄物となったもの又は原材料の全部若しくは大部分についてプラスチック素材を利用したプラスチック使用製品廃棄物以外のものが付着し、又は混入していないこと
- ・容器包装リサイクル法施行規則別表 1 の 7 の項に掲げる飲料又はしょうゆを充填するためのポリエチレンテレフタレート製の容器が混入していないこと
- ・一辺が 50cm 以上のものが混入していないこと
- ・小型家電リサイクル法第 2 条第 2 項に規定する使用済小型電子機器等が混入していないこと
- ・リチウムイオン蓄電池等の再商品化の過程で火災等を生ずるおそれのあるもの、感染のおそれのあるもの、その他の商品化を著しく阻害するプラスチック使用製品廃棄物が混入していないこと
- ・容器包装リサイクル法に指定されている指定保管施設において保管されているものであること

(6) 最終処分計画

新ごみ処理施設を供用開始する令和 11 年度以降は、焼却残渣および不燃残渣は大阪湾広域臨海環境整備センターへの埋立処理の委託を継続する予定です。なお、現在一部焼却灰を民間事業者へ処理委託することで資源化が行われていますが、新ごみ処理施設供用開始後も引き続き民間事業者へ処理委託するか検討中です。

(7) 災害廃棄物への対応

大規模な地震や水害等の災害が発生すると、一時的に大量のごみが発生し、道路の通行不能等により、平常時と同じようにごみの収集や処理ができないことが予想されます。彦根市は「彦根市地域防災計画（平成 29 年 6 月）」において想定されている地震、水害により発生する災害廃棄物の円滑な処理を行い、市民の生活基盤の早期回復と速やかな復旧を図ることを目的とし、平成 30 年 9 月に「彦根市災害廃棄物処理計画」を策定しました。災害発生時には、同計画に基づき関係機関・廃棄物処理事業者団体と連携しながら災害廃棄物処理への対応を行います。

第4章 愛荘町 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

第1節 愛荘町の概要

1. 自然的概要

（1）地形的・地域的特性

愛荘町は滋賀県の東部に位置し、北は彦根市、豊郷町および甲良町、東は多賀町、南および西は東近江市に接しています。愛荘町の面積は 37.97km² であり、滋賀県全体の約 1% を占めています。



図4-1-1 愛荘町の位置

2. 人口動態・分布

令和元年度の愛荘町の人口総数は 21,331 人です。愛荘町の人口の推移を見ると、過去 8 年間で著しい人口の増減は見られないことがわかります。また、世帯数は平成 27 年度に減少が一時見られますが、その後増加傾向が見られ、令和元年で 7,849 世帯となっています。

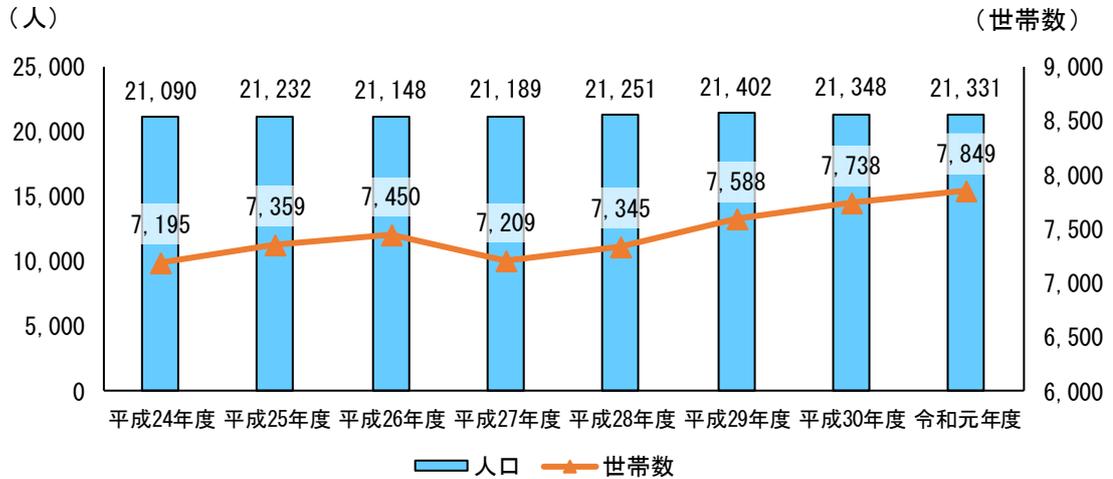
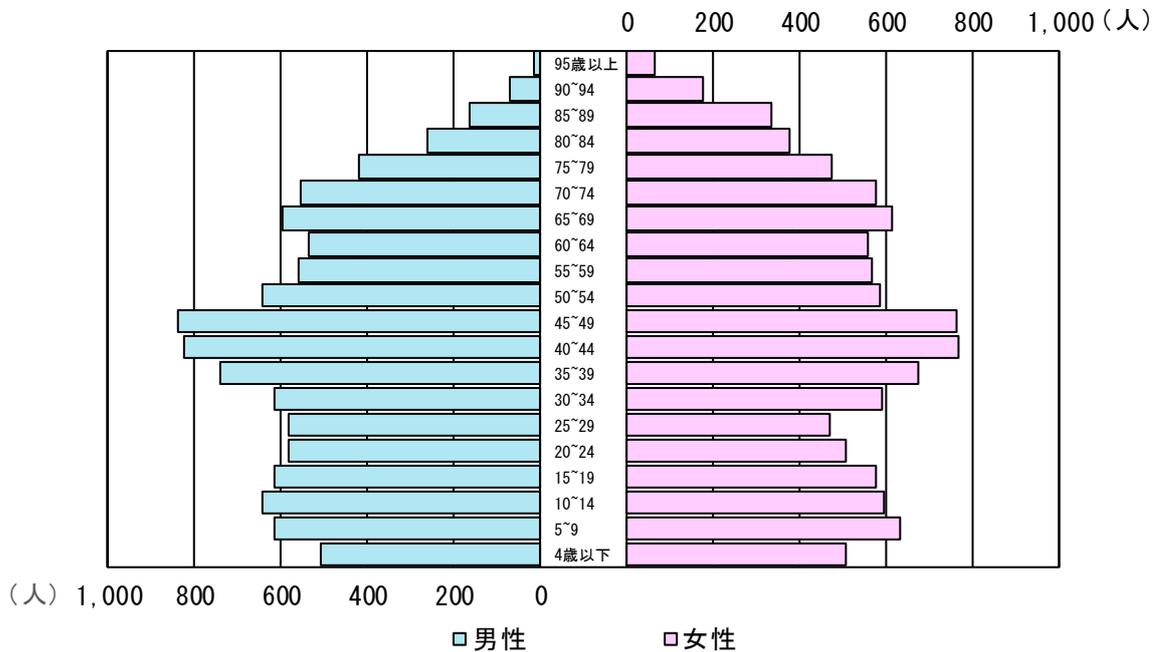


図4-1-2 愛荘町の人口・世帯数の推移

図 4-1-3 に愛荘町の令和元年 10 月 1 日における年齢別人口分布を示します。男性は 45～49 歳の人口が最も多く、女性は 40～44 歳の人口が最も多いことがわかります。

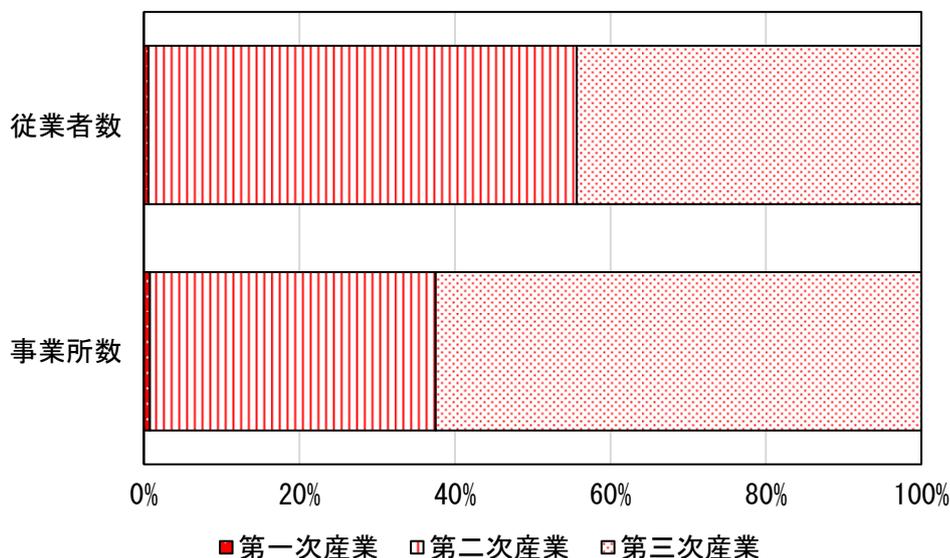


出典：滋賀県 滋賀県の統計情報

図4-1-3 愛荘町の人口ピラミッド (令和元年 10 月 1 日時点)

3. 産業の動向

愛荘町の、平成 28 年 6 月調査時点の全産業事業所数は 805 事業所、従業者数は 9,931 人でした。図 4-1-4 に、愛荘町の産業別事業所数・従業者数を示しています。愛荘町では、全産業従業者数の割合は第二次産業が最も高く、事業所数の割合は第三次産業が最も高いことがわかります。



出典：平成 28 年経済センサスー活動調査 確報集計（事業所に関する集計）
 ※ 民営事業所を対象としています。

図4-1-4 愛荘町の産業別事業所数・従業者数の割合

4. 関連計画

(1) 第 2 次愛荘町総合計画

第 2 次愛荘町総合計画（計画期間：平成 30 年度から令和 9 年度）における施策の中で、ごみ処理に関する事項は、基本計画の「5 快適でうるおいのあるまちづくり」の「5-6 循環型社会の形成」に記載されています。

1) 施策の基本的方向

循環型社会を形成するため、町民および事業者の積極的な協力を促進し、自主的なリサイクル活動を促進する等、ごみの発生抑制と再資源化を推進します。

指標	単位	現状値	目標値
		平成28年度	令和4年度
可燃ごみの 1 人当たりの排出量	g/人・日	388	340
グリーン購入率	%	84.3	85.0

2) 主要施策

① ごみの減量化・資源化の推進

(ア) ごみ問題に対する意識を高揚し、リサイクル活動を推進するとともに、ごみの分別による資源

化や減量化を進めます。

(イ) ごみの減量化（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、発生抑制（リフューズ）に取り組むため、町民および事業者の主体的な行動を促すよう、情報提供、啓発活動に努めます。

(ウ) 発生したごみは、可能な限り家庭・事業所内での減量化や再利用を促すとともに、リサイクルが可能なものについては資源分別収集を推進します。

② 環境にやさしい暮らしの推進

(ア) 町が率先してグリーン購入を進める等、環境に配慮した取組を進めていくとともに、事業所等へ環境に配慮した取組の推進を働きかけていきます。

(イ) 家庭用生ごみ処理機や処理容器、自治会に設置している大型生ごみ処理機による生ごみの減量化と堆肥の再利用を促進します。

※ 現在は、自治会での大型生ごみ処理機設置を廃止しています。

(ウ) 一般家庭や事業所等に対し、「屋上緑化」や「緑のカーテン」の取組普及活動を推進します。

(エ) 温室効果ガスの排出を抑制するため、公共交通機関や自転車の利用を啓発します。

③ 地球温暖化・省エネ対策の推進

(ア) エネルギー消費効率の高い空調機設備等の省エネ機器の導入促進等、温室効果ガスの排出削減やエネルギー消費量を抑えるためのさまざまな取組について、情報提供に努めます。

(イ) 太陽光発電設備や蓄電設備を公共施設に備え、災害時に一定の電力が確保できるよう努めます。

(ウ) 国や県等で実施されるエネルギー対策事業について、広報紙やウェブサイト等を利用した情報提供に努めます。

④ ごみの処理体制の整備

(ア) 湖東地域（彦根・愛知・犬上）の新ごみ処理施設の建設に向けて、関係者および関係機関との協議を進めます。

第2節 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

1. ごみ処理に関する基本情報

(1) ごみの種類別発生量の現況

平成24年度から令和元年度までの、愛荘町のごみ種類別発生量を表4-2-1 および図4-2-1に示します。平成24年度から平成27年度まではごみ発生量は全体的に増加傾向にありましたが、平成27年度以降はほぼ横ばいで推移しています。

表4-2-1 愛荘町のごみ種類別発生量

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
燃やすごみ	t/年	3,562	3,578	3,641	3,810	3,827	3,887	3,926	3,898
燃えないごみ	t/年	206	211	218	198	198	199	207	191
粗大ごみ	t/年	347	373	395	379	402	338	370	335
古紙	t/年	57	53	52	54	55	45	32	35
衣類	t/年	19	21	18	21	20	15	12	11
紙パック	t/年	1	1	1	1	1	0	0	0
金属類	t/年	64	58	53	47	49	49	53	46
びん類	t/年	88	87	87	88	84	79	70	74
ペットボトル	t/年	42	43	38	37	37	37	37	38
白色トレイ	t/年	1	1	1	0	0	0	0	0
廃食用油	t/年	0	0	0	1	1	1	0	1
乾電池	t/年	4	4	4	4	4	4	4	4
ガラス類	t/年	2	2	2	2	2	2	2	2
使用済み小型家電	t/年	0	0	0	6	7	15	16	43
その他	t/年	103	100	89	98	85	93	114	103
合計	t/年	4,496	4,532	4,599	4,746	4,772	4,766	4,844	4,781

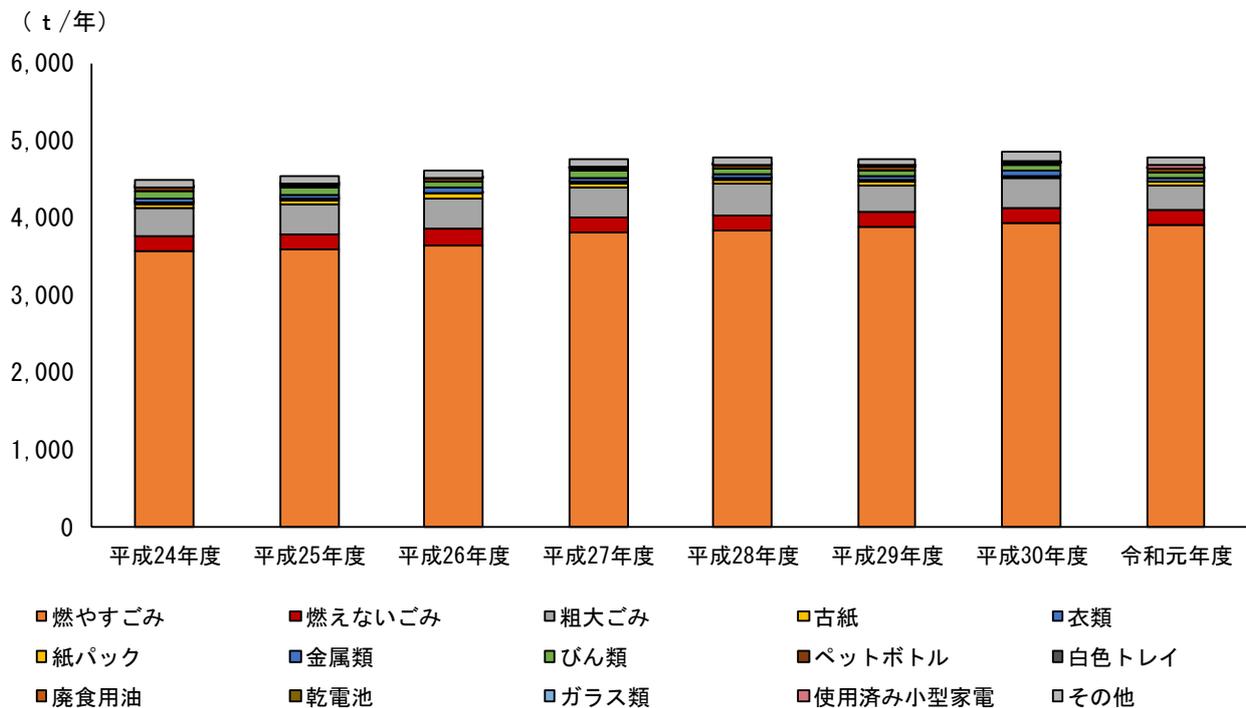


図4-2-1 愛荘町のごみ種類別発生量

(2) リバースセンター搬入ごみ組成

平成24年度から令和元年度までの、リバースセンターに搬入された愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町のごみ組成の調査結果は表4-2-2のとおりです。

表4-2-2 リバースセンターの搬入ごみ組成調査結果

		ごみ種類組成						単位容積重量 (湿り) kg/m ³	三成分		
		紙・布類	ビニール類	木・竹・わら類	厨芥類	不燃物類	その他		水分	可燃分	灰分
年度	年月	%	%	%	%	%	%	kg/m ³	%	%	%
平成24年度	H24.06.07	28.24	38.82	11.37	3.92	6.67	10.98	170	56.34	40.42	3.24
	H24.09.05	36.65	54.66	5.59	1.86	0.00	1.24	100	54.78	43.08	2.14
	H24.12.07	56.03	32.33	0.43	10.78	0.00	0.43	110	40.66	56.63	2.71
	H25.03.05	59.09	34.09	0.57	5.11	0.57	0.57	82	38.46	59.18	2.36
平成25年度	H25.06.05	56.01	15.81	2.06	25.43	0.34	0.34	130	35.33	58.03	6.64
	H25.09.04	35.16	57.81	4.30	1.17	0.39	1.17	150	51.79	43.51	4.70
	H25.12.04	54.67	26.67	2.33	15.00	1.00	0.33	120	29.74	62.35	7.91
	H26.03.04	49.03	20.00	7.74	9.68	12.26	1.29	91	51.56	42.96	5.48
平成26年度	H26.06.04	63.21	33.02	1.89	0.47	0.94	0.47	96	50.70	43.97	5.33
	H26.09.10	67.78	25.93	1.11	4.07	0.00	1.11	120	49.81	47.85	2.34
	H26.12.03	68.80	20.00	0.80	8.80	0.80	0.80	97	42.92	56.57	0.51
	H27.03.12	48.77	33.95	7.41	7.41	0.00	2.47	94	50.91	46.02	3.07
平成27年度	H27.06.10	45.75	45.10	3.59	2.29	0.65	2.61	160	46.97	50.30	2.73
	H27.09.02	45.99	37.97	4.22	5.06	2.11	4.64	160	57.60	40.52	1.88
	H27.12.02	53.99	41.31	0.47	3.76	0.00	0.47	100	41.32	56.06	2.62
	H28.03.02	60.00	29.62	0.77	8.46	0.38	0.77	120	38.97	58.21	2.82
平成28年度	H28.06.02	21.35	23.44	25.00	18.23	0.52	11.46	100	43.36	52.39	4.25
	H28.09.01	42.52	35.03	3.74	5.78	8.50	4.42	130	33.03	49.18	17.79
	H28.12.01	66.67	25.64	0.00	6.96	0.00	0.73	130	37.67	57.70	4.63
	H29.03.02	35.93	29.15	8.14	19.66	0.00	7.12	150	42.27	53.22	4.51
平成29年度	H29.06.06	34.28	23.58	19.18	16.98	1.89	4.09	160	44.50	49.86	5.64
	H29.09.05	44.72	23.58	19.18	16.98	1.89	3.25	130	44.47	52.42	3.11
	H29.12.05	41.44	34.68	4.50	16.22	0.00	3.15	130	51.21	45.09	3.70
	H30.03.06	47.00	27.19	5.07	18.89	0.00	1.84	90	27.67	61.21	11.12
平成30年度	H30.06.05	50.60	38.96	1.61	7.63	0.00	1.20	120	42.49	53.49	4.02
	H30.09.21	37.46	38.16	10.25	12.37	0.00	1.77	130	37.94	55.99	6.07
	H30.12.06	37.35	33.33	1.85	27.16	0.00	0.31	150	36.35	59.53	4.12
	H31.03.01	53.44	34.99	0.28	11.02	0.00	0.28	170	38.79	56.16	5.05
令和元年度	R1.06.05	36.48	30.74	24.18	7.38	0.41	0.82	140	50.10	46.31	3.59
	R1.09.03	42.23	45.02	11.16	0.80	0.00	0.80	120	41.36	53.81	4.83
	R1.12.03	47.06	45.45	1.60	5.35	0.00	0.53	80	33.69	59.92	6.39
	R2.03.03	22.12	64.90	5.77	5.77	0.00	1.44	90	36.39	59.47	4.14
総平均		46.56	34.40	6.13	9.70	1.23	2.28	123	43.10	52.23	4.67

(3) ごみの分別区分

愛荘町のごみの分別区分を表 4-2-3 に示します。

表4-2-3 愛荘町のごみの分別区分

分別区分	品目
燃やすごみ	生ごみ、紙類、木くず、紙おむつ、衣類、プラスチック類、ゴム類、おもちゃ類、布団・カーペット類、文房具類、その他（湿布薬等）
燃えないごみ	塩化製品（塩ビ）、袋類等、リサイクルできないもの、キャップ類、テープ類、ガラス類、刃物類
可燃性粗大ごみ	通常の「燃やすごみ」の日に出せない大型の可燃ごみ。大人2人で持てる程度で 50cm×50cm×50cm 以上のもの
金属製粗大ごみ	大人2人で持てる程度の 50cm×50cm×50cm 以上で8割以上が金属のもの
プラスチック製粗大ごみ	大人2人で持てる程度の 50cm×50cm×50cm 以上で、プラスチックで作られたもの
金属類	ジュース缶、ビール缶、スプレー缶、缶詰、海苔、茶筒、菓子等の缶類、ナベ、やかん、フライパン、バケツ、カセットコンロ等
びん類	ドリンク、お酒、コーヒー、調味料、健康食品、海苔等のびん
ペットボトル	ジュース、水、お茶等で PET 識別マークのつくものに限る
白色トレイ	生鮮食品（魚類・肉類・野菜類・果物・惣菜等）が入っていた白色トレイ、リサイクル識別マークのつくもの
古紙類等	新聞（広告）、雑誌、ダンボール、古着、廃食油等
乾電池	乾電池
ガレキ	茶碗類、皿、瓦、ブロック、レンガ、タイル、コンクリート、陶器の置物 等
蛍光灯	蛍光灯
使用済み小型家電	50cm×50cm×50cm 以下の小型家電

※ 事業系は燃やすごみ、燃えないごみ、粗大ごみ、ガレキ類

(4) 収集運搬体制

1) 家庭系ごみ

愛荘町における家庭系の一般廃棄物の収集・運搬体制は表 4-2-4 のとおりです。

表4-2-4 愛荘町における家庭系の一般廃棄物収集・運搬体制

分別区分	収集体制	収集回数	収集方法	収集方式
燃やすごみ	委託 持込	週2回	指定袋	ステーション方式 直接搬入
燃えないごみ	委託 持込	月1回	指定袋	ステーション方式 直接搬入
粗大ごみ	委託	年1回	指定なし	拠点回収 戸別（有料） 直接搬入
金属類	委託 持込	月1回	コンテナ	ステーション方式 直接搬入
びん類	委託 持込	月1回	コンテナ	ステーション方式 直接搬入
ペットボトル	委託 持込	月1回	ネット袋	ステーション方式 直接搬入
白色トレイ	委託	月1回	ネット袋	ステーション方式
古紙類等	持込	年4回	紐結束（古紙） 透明袋（古着）	拠点回収
乾電池	持込	随時	そのまま直接	拠点回収（回収ボ ックス設置）
ガレキ	委託 持込	隔月に1回	コンテナ	ステーション方式 直接搬入
蛍光灯	委託 持込	年3回	コンテナ	ステーション方式 直接搬入
使用済み小型家電	持込	随時	指定なし	ボックス回収 拠点回収

2) 事業系ごみ

事業系ごみは排出事業者自ら施設へ持ち込むかまたは、排出事業者が一般廃棄物処理業許可業者（収集運搬業者）に収集運搬を委託することで、施設に搬入されています。なお、燃やすごみについては事業用燃やすごみ指定専用袋に入れる必要があります。

事業系の一般廃棄物の収集・運搬体制は表 4-2-5 のとおりです。

表4-2-5 愛荘町における事業系の一般廃棄物収集・運搬体制

分別区分	収集体制	収集回数	収集方法	収集方式
燃やすごみ	許可業者 持込	随時	指定なし	直接搬入
燃えないごみ	許可業者 持込	随時	指定なし	直接搬入
粗大ごみ	許可業者 持込	随時	指定なし	直接搬入
ガレキ	許可業者 持込	随時	指定なし	直接搬入

(5) ごみ処理手数料

町民や事業者が、直接リバースセンターにごみを持ち込む場合や、小八木中継基地に持ち込む場合は、持ち込むごみの区分や、重さに応じて処理手数料を徴収しています。

また、家庭から排出される粗大ごみ等の収集・運搬および処分をセンターに依頼する場合は、ごみの大きさに応じて手数料を徴収しています。

ごみ処理手数料は表 4-2-6 のとおりです。

表4-2-6 愛荘町のごみ処理手数料一覧

分類		ごみ処理手数料
家庭系	燃えるごみ	20kg 以下：免除 20kg を超える場合：90 円/10kg
	燃えないごみ	50 円/5 kg
	粗大ごみ (布団・カーペット類)	10kg 以下：300 円 10kg 以上：300 円/10kg
事業系	燃えるごみ	40kg 以下：750 円 40 kg を超える場合：200 円/10kg

(6) ごみ処理経費

平成 24 年度から令和元年度までのごみ処理経費の推移を表 4-2-7 および図 4-2-2 に示します。平成 24 年度以降、ごみ処理経費は増加傾向にあります。ごみ処理経費の中では、処理および維持管理費の占める割合が多くなっています。

表4-2-7 愛荘町のごみ処理経費

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
建設・改良費	千円	5,813	5,234	5,106	6,387	7,654	11,727	9,676	13,297
処理及び維持管理費	千円	164,790	165,645	172,615	175,509	184,938	188,608	204,283	234,290
その他	千円	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	千円	170,603	170,879	177,721	181,896	192,592	200,335	213,959	247,587

出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査結果

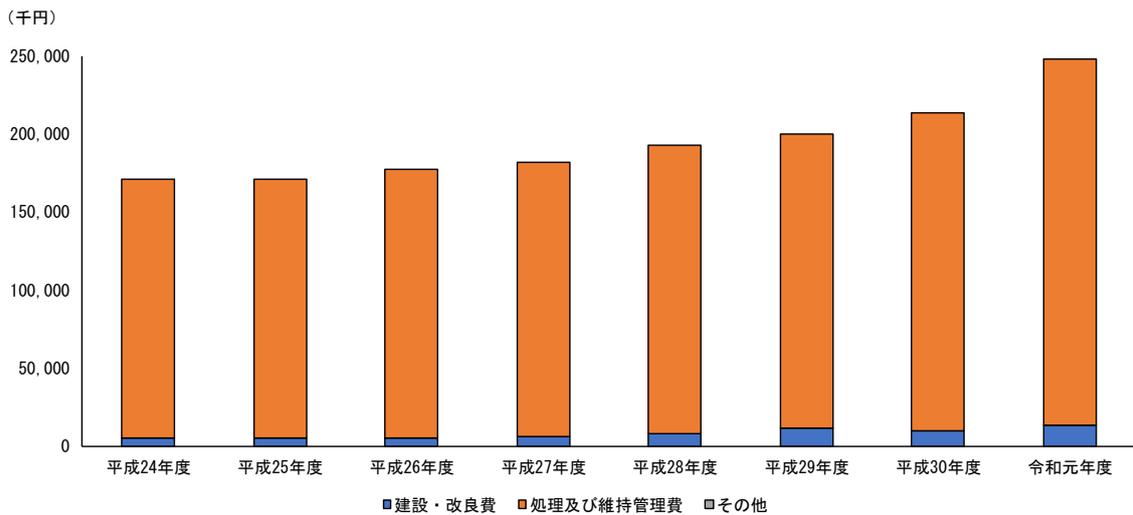


図4-2-2 愛荘町のごみ処理経費

(7) 中間処理施設

愛荘町のごみ処理にかかる現有施設の概要は、表 4-2-8 のとおりです。

令和 11 年度から組合圏域の広域新ごみ処理施設が竣工予定です。

表4-2-8 RDF 化処理施設

施設名	湖東広域衛生管理組合 リバースセンター	
所在地	東近江市平柳町 3-1	
竣工	平成 9 年 3 月	
処理能力	22t/7h×1 系列	
主な設備 概要	RDF 製造方式	RMJ 方式 (乾燥固化方式)
	受入供給設備	ごみ計量機、ごみピット、ごみクレーン
	成形方式	ローラーダイス方式
	排ガス処理設備	バグフィルタ

(8) 中継基地

令和 3 年 4 月から、東近江市の小八木中継基地が 1 市 4 町の不燃ごみの中継施設として利用されています。小八木中継基地の概要は表 4-2-9 のとおりです。

表4-2-9 中継基地

施設名	彦根愛知犬上広域行政組合 小八木中継基地
設置主体	彦根愛知犬上広域行政組合
所在地	東近江市小八木町 19
竣工	令和 3 年 4 月
搬入ごみ	不燃ごみ、自治会清掃ごみ

(9) ごみ処理の実績

令和元年度における愛荘町のごみ処理フローを図 4-2-3 に示します。RDF 化処理するごみ量は、家庭系と事業系の燃やすごみ合わせて 3,898t/年になります。また、資源化量は 2,464t/年で、リサイクル率は 51.5%となっています。(リサイクル率は、ごみ排出量合計に対する、RDF を含む資源化量の割合を算出しています。)

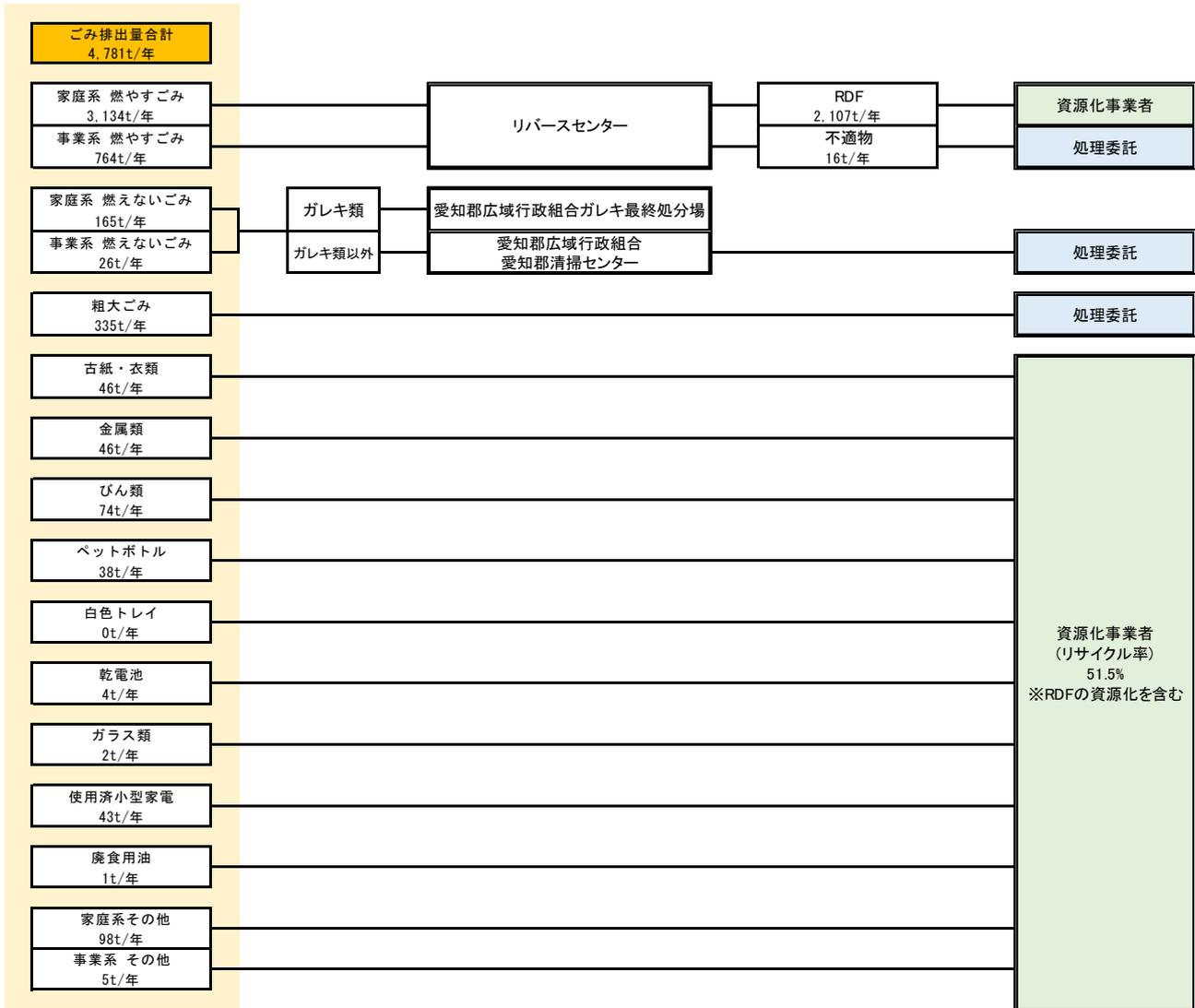
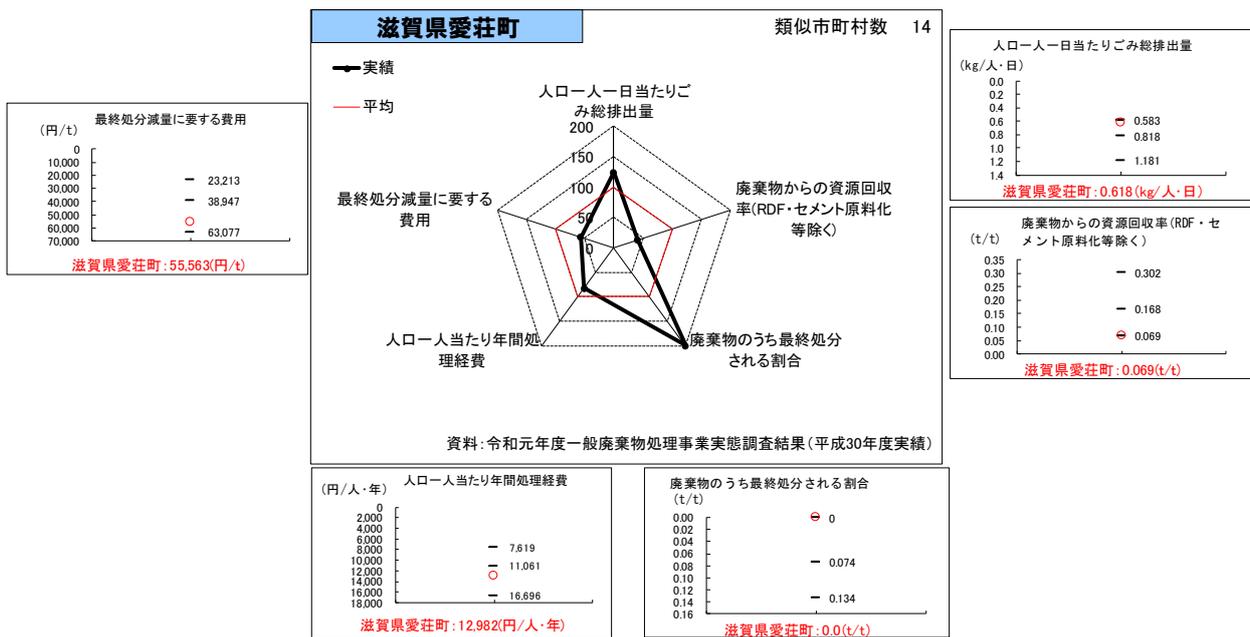


図4-2-3 愛荘町の令和元年度ごみ処理フロー

2. 類似市町村との比較

環境省の「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」に基づき、愛荘町のごみ処理システムを評価しました。評価には環境省の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（令和元年度実績版）」を用いています。同ツールでは、全国の市町村から、愛荘町と都市形態区分・人口・産業構造が類似している市町村を抽出し、比較評価を行っています。支援ツールによる評価結果（指数値）を図4-2-4に示します。類似市町村における項目ごとの平均値の指数を100としており、愛荘町の指数が100を上回っていれば、類似市町村の平均より優れていることになります。

これによると愛荘町は全国における類似市町村14自治体と比較して、1人一日当たりごみの総排出量と廃棄物のうち最終処分される割合の指数値は平均を上回っていますが、その他の項目については、平均を下回っています。



標準的な指標	人口一人一日当たりごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要する費用 (円/t)
平均	0.818	0.168	0.074	11,061	38,947
最大	1.181	0.302	0.134	16,696	63,077
最小	0.583	0.069	0	7,619	23,213
標準偏差	0.17	0.071	0.047	2,475	11,012
当該市町村実績	0.618	0.069	0	12,982	55,563
指数値	124.4	41.1	200.0	82.6	57.3

図4-2-4 愛荘町のごみ処理システム評価結果（令和元年度実績比較）

3. 課題の抽出

(1) 排出抑制・資源化

愛荘町のごみ排出量は平成 24 年度から平成 27 年度までは全体的に増加傾向にありましたが、平成 27 年度以降はほぼ横ばいで推移しています。

今後はごみの更なる発生を抑制するとともに、生ごみ処理機等の普及促進によるごみの減量化、適切な分別による資源化の検討が必要になります。

(2) 収集・運搬

愛荘町では、高齢化社会の進行によりごみ出しが困難な世帯に対し平成 28 年度からふれあい収集業務を実施しており、今後も高齢者社会を見据えた継続的な収集体制を検討する必要があります。

また、分別方法を 1 市 4 町で統一する令和 11 年度以降の、硬質プラスチック類の分別・収集方法の検討が必要です。

(3) 最終処分

現在、愛荘町や彦根愛知犬上広域行政組合圏域において、不燃ごみの埋立を行うことができる最終処分場がないことから、彦根愛知犬上広域行政組合も交えて、最終処分場設置の検討を進めていくとともに、最終処分量の一層の削減を進めていく必要があります。

(4) 処理コスト

今後は超高齢化に伴う福祉費用の増加など、より一層の財政逼迫が懸念されます。ごみ処理コスト低減のため、多様な施策の実施や、情報媒体を活用して町民にコスト意識を促す必要があります。

(5) 施設の老朽化

リバースセンターは供用開始から 25 年が経ち、老朽化が進んでいます。安定したごみ処理を行うため、遅滞なく新ごみ処理施設整備を進める必要があります。

4. ごみ処理基本計画の基本方針

本計画の基本方針を表4-2-10に示します。町民・事業者・愛荘町それぞれの役割を明確にするとともに、各主体の協働を目指します。

表4-2-10 本計画の基本方針

基本方針1 2R (Reduce (発生抑制)・Reuse (再使用)) の推進
<p>ごみ処理量の減量に向けて、3Rにおける2R (Reduce (発生抑制)・Reuse (再使用)) の取組を優先的に推進します。町民・事業者の主体的な取組を促す施策を展開していきます。</p> <p>また、1市4町での広域処理に際し、ごみ減量目標の設定やごみ処理施策において、圏域での一体的な取組も進めます。</p>
基本方針2 適正なごみ処理の実施
<p>ごみ処理方法におけるリサイクル、焼却・熱回収および埋立処分において、財政負担の低減や環境負荷の削減等を考慮して、適切な処理を実施します。</p>
基本方針3 分かりやすい情報発信の推進
<p>町民や事業者が、愛荘町におけるごみの現状と課題を十分に理解していただくために、今後はホームページおよび広報での情報提供ならびに出前講座を実施します。さまざまな機会を通じて町のごみ処理の現状を積極的に公開し、町民や事業者の取組によるごみ減量等の効果が「見える化」されたものとなるよう努めます。</p>
基本方針4 町民・町民団体・事業者・町のコミュニケーションによる協働の推進
<p>ごみ処理の実施において、ごみの減量・資源化の担い手としての町民や生産・流通に携わる事業者、環境問題やごみ問題に取り組む町民団体、ごみ処理に携わる町との間での良好なコミュニケーションが必要です。良好なコミュニケーションが醸成されることにより、各主体のごみ問題に対する意識が高まり、相互理解が深まり、信頼関係が築かれ、ごみの減量・資源化への様々な行動に繋がるよう施策を展開していきます。</p>

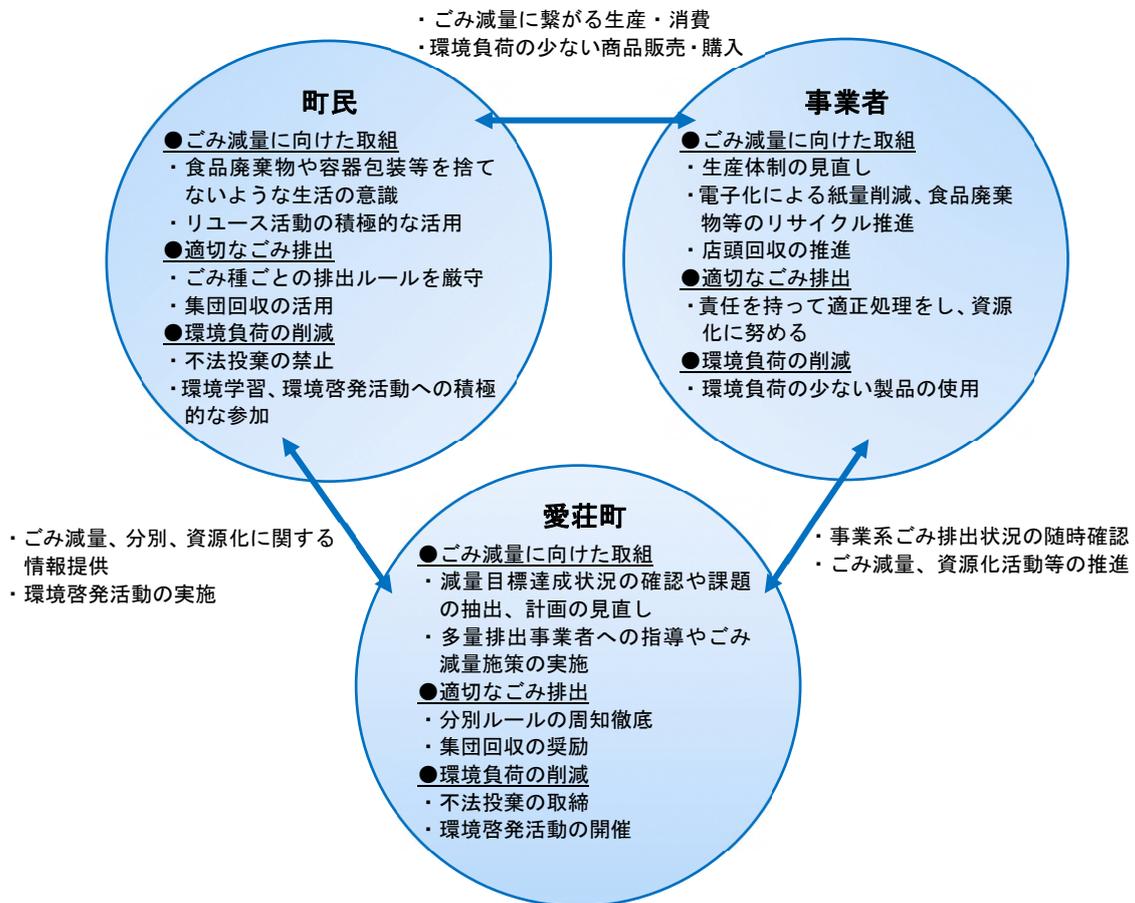


図4-2-5 町民・事業者・愛荘町の協働イメージ

5. 将来ごみ量の推計

(1) 将来ごみ（現状趨勢）

※将来ごみ量（現状趨勢）とは、ごみ減量施策等を実施せず現在のゴミ排出傾向のまま推移することを意味します。

将来ごみ量は、「第2期愛荘町みらい創生戦略人口ビジョン編」（令和2年3月）で推計されている将来人口に、ごみ種ごとの1人一日あたり排出量推計値（g/人・日）を乗じて算出します。

将来人口の推計結果を図4-2-6に示します。人口ビジョンで推計値のない年度（令和3～6年度、令和8～11年度、令和13年度）については、実績値-推計値間（もしくは推計値-推計値間）を等差的に推移するものとし、設定しています。

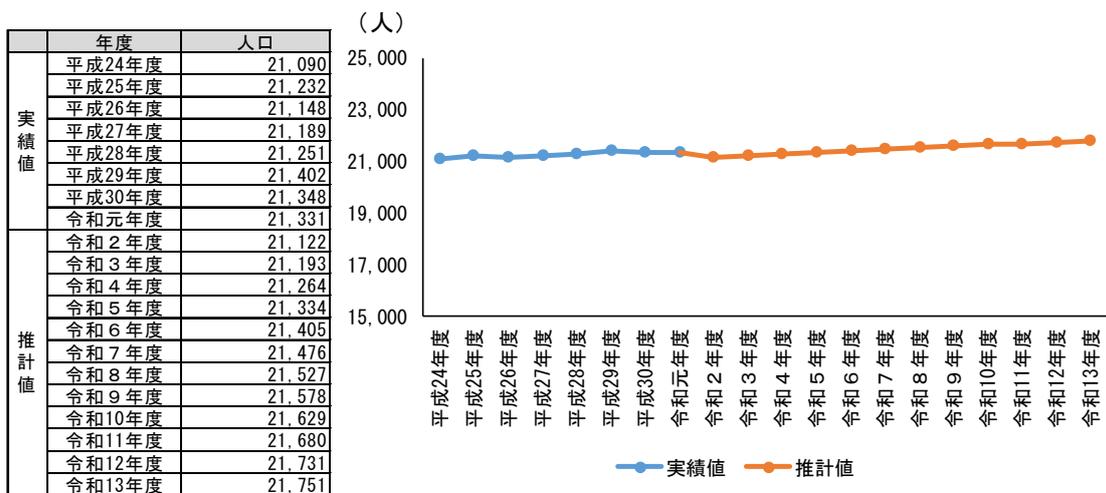


図4-2-6 愛荘町の将来人口推計

ごみ種ごとの1人一日あたり排出量（g/人・日）は、「ごみ処理基本計画策定指針（平成28（2016）年9月改定、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）」に基づき、平成24年度から令和元年度までの8年間の実績値をもとに、トレンド法における6種類の推計式（①線形近似、②放物線近似、③対数近似、④累乗近似、⑤指数近似、⑥ロジスティック近似）により、複数の推計値を算出し、実績値の傾向から、妥当と考えられる1人一日あたり排出量（g/人・日）の推計値を決定します。（実績値の傾向から、必要に応じて、⑦直近値もしくは⑧平均値を採用します。）

現状趨勢の将来ごみ量の推計方法を図4-2-7に示します。

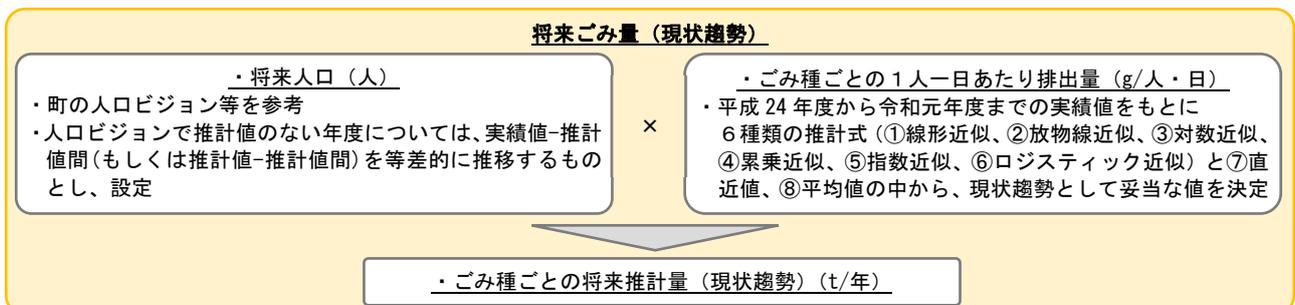


図4-2-7 将来ごみ量（現状趨勢）推計手順

表4-2-11 愛荘町のごみ排出量推計結果（現状趨勢）

項目	単位	実績値←→推計値										中間目標年度						→新施設供用開始			目標年度	
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	
家庭系	合計	t/年	4,496	4,532	4,599	4,746	4,772	4,766	4,844	4,781	4,735	4,719	4,733	4,748	4,763	4,775	4,787	4,797	4,806	4,819	4,829	4,832
	燃やすごみ	t/年	2,926	2,892	2,965	3,007	3,018	3,058	3,106	3,134	3,068	3,087	3,106	3,124	3,142	3,159	3,173	3,187	3,200	3,038	3,049	3,057
	燃やさないごみ	t/年	170	176	174	169	163	176	165	164	164	164	165	165	165	165	165	165	165	160	161	161
	粗大ごみ	t/年	347	373	395	379	402	338	370	335	348	346	344	342	339	337	334	332	329	327	324	321
	紙類	t/年	57	53	52	54	55	45	32	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	36	36
	紙パック	t/年	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	布類	t/年	19	21	18	21	20	15	12	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
	缶・金属類	t/年	64	58	53	47	49	49	53	46	45	44	44	43	43	42	42	41	41	41	40	40
	びん類	t/年	88	87	87	88	84	79	70	74	75	74	74	73	73	72	72	72	71	71	71	70
	ペットボトル	t/年	42	43	38	37	37	37	37	38	36	36	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35
	容器包装プラスチック	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	133	134	134
	硬質プラスチック類	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	47	47	47
	白色トレイ	t/年	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	廃食用油	t/年	0	0	0	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	乾電池	t/年	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	蛍光灯	t/年	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	小型家電	t/年	0	0	0	6	7	15	16	43	42	43	43	43	43	43	43	43	43	44	44	44
	その他	t/年	94	96	87	89	85	93	104	98	93	94	94	95	95	95	96	96	96	97	97	97
事業系	燃やすごみ	t/年	636	686	676	803	809	829	820	764	775	773	771	770	769	769	768	768	768	768	768	767
	燃やさないごみ	t/年	36	35	44	29	35	39	32	26	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	t/年	9	4	2	9	0	0	10	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5

- ※ 容器包装プラスチック量は、彦根市の令和元年度実績（容器包装プラスチック量/燃やすごみ量=0.33）より推計。容器包装プラスチック分は家庭系の燃やすごみから差引。
- ※ 硬質プラスチック類量は、「プラスチック資源一括回収実証事業」（平成29年度、環境省）結果より算出。同実証事業では『容器包装プラスチックのみの分別回収』から『容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括分別回収』への転換を行い、後者のプラスチック類回収量が前者と比較して35%増となった。本計画においても、容器包装プラスチック量の35%相当の硬質プラスチック類を回収可能と想定。硬質プラスチック類分は、家庭系の燃やすごみおよび燃やさないごみから差引。
- ※ 令和2年度までは合わせ産業廃棄物として処理していた事業系燃やさないごみを計上。令和3年度以降から供用開始の小八木中継基地では一般廃棄物のみを受入れており、事業系の燃やさないごみは対象外。
- ※ 四捨五入の端数処理により、次頁以降のフロー図の数値と一致しない場合があります。

表4-2-12 愛荘町の1人一日当たりごみ排出量推計結果（現状趨勢）

項目	単位	実績値←→推計値										中間目標年度						→新施設供用開始			目標年度	
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	
1人一日当たりごみ排出量	g/人・日	584	585	596	612	615	610	622	612	614	610	610	610	610	609	609	609	609	609	609	609	

※ ごみ排出量の合計を、人口と年間日数で除して算出。

表4-2-13 愛荘町のごみ処理量推計結果（現状趨勢）

項目	単位	実績値←→推計値										中間目標年度						→新施設供用開始			目標年度	
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	
焼却処理量	燃やすごみ	t/年																		3,806	3,817	3,824
	可燃残渣	t/年																		366	366	363
	計	t/年																		4,172	4,183	4,187
資源化量	RDF	t/年	1,837	1,879	1,920	2,022	2,029	2,060	2,074	2,107	2,077	2,086	2,096	2,105	2,115	2,123	2,131	2,138	2,145			
	資源化物	t/年	381	370	345	359	345	341	341	357	349	349	348	347	347	345	346	345	344	535	535	534
	集団回収	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	t/年	2,218	2,249	2,265	2,381	2,374	2,401	2,415	2,464	2,426	2,435	2,444	2,452	2,462	2,468	2,477	2,483	2,489	535	535	534
民間事業者 処理委託分	RDF不適物	t/年	10	9	8	14	10	24	15	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16			
	燃やさないごみ	t/年	206	211	218	198	198	199	207	191	195	164	164	165	165	165	165	165	165			
	粗大ごみ	t/年	347	373	395	379	402	338	370	335	348	346	344	342	339	337	334	332	329			
	計	t/年	563	593	621	591	610	561	592	542	559	526	524	523	520	518	515	513	510			
最終処分量	焼却灰	t/年																		528	530	530
	選別残渣	t/年																		112	111	111
	計	t/年																		640	641	641
リサイクル率	%	49.3%	49.6%	49.2%	50.2%	49.7%	50.4%	49.9%	51.5%	51.2%	51.6%	51.6%	51.6%	51.7%	51.7%	51.7%	51.8%	51.8%	11.1%	11.1%	11.1%	

※ 四捨五入の端数処理により、次頁以降のフロー図の数値と一致しない場合があります。

(2) 将来ごみ量（減量目標）

彦根愛知犬上広域行政組合では、施設整備基本計画で設定した新ごみ処理施設の規模に基づき、地元への説明や環境影響評価、施設の仕様検討等、新施設整備に向けた検討を進められています。現在想定している施設規模を超過した新たな施設規模を設定する場合、施設整備の再検討による遅延等が懸念されます。そのため、本計画では施設整備基本計画で設定した熱回収施設規模と乖離しないように、減量目標を施設規模に合わせて設定することとします。

ごみの減量目標の設定方法には、ごみの総排出量（t/年）で設定する方法と、1人一日当たり排出量（g/人・日）で設定する方法があります。本計画では、将来の人口増減の影響を受けず、また他の関連計画等との比較を容易にするため、1人一日当たり排出量（g/人・日）に減量目標を設定します。

減量対象とするごみ種については、ごみ種の中でも特に減量が必要と考えられる「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」、「粗大ごみ」を対象とします。

減量目標値は、施設整備基本計画で設定した熱回収施設規模と乖離しないような将来ごみ量を検討し、その結果、「令和13年度に、令和元年度実績値から15%の減量」とします。

※ ごみ処理施設の施設規模は、供用開始から最もごみ排出量が多い年度の推計値に基づいて算出します。施設の規模は令和11年度のごみ排出量推計値により設定することになります。

減量目標達成時の将来ごみ量推計の手順を図4-2-8に示します。

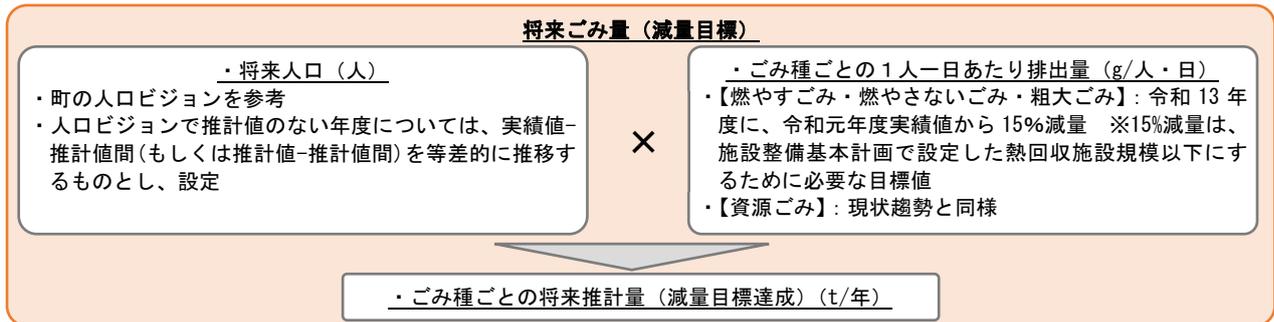


図4-2-8 将来ごみ量（減量目標）の推計手順

表4-2-14に1人一日当たり排出量の目標値を示します。なお令和2年度から令和12年度までの推計値は、令和元年度と令和13年度の1人一日当たり排出量の差分を、年度間で等差になるように按分して推計します。

表4-2-14 愛荘町の1人一日当たりごみ排出量の減量目標値

項目	内容	
燃やすごみ	令和元年度 499g/人・日 ⇒	現状趨勢 令和13年度 504g/人・日 減量目標 令和13年度 424g/人・日
燃やさないごみ	令和元年度 24g/人・日 ⇒	現状趨勢 令和13年度 21g/人・日 減量目標 令和13年度 18g/人・日
粗大ごみ	令和元年度 43g/人・日 ⇒	現状趨勢 令和13年度 40g/人・日 減量目標 令和13年度 37g/人・日
資源ごみ・集団回収	令和元年度 46 g/人・日 ⇒	令和13年度 43g/人・日
合計	令和元年度 612g/人・日 ⇒	現状趨勢 令和13年度 609g/人・日 減量目標 令和13年度 522g/人・日

※ 家庭系・事業系の合計年間ごみ量を、愛荘町の人口と年間日数で除して算出

※ 1人一日当たりごみ排出量は、四捨五入の端数処理により各ごみ種の合計値が「合計」の項目と合致しない場合があります。

国、滋賀県および湖東定住自立圏が掲げる1人一日当たり排出量（g/人・日）目標値と、本計画における減量目標値の比較を表4-2-15および図4-2-9に示します。

表4-2-15 愛荘町の1人一日当たり排出量 目標値比較

項目	年度	国 ※1	滋賀県 ※2	湖東 ※3	本計画 ※4
実績値	令和元年度	919g/人・日	837g/人・日	834g/人・日	612g/人・日
目標値	令和3年度	—	—	600g/人・日	減量目標 594g/人・日
	令和7年度	850g/人・日	804g/人・日		減量目標 565g/人・日
	令和8年度 ※中間目標年度	—	—		減量目標 558g/人・日
	令和13年度 ※目標年度	—	—		減量目標 522g/人・日

- ※1 第四次循環型社会形成推進基本計画（令和元年度の実績値は、環境省一般廃棄物処理実態調査結果より）
- ※2 第五次滋賀県廃棄物処理計画（令和元年度の実績値は、環境省一般廃棄物処理実態調査結果より）
- ※3 湖東定住自立圏共生ビジョン（Vol.17）（令和元年度は実績値）
- ※4 愛荘町の家庭系・事業系・集団回収の年間ごみ排出量を、愛荘町の人口および年間日数で除して算出

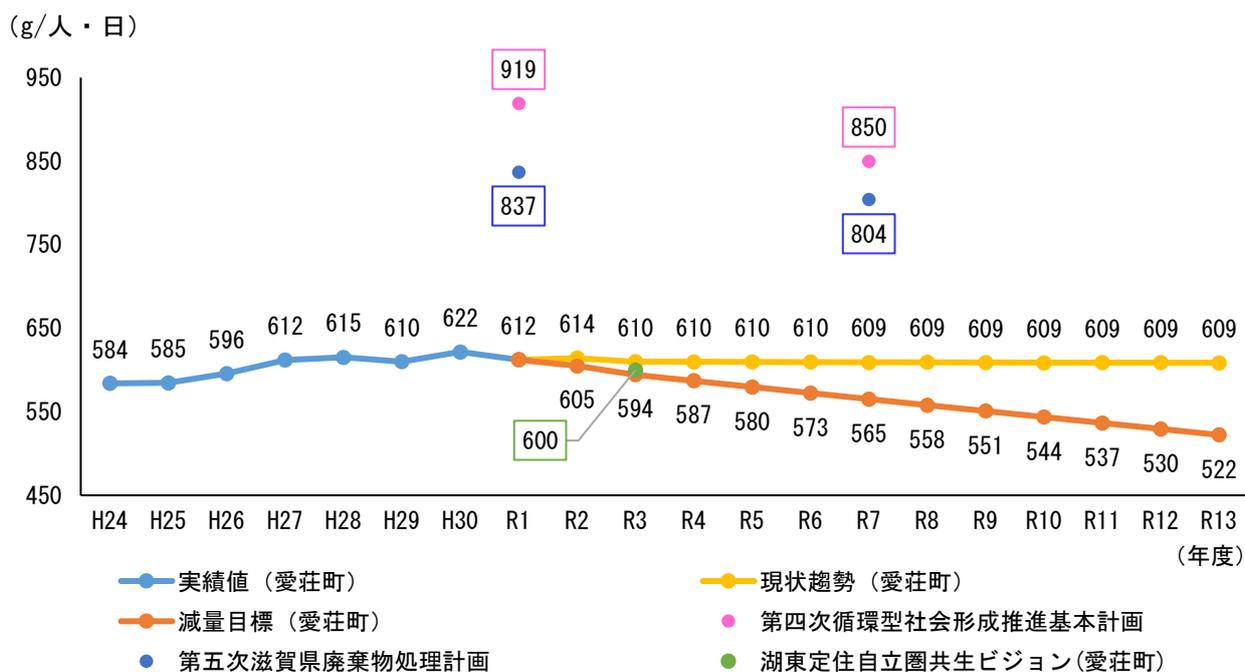


図4-2-9 愛荘町の1人一日当たり排出量 目標値比較

表4-2-16 愛荘町のごみ排出量推計結果（減量目標）

項目	単位	実績値←→推計値									中間目標年度						→新施設供用開始			目標年度	
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
合計	t/年	4,496	4,532	4,599	4,746	4,772	4,766	4,844	4,781	4,663	4,598	4,557	4,514	4,473	4,430	4,385	4,339	4,292	4,247	4,200	4,147
家庭系	燃やすごみ	t/年	2,926	2,892	2,965	3,007	3,018	3,058	3,134	3,056	3,028	2,999	2,970	2,940	2,911	2,878	2,846	2,813	2,627	2,596	2,560
	燃やさないごみ	t/年	170	176	174	169	163	160	176	165	161	159	158	156	155	153	151	150	148	142	141
	粗大ごみ	t/年	347	373	395	379	402	338	370	335	327	324	321	317	314	311	308	304	301	297	294
	紙類	t/年	57	53	52	54	55	45	32	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	36
	紙パック	t/年	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	布類	t/年	19	21	18	21	20	15	12	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
	缶・金属類	t/年	64	58	53	47	49	49	53	46	45	44	44	43	43	42	42	41	41	41	40
	びん類	t/年	88	87	87	88	84	79	70	74	75	74	74	73	73	72	72	72	71	71	71
	ペットボトル	t/年	42	43	38	37	37	37	37	38	36	36	35	35	35	35	35	35	35	35	35
	容器包装プラスチック	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	116	114
	硬質プラスチック類	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	41	40
	白色トレイ	t/年	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	廃食用油	t/年	0	0	0	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	乾電池	t/年	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
蛍光灯	t/年	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
小型家電	t/年	0	0	0	6	7	15	16	43	42	43	43	43	43	43	43	43	44	44	44	
その他	t/年	94	96	87	89	85	93	104	98	93	94	94	95	95	95	96	96	96	97	97	
事業系	燃やすごみ	t/年	636	686	676	803	809	829	820	764	745	738	731	724	717	710	702	694	686	678	660
	燃やさないごみ	t/年	36	35	44	29	35	39	32	26	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	t/年	9	4	2	9	0	0	10	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5

- ※ 容器包装プラスチック量は、彦根市の令和元年度実績（容器包装プラスチック量/燃やすごみ量=0.33）より推計。容器包装プラスチック分は家庭系の燃やすごみから差引。
- ※ 硬質プラスチック類量は、「プラスチック資源一括回収実証事業」（平成29年度、環境省）結果より算出。同実証事業では『容器包装プラスチックのみの分別回収』から『容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括分別回収』への転換を行い、後者のプラスチック類回収量が前者と比較して35%増となった。本計画においても、容器包装プラスチック量の35%相当の硬質プラスチック類を回収可能と想定。硬質プラスチック類分は、家庭系の燃やすごみおよび燃やさないごみから差引。
- ※ 令和2年度までは合わせ産業廃棄物として処理していた事業系燃やさないごみを計上。令和3年度以降から供用開始の小八木中継基地では一般廃棄物のみを受入れており、事業系の燃やさないごみは対象外。
- ※ 四捨五入の端数処理により、フロー図の数値と一致しない場合があります。

表4-2-17 愛荘町の1人一日当たりごみ排出量推計結果（減量目標）

項目	単位	実績値←→推計値									中間目標年度						→新施設供用開始			目標年度	
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
1人一日当たりごみ排出量	g/人・日	584	585	596	612	615	610	622	612	605	594	587	580	573	565	558	551	544	537	530	522

※ ごみ排出量の合計を、人口と年間日数で除して算出。

表4-2-18 愛荘町のごみ処理量推計結果（減量目標）

項目	単位	実績値←→推計値									中間目標年度						→新施設供用開始			目標年度	
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
焼却処理量	燃やすごみ	t/年																	3,305	3,265	3,220
	可燃残渣	t/年																	330	326	322
	計	t/年																	3,635	3,591	3,542
資源化量	RDF	t/年	1,837	1,879	1,920	2,022	2,029	2,060	2,074	2,107	2,055	2,036	2,016	1,997	1,977	1,957	1,935	1,913	1,891		
	資源化物	t/年	381	370	345	359	345	341	341	357	349	349	348	347	347	345	346	345	344	513	509
	集団回収	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	t/年	2,218	2,249	2,265	2,381	2,374	2,401	2,415	2,464	2,404	2,385	2,364	2,344	2,324	2,302	2,281	2,258	2,235	513	509
民間事業者 処理委託分	RDF不適物	t/年	10	9	8	14	10	24	15	16	16	15	15	15	15	15	15	15	14		
	燃やさないごみ	t/年	206	211	218	198	198	199	207	191	186	159	158	156	155	153	151	150	148		
	粗大ごみ	t/年	347	373	395	379	402	338	370	335	327	324	321	317	314	311	308	304	301		
	計	t/年	563	593	621	591	610	561	592	542	529	498	494	488	484	479	474	469	463		
最終処分量	焼却灰	t/年																	460	455	449
	選別残渣	t/年																	99	100	98
	計	t/年																	559	555	547
リサイクル率	%	49.3%	49.6%	49.2%	50.2%	49.7%	50.4%	49.9%	51.5%	51.6%	51.9%	51.9%	51.9%	52.0%	52.0%	52.0%	52.0%	52.1%	12.1%	12.1%	12.2%

※ 四捨五入の端数処理により、次頁以降のフロー図の数値と一致しない場合があります。

令和8年度（中間目標年度）のごみ処理フローを図4-2-10に示します。

上段：現状趨勢
下段：減量目標

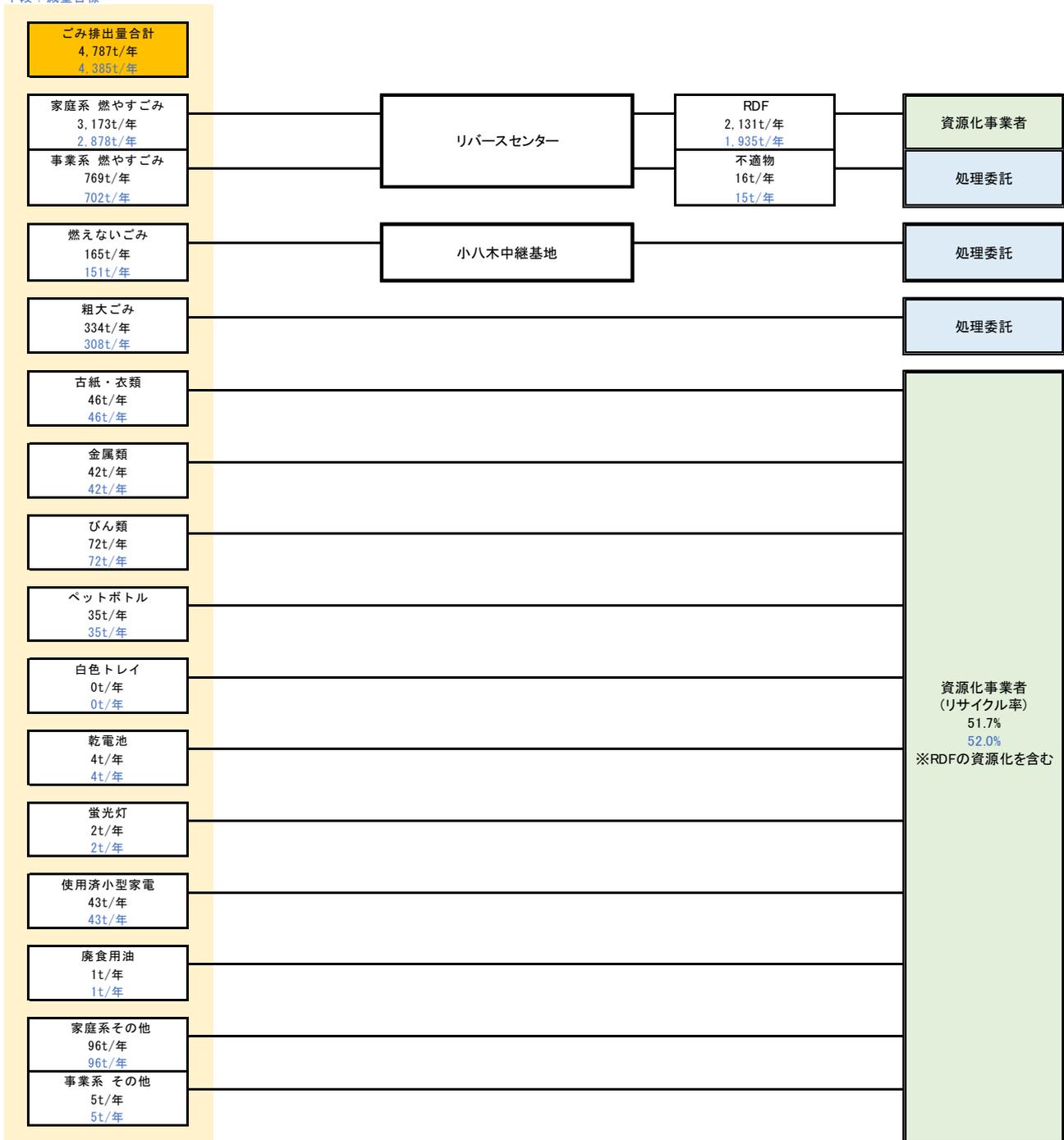


図4-2-10 愛荘町の令和8年度（中間目標年度）ごみ処理フロー

令和 11 年度（新施設供用開始年度）のごみ処理フローを図 4-2-11 に示します。

上段：現状趨勢
下段：減量目標

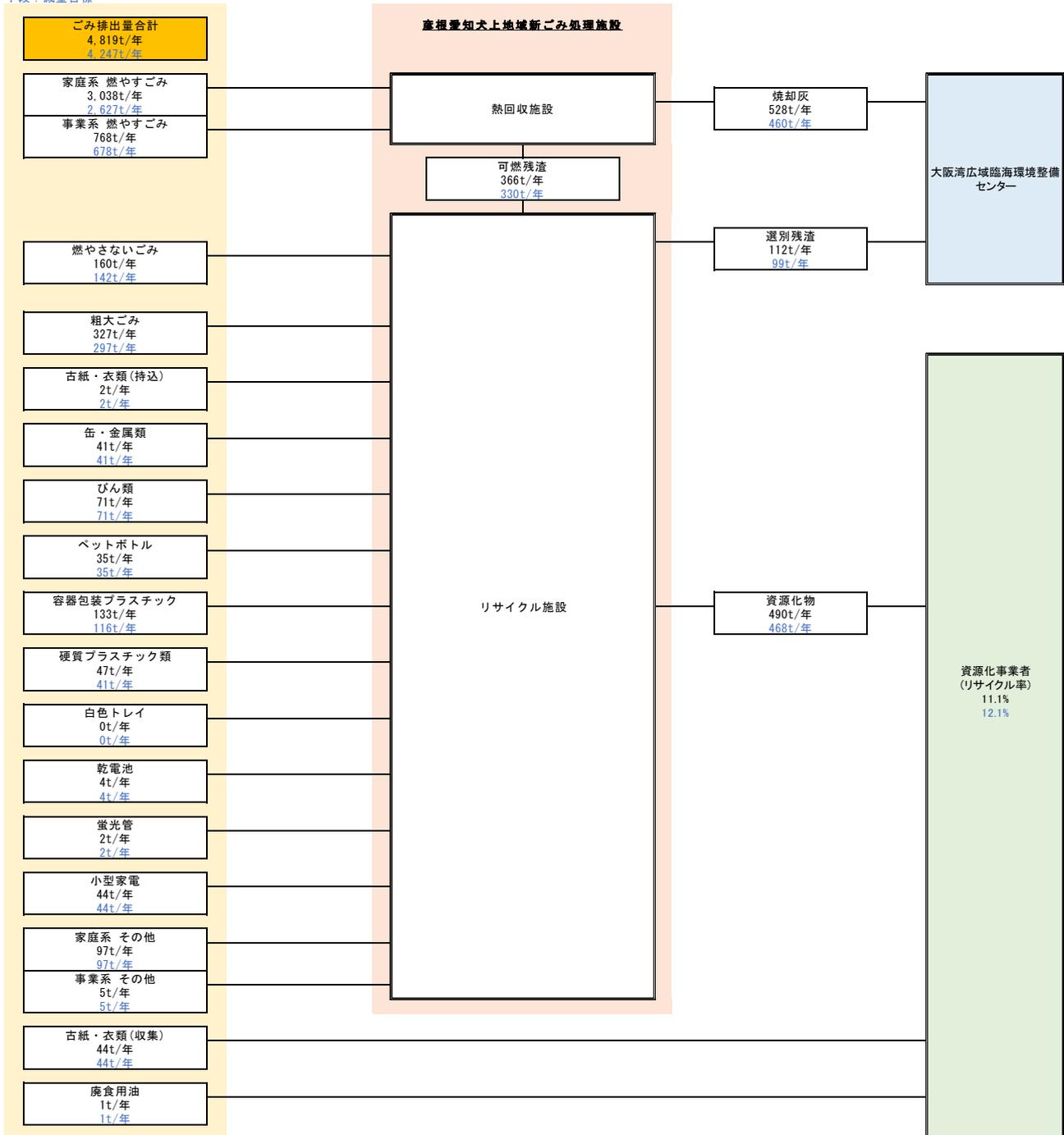


図4-2-11 愛荘町の令和 11 年度（新施設供用開始年度）ごみ処理フロー

令和 13 年度（目標年度）のごみ処理フローを図 4-2-12 に示します。

上段：現状趨勢

下段：減量目標

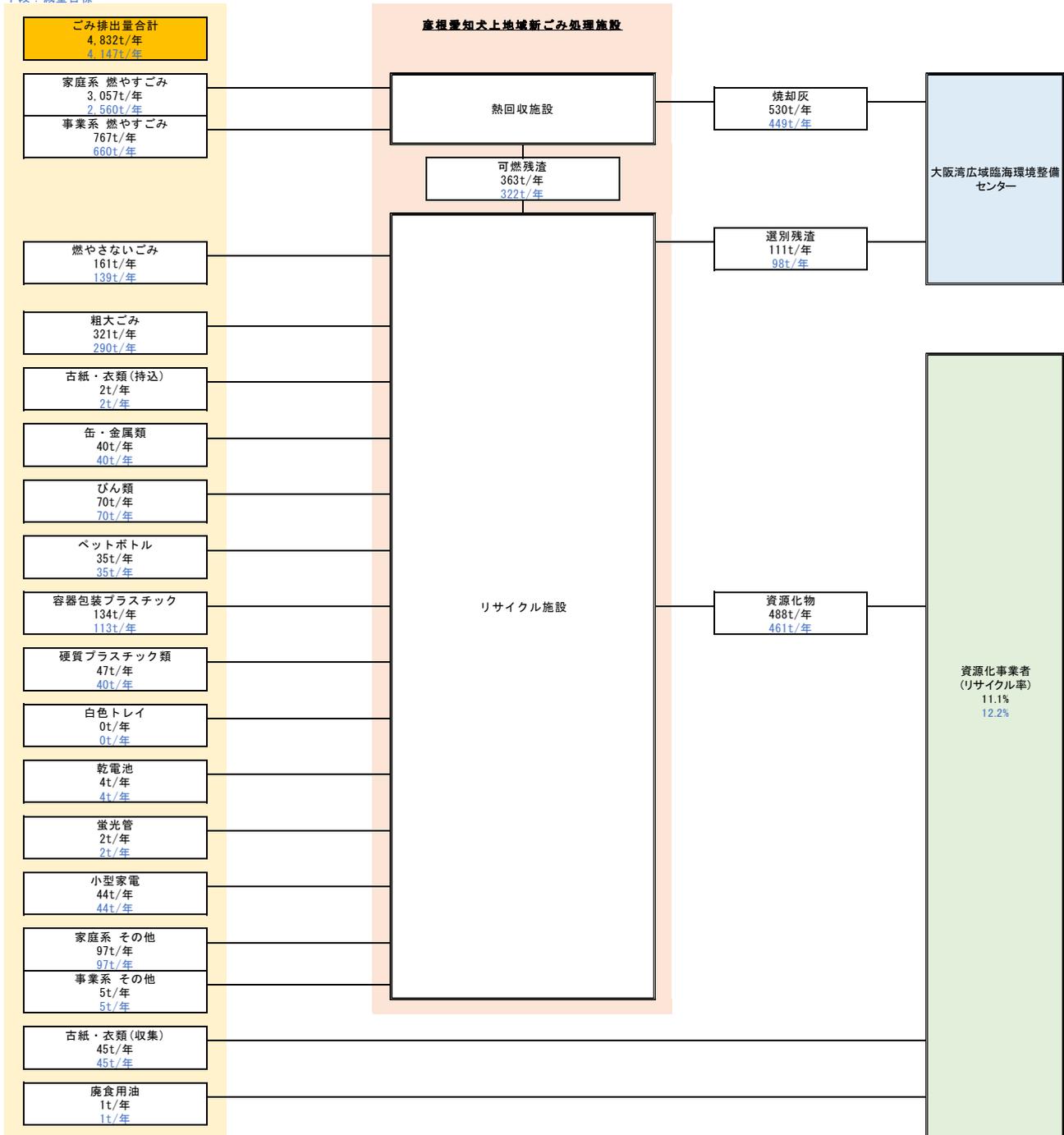


図4-2-12 愛荘町の令和 13 年度（目標年度）ごみ処理フロー

6. ごみ処理施策

(1) ごみ減量に向けた方策

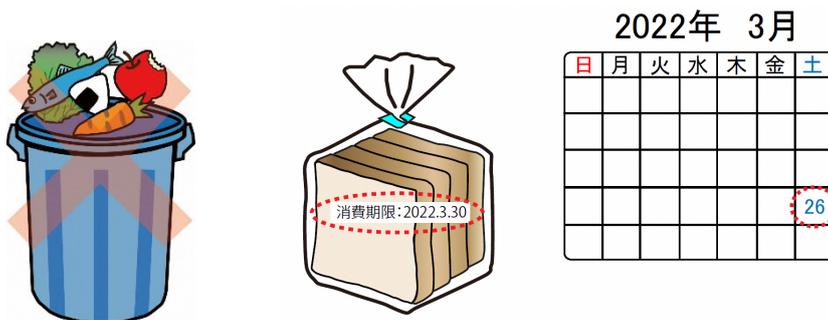
減量目標の達成に向けて、「町民」、「事業者」、「愛荘町」それぞれの主体が実施する方策を以下に示します。ごみ減量に向けて各主体が別個に実施するのではなく、それぞれが一体的に取り組む体制構築を目指します。

1) 町民の取組

① 食品ロスの削減

まだ食べられるのに廃棄される食品廃棄物は「食品ロス」と呼ばれています。食品ロスの削減に向けて、家庭での調理時には食べ切れる量だけを準備し残さず食べる、外食時には食べ切れる分だけ注文し残さず食べるなどの「食べキリ」、スーパー等で食料品を購入する際には事前に必要な食材を確認して購入する、食材の賞味期限や消費期限を確認して早いものから使うなどの「使いキリ」を心がける必要があります。

また、会食の際には、開始後 30 分は席を立たずに料理を楽しみ、終了 10 分前には自席に戻ってもう一度料理を楽しむ「3010（さんまるいちまる）運動」を呼びかけ、実践していくことも必要です。

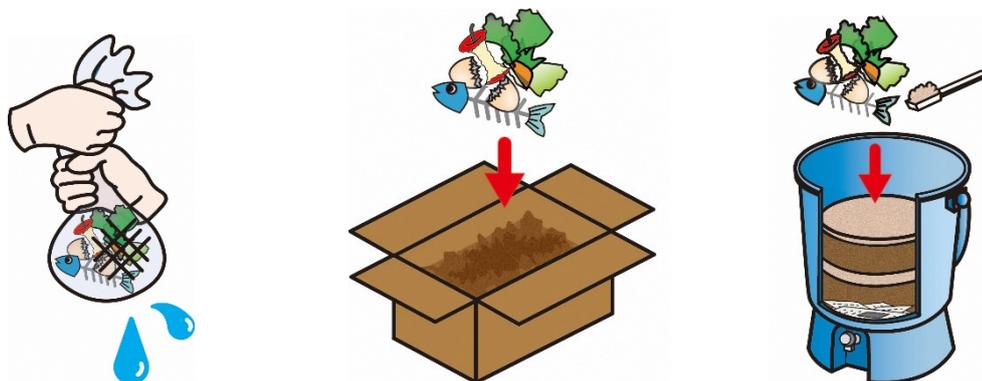


② 生ごみの水切り

生ごみの約 9 割は水分であり、水分が多いと、焼却の際、多くの化石燃料が消費されることとなります。調理くずや生ごみを捨てる前に、ひとしぼりや、一晚置いて乾燥させるなどの「水切り」をすることで、ごみの減量とごみ処理経費の削減につながります。

③ 簡易生ごみ処理（堆肥化）

家庭から発生する生ごみは、有用微生物と混ぜ発酵させることにより堆肥化することができます。ボカシ（米ぬかやもみ殻などに有用微生物を混ぜ合わせたもの）やダンボールコンポストを用いた処理方法等があります。生ごみを堆肥化することで、家庭菜園等に活用できるうえ、生ごみ排出量の削減につながります。



④ 買い物での工夫

マイバッグやマイボトルの活用や、簡易な包装を心掛けることで、レジ袋やペットボトル・空き缶、梱包に係るごみの削減につながります。



⑤ リユースショップへの出品

使用可能でも不要になったものは、近隣のリユースショップやフリーマーケット、オンライン上でのフリーマーケット形式のサービス等を活用し、需要のある人に譲渡することで、廃棄を避けることができます。



2) 事業者の取組

① 生産・流通・販売におけるごみ排出抑制

人口減少や年齢構成の変化、価値観の多様化等、町民のニーズは様々な状況にあります。需要に合わせた適量の生産・オーダーメイド・資源の再利用を促進することで、ごみの排出抑制につながることが求められています。また、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行により、スプーン、ストローをはじめとするプラスチック製品の排出を抑制することも求められています。

② 紙類の排出抑制・再生利用の促進

会議・打合せ資料はデータにより閲覧することで、印刷による紙使用量の削減につながります。また、必要に応じて使用される紙類は、その性状に合わせて適切な分別および資源化が求められます。



③ 食品廃棄物リサイクルの推進

食品廃棄物は、飼料化、肥料化およびエネルギー化(メタン発酵)等のリサイクルが可能です。食品廃棄物のリサイクルを推進することで焼却・埋立量の削減や資源の有効活用につながります。

3) 愛荘町の取組

① ごみ減量の具体的な方法の公開、PR

町民、事業者それぞれの果たす役割を理解してもらうため、ホームページ、広報および出前講座等を通じて周知を図ります。

② 多量排出事業者等に対する指導

搬入車に対する定期的な展開検査および近隣市町からの越境ごみ対策により、多量排出事業者や不適切な排出に対する取り締まり、指導を行います。

③ ごみ処理費用有料化の検討

新ごみ処理施設供用による1市4町共同でのごみ処理に際し、1市4町でのごみ処理手数料の統一化等を検討します。

④ 使用済紙おむつ再生利用の検討

高齢化に伴い、大人用紙おむつの消費量の増加が想定されます。紙おむつには上質パルプ、フィルムおよび吸水性樹脂等から構成されており、再生利用によりパルプ等の有効利用や乾燥による燃料化が可能です。環境省は、市区町村が紙おむつの再生利用検討の参考とすることを目的に、令和2年3月に「使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドライン」を策定しました。

今後は、紙おむつ再生利用による利点や課題(収集方法、衛生面への配慮等)を踏まえ、使用済紙おむつの再生利用を検討します。

(2) ごみの分別、収集・運搬体制の適正化

1) プラスチック類の分別

家庭系の廃棄物について、令和 11 年度以降プラスチック類を資源化します。容器包装プラスチック類については、現在の彦根市における分別方法を踏襲し、きれいなものはプラスチック類として分別し、汚れが落ちにくいものは燃やすごみとします。硬質プラスチック類については、現時点では分別方針案を「燃やさないごみ」もしくは「プラスチック類」とし、今後、施設内での選別および費用面等から、効率的な分別および収集方法を検討します。分別方法の変更の際に町民が混乱しないように、ホームページや広報等を通じて、新たな分別方法の開始時期と変更点を適宜周知します。また、汚れたプラスチック類については資源化に適さないことから焼却し、熱回収することとしますが、安易に燃やすごみとするのではなく、資源化促進のため、汚れを落として排出していただくよう周知・啓発を行ってまいります。

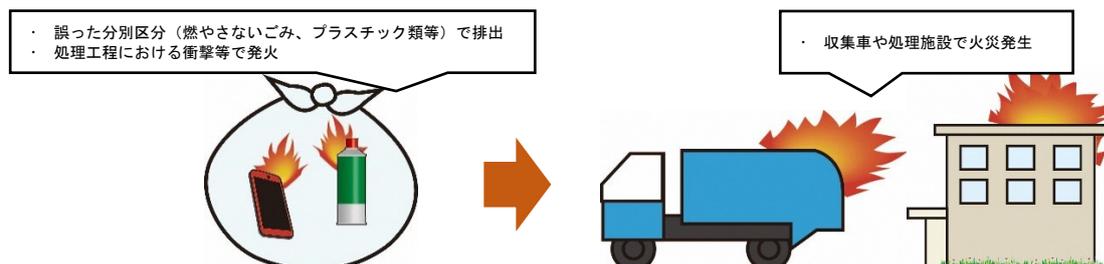
容器包装プラスチック		硬質プラスチック類		
<ul style="list-style-type: none"> ・ プラマーク付のもの ・ トレイ類 ・ 発泡スチロール、緩衝材 ・ 袋、フィルム類 	<ul style="list-style-type: none"> ・ パック類 ・ カップ類 ・ ボトル類 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハンガー ・ おもちゃ ・ 椅子 ・ トレー 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洗面器 ・ バケツ ・ プランター ・ スタンド 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洗濯かご ・ ちりとり ・ 文房具
等		等		

2) 適切なごみ排出の管理

① 分別区分の周知徹底

適切なごみ排出を促進するため、毎年、地区別にごみ収集カレンダーを作成しています。今後もカレンダーの作成を継続するとともに、令和 11 年度以降の分別方法変更後も町民が適切な排出ができるように、事前に周知します。

また、分別区分に即さない不適切な排出が目立つ場合は、写真等を使用して分別方法を理解しやすいように周知するほか、不適切な排出による影響について事例（例：リチウムイオン電池やスプレー缶による火災事故）を交えながらわかりやすい啓発に努めます。



許可業者や直接持込み事業者には、展開検査等により分別方法を遵守しているか随時確認します。また、一般廃棄物と産業廃棄物の区分を適宜周知します。

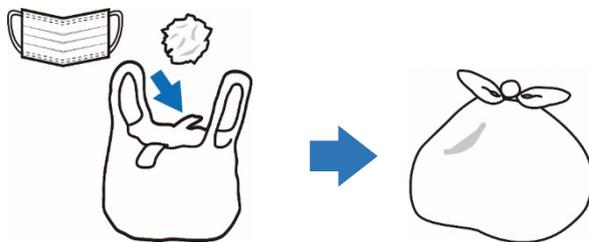
② ごみ出し支援

高齢者等のごみ出しが困難な世帯に対するふれあい収集業務を充実させ、地域でごみ出しを協力する仕組みづくり、利便性および効率性を考慮しながら収集体制向上を図ります。

また、粗大ごみは現在拠点回収していますが、新ごみ処理施設の供用開始後も拠点回収を継続すると、1日に多量の粗大ごみが施設に搬入されることになり、施設の保管要領を超過する恐れがあります。新ごみ処理施設供用開始後の粗大ごみの収集方法については、住民の直接持込や、高齢世帯等で持込が困難な方への戸別収集の実施等を検討します。

③ 感染性廃棄物の適切な排出方法の周知

新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、感染防止に向けた取組が必至となっており、予断を許さない状況が続いています。マスクおよびティッシュ等の感染性廃棄物の可能性が高いごみは、ビニール袋等に密封し、排出および収集・運搬時に漏出しないように留意する必要があります。広報等を通じて、感染性廃棄物の適切な排出方法を周知していきます。



(3) 環境教育・環境啓発、ごみ処理に係る情報提供

① 環境教育・環境啓発、地域との連携

町民・町民団体・事業者・町の連携の下、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の町民が、環境問題に触れ、学習する機会として体験型・参加型イベントの開催および環境教育の中でごみの問題を学ぶプログラムの提供、さらには学校や地域を対象にしたごみの分別方法、資源化およびごみ問題等について学習する出前講座の充実を図ります。

また、学校や地域等との連携を図り、未来を担う子どもたちを対象とした環境教育を推進するとともに、自ら率先してごみの減量・資源化への取組を実践できる人材や、ごみ問題について地域のリーダーとなる人材の育成を進めていくことを検討します。

② ごみ処理に係る情報提供

ごみの減量・資源化の必要性やごみ処理経費の削減効果等のごみに関する理解を求める情報、町民・事業者の「やりがい」に繋がる情報、エコマーケットおよび環境・ごみに関するイベント開催の情報ならびに町民団体および地域が取り組むボランティア清掃活動等、ホームページ等を活用して最新の情報を提供するとともに、町民が必要とするごみ問題に関する情報を把握する手法やスマートフォン等のアプリを活用した情報提供のあり方について検討します。

(4) 環境負荷の削減

① グリーン購入の推進

町民および事業者に対して、製品およびサービスを購入する際に、環境を考慮して必要性をよく考え環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入する「グリーン購入」を推進します。

② 不法投棄対策

地域の監視の目が行き届かない河川敷および山林でのごみの散乱や不法投棄を防止するため、不法投棄監視員および地域との連携等、あらゆる主体の協働によって、不法投棄等の不適正排出の防止を推進します。また、不法投棄がない美しい環境、ポイ捨てを許さない人づくりを進めるため、各種環境美化活動への積極的な参加を求め、町民意識の高揚を図っていきます。

③ 収集車両更新

今後、収集運搬車両の形態および台数等の見直しを行うとともに、老朽化等による収集運搬車両の更新の際には、低公害車の計画的導入を図ります。

④ バイオマス素材の導入

収集袋等において、カーボンニュートラルの性質を持つとされるバイオマス素材の積極的な導入を検討します。

⑤ 新ごみ処理施設でのエネルギー回収

令和 11 年度に供用開始する新ごみ処理施設では、ごみ焼却時に発生する熱エネルギーを回収し、施設内のプラント機器および暖房等に利用ならびに発電機により施設内消費の電力を発電することで化石燃料使用量の削減を図ります。また、ボイラーで発生した蒸気、熱交換機で加熱した高温水および発電した電力については、近隣地域への供給・活用を図ります。

(5) 中間処理計画

1) 中間処理施設について

令和 10 年度までは、リバースセンターでの燃やすごみの RDF 化および小八木中継基地での燃やさないごみの受入を行います。令和 11 年度以降は彦根愛知犬上広域行政組合が整備する新ごみ処理施設において燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみおよび一部資源ごみの中間処理をします。

2) プラスチック類の分別収集物基準について

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律では、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化を促進するため、容器包装リサイクル法ルートを活用した分別収集物の再商品化を可能にするとされています。

容器包装リサイクル法指定法人に委託する場合、ごみ処理施設から搬出する際の分別収集物の基準は以下のとおり定められています。分別方法を変更する令和 11 年度以降に分別収集物の基準を遵守するため、今後、1 市 4 町における分別・収集時の規定等について検討します。

【分別収集物の基準】

- ・原則として最大積載量が一万キログラムの自動車に積載することができる最大の容量に相当する程度の分量の物が収集されていること
- ・圧縮されていること
- ・主としてプラスチック製の容器包装が廃棄物となったもの又は原材料の全部若しくは大部分についてプラスチック素材を利用したプラスチック使用製品廃棄物以外のものが付着し、又は混入していないこと
- ・容器包装リサイクル法施行規則別表 1 の 7 の項に掲げる飲料又はしょうゆを充填するためのポリエチレンテレフタレート製の容器が混入していないこと
- ・一辺が 50cm 以上のものが混入していないこと
- ・小型家電リサイクル法第 2 条第 2 項に規定する使用済小型電子機器等が混入していないこと

- ・リチウムイオン蓄電池等の再商品化の過程で火災等を生ずるおそれのあるもの、感染のおそれのあるもの、その他の商品化を著しく阻害するプラスチック使用製品廃棄物が混入していないこと
- ・容器包装リサイクル法に指定されている指定保管施設において保管されているものであること

(6) 最終処分計画

新ごみ処理施設を供用開始する令和 11 年度以降は、焼却残渣および不燃残渣は大阪湾広域臨海環境整備センターへの埋立処理の委託をする予定です。また、新ごみ処理施設供用開始後の一部焼却灰の資源化を検討します。

(7) 災害廃棄物への対応

災害発生時には、被災自治体の都市機能や町民生活の早期回復を図るため、必要な支援連携を行うとともに、平常時より他自治体や関係団体との総合的な支援連携体制を構築します。また、大規模な地震等の災害が発生すると、一時的に大量のごみが発生し、道路の通行不能等により、平常時と同じようにごみの収集や処理ができないことが予想されます。災害によって発生した廃棄物を円滑に処理し、早急な復旧による衛生確保や環境保全を図るため、災害廃棄物処理計画の策定を検討します。

第1節 豊郷町の概要

1. 自然的概要

（1）地形的・地域的特性

豊郷町は滋賀県の東部に位置し、北は彦根市、東は甲良町、南は愛荘町に接しています。豊郷町の面積は、7.8km²であり、滋賀県全体の約0.2%を占めています。



図5-1-1 豊郷町の位置

2. 人口動態・分布

令和元年度の豊郷町の人口総数は7,358人です。豊郷町の人口の推移を見ると、過去8年間で著しい人口の増減は見られないことがわかります。また、世帯数は平成24年度から増加傾向にあり、令和元年度では3,011世帯となっています。

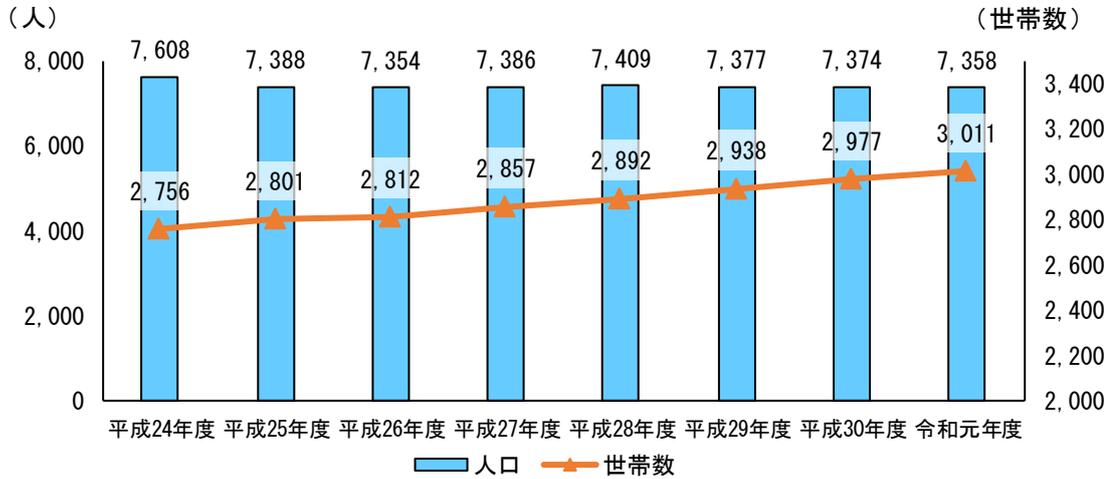
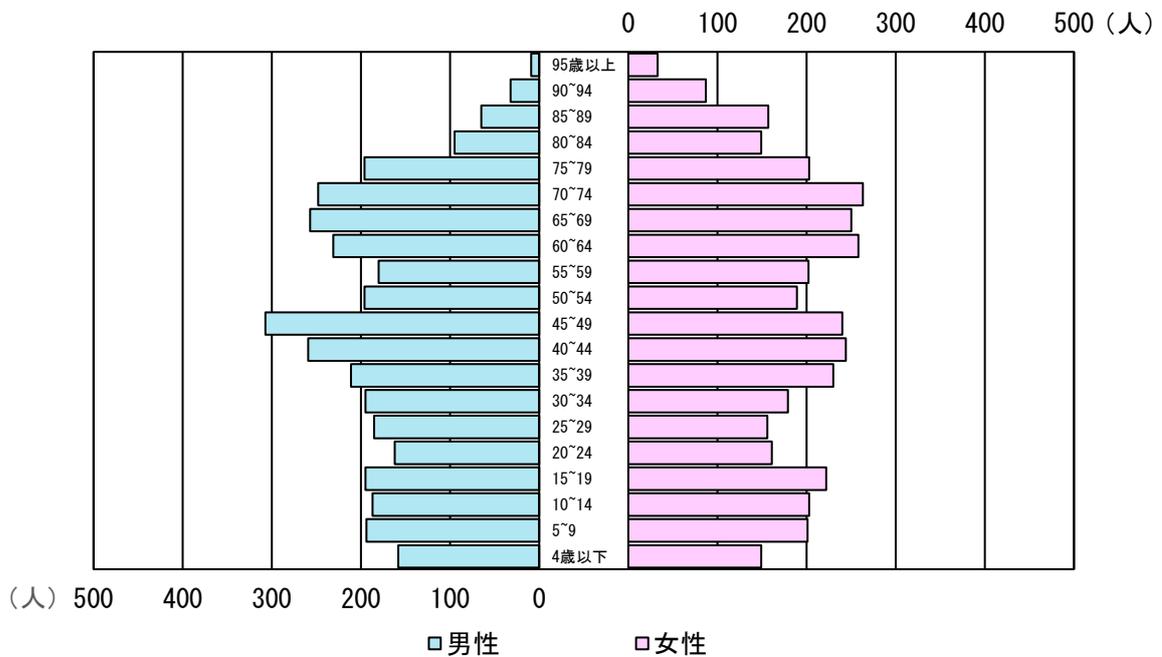


図5-1-2 豊郷町の人口・世帯数の推移

図5-1-3に豊郷町の令和元年10月1日時点における年齢別人口分布を示します。男性は45～49歳の人口が最も多く、女性は70～74歳の人口が最も多いことがわかります。

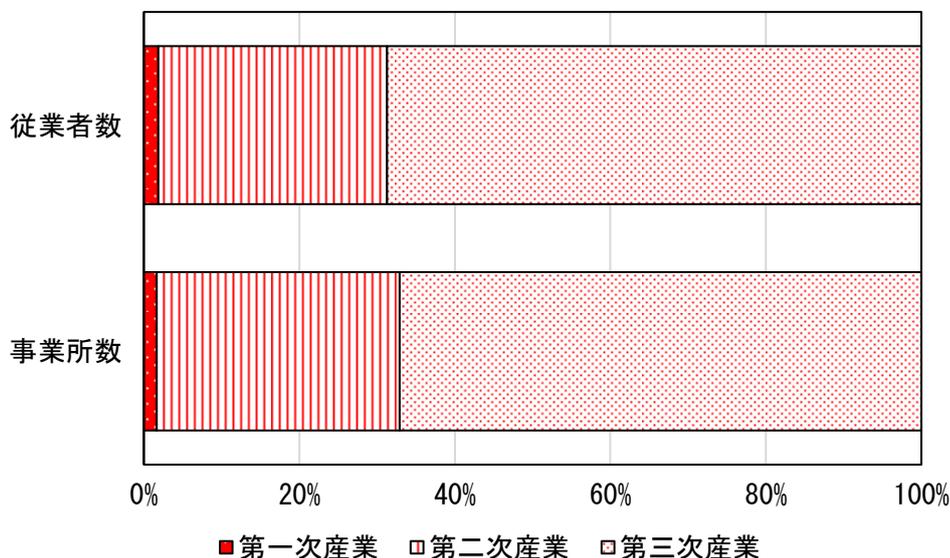


出典：滋賀県 滋賀県の統計情報

図5-1-3 豊郷町の人口ピラミッド（令和元年10月1日時点）

3. 産業の動向

豊郷町の、平成 28 年 6 月調査時点の全産業事業所数は 307 事業所、従業者数は 2,995 人でした。図 5-1-4 に、産業別事業所数・従業者数の割合を示しています。事業所数・従業者数ともに第三次産業の割合が高いことがわかります。



出典：平成28年経済センサス活動調査 確報集計（事業所に関する集計）
 ※ 民営事業所を対象としています。

図5-1-4 豊郷町の産業別事業所数・従業者数の割合

4. 関連計画

(1) 第5次豊郷町総合計画

第5次豊郷町総合計画（計画期間：令和元年度から令和10年度）における施策の中で、ごみ処理に関する事項は「3. 暮らしの安全・安心力アップ」の「循環型社会の形成」に記載されています。以下に施策の方針を示します。

1) 施策の基本的方向

地球温暖化の防止へ向けて、環境にやさしい暮らしの実践を促進するとともに、住民・事業者・行政が一体となってごみの減量化・再利用・再資源化を進め、限りある資源を有効に利用する循環型社会の形成に取り組む必要があります。

指標	単位	現状値	目標値
生ごみ堆肥化事業会員の増加	人	333	400
公用車へのハイブリッド車・電気自動車等の導入	台	3	6

2) 主要施策

① ごみの適正処理の推進

(ア) ごみの排出量の増大等に対応した適正処理が進められるよう、今後とも広域連携を図って処理

施設や処分場の整備・充実に努めます。

(イ) ごみの不法投棄の防止を図るため、不法投棄監視員の活動強化等に努めます。

② ごみの減量化、再資源化の推進

(ア) ごみの減量化やリサイクルに対する住民への広報・啓発活動を充実し、意識の高揚を図るとともに、廃棄物減量等推進協議会活動の充実・強化等を図り、ごみ減量運動やリサイクル運動の拡充に努めます。

(イ) 生ごみ堆肥化事業等を通じて、家庭から出る生ごみを堆肥化し大地に還すことによってごみの減量化を図り、循環型社会の形成を促進します。

③ 地球温暖化防止対策の推進

(ア) 二酸化炭素を排出する化石燃料への依存を減らすため、太陽光発電や太陽熱利用、バイオマス利用等自然エネルギーの活用を啓発・促進します。

(イ) 家庭・職場でできる取組についても啓発し、住民・事業者・行政の協働によるエコライフの推進を図ります。

第2節 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

1. ごみ処理に関する基本情報

(1) ごみの種類別発生量の現況

平成24年度から令和元年度までの、豊郷町のごみ種類別発生量を表5-2-1 および図5-2-1に示します。ごみ発生量は年度ごとに増減していますが、全体として増加傾向にあります。

表5-2-1 豊郷町のごみ種類別発生量

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
燃やすごみ	t/年	1,171	1,162	1,148	1,287	1,637	1,353	1,404	1,516
燃えないごみ	t/年	224	271	223	246	198	131	149	122
粗大ごみ	t/年	139	135	135	135	149	133	135	124
紙類	t/年	51	54	44	42	37	33	35	31
布類	t/年	10	12	7	9	7	6	7	7
金属類	t/年	7	15	15	12	13	13	12	12
ガラス類	t/年	65	44	43	47	41	40	38	36
ペットボトル	t/年	20	18	17	13	15	20	20	18
白色トレイ	t/年	0.9	0.9	0.7	0.3	0.7	0.5	0.3	0.5
廃食用油	t/年	0	0	0	0	1	0	0	0
乾電池	t/年	2	1	2	1	1	1	2	2
使用済み小型家電	t/年	0	0	1	2	3	10	16	21
使用済蛍光灯	t/年	0	0	0	0	0.3	0.3	0.3	0.3
紙類（集団回収）	t/年	0	0	0	0	0	9	5	4
金属類（集団回収）	t/年	0	0	0	0	0	1	0	1
布類（集団回収）	t/年	0	0	0	0	0	0	1	1
家電4品目	t/年	0	0	1	0	0	0	0	0
合計	t/年	1,690	1,713	1,636	1,795	2,102	1,751	1,825	1,896

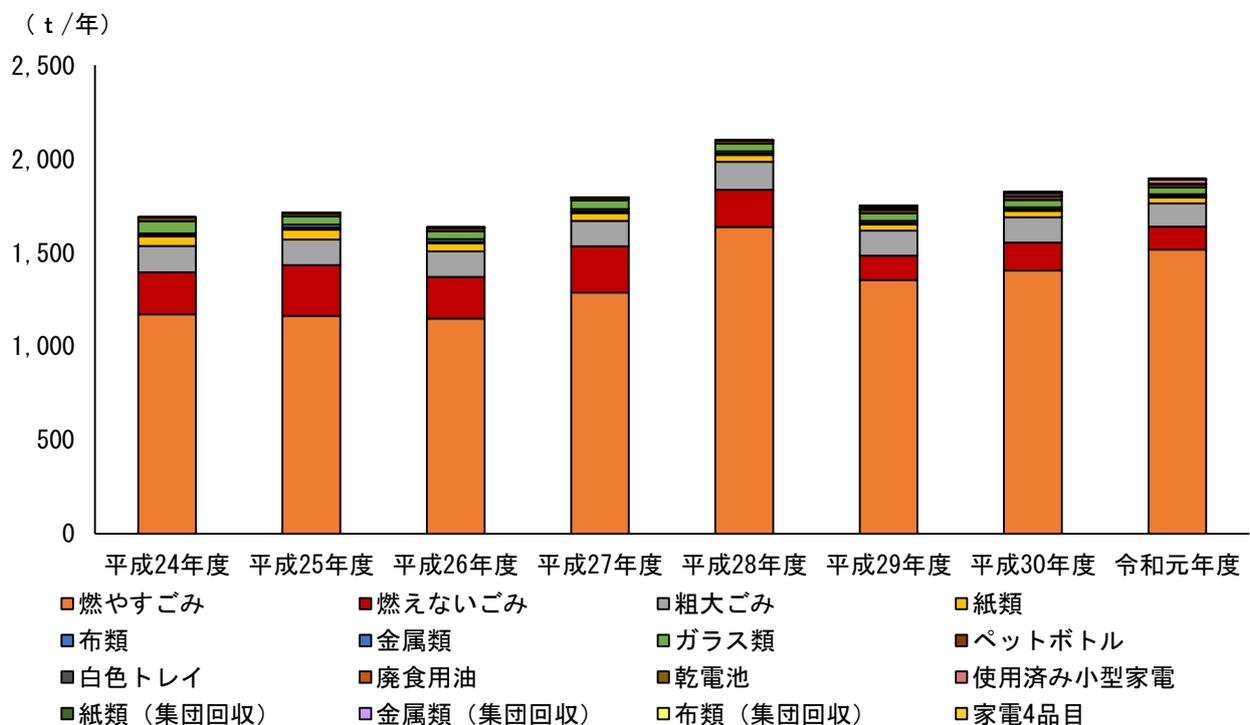


図5-2-1 豊郷町のごみ種類別発生量

(2) リバースセンター搬入ごみ組成

平成24年度から令和元年度までの、リバースセンターに搬入された愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町のごみ組成の調査結果は表5-2-2のとおりです。

表5-2-2 リバースセンターの搬入ごみ組成調査結果

		ごみ種類組成						単位容積重量 (湿り) kg/m ³	三成分		
		紙・布類	ビニール類	木・竹・わら類	厨芥類	不燃物類	その他		水分	可燃分	灰分
年度	年月	%	%	%	%	%	%	kg/m ³	%	%	%
平成24年度	H24.06.07	28.24	38.82	11.37	3.92	6.67	10.98	170	56.34	40.42	3.24
	H24.09.05	36.65	54.66	5.59	1.86	0.00	1.24	100	54.78	43.08	2.14
	H24.12.07	56.03	32.33	0.43	10.78	0.00	0.43	110	40.66	56.63	2.71
	H25.03.05	59.09	34.09	0.57	5.11	0.57	0.57	82	38.46	59.18	2.36
平成25年度	H25.06.05	56.01	15.81	2.06	25.43	0.34	0.34	130	35.33	58.03	6.64
	H25.09.04	35.16	57.81	4.30	1.17	0.39	1.17	150	51.79	43.51	4.70
	H25.12.04	54.67	26.67	2.33	15.00	1.00	0.33	120	29.74	62.35	7.91
	H26.03.04	49.03	20.00	7.74	9.68	12.26	1.29	91	51.56	42.96	5.48
平成26年度	H26.06.04	63.21	33.02	1.89	0.47	0.94	0.47	96	50.70	43.97	5.33
	H26.09.10	67.78	25.93	1.11	4.07	0.00	1.11	120	49.81	47.85	2.34
	H26.12.03	68.80	20.00	0.80	8.80	0.80	0.80	97	42.92	56.57	0.51
	H27.03.12	48.77	33.95	7.41	7.41	0.00	2.47	94	50.91	46.02	3.07
平成27年度	H27.06.10	45.75	45.10	3.59	2.29	0.65	2.61	160	46.97	50.30	2.73
	H27.09.02	45.99	37.97	4.22	5.06	2.11	4.64	160	57.60	40.52	1.88
	H27.12.02	53.99	41.31	0.47	3.76	0.00	0.47	100	41.32	56.06	2.62
	H28.03.02	60.00	29.62	0.77	8.46	0.38	0.77	120	38.97	58.21	2.82
平成28年度	H28.06.02	21.35	23.44	25.00	18.23	0.52	11.46	100	43.36	52.39	4.25
	H28.09.01	42.52	35.03	3.74	5.78	8.50	4.42	130	33.03	49.18	17.79
	H28.12.01	66.67	25.64	0.00	6.96	0.00	0.73	130	37.67	57.70	4.63
	H29.03.02	35.93	29.15	8.14	19.66	0.00	7.12	150	42.27	53.22	4.51
平成29年度	H29.06.06	34.28	23.58	19.18	16.98	1.89	4.09	160	44.50	49.86	5.64
	H29.09.05	44.72	23.58	19.18	16.98	1.89	3.25	130	44.47	52.42	3.11
	H29.12.05	41.44	34.68	4.50	16.22	0.00	3.15	130	51.21	45.09	3.70
	H30.03.06	47.00	27.19	5.07	18.89	0.00	1.84	90	27.67	61.21	11.12
平成30年度	H30.06.05	50.60	38.96	1.61	7.63	0.00	1.20	120	42.49	53.49	4.02
	H30.09.21	37.46	38.16	10.25	12.37	0.00	1.77	130	37.94	55.99	6.07
	H30.12.06	37.35	33.33	1.85	27.16	0.00	0.31	150	36.35	59.53	4.12
	H31.03.01	53.44	34.99	0.28	11.02	0.00	0.28	170	38.79	56.16	5.05
令和元年度	R1.06.05	36.48	30.74	24.18	7.38	0.41	0.82	140	50.10	46.31	3.59
	R1.09.03	42.23	45.02	11.16	0.80	0.00	0.80	120	41.36	53.81	4.83
	R1.12.03	47.06	45.45	1.60	5.35	0.00	0.53	80	33.69	59.92	6.39
	R2.03.03	22.12	64.90	5.77	5.77	0.00	1.44	90	36.39	59.47	4.14
総平均		46.56	34.40	6.13	9.70	1.23	2.28	123	43.10	52.23	4.67

(3) ごみの分別区分

豊郷町のごみの分別区分を表 5-2-3 に示します。

表5-2-3 豊郷町のごみの分別区分

分別区分		品目
燃やすごみ		生ごみ、紙類、プラスチック類、ゴム類、木くず、衣類、布団・カーペット類
燃えないごみ		塩化ビニール製品、資源にならないびん、袋類等、腐食した金属類、キャップ類、ビデオテープ等、その他
資源ごみ	廃乾電池	乾電池等
	使用済み蛍光灯	環状型、直管型（回収場所に設置している回収ケースに収納できるもの）
	缶類	1斗缶までの大きさのもの（ジュース、ビール、スプレー缶等）
	びん類	ドリンク、ウイスキー、コーヒー、調味料、胃薬びん等
	ペットボトル	飲料用、酒、醤油等のペットボトル
	白色トレイ	生鮮食品等の包装に使われている白色の皿型容器
	廃食油	使用済みの食用油
資源回収	紙類	新聞紙、ダンボール、雑誌等
	紙パック	牛乳・ジュース等の紙製容器
	古着・かばん・くつ	古着・かばん・くつ
粗大ごみ・金属ごみ		小型金属類（なべ、やかん、自転車等）、木製品類、木製品以外の非金属類（子供の玩具類）、使用済み小型家電
収集できないごみ		テレビ、エアコン、衣類乾燥機、冷蔵庫、洗濯機、薬品、消火器、塗料等、オートバイ等

※ 事業系は燃やすごみのみ

(4) 収集運搬体制

1) 家庭系ごみ

豊郷町における家庭系一般廃棄物の収集・運搬体制は表 5-2-4 のとおりです。

表5-2-4 豊郷町における家庭系の一般廃棄物収集・運搬体制

分別区分	収集体制	収集回数	収集方法	収集方式
燃やすごみ	委託 持込	週2回	指定袋	ステーション方式 直接搬入
燃えないごみ	委託 持込	月2回	指定袋	ステーション方式 直接搬入
粗大ごみ	委託 持込	年2回	指定なし	拠点回収 直接搬入
缶類	委託	月2回	コンテナ	ステーション方式
びん類	委託	月1回	コンテナ	ステーション方式
ペットボトル	委託	月2回	ネット袋	ステーション方式
白色トレイ	委託	月2回	ネット袋	ステーション方式
紙類	持込	年6回(隔月)	紐結束	拠点回収
廃乾電池	持込	随時	直接そのまま	拠点回収 (回収ボックス設置)
使用済み蛍光灯	持込	随時	指定なし	拠点回収 (回収ボックス設置)
古着	持込	年2回	透明袋	拠点回収
廃食油	持込	月1回	ペットボトル	拠点回収 (回収ボックス設置)
使用済み小型家電	持込	随時	指定なし	ボックス回収 拠点回収
使い捨てライター	持込	随時	直接そのまま	拠点回収 (回収ボックス設置)

2) 事業系ごみ

事業系の一般廃棄物の収集・運搬体制は表 5-2-5 のとおりです。

表5-2-5 豊郷町における事業系の一般廃棄物収集・運搬体制

分別区分	収集体制	収集回数	収集方法	収集方式
燃やすごみ	許可業者 持込	随時	指定なし	直接搬入

(5) ごみ処理手数料

町民や事業者が、直接リバースセンターにごみを持ち込む場合や、小八木中継基地に持ち込む場合は、持ち込むごみの区分および重さに応じて処理手数料を徴収しています。

ごみ処理手数料は表 5-2-6 のとおりです。

表5-2-6 豊郷町のごみ処理手数料一覧

分類		ごみ処理手数料
家庭系	燃やすごみ	20kg 以下：免除 20kg を超える場合：90 円/10kg
	燃えないごみ	50 円/5kg
	粗大ごみ (布団・カーペット類)	10kg 以下：300 円 10kg 以上：300 円/10kg
事業系	燃えるごみ	40kg 以下：750 円 40 kg を超える場合：200 円/10kg

(6) ごみ処理経費

平成 24 年度から令和元年度までのごみ処理経費の推移を表 5-2-7 および図 5-2-2 に示します。平成 27 年度を境に減少していますが、同年度以降は増加傾向にあります。ごみ処理経費の中では、処理および維持管理費の占める割合が多くなっています。

表5-2-7 豊郷町のごみ処理経費

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
建設・改良費	千円	3,194	2,875	0	3,509	0	6,248	5,155	7,084
処理及び維持管理費	千円	75,130	80,265	80,528	46,600	53,875	46,738	52,224	61,053
その他	千円	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	千円	78,324	83,140	80,528	50,109	53,875	52,986	57,379	68,137

出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査結果

(千円)

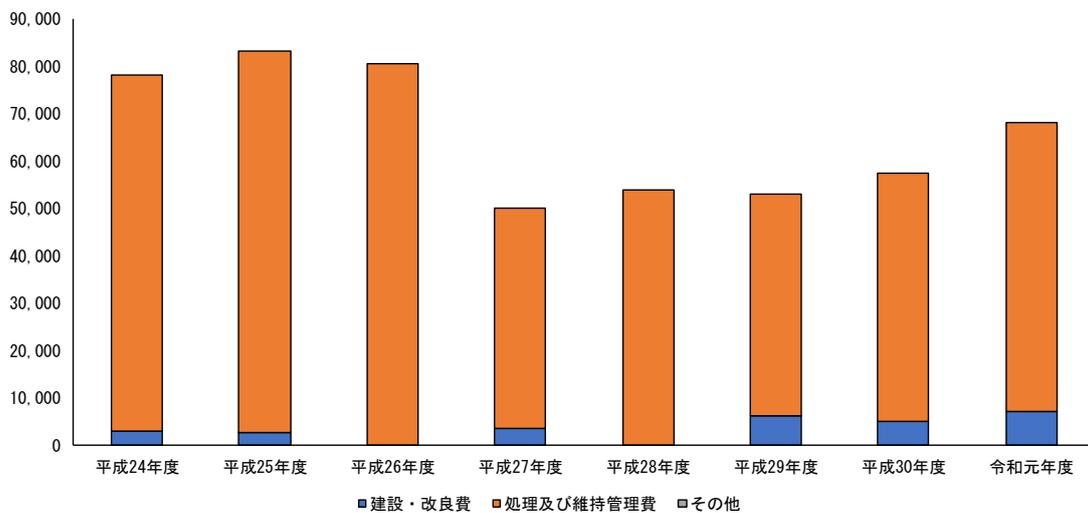


図5-2-2 豊郷町のごみ処理経費の推移

(7) 中間処理施設

現在の豊郷町のごみ処理にかかる現有施設の概要は、表 5-2-8 のとおりです。

なお、令和 11 年度から彦根愛知犬上広域行政組合圏域の広域新ごみ処理施設が竣工予定です。

表5-2-8 RDF 化処理施設

施設名	湖東広域衛生管理組合 リバースセンター	
所在地	東近江市平柳町 3-1	
竣工	平成 9 年 3 月	
処理能力	22t/7h×1 系列	
主な設備 概要	RDF 製造方式	RMJ 方式（乾燥固化方式）
	受入供給設備	ごみ計量機、ごみピット、ごみクレーン
	成形方式	ローラーダイス方式
	排ガス処理設備	バグフィルタ

(8) 中継基地

令和 3 年 4 月から、東近江市の小八木中継基地が 1 市 4 町の不燃ごみの中継施設として利用されています。小八木中継基地の概要は表 5-2-9 のとおりです。

表5-2-9 中継基地

施設名	彦根愛知犬上広域行政組合 小八木中継基地
設置主体	彦根愛知犬上広域行政組合
所在地	東近江市小八木町 19
竣工	令和 3 年 4 月
搬入ごみ	不燃ごみ、自治会清掃ごみ

(9) ごみ処理の実績

令和元年度における豊郷町のごみ処理フローを図 5-2-3 に示します。RDF 化処理するごみ量は、生活系と事業系の燃やすごみ合わせて 1,516t/年になります。また、資源化量は 954t/年で、リサイクル率は 50.3%となっています。(リサイクル率は、ごみ量合計に対する RDF を含む資源化量の割合を算出しています。)

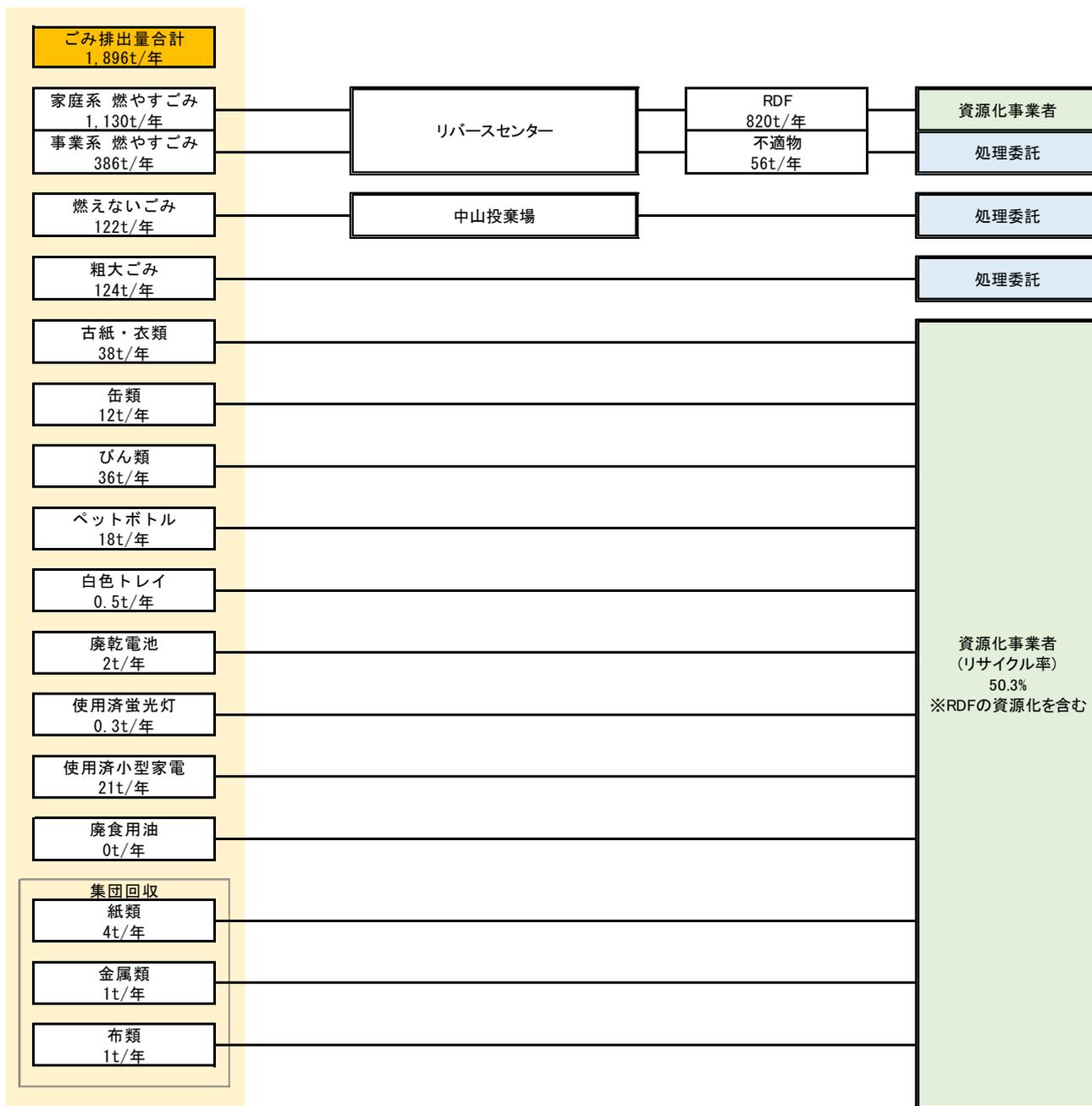
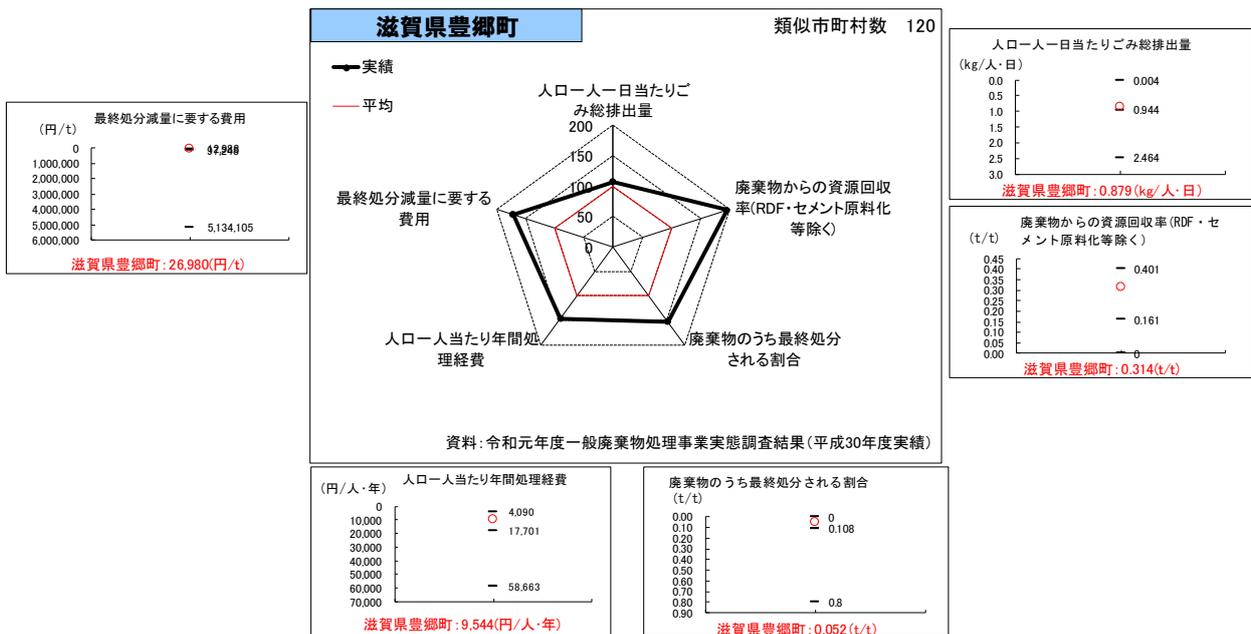


図5-2-3 豊郷町の令和元年度ごみ処理フロー

2. 類似市町村との比較

環境省の「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」に基づき、豊郷町のごみ処理システムを評価しました。評価には環境省の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（令和元年度実績版）」を用いています。同ツールでは、全国の市町村から、豊郷町と都市形態区分・人口・産業構造が類似している市町村を抽出し、比較評価を行っています。支援ツールによる評価結果（指数値）を図5-2-4に示します。類似市町村における項目ごとの平均値の指数を100としており、豊郷町の指数が100を上回っていれば、類似市町村の平均より優れていることになります。

これによると豊郷町は全国における類似市町村120自治体と比較して、全ての項目の指数値が平均を上回っています。



標準的な指標	人口一人一日当たりごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要する費用 (円/t)
平均	0.944	0.161	0.108	17,701	97,248
最大	2.464	0.401	0.8	58,663	5,134,105
最小	0.004	0	0	4,090	12,988
標準偏差	0.309	0.082	0.112	8,681	462,463
当該市町村実績	0.879	0.314	0.052	9,544	26,980
指数値	106.9	195.0	151.9	146.1	172.3

図5-2-4 豊郷町のごみ処理システム評価結果（令和元年度実績比較）

3. 課題の抽出

(1) 排出抑制・資源化

豊郷町のごみ排出量は年度間での増減はありますが、平成 24 年度から令和元年度にかけて、増加傾向にあります。

今後はごみの更なる発生を抑制するとともに、生ごみ処理機等の普及促進によるごみの減量化、適切な分別による資源化の検討が必要になります。

(2) 収集・運搬

豊郷町では、今後高齢化社会の進行によりごみ出しが困難な世帯が増加することが想定されます。そのため、今後の高齢化社会を見据えた収集体制の構築等の検討が必要です。

また、分別方法を 1 市 4 町で統一する令和 11 年度以降の、硬質プラスチック類の分別・収集方法の検討が必要です。

(3) 最終処分

現在、彦根愛知犬上広域行政組合圏域において、不燃ごみの埋立を行うことができる最終処分場がないことから、彦根愛知犬上広域行政組合も交えて、最終処分場設置の検討を進めていくとともに、最終処分量の一層の削減を進めていくことが必要です。

(4) 処理コスト

今後は超高齢化に伴う福祉費用の増加など、より一層の財政逼迫が懸念されます。ごみ処理コスト低減のため、多様な施策の実施や、情報媒体を活用して町民にコスト意識を促す必要があります。

(5) 施設の老朽化

リバースセンターは供用開始から 25 年が経ち、老朽化が進んでいます。安定したごみ処理を行うため、遅滞なく新ごみ処理施設整備を進める必要があります。

4. ごみ処理基本計画の基本方針等

本計画の基本方針を表5-2-10に示します。町民・事業者・豊郷町それぞれの役割を明確にするとともに、各主体の協働を目指します。

表5-2-10 本計画の基本方針

基本方針1 2R (Reduce (発生抑制)・Reuse (再使用)) の推進
<p>ごみ処理量の減量に向けて、3Rにおける2R (Reduce (発生抑制)・Reuse (再使用)) の取組を優先的に推進します。町民・事業者の主体的な取組を促す施策を展開していきます。</p> <p>また、1市4町での広域処理に際し、ごみ減量目標の設定およびごみ処理施策において、圏域での一体的な取組も進めます。</p>
基本方針2 適正なごみ処理の実施
<p>ごみ処理方法におけるリサイクル、焼却・熱回収および埋立処分において、財政負担の低減や環境負荷の削減等を考慮して、適切な処理を実施します。</p>
基本方針3 分かりやすい情報発信の推進
<p>町民や事業者が、豊郷町におけるごみの現状と課題を十分に理解していただくために、今後はホームページおよび広報での情報提供ならびに出前講座を実施します。さまざまな機会を通じて町のごみ処理の現状を積極的に公開し、町民や事業者の取組によるごみ減量等の効果が「見える化」されたものとなるよう努めます。</p>
基本方針4 町民・町民団体・事業者・町のコミュニケーションによる協働の推進
<p>ごみ処理の実施において、ごみの減量・資源化の担い手としての町民や生産・流通に携わる事業者、環境問題およびごみ問題に取り組む町民団体、ごみ処理に携わる町との間での良好なコミュニケーションが必要です。良好なコミュニケーションが醸成されることにより、各主体のごみ問題に対する意識が高まり、相互理解が深まり、信頼関係が築かれ、ごみの減量・資源化への様々な行動に繋がるよう施策を展開していきます。</p>

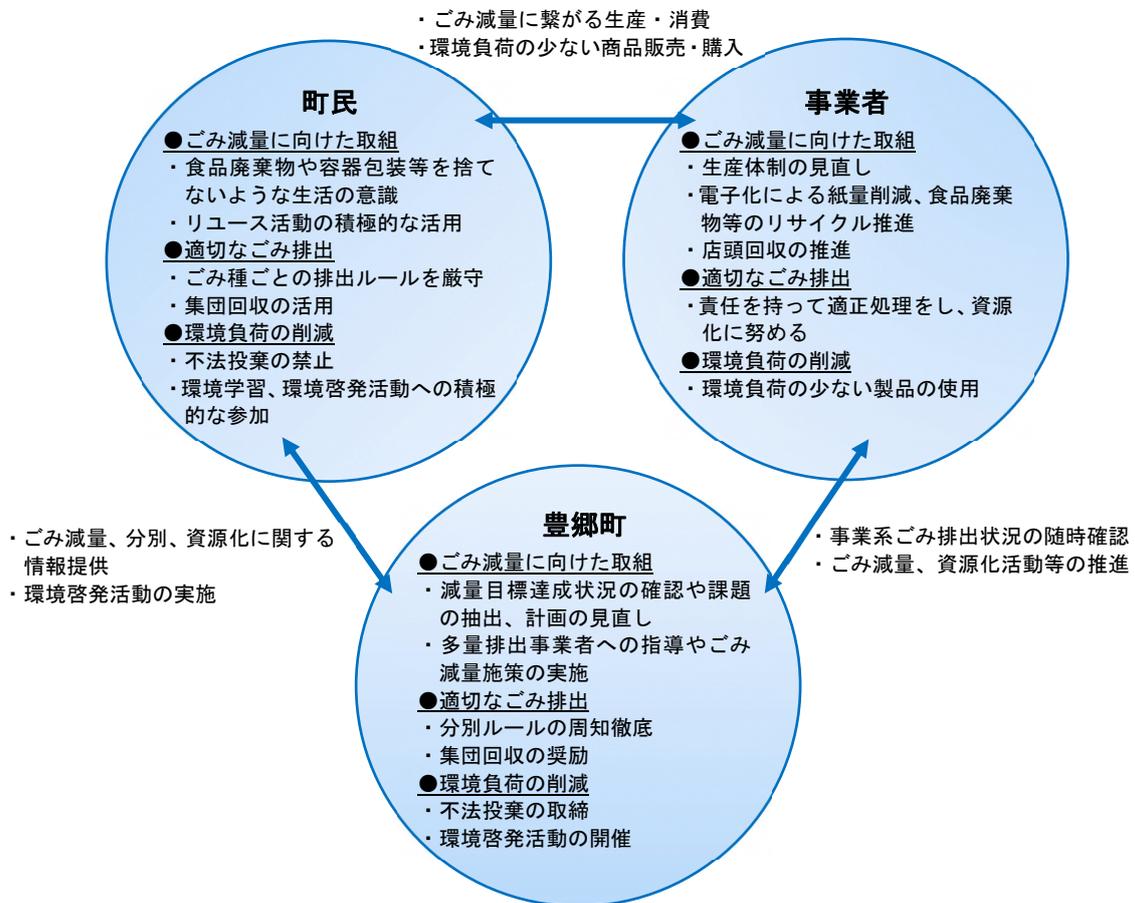


図5-2-5 町民・事業者・豊郷町の協働イメージ

5. 将来ごみ量の推計

(1) 将来ごみ量（現状趨勢）

※将来ごみ量（現状趨勢）とは、ごみ減量施策等を実施せず現在のゴミ排出傾向のまま推移することを意味します。

将来ごみ量は、「豊郷町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」（平成28年2月）で推計されている将来人口に、ごみ種ごとの1人一日あたり排出量推計値（g/人・日）を乗じて算出します。

将来人口の推計結果を図5-2-6に示します。人口ビジョンで推計値のない年度（令和3～6年度、令和8～11年度、令和13年度）については、実績値-推計値間（もしくは推計値-推計値間）を等差的に推移するものとし、設定しています。

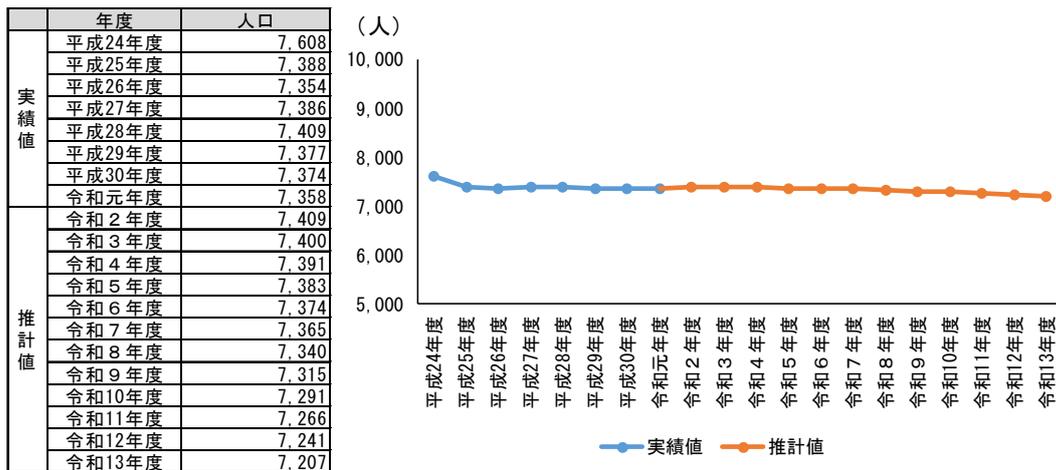


図5-2-6 豊郷町の将来人口推計

ごみ種ごとの1人一日あたり排出量（g/人・日）は、「ごみ処理基本計画策定指針（平成28（2016）年9月改定、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）」に基づき、平成24年度から令和元年度までの8年間の実績値をもとに、トレンド法における6種類の推計式（①線形近似、②放物線近似、③対数近似、④累乗近似、⑤指数近似、⑥ロジスティック近似）により、複数の推計値を算出し、実績値の傾向から、妥当と考えられる1人一日あたり排出量（g/人・日）の推計値を決定します。（実績値の傾向から、必要に応じて、⑦直近値もしくは⑧平均値を採用します。）

現状趨勢の将来ごみ量の推計方法を図5-2-7に示します。

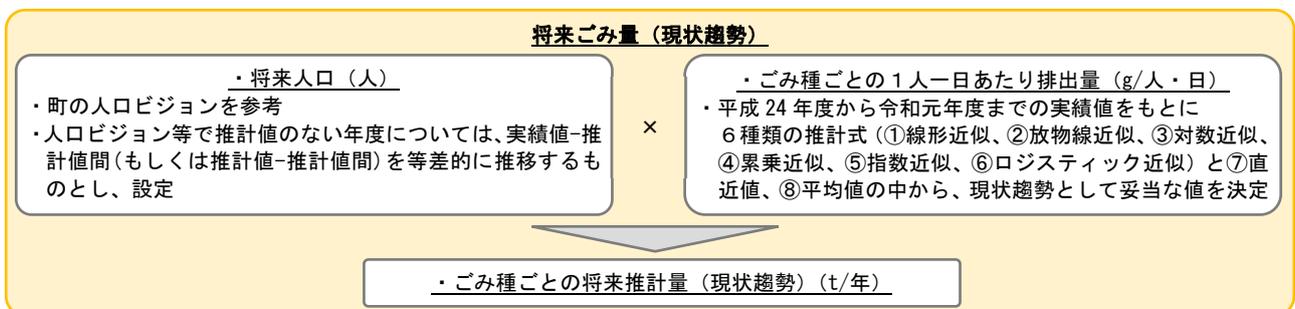


図5-2-7 将来ごみ量（現状趨勢）推計手順

表5-2-11 豊郷町のごみ排出量推計結果（現状趨勢）

項目	単位	実績値←→推計値										中間目標年度					→新施設供用開始			目標年度		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	
家庭系	合計	t/年	1,690	1,713	1,636	1,795	2,102	1,751	1,825	1,896	1,866	1,868	1,870	1,874	1,878	1,879	1,876	1,873	1,871	1,866	1,864	1,858
	燃やすごみ	t/年	999	979	990	989	1,030	1,035	1,075	1,130	1,085	1,091	1,096	1,101	1,105	1,109	1,110	1,111	1,112	1,046	1,046	1,044
	燃やさないごみ	t/年	224	271	223	246	198	131	149	122	123	122	122	122	122	122	121	121	121	118	118	117
	粗大ごみ	t/年	139	135	135	135	149	133	135	124	134	134	133	133	133	132	132	131	131	130	129	129
	紙類	t/年	51	54	44	42	37	33	35	31	32	31	30	30	29	29	28	27	27	26	26	26
	布類	t/年	10	12	7	9	7	6	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	5	5	5	5
	缶・金属類	t/年	7	15	15	12	13	13	12	12	12	12	12	13	13	13	13	13	13	13	13	13
	びん類	t/年	65	44	43	47	41	40	38	36	36	35	34	33	33	32	32	31	31	30	30	29
	ペットボトル	t/年	20	18	17	13	15	20	20	18	18	18	18	18	19	19	19	19	19	19	19	19
	容器包装プラスチック	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50	50	50
	硬質プラスチック類	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18	18	18
	白色トレイ	t/年	0.9	0.9	0.7	0.3	0.7	0.5	0.3	0.5	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	乾電池	t/年	2	1	2	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	蛍光管	t/年	0	0	0	0	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
	小型家電	t/年	0	0	1	2	3	10	16	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
	家電4品目	t/年	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業系	燃やすごみ	t/年	172	183	158	298	607	318	329	386	388	387	387	386	386	385	384	383	381	380	379	377
集団回収	紙類	t/年	0	0	0	0	0	9	5	4	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	金属類	t/年	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	布類	t/年	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

※ 容器包装プラスチック量は、彦根市の令和元年度実績（容器包装プラスチック量/燃やすごみ量=0.33）より推計。容器包装プラスチック分は家庭系の燃やすごみから差引。
 ※ 硬質プラスチック類量は、「プラスチック資源一括回収実証事業」（平成29年度、環境省）結果より算出。同実証事業では『容器包装プラスチックのみの分別回収』から『容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括分別回収』への転換を行い、後者のプラスチック類回収量が前者と比較して35%増となった。本計画においても、容器包装プラスチック量の35%相当の硬質プラスチック類を回収可能と想定。硬質プラスチック類分は、家庭系の燃やすごみおよび燃やさないごみから差引。
 ※ 四捨五入の端数処理により、次頁以降のフロー図の数値と一致しない場合があります。

表5-2-12 豊郷町の1人一日当たりごみ排出量推計結果（現状趨勢）

項目	単位	実績値←→推計値										中間目標年度					→新施設供用開始			目標年度	
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
1人一日当たりごみ排出量	g/人・日	609	635	610	664	777	650	678	704	690	691	693	695	698	699	700	702	703	704	705	707

※ ごみ排出量の合計を、人口と年間日数で除して算出。

表5-2-13 豊郷町のごみ処理量推計結果（現状趨勢）

項目	単位	実績値←→推計値										中間目標年度					→新施設供用開始			目標年度			
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度		
焼却処理量	燃やすごみ	t/年																		1,426	1,425	1,421	
	可燃残渣	t/年																			178	177	176
	計	t/年																		1,604	1,602	1,597	
資源化量	RDF	t/年	604	610	606	683	710	722	747	820	797	799	802	804	806	808	808	807					
	資源化物	t/年	155	145	130	127	119	124	130	128	128	126	124	124	124	123	121	119	118	193	193	192	
	集団回収	t/年	0	0	0	0	0	10	7	6	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
	計	t/年	759	755	736	810	829	856	884	954	933	933	934	936	938	939	937	935	933	201	201	200	
民間事業者 処理委託分	RDF不適物	t/年	35	31	27	50	34	85	54	56	55	55	55	55	55	56	56	55					
	燃やさないごみ	t/年	224	271	223	246	198	131	149	122	123	122	122	122	122	121	121	121					
	粗大ごみ	t/年	139	135	135	135	149	133	135	124	134	134	133	133	133	132	132	131	131				
	計	t/年	398	437	385	432	381	349	338	302	312	311	310	310	310	310	309	308	307				
最終処分量	焼却灰	t/年																		203	203	202	
	選別残渣	t/年																		62	62	62	
	計	t/年																		265	265	264	
リサイクル率	%		44.9%	44.1%	45.0%	45.1%	39.4%	48.9%	48.4%	50.3%	50.0%	49.9%	49.9%	49.9%	49.9%	50.0%	50.0%	49.9%	49.9%	10.8%	10.8%	10.7%	

※ 四捨五入の端数処理により、次頁以降のフロー図の数値と一致しない場合があります。

(2) 将来ごみ量（減量目標）

彦根愛知犬上広域行政組合では、施設整備基本計画で設定した新ごみ処理施設の規模に基づき、地元への説明や環境影響評価、施設の仕様検討等、新施設整備に向けた検討を進められています。現在想定している施設規模を超過した新たな施設規模を設定する場合、施設整備の再検討による遅延等が懸念されます。そのため、本計画では施設整備基本計画で設定した熱回収施設規模と乖離しないように、減量目標を施設規模に合わせて設定することとします。

ごみの減量目標の設定方法には、ごみの総排出量（t/年）で設定する方法と、1人一日当たり排出量（g/人・日）で設定する方法があります。本計画では、将来の人口増減の影響を受けず、また他の関連計画等との比較を容易にするため、1人一日当たり排出量（g/人・日）に減量目標を設定します。

減量対象とするごみ種については、ごみ種の中でも特に減量が必要と考えられる「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」、「粗大ごみ」を対象とします。

減量目標値は、施設整備基本計画で設定した熱回収施設規模と乖離しないような将来ごみ量を検討し、その結果、「令和13年度に、令和元年度実績値から15%の減量」とします。

※ごみ処理施設の施設規模は、供用開始から最もごみ排出量が多い年度の推計値に基づいて算出します。施設規模は令和11年度のごみ排出量推計値により設定することになります。

減量目標達成時の将来ごみ量推計の手順を図5-2-8に示します。

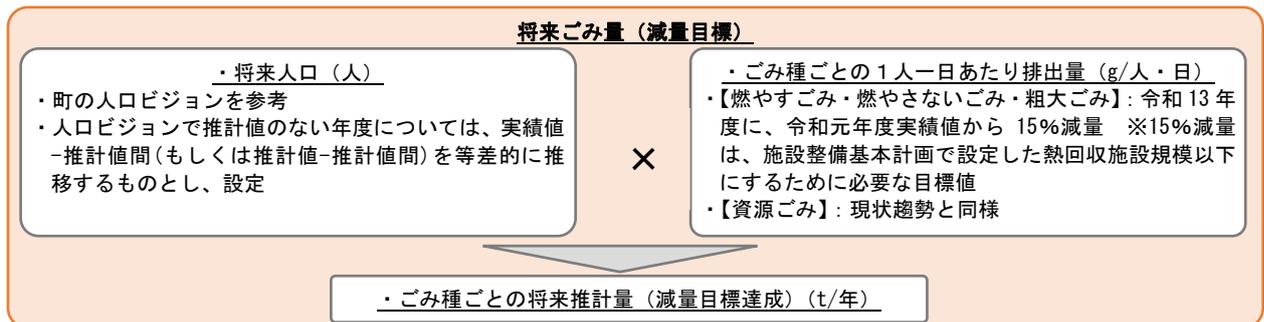


図5-2-8 将来ごみ量（減量目標）の推計手順

表5-2-14に1人一日当たり排出量の目標値を示します。なお令和2年度から令和12年度までの推計値は、令和元年度と令和13年度の1人一日当たり排出量の差分を、年度間で等差になるように按分して推計します。

表5-2-14 豊郷町の1人一日当たりごみ排出量の減量目標値

項目	内容	
燃やすごみ	令和元年度 563g/人・日 ⇒	現状趨勢 令和13年度 565g/人・日 減量目標 令和13年度 478g/人・日
燃やさないごみ	令和元年度 45g/人・日 ⇒	現状趨勢 令和13年度 45g/人・日 減量目標 令和13年度 38g/人・日
粗大ごみ	令和元年度 46g/人・日 ⇒	現状趨勢 令和13年度 49g/人・日 減量目標 令和13年度 39g/人・日
資源ごみ・集団回収	令和元年度 50g/人・日 ⇒	令和13年度 47g/人・日
合計	令和元年度 704g/人・日 ⇒	現状趨勢 令和13年度 707g/人・日 減量目標 令和13年度 603g/人・日

※ 家庭系・事業系の合計年間ごみ量を、町の人口と年間日数で除して算出

※ 1人一日当たり排出量は、四捨五入の端数処理により各ごみ種の合計値が「合計」の項目と合致しない場合があります。

国、滋賀県および湖東定住自立圏が掲げる1人一日当たり排出量（g/人・日）目標値と、本計画における減量目標値の比較を表5-2-15および図5-2-9に示します。

表5-2-15 豊郷町の1人一日当たりごみ排出量 目標値比較

項目	年度	国 ※1	滋賀県 ※2	湖東 ※3	本計画 ※4
実績値	令和元年度	919g/人・日	837g/人・日	834g/人・日	704g/人・日
目標値	令和3年度	—	—	670g/人・日	減量目標 687g/人・日
	令和7年度	850g/人・日	804g/人・日		減量目標 653g/人・日
	令和8年度 ※中間目標年度	—	—		減量目標 646g/人・日
	令和13年度 ※目標年度	—	—		減量目標 603g/人・日

※1 第四次循環型社会形成推進基本計画（令和元年度の実績値は、環境省一般廃棄物処理実態調査結果より）

※2 第五次滋賀県廃棄物処理計画（令和元年度の実績値は、環境省一般廃棄物処理実態調査結果より）

※3 湖東定住自立圏共生ビジョン（Vol.17）（令和元年度は実績値）

※4 豊郷町の家庭系・事業系・集団回収の年間ごみ排出量を、豊郷町の人口と年間日数で除して算出

(g/人・日)

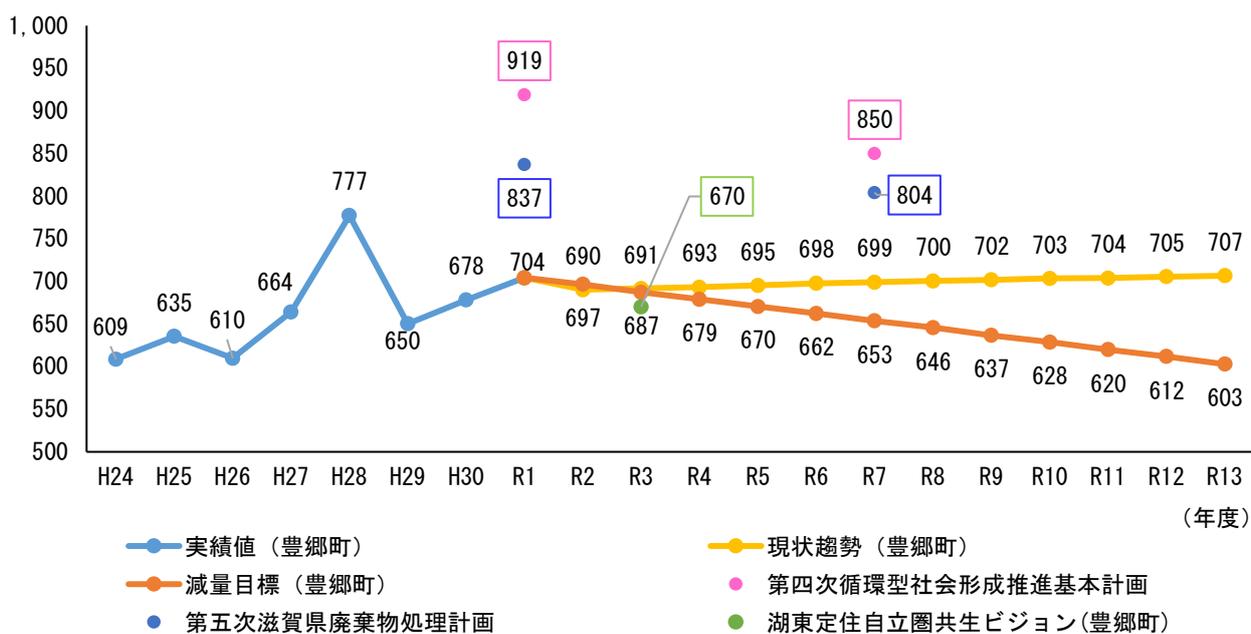


図5-2-9 豊郷町の1人一日当たりごみ排出量 目標値比較

表5-2-16 豊郷町のごみ排出量推計結果（減量目標）

項目	単位	実績値←→推計値									中間目標年度						→新施設供用開始			目標年度			
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度		
家庭系	合計	t/年	1,690	1,713	1,636	1,795	2,102	1,751	1,825	1,896	1,884	1,856	1,832	1,807	1,783	1,757	1,729	1,699	1,672	1,643	1,616	1,585	
	燃やすごみ	t/年	999	979	990	989	1,030	1,035	1,075	1,130	1,121	1,105	1,090	1,074	1,059	1,043	1,026	1,008	991	917	901	883	
	燃やさないごみ	t/年	224	271	223	246	198	131	149	122	121	119	118	116	114	113	111	109	107	104	102	100	
	粗大ごみ	t/年	139	135	135	135	149	133	135	124	123	121	120	118	116	114	113	111	109	107	105	103	
	紙類	t/年	51	54	44	42	37	33	35	31	32	31	30	30	29	29	28	27	27	26	26	26	
	布類	t/年	10	12	7	9	7	6	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	5	5	5	5	
	缶・金属類	t/年	7	15	15	12	13	13	12	12	12	12	12	13	13	13	13	13	13	13	13	13	
	びん類	t/年	65	44	43	47	41	40	38	36	36	35	34	33	33	32	32	31	31	30	30	29	
	ペットボトル	t/年	20	18	17	13	15	20	20	18	18	18	18	19	19	19	19	19	19	19	19	19	
	容器包装プラスチック	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	44	43	42
	硬質プラスチック類	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15	15	15
	白色トレイ	t/年	0.9	0.9	0.7	0.3	0.7	0.5	0.3	0.5	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	乾電池	t/年	2	1	2	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	蛍光管	t/年	0	0	0	0	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
	小型家電	t/年	0	0	1	2	3	10	16	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
	家電4品目	t/年	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業系	燃やすごみ	t/年	172	183	158	298	607	318	329	386	383	377	372	367	362	356	350	344	339	333	327	320	
集団回収	紙類	t/年	0	0	0	0	0	9	5	4	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
	金属類	t/年	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	布類	t/年	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	

※ 容器包装プラスチック量は、彦根市の令和元年度実績（容器包装プラスチック量/燃やすごみ量=0.33）より推計。容器包装プラスチック分は家庭系の燃やすごみから差引。
 ※ 硬質プラスチック類量は、「プラスチック資源一括回収実証事業」（平成29年度、環境省）結果より算出。同実証事業では『容器包装プラスチックのみの分別回収』から『容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括分別回収』への転換を行い、後者のプラスチック類回収量が前者と比較して35%増となった。本計画においても、容器包装プラスチック量の35%相当の硬質プラスチック類を回収可能と想定。硬質プラスチック類分は、家庭系の燃やすごみおよび燃やさないごみから差引。
 ※ 四捨五入の端数処理により、次頁以降のフロー図の数値と一致しない場合があります。

表5-2-17 豊郷町の1人一日当たりごみ排出量推計結果（減量目標）

項目	単位	実績値←→推計値									中間目標年度						→新施設供用開始			目標年度	
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
1人一日当たりごみ排出量	g/人・日	609	635	610	664	777	650	678	704	697	687	679	670	662	653	646	637	628	620	612	603

※ ごみ排出量の合計を、人口と年間日数で除して算出

表5-2-18 豊郷町のごみ処理量推計結果

項目	単位	実績値←→推計値									中間目標年度						→新施設供用開始			目標年度		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	
焼却処理量	燃やすごみ	t/年																				
	可燃残渣	t/年																				
	計	t/年																				
資源化量	RDF	t/年	604	610	606	683	710	722	747	820	813	801	791	779	768	757	744	731	719			
	資源化物	t/年	155	145	130	127	119	124	130	128	128	126	124	124	124	123	121	119	118	181	179	178
	集団回収	t/年	0	0	0	0	0	10	7	6	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
	計	t/年	759	755	736	810	829	856	884	954	949	935	923	911	900	888	873	858	845	189	187	186
民間事業者 処理委託分	RDF不適物	t/年	35	31	27	50	34	85	54	56	56	55	54	54	53	52	51	50	49			
	燃やさないごみ	t/年	224	271	223	246	198	131	149	122	121	119	118	116	114	113	111	109	107			
	粗大ごみ	t/年	139	135	135	135	149	133	135	124	123	121	120	118	116	114	113	111	109			
	計	t/年	398	437	385	432	381	349	338	302	300	295	292	288	283	279	275	270	265			
最終処分量	焼却灰	t/年																		177	174	171
	選別残渣	t/年																		54	55	52
	計	t/年																		231	229	223
リサイクル率	%	44.9%	44.1%	45.0%	45.1%	39.4%	48.9%	48.4%	50.3%	50.4%	50.4%	50.4%	50.4%	50.5%	50.5%	50.5%	50.5%	50.6%	11.5%	11.6%	11.7%	

※ 四捨五入の端数処理により、次頁以降のフロー図の数値と一致しない場合があります。

令和8年度（中間目標年度）のごみ処理フローを図5-2-10に示します。

：段：現状趨勢
：段：減量目標

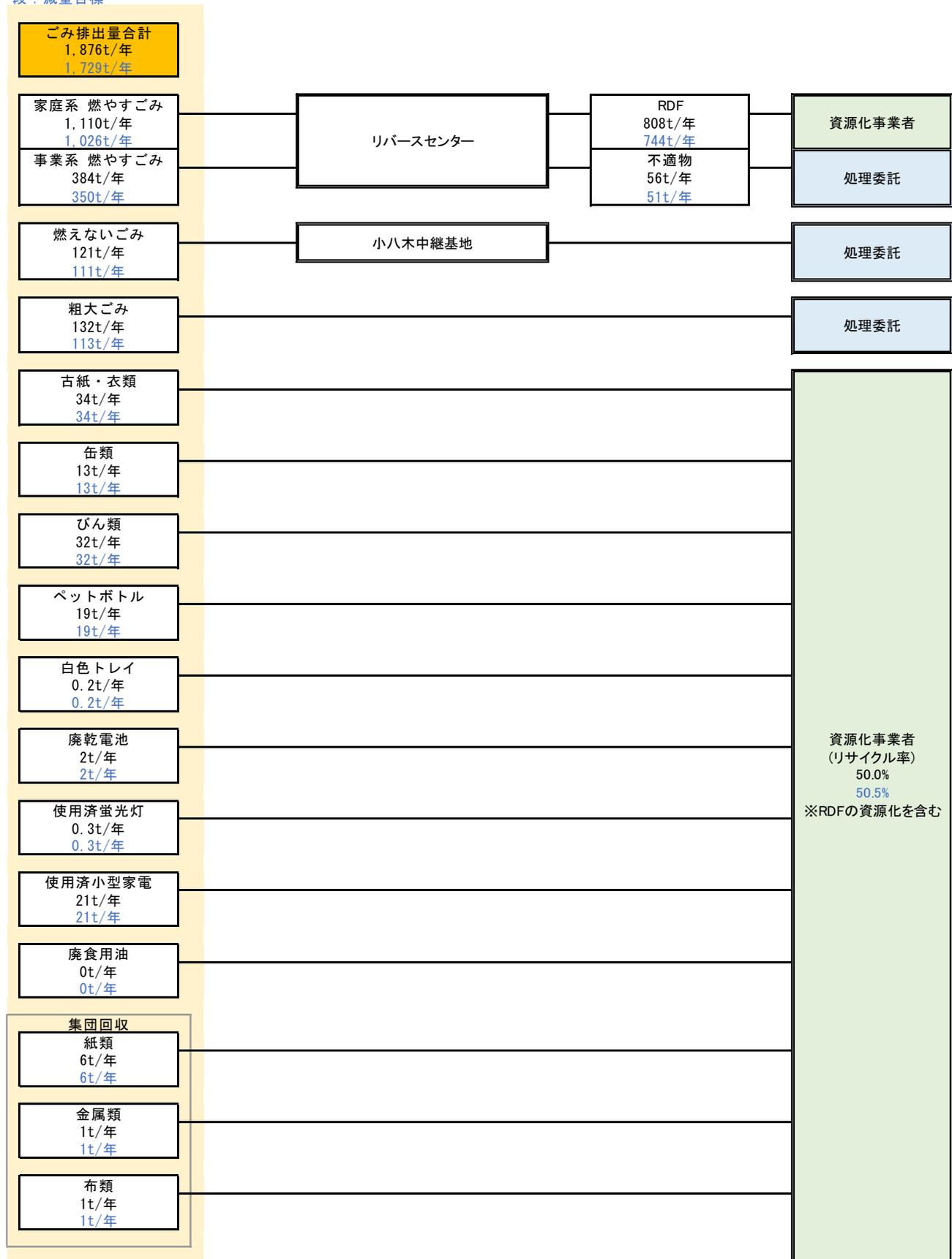


図5-2-10 豊郷町の令和8年度（中間目標年度）ごみ処理フロー（減量目標）

令和 11 年度（新施設供用開始年度）のごみ処理フローを図 5-2-11 に示します。

上段：現状趨勢

下段：減量目標

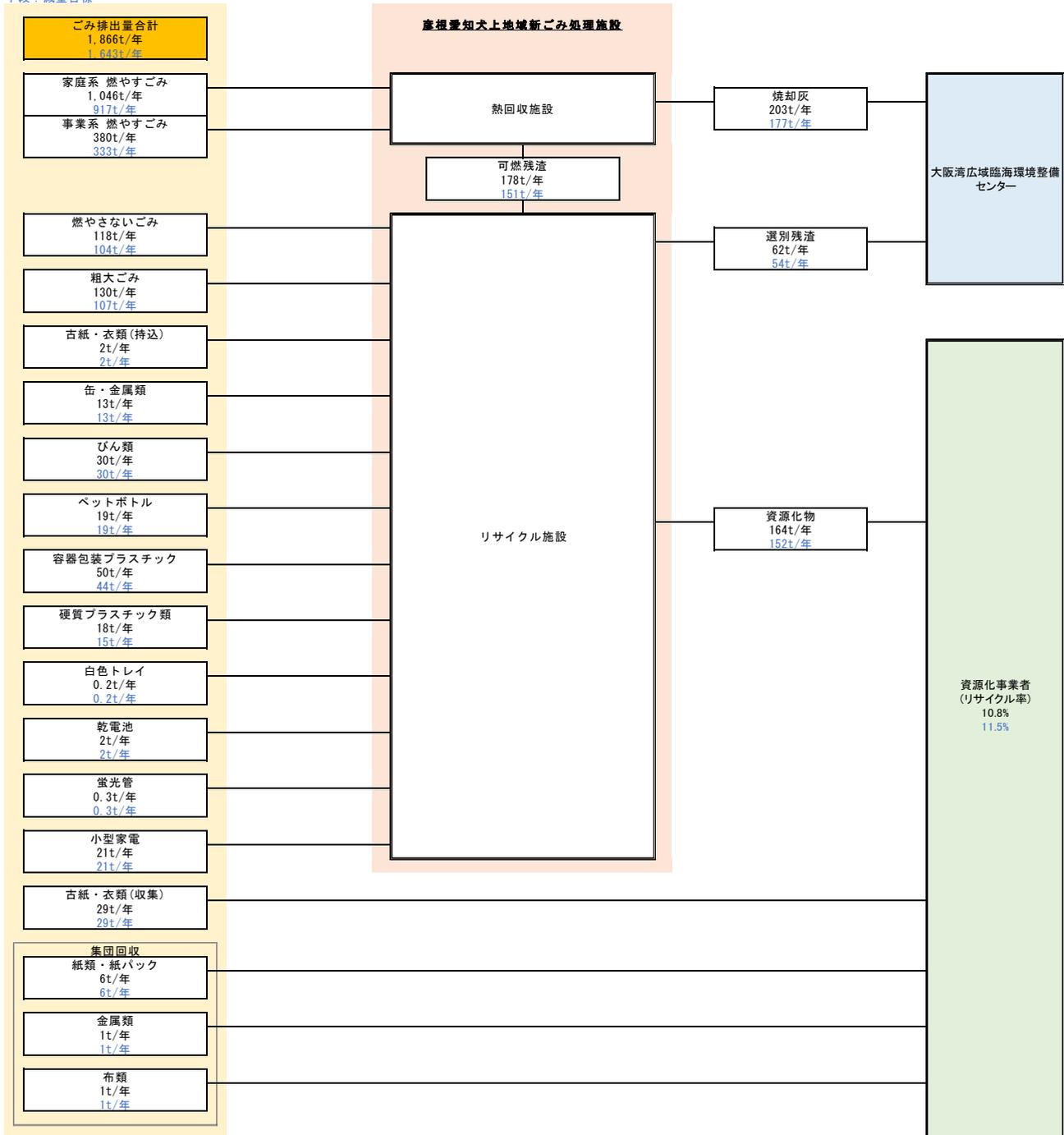


図5-2-11 豊郷町の令和 11 年度（新施設供用開始年度）ごみ処理フロー（減量目標）

令和 13 年度（目標年度）のごみ処理フローを図 5-2-12 に示します。

上段：現状趨勢

下段：減量目標

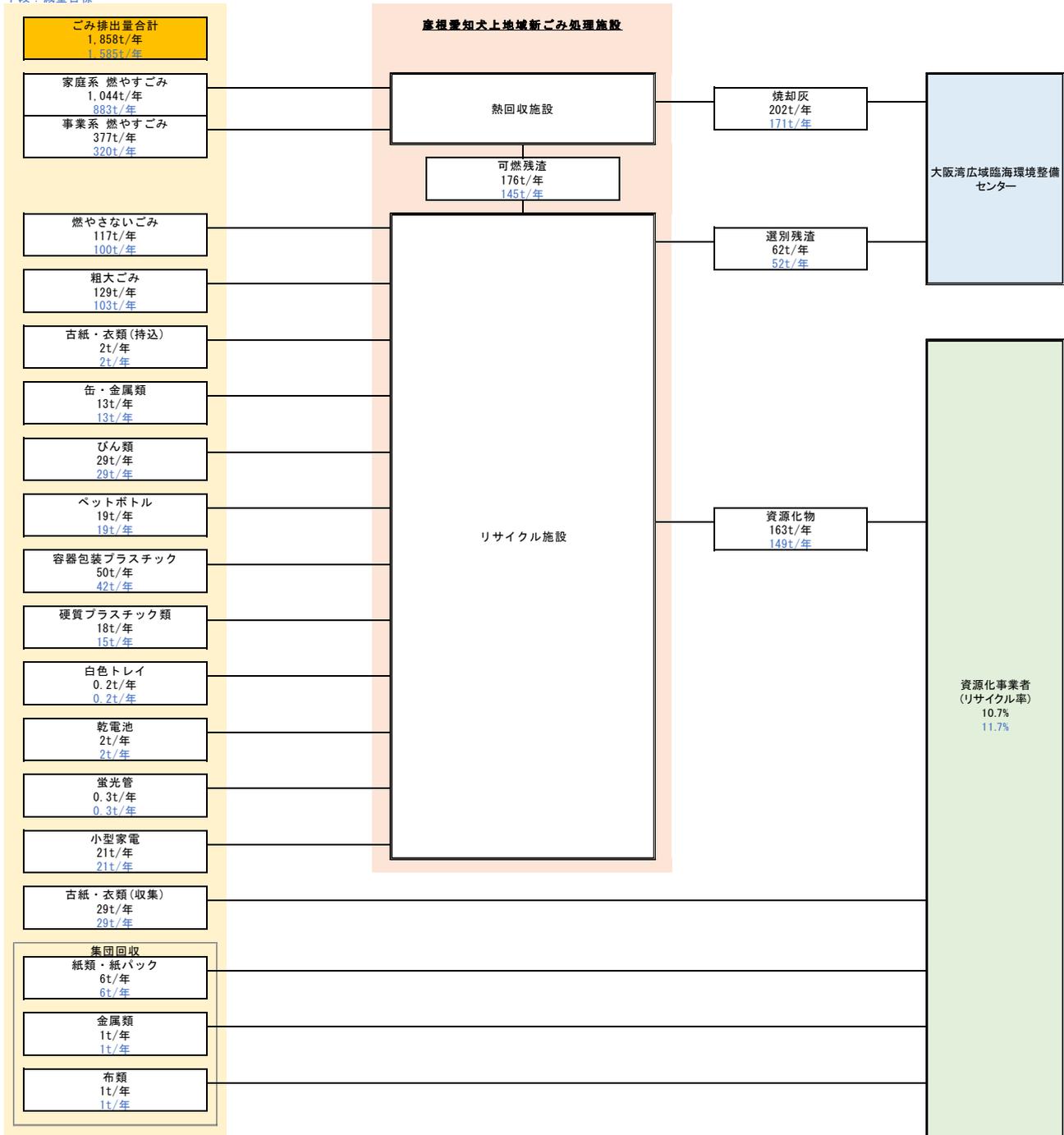


図5-2-12 豊郷町の令和 13 年度（目標年度）ごみ処理フロー

6. ごみ処理施策

(1) ごみ減量に向けた方策

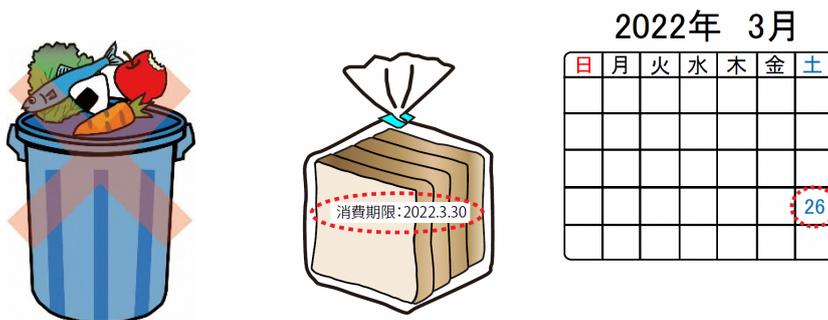
減量目標の達成に向けて、「町民」、「事業者」、「豊郷町」それぞれの主体が実施する方策を以下に示します。ごみ減量に向けて各主体が別個に実施するのではなく、それぞれが一体的に取り組む体制構築を目指します。

1) 町民の取組

① 食品ロスの削減

まだ食べられるのに廃棄される食品廃棄物は「食品ロス」と呼ばれています。食品ロスの削減に向けて、家庭での調理時には食べ切れる量だけを準備し残さず食べる、外食時には食べ切れる分だけ注文し残さず食べるなどの「食べキリ」、スーパー等で食料品を購入する際には事前に必要な食材を確認して購入する、食材の賞味期限や消費期限を確認して早いものから使うなどの「使いキリ」を心がける必要があります。

また、会食の際には、開始後 30 分は席を立たずに料理を楽しみ、終了 10 分前には自席に戻ってもう一度料理を楽しむ「3010（さんまるいちまる）運動」を呼びかけ、実践していくことも必要です。

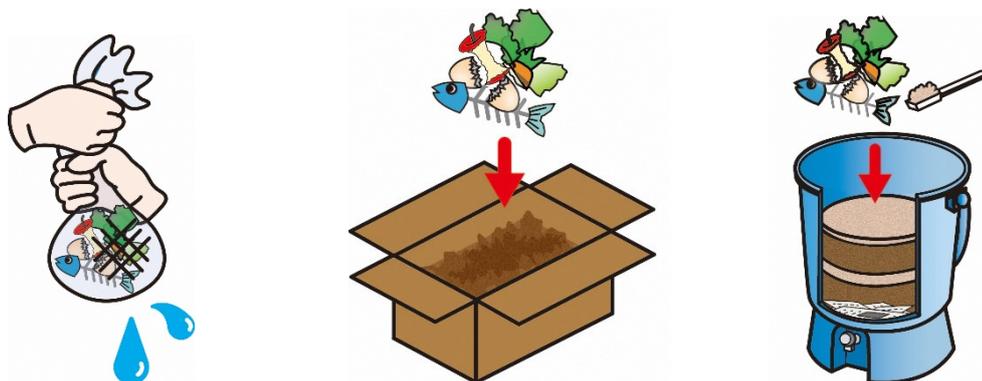


② 生ごみの水切り

生ごみの約 9 割は水分であり、水分が多いと、焼却の際、多くの化石燃料が消費されることとなります。調理くずや生ごみを捨てる前に、ひとしぼりや、一晩置いて乾燥させるなどの「水切り」をすることで、ごみの減量とごみ処理経費の削減につながります。

③ 簡易生ごみ処理（堆肥化）

家庭から発生する生ごみは、有用微生物と混ぜ発酵させることにより堆肥化することができます。ボカシ（米ぬかやもみ殻などに有用微生物を混ぜ合わせたもの）やダンボールコンポストを用いた処理方法等があります。生ごみを堆肥化することで、家庭菜園等に活用できるうえ、生ごみ排出量の削減につながります。



④ 買い物での工夫

マイバッグおよびマイボトルの活用、簡易な包装を心掛けることで、レジ袋、ペットボトル、空き缶および梱包に係るごみの削減につながります。



⑤ リユースショップへの出品

使用可能でも不要になったものは、近隣のリユースショップ、フリーマーケットおよびオンライン上でのフリーマーケット形式のサービス等を活用し、需要のある人に譲渡することで、廃棄を避けることができます。



2) 事業者の取組

① 生産・流通・販売におけるごみ排出抑制

人口減少、年齢構成の変化および価値観の多様化等、町民のニーズは様々な状況にあります。需要に合わせた適量の生産・オーダーメイド・資源の再利用を促進することで、ごみの排出抑制につなげることが求められています。また、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行により、スプーン、ストローをはじめとするプラスチック製品の排出を抑制することも求められています。

② 紙類の排出抑制・再生利用の促進

会議、打合せ資料はデータにより閲覧することで、印刷による紙使用量の削減につながります。また、必要に応じて使用される紙類は、その性状に合わせて適切な分別、資源化が求められます。



③ 食品廃棄物リサイクルの推進

食品廃棄物は、飼料化、肥料化およびエネルギー化(メタン発酵)等のリサイクルが可能です。食品廃棄物のリサイクルを推進することで焼却・埋立量の削減や資源の有効活用につながります。

3) 豊郷町の取組

① ごみ減量の具体的な方法の公開、PR

町民、事業者それぞれの果たす役割を理解してもらうため、ホームページ、広報および出前講座等を通じて周知を図ります。

② 多量排出事業者等に対する指導

搬入車に対する定期的な展開検査および近隣市町からの越境ごみ対策により、多量排出事業者および不適切な排出に対する取締、指導を行います。

③ ごみ処理費用有料化の検討

新ごみ処理施設供用による1市4町共同でのごみ処理に際し、1市4町でのごみ処理手数料の統一化等を検討します。

④ 使用済紙おむつ再生利用の検討

高齢化に伴い、大人用紙おむつの消費量の増加が想定されます。紙おむつには上質パルプ、フィルムおよび吸水性樹脂等から構成されており、再生利用によりパルプ等の有効利用や乾燥による燃料化が可能です。環境省は、市区町村が紙おむつの再生利用検討の参考とすることを目的に、令和2年3月に「使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドライン」を策定しました。

今後は、紙おむつ再生利用による利点および課題(収集方法、衛生面への配慮等)を踏まえ、使用済紙おむつの再生利用を検討します。

(2) ごみの分別、収集・運搬体制の適正化

1) プラスチック類の分別

家庭系の廃棄物について、令和 11 年度以降プラスチック類を資源化します。容器包装プラスチック類については、現在の彦根市における分別方法を踏襲し、きれいなものはプラスチック類として分別し、汚れが落ちにくいものは燃やすごみとします。硬質プラスチック類については、現時点では分別方針案を「燃やさないごみ」もしくは「プラスチック類」とし、今後、施設内での選別、費用面等から、効率的な分別および収集方法を検討します。分別方法の変更の際に町民が混乱しないように、ホームページおよび広報等を通じて、新たな分別方法の開始時期と変更点を適宜周知します。また、汚れたプラスチック類については資源化に適さないことから焼却し、熱回収することとしますが、安易に燃やすごみとするのではなく、資源化促進のため、汚れを落として排出していただくよう周知・啓発を行っていきます。

容器包装プラスチック		硬質プラスチック類		
<ul style="list-style-type: none"> ・ プラマーク付のもの ・ トレイ類 ・ 発泡スチロール、緩衝材 ・ 袋、フィルム類 	<ul style="list-style-type: none"> ・ パック類 ・ カップ類 ・ ボトル類 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハンガー ・ おもちゃ ・ 椅子 ・ トレー 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洗面器 ・ バケツ ・ プランター ・ スタンド 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洗濯かご ・ ちりとり ・ 文房具
等		等		

2) 適切なごみ排出の管理

① 分別区分の周知徹底

適切なごみ排出を促進するため、毎年、地区別にごみ収集カレンダーを作成しています。今後もカレンダーの作成を継続するとともに、令和 11 年度以降の分別方法変更後も町民が適切な排出ができるように、事前に周知します。

また、分別区分に即さない不適切な排出が目立つ場合は、写真等を使用して分別方法を理解しやすいように周知するほか、不適切な排出による影響について事例（例：リチウムイオン電池やスプレー缶による火災事故）を交えながらわかりやすい啓発に努めます。



許可業者や直接持込み事業者には、展開検査等により分別方法を遵守しているか随時確認します。また、一般廃棄物と産業廃棄物の区分を適宜周知します。

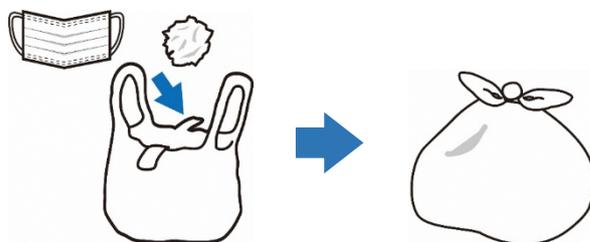
② ごみ出し支援

高齢者・介護認定者・障がい者等、自力でごみを出すのが困難な方に対して、地域での協力や戸別回収等、利便性および効率性を考慮しながら収集運搬体制の構築を図ります。

また、粗大ごみは現在拠点回収していますが、新ごみ処理施設の供用開始後も拠点回収を継続すると、1日に多量の粗大ごみが施設に搬入されることになり、施設の保管要領を超過する恐れがあります。新ごみ処理施設供用開始後の粗大ごみの収集方法については、住民の直接持込や、高齢世帯等で持込が困難な方への戸別収集の実施等を検討します。

③ 感染性廃棄物の適切な排出方法の周知

新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、感染防止に向けた取組が必至となっており、予断を許さない状況が続いています。マスクおよびティッシュ等の感染性廃棄物の可能性が高いごみは、ビニール袋等に密封し、排出および収集・運搬時に漏出しないように留意する必要があります。広報等を通じて、感染性廃棄物の適切な排出方法を周知していきます。



(3) 環境教育・環境啓発、ごみ処理に係る情報提供

① 環境教育・環境啓発、地域との連携

町民・町民団体・事業者・町の連携の下、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の町民が、環境問題に触れ、学習する機会として体験型・参加型イベントの開催および環境教育の中でごみの問題を学ぶプログラムの提供、さらには学校や地域を対象にしたごみの分別方法、資源化およびごみ問題等について学習する出前講座の充実を図ります。

また、学校や地域等との連携を図り、未来を担う子どもたちを対象とした環境教育を推進するとともに、自ら率先してごみの減量・資源化への取組を実践できる人材や、ごみ問題について地域のリーダーとなる人材の育成を進めていくことを検討します。

② ごみ処理に係る情報提供

ごみの減量・資源化の必要性やごみ処理経費の削減効果等のごみに関する理解を求める情報、町民・事業者の「やりがい」に繋がる情報、エコマーケットおよび環境・ごみに関するイベント開催の情報ならびに町民団体および地域が取り組むボランティア清掃活動等について、ホームページ等を活用して最新の情報を提供するとともに、町民が必要とするごみ問題に関する情報を把握する手法やスマートフォン等のアプリを活用した情報提供のあり方について検討します。

(4) 環境負荷の削減

① グリーン購入の推進

町民および事業者に対して、製品およびサービスを購入する際に、環境を考慮して必要性をよく考え環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入する「グリーン購入」を推進します。

② 不法投棄対策

地域の監視の目が行き届かない河川敷および山林でのごみの散乱および不法投棄を防止するため、不法投棄監視員や地域との連携を図る等、あらゆる主体の協働によって、不法投棄等の不適正排出の防止を推進します。また、不法投棄がない美しい環境、ポイ捨てを許さない人づくりを進めるため、各種環境美化活動への積極的な参加を求め、町民意識の高揚を図っていきます。

③ 収集車両更新

今後、収集運搬車両の形態および台数等の見直しを行うとともに、老朽化等による収集運搬車両の更新の際には、低公害車の計画的導入を図ります。

④ バイオマス素材の導入

収集袋等において、カーボンニュートラルの性質を持つとされるバイオマス素材の積極的な導入を検討します。

⑤ 新ごみ処理施設でのエネルギー回収

令和 11 年度に供用開始する新ごみ処理施設では、ごみ焼却時に発生する熱エネルギーを回収し、施設内のプラント機器および暖房等に利用ならびに発電機により施設内消費の電力を発電することで化石燃料使用量の削減を図ります。また、ボイラーで発生した蒸気、熱交換機で加熱した高温水および発電した電力については、近隣地域への供給・活用を図ります。

(5) 中間処理計画

1) 中間処理施設について

令和 10 年度までは、リバースセンターでの燃やすごみの RDF 化および小八木中継基地での燃やさないごみの受入を行います。令和 11 年度以降は彦根愛知犬上広域行政組合が整備する新ごみ処理施設において燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみおよび一部資源ごみの中間処理をします。

2) プラスチック類の分別収集物基準について

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律では、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化を促進するため、容器包装リサイクル法ルートを活用した分別収集物の再商品化を可能にするとされています。

容器包装リサイクル法指定法人に委託する場合、ごみ処理施設から搬出する際の分別収集物の基準は以下のとおり定められています。分別方法を変更する令和 11 年度以降に分別収集物の基準を遵守するため、今後、1 市 4 町における分別・収集時の規定等について検討します。

【分別収集物の基準】

- ・原則として最大積載量が一万キログラムの自動車に積載することができる最大の容量に相当する程度の分量の物が収集されていること
- ・圧縮されていること
- ・主としてプラスチック製の容器包装が廃棄物となったもの又は原材料の全部若しくは大部分についてプラスチック素材を利用したプラスチック使用製品廃棄物以外のものが付着し、又は混入していないこと
- ・容器包装リサイクル法施行規則別表 1 の 7 の項に掲げる飲料又はしょうゆを充填するためのポリエチレンテレフタレート製の容器が混入していないこと
- ・一辺が 50cm 以上のものが混入していないこと
- ・小型家電リサイクル法第 2 条第 2 項に規定する使用済小型電子機器等が混入していないこと

- ・リチウムイオン蓄電池等の再商品化の過程で火災等を生ずるおそれのあるもの、感染のおそれのあるもの、その他の商品化を著しく阻害するプラスチック使用製品廃棄物が混入していないこと
- ・容器包装リサイクル法に指定されている指定保管施設において保管されているものであること

(6) 最終処分計画

新ごみ処理施設を供用開始する令和 11 年度以降は、焼却残渣および不燃残渣は大阪湾広域臨海環境整備センターへの埋立処理の委託をする予定です。また、新ごみ処理施設供用開始後の一部焼却灰の資源化を検討します。

(7) 災害廃棄物への対応

災害発生時においては、被災自治体の都市機能や町民生活の早期回復を図るため、必要な支援連携を行うとともに、平常時より他自治体や関係団体との総合的な支援連携体制を構築します。また、大規模な地震等の災害が発生すると、一時的に大量のごみが発生し、道路の通行不能等により、平常時と同じようにごみの収集や処理ができないことが予想されます。災害によって発生した廃棄物を円滑に処理し、早急な復旧による衛生確保や環境保全を図るため、災害廃棄物処理計画の策定を検討します。

第6章 甲良町 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

第1節 甲良町の概要

1. 自然的概要

(1) 地形的・地域的特性

甲良町は滋賀県の東部に位置し、北は彦根市、東は多賀町、南は愛荘町、西は豊郷町に接しています。甲良町の面積は13.63km²であり、滋賀県全体の約0.3%を占めています。



図6-1-1 甲良町の位置

2. 人口動態・分布

令和元年度の甲良町の人口総数は6,940人です。甲良町の人口の推移を見ると、年々減少傾向にあります。また、世帯数は横ばいの傾向にあります。

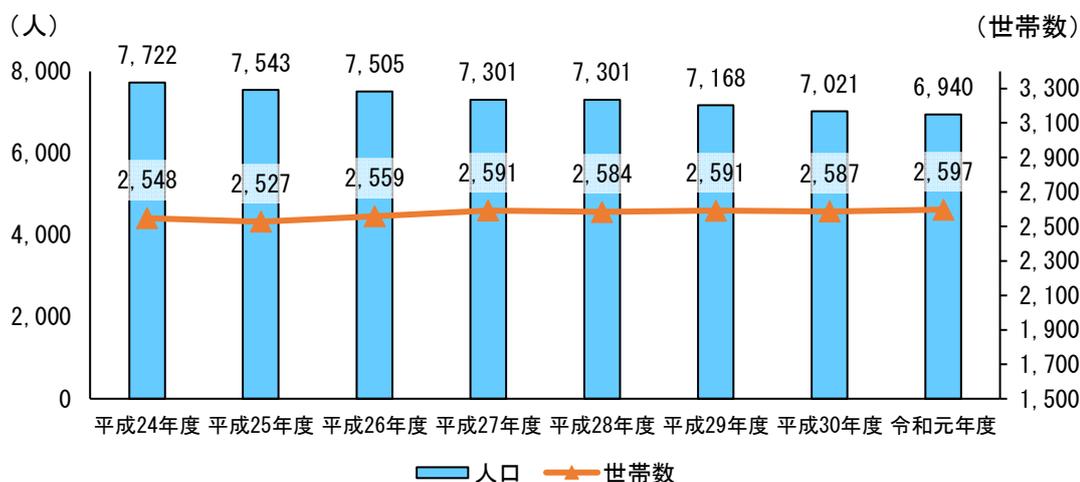
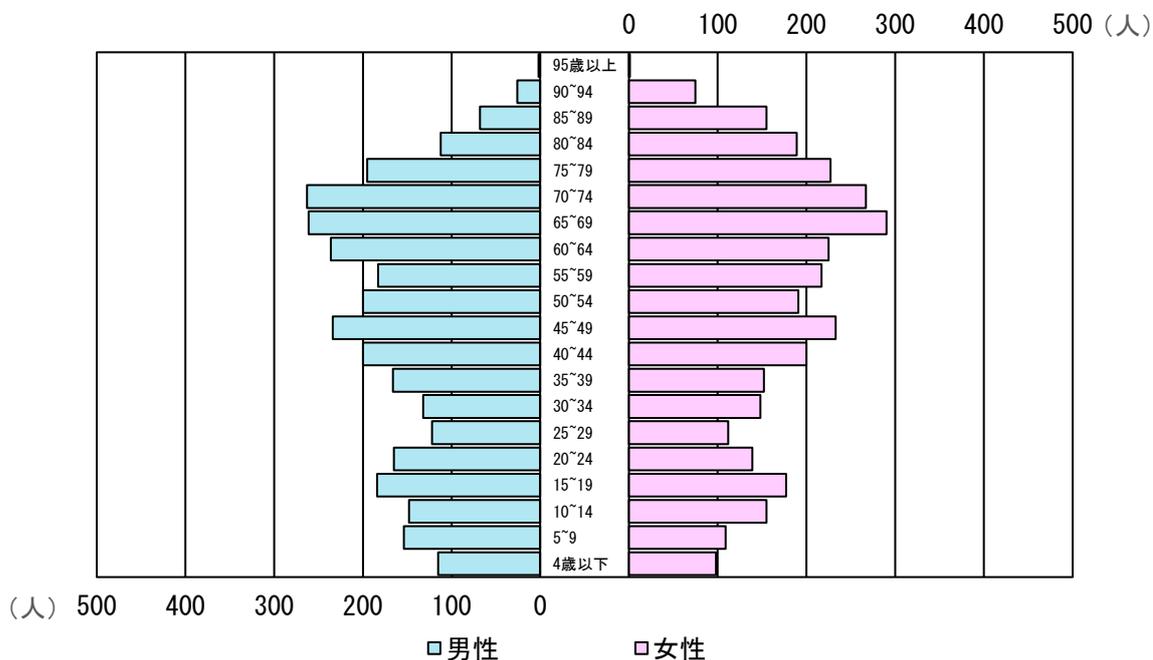


図6-1-2 甲良町の人口・世帯数の推移

図6-1-3に甲良町の令和元年10月1日時点における年齢別人口分布を示します。男性は70～74歳の人口が最も多く、女性は65～69歳の人口が最も多いことがわかります。

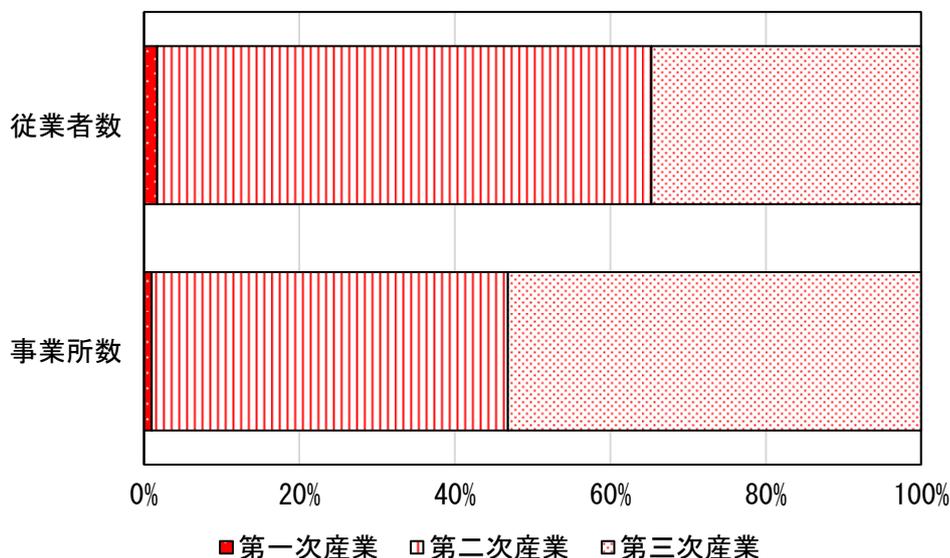


出典：滋賀県 滋賀県の統計情報

図6-1-3 甲良町の人口ピラミッド（令和元年10月1日時点）

3. 産業の動向

甲良町の平成 28 年 6 月調査時点の全産業事業所数は 299 事業所であり、従業者数は 2,529 人でした。図 6-1-4 に産業別事業所数・従業者数の割合を示しています。全産業従業者数の割合は第二次産業が最も高く、事業所数では第三次産業の割合が最も高いことがわかります。



出典：平成 28 年経済センサスー活動調査 確報集計（事業所に関する集計）
※ 民営事業所を対象としています。

図6-1-4 甲良町の産業別事業所数・従業者数の割合

4. 関連計画

(1) 第 4 次甲良町総合計画

甲良町新総合計画（計画期間：令和 3 年度から令和 12 年度）における施策の中で、ごみ処理に関する事項は、「基本目標 4 定住を支える確かな基盤と環境を持つ町」の「政策 2 環境衛生」に記載されています。

1) 基本施策

① 基本施策 1 ごみ減量対策の推進

- ・ ごみ減量化に向けて、家庭および事業者が取り組める工夫やアイデアを、ポスターや広報により普及啓発するとともに、国・県と連携して分別やりサイクルの促進施策を進めます。

② 基本施策 2 ごみ処理体制・し尿処理体制の充実

- ・ 湖東広域衛生管理組合と連携し、ごみ処理施設の適正な維持管理を進めます。
- ・ 新ごみ処理施設建設に関して、関係市町との連携を図りながら、一部事務組合が実施する事業に対して協力します。
- ・ 固形燃料活用方法の調査・研究に関して、湖東広域衛生管理組合と連携し適切な利用を行います。

③ 基本施策 3 環境美化対策・公害対策の推進

- ・ 不法投棄や野焼き禁止の啓発強化と未然防止のため「広報こうら」等による啓発活動を行います。また、財政状況と効果を考慮しつつ看板や監視カメラ増設を検討します。

- ・ 不法投棄監視員の組織充実を委託等によって図り、有効な監視体制を構築します。
- ・ 町内事業者と協定締結や、事業者の理解を深めるための施策を通じて、環境保全、公害対策の推進に取り組みます

2) 成果指標

重要業績評価指標	目標値（令和7年度）
一人あたり燃えるごみ量の排出量	408.8g/日

第2節 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

1. ごみ処理に関する基本情報

(1) ごみ処理の現況

1) ごみの種類別発生量の現況

平成24年度から令和元年度までの、甲良町のごみ種類別発生量を表6-2-1および図6-2-1に示します。ごみ発生量は、平成25年度以降は全体としてほぼ横ばいで推移しています。

表6-2-1 甲良町のごみ種類別発生量

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
燃やせるごみ	t/年	1,184	1,154	1,187	1,209	1,224	1,295	1,254	1,253
燃えないごみ	t/年	228	175	206	177	160	120	122	116
粗大ごみ	t/年	238	233	156	208	212	259	283	211
布類	t/年	22	0	0	12	13	13	15	10
缶類	t/年	12	11	9	8	8	8	8	7
びん類	t/年	48	45	42	39	37	35	32	30
ペットボトル	t/年	10	9	9	7	7	9	8	8
白色トレイ	t/年	0.4	0.3	0.3	0.1	0.2	0.2	0.1	0.1
乾電池	t/年	0	1	1	2	1	1	2	0.4
使用済み小型家電	t/年	0	0	0	0	2	2	13	22
蛍光灯	t/年	0	0	0	0	0.2	0.2	0.3	0.3
紙類（集団回収）	t/年	160	150	147	119	114	114	99	142
金属類（集団回収）	t/年	0	25	0	0	0	0	0	0
布類（集団回収）	t/年	0	17	17	0	0	0	0	0
合計	t/年	1,902	1,820	1,773	1,780	1,778	1,858	1,836	1,800

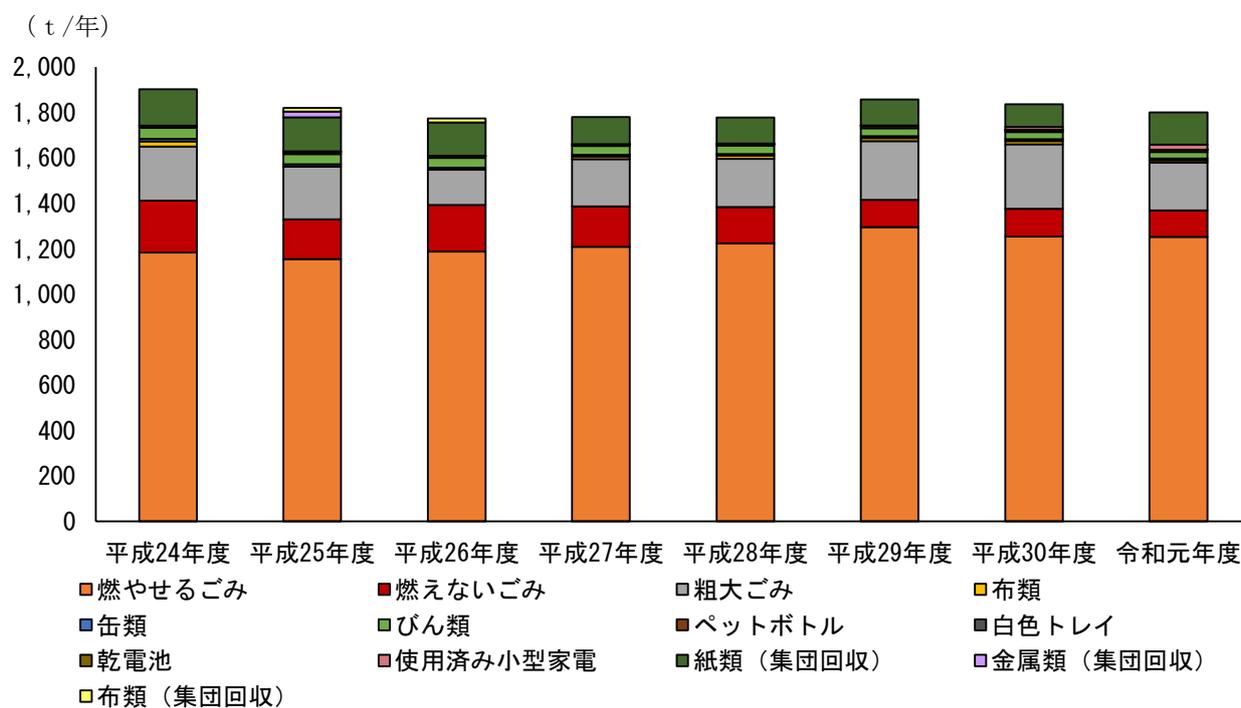


図6-2-1 甲良町のごみ種類別発生量

(2) リバースセンター搬入ごみ組成

平成24年度から令和元年度までの、リバースセンターに搬入された愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町のごみ組成の調査結果は表6-2-2のとおりです。

表6-2-2 リバースセンターの搬入ごみ組成調査結果

		ごみ種類組成						単位容積重量 (湿り) kg/m ³	三成分		
		紙・布類	ビニール類	木・竹・わら類	厨芥類	不燃物類	その他		水分	可燃分	灰分
年度	年月	%	%	%	%	%	%	kg/m ³	%	%	%
平成24年度	H24.06.07	28.24	38.82	11.37	3.92	6.67	10.98	170	56.34	40.42	3.24
	H24.09.05	36.65	54.66	5.59	1.86	0.00	1.24	100	54.78	43.08	2.14
	H24.12.07	56.03	32.33	0.43	10.78	0.00	0.43	110	40.66	56.63	2.71
	H25.03.05	59.09	34.09	0.57	5.11	0.57	0.57	82	38.46	59.18	2.36
平成25年度	H25.06.05	56.01	15.81	2.06	25.43	0.34	0.34	130	35.33	58.03	6.64
	H25.09.04	35.16	57.81	4.30	1.17	0.39	1.17	150	51.79	43.51	4.70
	H25.12.04	54.67	26.67	2.33	15.00	1.00	0.33	120	29.74	62.35	7.91
	H26.03.04	49.03	20.00	7.74	9.68	12.26	1.29	91	51.56	42.96	5.48
平成26年度	H26.06.04	63.21	33.02	1.89	0.47	0.94	0.47	96	50.70	43.97	5.33
	H26.09.10	67.78	25.93	1.11	4.07	0.00	1.11	120	49.81	47.85	2.34
	H26.12.03	68.80	20.00	0.80	8.80	0.80	0.80	97	42.92	56.57	0.51
	H27.03.12	48.77	33.95	7.41	7.41	0.00	2.47	94	50.91	46.02	3.07
平成27年度	H27.06.10	45.75	45.10	3.59	2.29	0.65	2.61	160	46.97	50.30	2.73
	H27.09.02	45.99	37.97	4.22	5.06	2.11	4.64	160	57.60	40.52	1.88
	H27.12.02	53.99	41.31	0.47	3.76	0.00	0.47	100	41.32	56.06	2.62
	H28.03.02	60.00	29.62	0.77	8.46	0.38	0.77	120	38.97	58.21	2.82
平成28年度	H28.06.02	21.35	23.44	25.00	18.23	0.52	11.46	100	43.36	52.39	4.25
	H28.09.01	42.52	35.03	3.74	5.78	8.50	4.42	130	33.03	49.18	17.79
	H28.12.01	66.67	25.64	0.00	6.96	0.00	0.73	130	37.67	57.70	4.63
	H29.03.02	35.93	29.15	8.14	19.66	0.00	7.12	150	42.27	53.22	4.51
平成29年度	H29.06.06	34.28	23.58	19.18	16.98	1.89	4.09	160	44.50	49.86	5.64
	H29.09.05	44.72	23.58	19.18	16.98	1.89	3.25	130	44.47	52.42	3.11
	H29.12.05	41.44	34.68	4.50	16.22	0.00	3.15	130	51.21	45.09	3.70
	H30.03.06	47.00	27.19	5.07	18.89	0.00	1.84	90	27.67	61.21	11.12
平成30年度	H30.06.05	50.60	38.96	1.61	7.63	0.00	1.20	120	42.49	53.49	4.02
	H30.09.21	37.46	38.16	10.25	12.37	0.00	1.77	130	37.94	55.99	6.07
	H30.12.06	37.35	33.33	1.85	27.16	0.00	0.31	150	36.35	59.53	4.12
	H31.03.01	53.44	34.99	0.28	11.02	0.00	0.28	170	38.79	56.16	5.05
令和元年度	R1.06.05	36.48	30.74	24.18	7.38	0.41	0.82	140	50.10	46.31	3.59
	R1.09.03	42.23	45.02	11.16	0.80	0.00	0.80	120	41.36	53.81	4.83
	R1.12.03	47.06	45.45	1.60	5.35	0.00	0.53	80	33.69	59.92	6.39
	R2.03.03	22.12	64.90	5.77	5.77	0.00	1.44	90	36.39	59.47	4.14
総平均		46.56	34.40	6.13	9.70	1.23	2.28	123	43.10	52.23	4.67

(3) ごみの分別区分

甲良町のごみの分別区分を表 6-2-3 に示します。

表6-2-3 甲良町のごみの分別区分

分別区分		品目
燃やすごみ		生ごみ、紙類、プラスチック類（塩化・アルミコーティング加工物を除く）
燃えないごみ		袋類、電球類、ガラス類、塩化ビニール類、金属類、陶器類、キャップ類、その他（ビデオテープ等）
粗大ごみ		金属類（スコップ、自転車、ドラム缶、パイプベッド、一斗缶、スチール製家具類等）、木製品類（机、いす、ソファ、タンス、家具類等）、プラスチック類（衣装ケース等）
資源ごみ	ペットボトル	ペットボトル（飲料品、酒用、しょうゆ等のペットボトル）
	白色トレイ	生鮮食品等の包装に使用されている皿型容器（表裏白色のものに限る）
	カン類	空き缶（ジュース類、酒類、のり等の缶、スプレー缶、カセットボンベ等）
	ビン類	空きびん（飲料類、酒類、調味料、食料品びん） ※資源になる「びん類」は飲食用のものに限る
	廃乾電池	乾電池等
	廃食用油	使用済み食用油
資源回収	古紙	新聞紙、ダンボール、雑誌等
	古着、靴、カバン	衣類、未使用の靴・カバン（キャリーバッグは不可）
使用済小型家電		電気や電池で動く家電製品
使用済み蛍光灯		使用済み蛍光灯
使い捨てライター		使い捨てライター

(4) 収集運搬体制

1) 家庭系ごみ

甲良町における家庭系の一般廃棄物の収集・運搬体制は表 6-2-4 のとおりです。

表6-2-4 甲良町における家庭系の一般廃棄物収集・運搬体制

分別区分	収集体制	収集回数	収集方法	収集方式
燃やすごみ	委託 持込	週2回	指定袋	ステーション方式 直接搬入
燃えないごみ	委託 持込	月1回	指定袋	ステーション方式 直接搬入
粗大ごみ	委託 持込	年2回	指定なし	拠点回収 直接搬入
カン類	委託	月1回	コンテナ	ステーション方式
ビン類	委託	月1回	コンテナ	ステーション方式
ペットボトル	委託	月2回	ネット袋	ステーション方式
白色トレイ	委託	月2回	ネット袋	ステーション方式
紙類	委託	年延べ5回	紐結束	PTA 資源回収 (集団回収)
廃乾電池	持込	随時	そのまま直接	拠点回収 (回収ボックス設置)
古着	持込	年3回	透明袋	拠点回収
廃食用油	持込	随時	指定なし	拠点回収 (回収ボックス設置)
使用済み蛍光灯	持込	随時	指定なし	拠点回収 (回収ボックス設置)
使用済み小型家電	持込	随時	指定なし	ボックス回収 拠点回収
使用済ライター	持込	随時	直接そのまま	拠点回収 (回収ボックス設置)

2) 事業系ごみ

事業系の一般廃棄物の収集・運搬体制は表 6-2-5 のとおりです。

表6-2-5 甲良町における事業系の一般廃棄物収集・運搬体制

分別区分	収集体制	収集回数	収集方法	収集方式
燃やすごみ	許可業者 持込	随時	指定なし	直接搬入

(5) ごみ処理手数料

町民や事業者が直接リバースセンターにごみを持ち込む場合や、小八木中継基地に持ち込む場合は、持ち込むごみの区分および重さに応じて処理手数料を徴収しています。

ごみ処理手数料は表 6-2-6 のとおりです。

表6-2-6 甲良町のごみ処理手数料一覧

分類		ごみ処理手数料
家庭系	燃えるごみ	20kg 以下：免除 20kg を超える場合：90 円/10kg
	燃えないごみ	50 円/5kg
	粗大ごみ (布団・カーペット類)	10kg 以下：300 円 10kg 以上：300 円/10kg
事業系	燃えるごみ	40kg 以下：750 円 40 kg を超える場合：200 円/10kg

(6) ごみ処理経費

平成 24 年度から令和元年度までのごみ処理経費の推移を表 6-2-7 および図 6-2-2 に示します。平成 24 年度以降、年々増加傾向にあります。ごみ処理経費の中では、処理および維持管理費の占める割合が多くなっています。

表6-2-7 甲良町のごみ処理経費

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
建設・改良費	千円	3,182	2,866	2,794	3,496	4,189	6,088	5,023	6,903
処理及び維持管理費	千円	69,449	75,122	75,601	82,075	79,440	96,979	103,526	112,099
その他	千円	0	0	0	0	17,002	3,072	3,730	11,222
合計	千円	72,631	77,988	78,395	85,571	100,631	106,139	112,279	130,224

出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査結果

(千円)

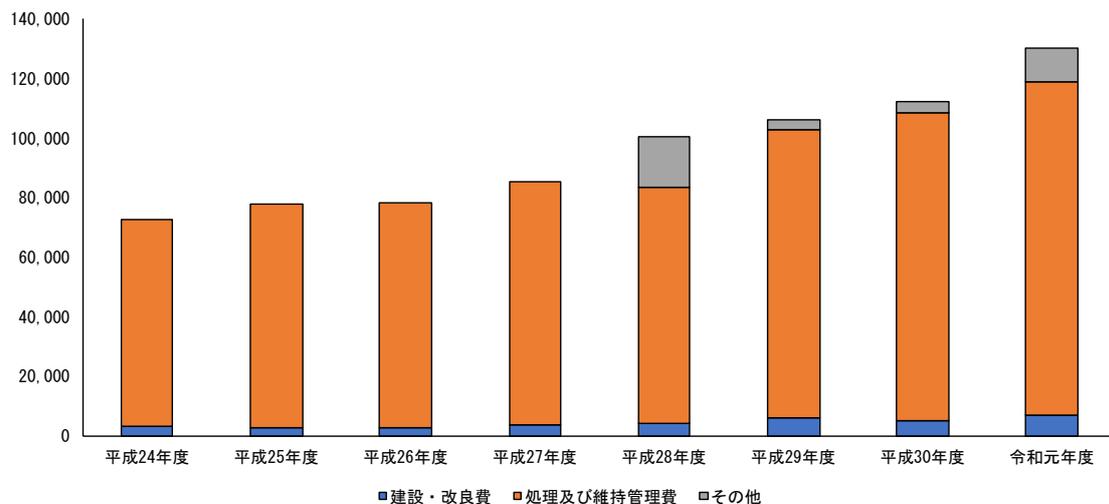


図6-2-2 甲良町のごみ処理経費の推移

(7) 中間処理施設

現在の甲良町のごみ処理にかかる現有施設の概要は、表 6-2-8 のとおりです。

なお、令和 11 年度から彦根愛知犬上広域行政組合圏域の広域新ごみ処理施設が竣工予定です。

表6-2-8 RDF 化処理施設

施設名	湖東広域衛生管理組合 リバースセンター	
所在地	東近江市平柳町 3-1	
竣工	平 9 年 3 月	
処理能力	22t/7h×1 系列	
主な設備 概要	RDF 製造方式	RMJ 方式（乾燥固化方式）
	受入供給設備	ごみ計量機、ごみピット、ごみクレーン
	成形方式	ローラーダイス方式
	排ガス処理設備	バグフィルタ

(8) 中継基地

令和 3 年 4 月から、東近江市の小八木中継基地が 1 市 4 町の不燃ごみの中継施設として利用されています。小八木中継基地の概要は表 6-2-9 のとおりです。

表6-2-9 中継基地

施設名	彦根愛知犬上広域行政組合 小八木中継基地
設置主体	彦根愛知犬上広域行政組合
所在地	東近江市小八木町 19
竣工	令和 3 年 4 月
搬入ごみ	不燃ごみ、自治会清掃ごみ

(9) ごみ処理の実績

令和元年度における甲良町のごみ処理フローを図 6-2-3 に示します。RDF 化処理するごみ量は、家庭系と事業系の燃やすごみ合わせて 1,253t/年になります。また、資源化量は 906t/年で、リサイクル率は 50.3%となっています。(リサイクル率は、ごみ量合計に対する、RDF を含む資源化量の割合を算出しています。)

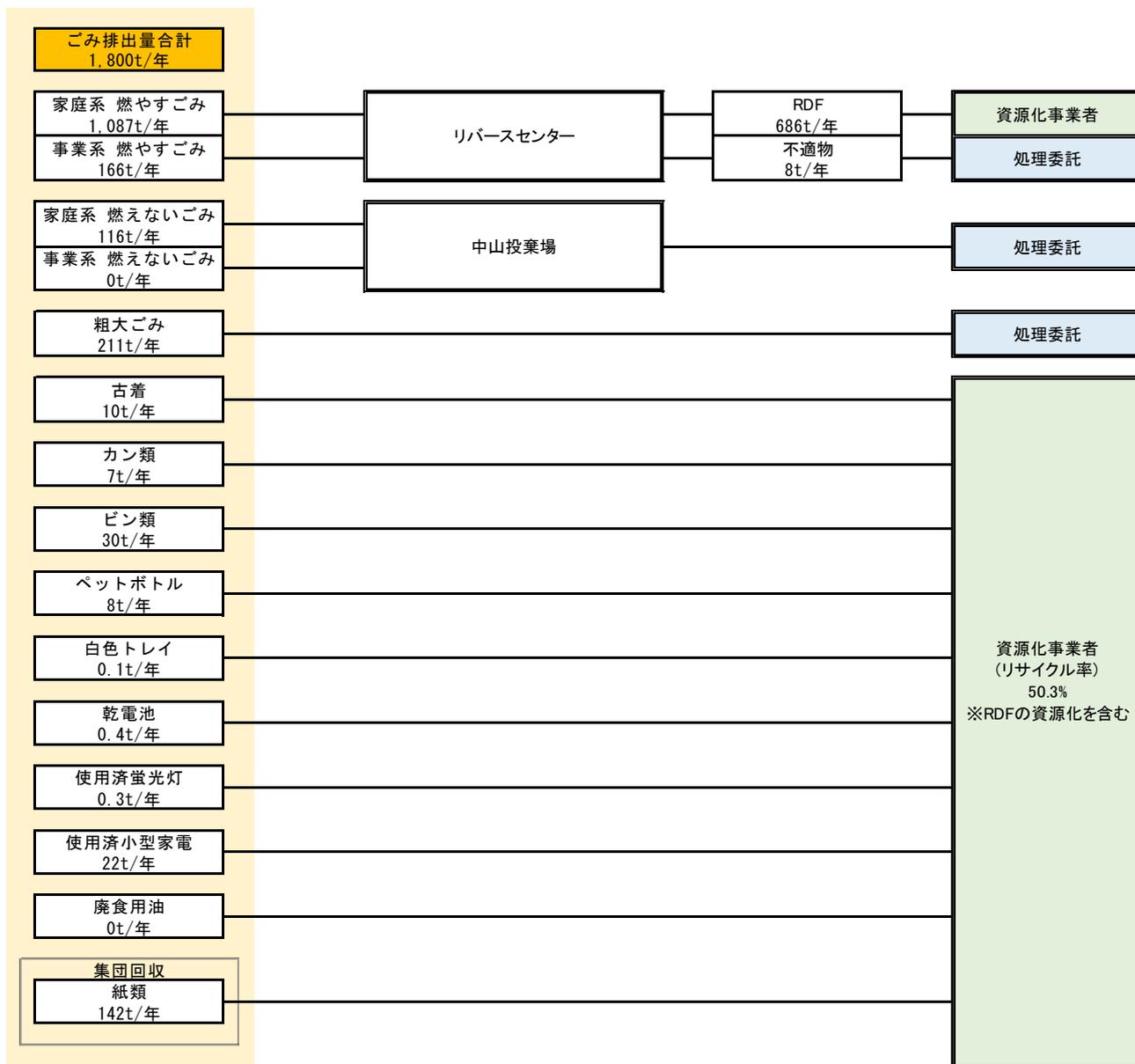
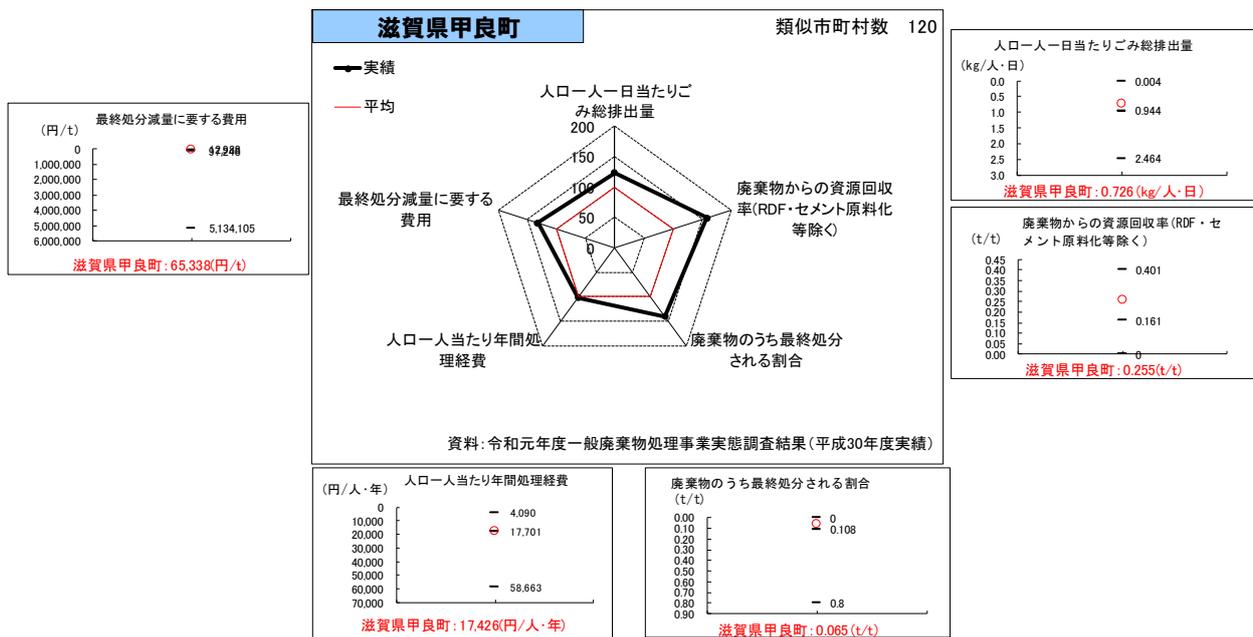


図6-2-3 甲良町の令和元年度ごみ処理フロー

2. 類似市町村との比較

環境省の「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」に基づき、甲良町のごみ処理システムを評価しました。評価には環境省の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（令和元年度実績版）」を用いています。同ツールでは、全国の市町村から、甲良町と都市形態区分・人口・産業構造が類似している市町村を抽出し、比較評価を行っています。支援ツールによる評価結果（指数値）を図6-2-4に示します。類似市町村における項目ごとの平均値の指数を100としており、甲良町の指数が100を上回っていれば、類似市町村の平均より優れていることになります。

これによると甲良町は全国における類似市町村120自治体と比較して、全ての項目の指数値が平均を上回っています。



標準的な指標	人口一人一日当たりごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要する費用 (円/t)
平均	0.944	0.161	0.108	17,701	92,248
最大	2.464	0.401	0.8	58,663	5,134,105
最小	0.004	0	0	4,090	12,988
標準偏差	0.309	0.082	0.112	8,681	462,463
当該市町村実績	0.726	0.255	0.065	17,426	65,338
指数値	123.1	158.4	139.8	101.6	132.8

図6-2-4 甲良町のごみ処理システム評価結果（令和元年度実績比較）

3. 課題の抽出

(1) 排出抑制・資源化

甲良町のごみ排出量は平成 26 年度に減少していますが、平成 26 年度以降は全体としてほぼ横ばいで推移しています。

今後はごみの更なる発生を抑制するとともに、生ごみ処理機等の普及促進によるごみの減量化、適切な分別による資源化の検討が必要になります。

(2) 収集・運搬

甲良町では、今後高齢化社会の進行によりごみ出しが困難な世帯が増加することが想定されます。そのため、今後の高齢化社会を見据えた収集体制の構築等の検討が必要です。

また、分別方法を 1 市 4 町で統一する令和 11 年度以降の、硬質プラスチック類の分別・収集方法の検討が必要です。

(3) 最終処分

現在、彦根愛知犬上広域行政組合圏域において、不燃ごみの埋立を行うことができる最終処分場がないことから、彦根愛知犬上広域行政組合も交えて、最終処分場設置の検討を進めていくとともに、最終処分量の一層の削減を進めていくことが必要です。

(4) 処理コスト

今後は超高齢化に伴う福祉費用の増加など、より一層の財政逼迫が懸念されます。ごみ処理コスト低減のため、多様な施策の実施や、情報媒体を活用して町民にコスト意識を促す必要があります。

(5) 施設の老朽化

リバースセンターは供用開始から 25 年が経ち、老朽化が進んでいます。安定したごみ処理を行うため、遅滞なく新ごみ処理施設整備を進める必要があります。

4. ごみ処理基本計画の基本方針等

本計画の基本方針を表6-2-10に示します。町民・事業者・甲良町それぞれの役割を明確にするとともに、各主体の協働を目指します。

表6-2-10 本計画の基本方針

基本方針1 2R (Reduce (発生抑制)・Reuse (再使用)) の推進
<p>ごみ処理量の減量に向けて、3Rにおける2R (Reduce (発生抑制)・Reuse (再使用)) の取組を優先的に推進します。町民・事業者の主体的な取組を促す施策を展開していきます。</p> <p>また、1市4町での広域処理に際し、ごみ減量目標の設定およびごみ処理施策において、圏域での一体的な取組も進めます。</p>
基本方針2 適正なごみ処理の実施
<p>ごみ処理方法におけるリサイクル、焼却・熱回収および埋立処分において、財政負担の低減および環境負荷の削減等を考慮して、適切な処理を実施します。</p>
基本方針3 分かりやすい情報発信の推進
<p>町民や事業者が、甲良町におけるごみの現状と課題を十分に理解していただくために、今後はホームページおよび広報での情報提供ならびに出前講座を実施します。さまざまな機会を通じて町のごみ処理の現状を積極的に公開し、町民や事業者の取組によるごみ減量等の効果が「見える化」されたものとなるよう努めます。</p>
基本方針4 町民・町民団体・事業者・町のコミュニケーションによる協働の推進
<p>ごみ処理の実施において、ごみの減量・資源化の担い手としての町民や生産・流通に携わる事業者、環境問題やごみ問題に取り組む町民団体、ごみ処理に携わる町との間での良好なコミュニケーションが必要です。良好なコミュニケーションが醸成されることにより、各主体のごみ問題に対する意識が高まり、相互理解が深まり、信頼関係が築かれ、ごみの減量・資源化への様々な行動に繋がるよう施策を展開していきます。</p>

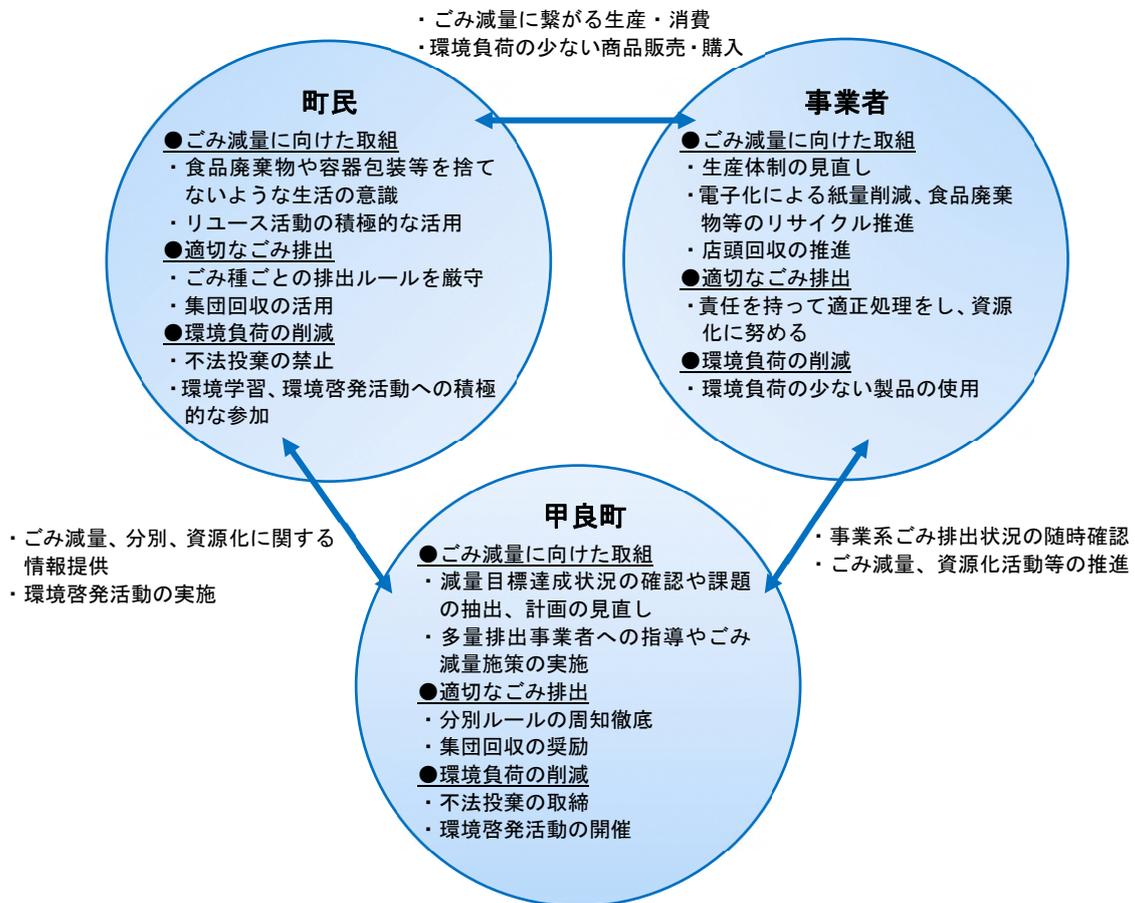


図6-2-5 町民・事業者・甲良町の協働イメージ

5. 将来ごみ量の推計

(1) 将来ごみ（現状趨勢）

※将来ごみ量（現状趨勢）とは、ごみ減量施策等を実施せず現在のごみ排出傾向のまま推移することを意味します。

将来ごみ量は、「まち・ひと・しごと創生甲良町人口ビジョン・総合戦略」（平成28年2月）で推計されている将来人口に、ごみ種ごとの1人一日あたり排出量推計値（g/人・日）を乗じて算出します。

将来人口の推計結果を図6-2-6に示します。人口ビジョンで推計値のない年度（令和3～6年度、令和8～11年度、令和13年度）については、実績値-推計値間（もしくは推計値-推計値間）を等差的に推移するものとし、設定しています。

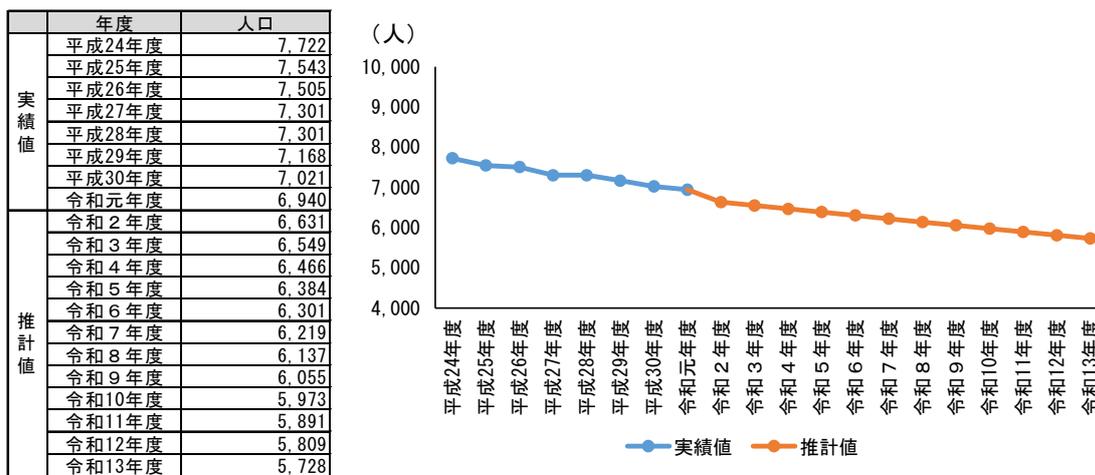


図6-2-6 甲良町の将来人口推計

ごみ種ごとの1人一日あたり排出量（g/人・日）は、「ごみ処理基本計画策定指針（平成28（2016）年9月改定、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）」に基づき、平成24年度から令和元年度までの8年間の実績値をもとに、トレンド法における6種類の推計式（①線形近似、②放物線近似、③対数近似、④累乗近似、⑤指数近似、⑥ロジスティック近似）により、複数の推計値を算出し、実績値の傾向から、妥当と考えられる1人一日あたり排出量（g/人・日）の推計値を決定します。（実績値の傾向から、必要に応じて、⑦直近値もしくは⑧平均値を採用します。）

現状趨勢の将来ごみ量の推計方法を図6-2-7に示します。

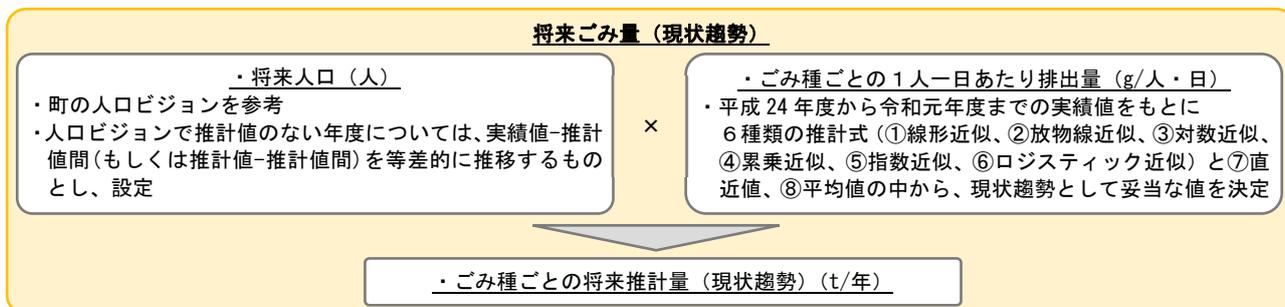


図6-2-7 将来ごみ量（現状趨勢）推計手順

表6-2-11 甲良町のごみ排出量推計結果（現状趨勢）

項目	単位	実績値←→推計値										中間目標年度						→新施設供用開始			目標年度		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度		
合計	t/年	1,902	1,820	1,773	1,780	1,778	1,858	1,836	1,800	1,706	1,681	1,667	1,651	1,635	1,617	1,600	1,583	1,566	1,546	1,529	1,510		
家庭系	燃やすごみ	t/年	1,066	1,058	1,039	1,068	1,068	1,081	1,076	1,087	1,020	1,014	1,007	999	991	982	973	964	954	896	885	876	
	燃やさないごみ	t/年	228	175	184	177	160	99	106	116	103	98	94	90	87	84	81	78	76	72	70	68	
	粗大ごみ	t/年	238	233	156	208	212	259	283	211	220	220	218	217	216	214	213	211	209	207	205	203	
	布類	t/年	22	0	0	12	13	13	15	10	10	10	10	9	9	9	9	9	9	9	9	9	
	缶・金属類	t/年	12	11	9	8	8	8	8	7	7	6	6	6	6	6	5	5	5	5	5	5	
	びん類	t/年	48	45	42	39	37	35	32	30	29	28	28	27	26	25	24	24	23	22	22	21	
	ペットボトル	t/年	10	9	9	7	7	9	8	8	7	7	7	7	7	7	7	7	7	6	6	6	
	容器包装プラスチック	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	37	37	36
	硬質プラスチック類	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13	13	13
	白色トレイ	t/年	0.4	0.3	0.3	0.1	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
乾電池	t/年	0	1	1	2	1	1	2	0.4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
蛍光管	t/年	0	0	0	0	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	
小型家電	t/年	0	0	0	0	2	2	13	22	17	18	20	21	22	22	23	23	24	24	25	25	25	
事業系	燃やすごみ	t/年	118	96	148	141	156	214	178	166	176	176	176	175	174	173	172	171	169	168	166		
	燃やさないごみ	t/年	0	0	22	0	0	21	16	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
集団回収	紙類	t/年	160	150	147	119	114	114	99	142	106	103	100	98	95	93	91	89	87	85	83	81	
	金属類	t/年	0	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	布類	t/年	0	17	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

※ 容器包装プラスチック量は、彦根市の令和元年度実績（容器包装プラスチック量/燃やすごみ量=0.33）より推計。容器包装プラスチック分は家庭系の燃やすごみから差引。
 ※ 硬質プラスチック類量は、「プラスチック資源一括回収実証事業」（平成29年度、環境省）結果より算出。同実証事業では『容器包装プラスチックのみの分別回収』から『容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括分別回収』への転換を行い、後者のプラスチック類回収量が前者と比較して35%増となった。本計画においても、容器包装プラスチック量の35%相当の硬質プラスチック類を回収可能と想定。硬質プラスチック類分は、家庭系の燃やすごみおよび燃やさないごみから差引。
 ※ 令和2年度までは合わせ産業廃棄物として処理していた事業系燃やさないごみを計上。令和3年度以降から供用開始の小八木中継基地では一般廃棄物のみを受入れており、事業系の燃やさないごみは対象外。
 ※ 四捨五入の端数処理により、次頁以降のフロー図の数値と一致しない場合があります。

表6-2-12 甲良町の1人一日当たりごみ排出量推計結果（現状趨勢）

項目	単位	実績値←→推計値										中間目標年度						→新施設供用開始			目標年度	
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	
1人一日当たりごみ排出量	g/人・日	675	661	647	666	667	710	716	709	705	703	707	709	711	713	714	716	718	719	721	722	

※ ごみ排出量の合計を、人口と年間日数で除して算出。

表6-2-13 甲良町のごみ処理量推計結果（現状趨勢）

項目	単位	実績値←→推計値										中間目標年度						→新施設供用開始			目標年度	
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	
焼却処理量	燃やすごみ	t/年																	1,065	1,053	1,042	
	可燃残渣	t/年																	203	200	198	
	計	t/年																	1,268	1,253	1,240	
資源化量	RDF	t/年	596	572	592	619	624	669	679	686	655	652	648	643	638	633	627	622	616			
	資源化物	t/年	91	67	61	67	68	69	78	78	71	70	72	71	71	70	69	69	69	137	137	135
	集団回収	t/年	160	192	164	119	114	114	99	142	106	103	100	98	95	93	91	89	87	85	83	81
	計	t/年	847	831	817	805	806	852	856	906	832	825	820	812	804	796	787	780	772	222	220	216
民間事業者 処理委託分	RDF不適物	t/年	4	4	4	6	6	9	7	8	7	7	7	7	7	7	7	7	7			
	燃やさないごみ	t/年	228	175	206	177	160	120	122	116	113	98	94	90	87	84	81	78	76			
	粗大ごみ	t/年	238	233	156	208	212	259	283	211	220	220	218	217	216	214	213	211	209			
	計	t/年	470	412	366	391	379	388	412	334	340	325	319	314	310	305	301	296	292			
最終処分量	焼却灰	t/年																	161	159	157	
	選別残渣	t/年																	56	56	54	
	計	t/年																	217	215	211	
リサイクル率	%	44.6%	45.6%	46.1%	45.2%	45.3%	45.9%	46.6%	50.3%	48.8%	49.1%	49.2%	49.2%	49.2%	49.2%	49.2%	49.3%	49.3%	14.4%	14.4%	14.3%	

※ 四捨五入の端数処理により、次頁以降のフロー図の数値と一致しない場合があります。

(2) 将来ごみ量（減量目標）

彦根愛知犬上広域行政組合では、施設整備基本計画で設定した新ごみ処理施設の規模に基づき、地元への説明や環境影響評価、施設の仕様検討等、新施設整備に向けた検討を進められています。現在想定している施設規模を超過した新たな施設規模を設定する場合、施設整備の再検討による遅延等が懸念されます。そのため、本計画では施設整備基本計画で設定した熱回収施設規模と乖離しないように、減量目標を施設規模に合わせて設定することとします。

ごみの減量目標の設定方法には、ごみの総排出量（t/年）で設定する方法と、1人一日当たり排出量（g/人・日）で設定する方法があります。本計画では、将来の人口増減の影響を受けず、また他の関連計画等との比較を容易にするため、1人一日当たり排出量（g/人・日）に減量目標を設定します。

減量対象とするごみ種については、ごみ種の中でも特に減量が必要と考えられる「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」、「粗大ごみ」を対象とします。

減量目標値は、施設整備基本計画で設定した熱回収施設規模と乖離しないような将来ごみ量を検討し、その結果、「令和13年度に、令和元年度実績値から15%の減量」とします。

※ごみ処理施設の施設規模は、供用開始から最もごみ排出量が多い年度の推計値に基づいて算出します。施設規模は令和11年度のごみ排出量推計値により設定することになります。

減量目標達成時の将来ごみ量推計の手順を図6-2-8に示します。

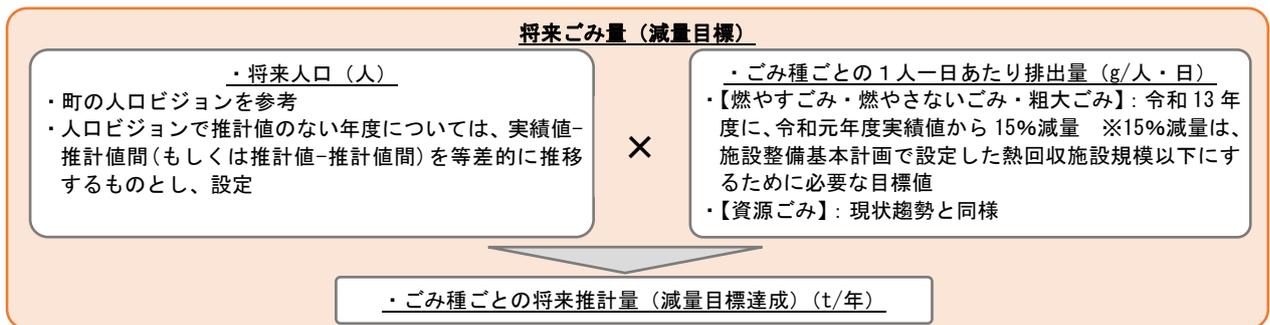


図6-2-8 将来ごみ量（減量目標）の推計手順

表6-2-14に1人一日当たりごみ排出量の目標値を示します。なお令和2年度から令和12年度までの推計値は、令和元年度と令和13年度の1人一日当たり排出量の差分を、年度間で等差になるように按分して推計します。

表6-2-14 甲良町の1人一日当たりごみ排出量の減量目標値

項目	内容	
燃やすごみ	令和元年度 493g/人・日 ⇒	現状趨勢 令和13年度 521g/人・日 減量目標 令和13年度 419g/人・日
燃やさないごみ	令和元年度 46g/人・日 ⇒	現状趨勢 令和13年度 33g/人・日 減量目標 令和13年度 33g/人・日
粗大ごみ	令和元年度 83g/人・日 ⇒	現状趨勢 令和13年度 97g/人・日 減量目標 令和13年度 70g/人・日
資源ごみ・集団回収	令和元年度 87g/人・日 ⇒	令和13年度 71g/人・日
合計	令和元年度 709g/人・日 ⇒	現状趨勢 令和13年度 722g/人・日 減量目標 令和13年度 594g/人・日

※ 家庭系・事業系の合計年間ごみ量を、町の人口と年間日数で除して算出

※ 燃やさないごみは現状趨勢で15%以上の減量であるため、減量目標は現状趨勢と同値を採用

※ 1人一日当たりごみ排出量は、四捨五入の端数処理により各ごみ種の合計値が「合計」の項目と合致しない場合があります。

国、滋賀県および湖東定住自立圏が掲げる 1 人一日当たりごみ排出量 (g/人・日) 目標値と、本計画における減量目標値の比較を表 6-2-15 および図 6-2-9 に示します。

表6-2-15 甲良町の 1 人一日当たりごみ排出量 目標値比較

項目	年度	国 ※ 1	滋賀県 ※ 2	湖東 ※ 3	本計画 ※ 4
実績値	令和元年度	919g/人・日	837g/人・日	834g/人・日	709g/人・日
目標値	令和 3 年度	—	—	650g/人・日	減量目標 675g/人・日
	令和 7 年度	850g/人・日	804g/人・日		減量目標 642g/人・日
	令和 8 年度 ※中間目標年度	—	—		減量目標 634g/人・日
	令和 13 年度 ※目標年度	—	—		減量目標 594g/人・日

※ 1 第四次循環型社会形成推進基本計画 (令和元年度の実績値は、環境省一般廃棄物処理実態調査結果より)

※ 2 第五次滋賀県廃棄物処理計画 (令和元年度の実績値は、環境省一般廃棄物処理実態調査結果より)

※ 3 湖東定住自立圏共生ビジョン (Vol. 17) (令和元年度は実績値)

※ 4 甲良町の家庭系・事業系・集団回収の年間ごみ排出量を、甲良町の人口と年間日数で除して算出

(g/人・日)

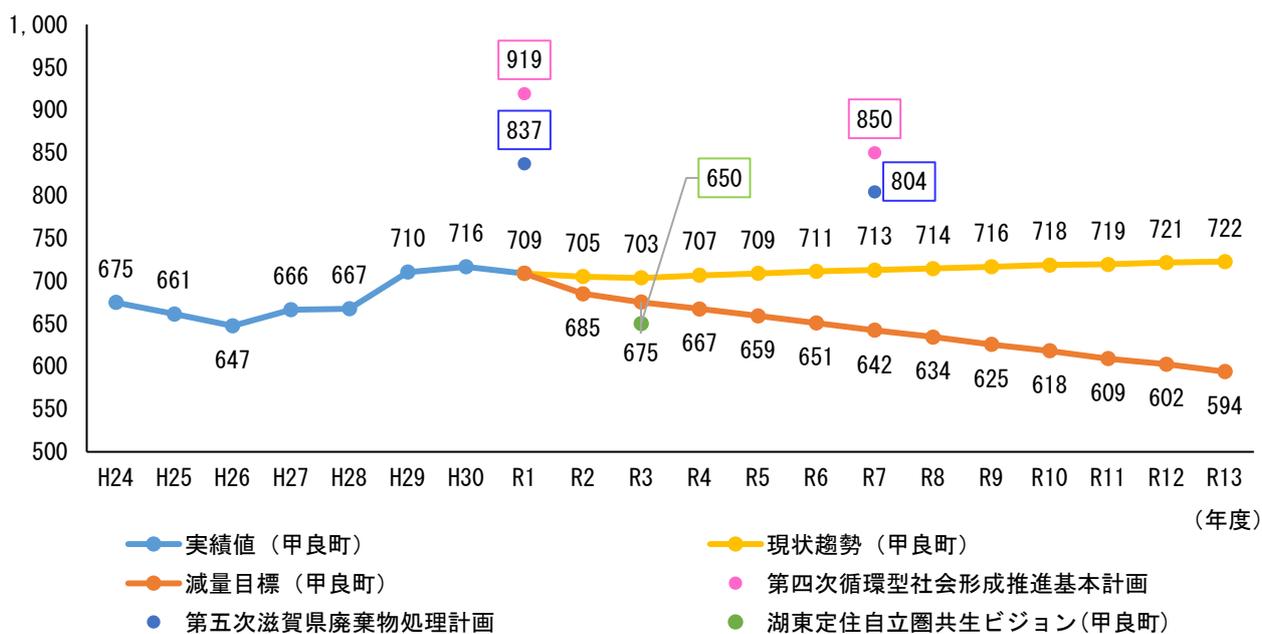


図6-2-9 甲良町の 1 人一日当たりごみ排出量 目標値比較

表6-2-16 甲良町のごみ排出量推計結果（減量目標）

項目	単位	実績値←→推計値										中間目標年度						→新施設供用開始			目標年度		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度		
合計	t/年	1,902	1,820	1,773	1,780	1,778	1,858	1,836	1,800	1,657	1,613	1,574	1,535	1,496	1,457	1,420	1,382	1,347	1,309	1,277	1,241		
家庭系	燃やすごみ	t/年	1,066	1,058	1,039	1,068	1,068	1,081	1,076	1,087	1,023	997	972	947	923	899	875	851	828	764	743	723	
	燃やさないごみ	t/年	228	175	184	177	160	99	106	116	103	98	94	90	87	84	81	78	76	72	70	68	
	粗大ごみ	t/年	238	233	156	208	212	259	283	211	198	193	188	184	179	174	170	165	161	156	152	147	
	布類	t/年	22	0	0	12	13	13	15	10	10	10	10	9	9	9	9	9	9	9	9	9	
	缶・金属類	t/年	12	11	9	8	8	8	8	7	7	6	6	6	6	6	5	5	5	5	5	5	
	びん類	t/年	48	45	42	39	37	35	32	30	29	28	28	27	26	25	24	24	23	22	22	21	
	ペットボトル	t/年	10	9	9	7	7	9	8	8	7	7	7	7	7	7	7	7	7	6	6	6	
	容器包装プラスチック	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	31	30	29
	硬質プラスチック類	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11	11	10
	白色トレイ	t/年	0.4	0.3	0.3	0.1	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
乾電池	t/年	0	1	1	2	1	1	2	0.4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
蛍光管	t/年	0	0	0	0	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	
小型家電	t/年	0	0	0	0	2	2	13	22	17	18	20	21	22	22	23	23	24	24	25	25		
事業系	燃やすごみ	t/年	118	96	148	141	156	214	178	166	156	152	148	145	141	137	134	130	126	123	120	116	
	燃やさないごみ	t/年	0	0	22	0	0	21	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
集団回収	紙類	t/年	160	150	147	119	114	114	99	142	106	103	100	98	95	93	91	89	87	85	83	81	
	金属類	t/年	0	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	布類	t/年	0	17	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

※ 容器包装プラスチック量は、彦根市の令和元年度実績（容器包装プラスチック量/燃やすごみ量=0.33）より推計。容器包装プラスチック分は家庭系の燃やすごみから差引。
 ※ 硬質プラスチック類量は、「プラスチック資源一括回収実証事業」（平成29年度、環境省）結果より算出。同実証事業では『容器包装プラスチックのみの分別回収』から『容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括分別回収』への転換を行い、後者のプラスチック類回収量が前者と比較して35%増となった。本計画においても、容器包装プラスチック量の35%相当の硬質プラスチック類を回収可能と想定。硬質プラスチック類分は、家庭系の燃やすごみおよび燃やさないごみから差引。
 ※ 令和2年度までは合わせ産業廃棄物として処理していた事業系燃やさないごみを計上。令和3年度以降から供用開始の小八木中継基地では一般廃棄物のみを受入れており、事業系の燃やさないごみは対象外。
 ※ 四捨五入の端数処理により、次頁以降のフロー図の数値と一致しない場合があります。

表6-2-17 甲良町の1人一日当たりごみ排出量推計結果（減量目標）

項目	単位	実績値←→推計値										中間目標年度						→新施設供用開始			目標年度
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
1人一日当たりごみ排出量	g/人・日	675	661	647	666	667	710	716	709	685	675	667	659	651	642	634	625	618	609	602	594

※ ごみ排出量の合計を、人口と年間日数で除して算出。

表6-2-18 甲良町のごみ処理量推計結果（減量目標）

項目	単位	実績値←→推計値										中間目標年度						→新施設供用開始			目標年度	
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	
焼却処理量	燃やすごみ	t/年																	887	863	839	
	可燃残渣	t/年																	164	159	155	
	計	t/年																	1,051	1,022	994	
資源化量	RDF	t/年	596	572	592	619	624	669	679	686	645	629	613	598	583	567	552	537	522			
	資源化物	t/年	91	67	61	67	68	69	78	78	71	70	72	71	70	69	69	69	124	124	120	
	集団回収	t/年	160	192	164	119	114	114	99	142	106	103	100	98	95	93	91	89	87	85	83	81
	計	t/年	847	831	817	805	806	852	856	906	822	802	785	767	749	730	712	695	678	209	207	201
民間事業者 処理委託分	RDF不適物	t/年	4	4	4	6	6	9	7	8	7	7	7	7	7	6	6	6	6			
	燃やさないごみ	t/年	228	175	206	177	160	120	122	116	109	98	94	90	87	84	81	78	76			
	粗大ごみ	t/年	238	233	156	208	212	259	283	211	198	193	188	184	179	174	170	165	161			
	計	t/年	470	412	366	391	379	388	412	334	314	298	289	281	273	264	257	249	243			
最終処分量	焼却灰	t/年																	133	129	126	
	選別残渣	t/年																	49	48	46	
	計	t/年																	182	177	172	
リサイクル率	%	44.6%	45.6%	46.1%	45.2%	45.3%	45.9%	46.6%	50.3%	49.6%	49.7%	49.9%	50.0%	50.1%	50.1%	50.2%	50.3%	50.3%	16.0%	16.2%	16.2%	

※ 四捨五入の端数処理により、次頁以降のフロー図の数値と一致しない場合があります。

令和8年度（中間目標年度）のごみ処理フローを図6-2-10に示します。

上段：現状趨勢
下段：減量目標

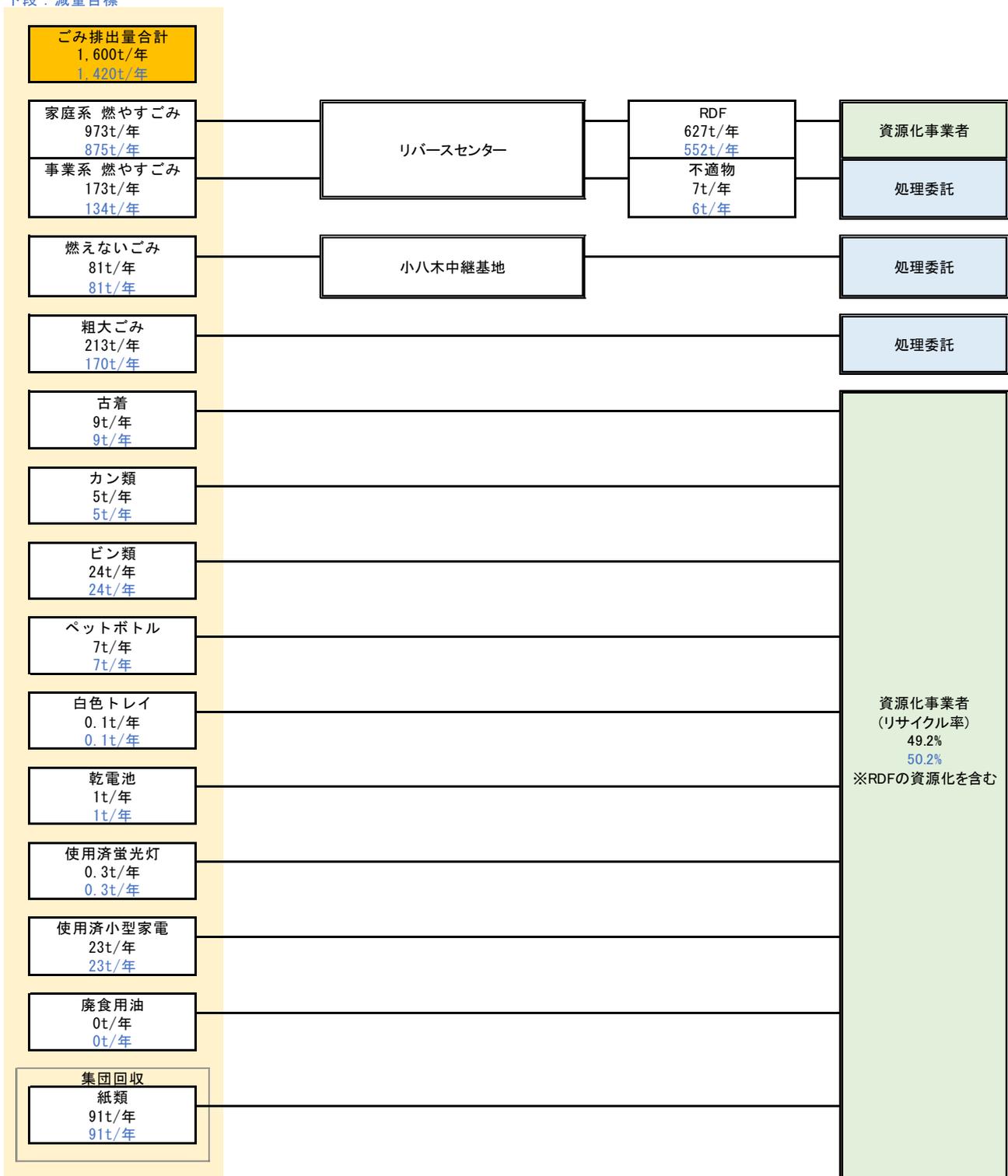


図6-2-10 甲良町の令和8年度（中間目標年度）ごみ処理フロー

令和 11 年度（新施設供用開始年度）のごみ処理フローを図 6-2-11 に示します。

上段：現状趨勢
下段：減量目標

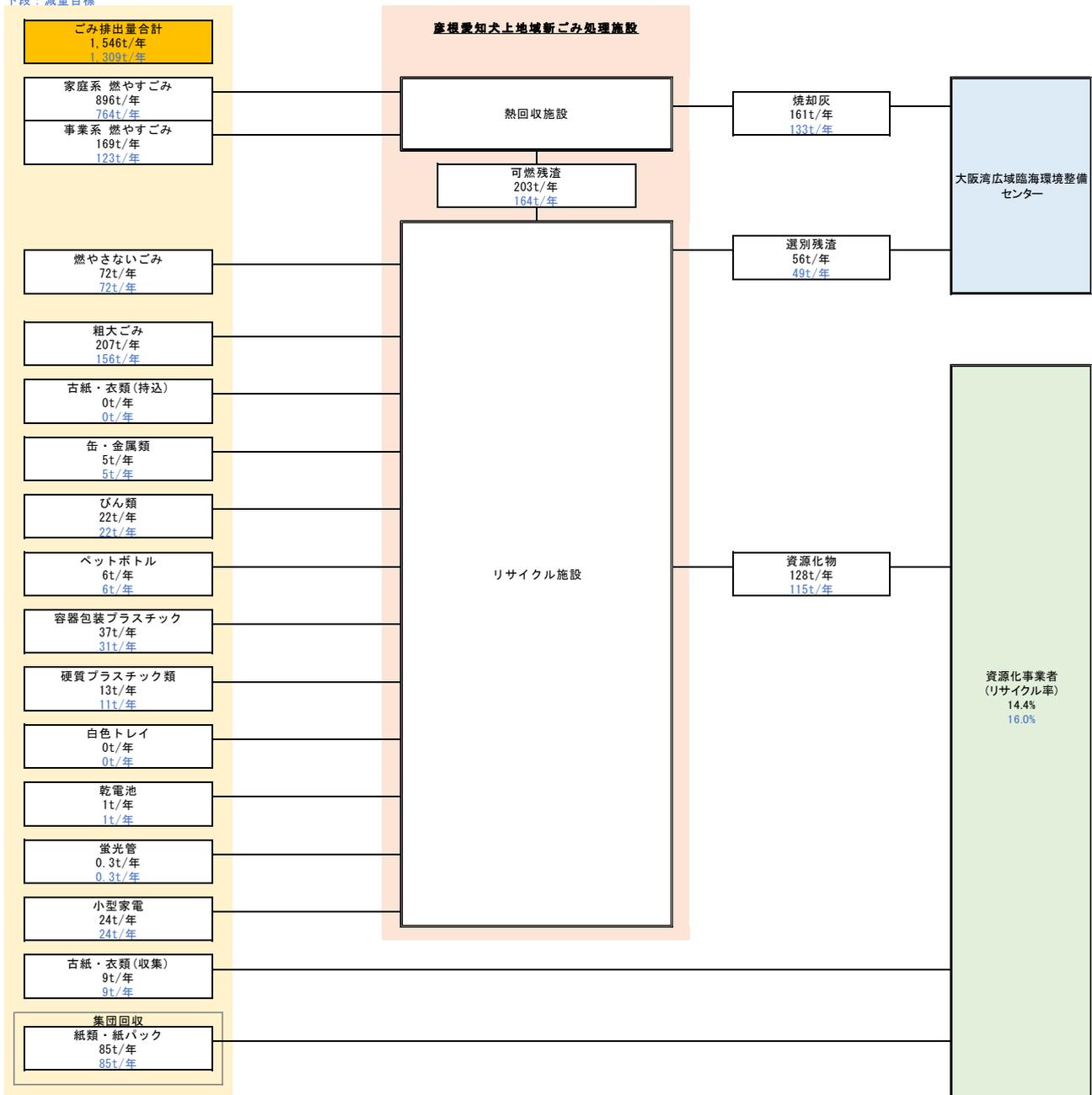


図6-2-11 甲良町の令和 11 年度（新施設供用開始年度）ごみ処理フロー

令和 13 年度（目標年度）のごみ処理フローを図 6-2-12 に示します。

上段：現状趨勢
下段：減量目標

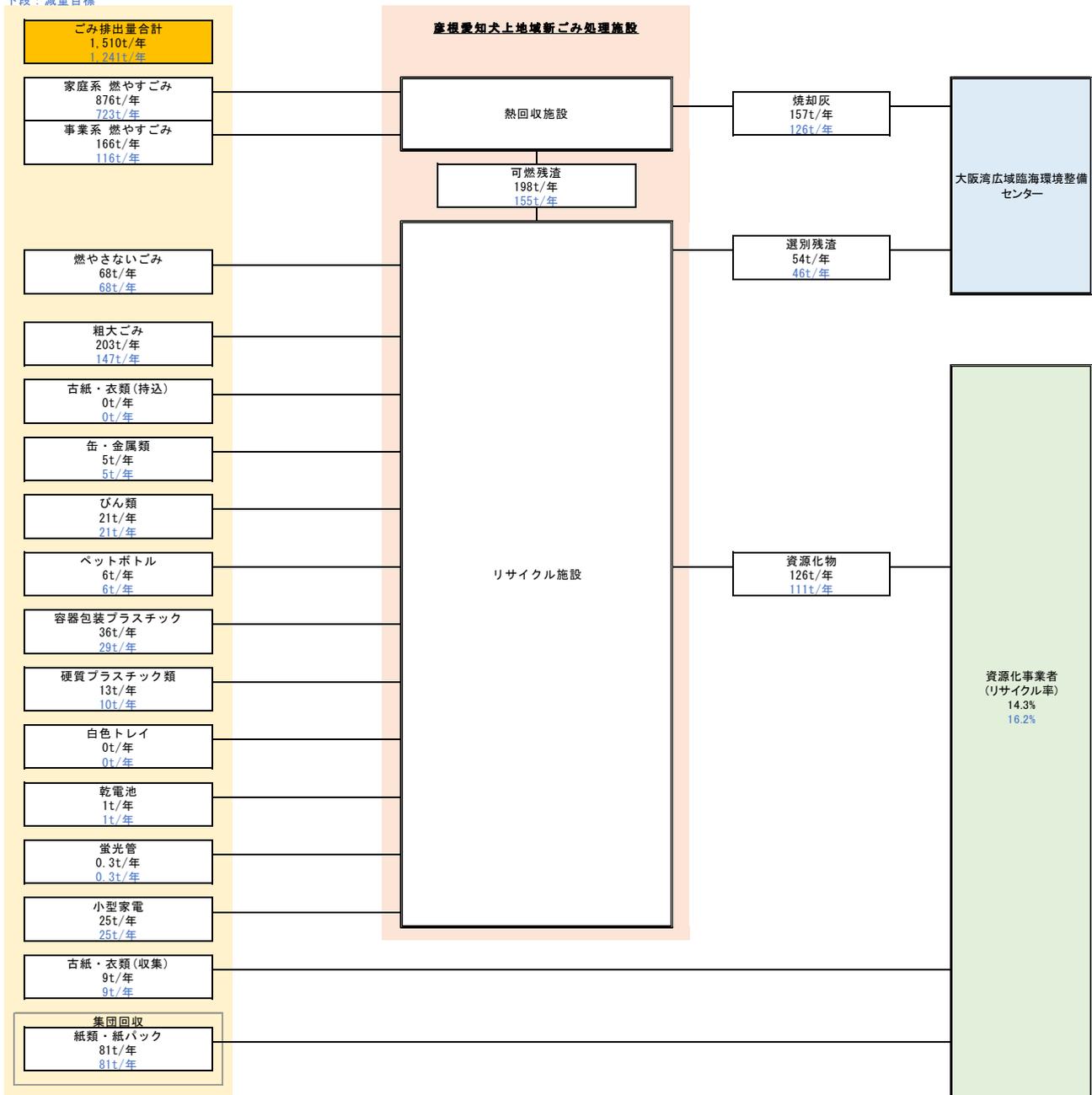


図6-2-12 甲良町の令和 13 年度（目標年度）ごみ処理フロー

6. ごみ処理施策

(1) ごみ減量に向けた方策

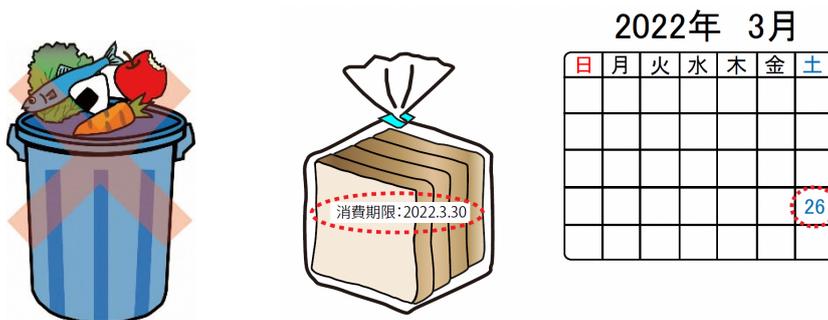
減量目標の達成に向けて、「町民」、「事業者」、「甲良町」それぞれの主体が実施する方策を以下に示します。ごみ減量に向けて各主体が別個に実施するのではなく、それぞれが一体的に取り組む体制構築を目指します。

1) 町民の取組

① 食品ロスの削減

まだ食べられるのに廃棄される食品廃棄物は「食品ロス」と呼ばれています。食品ロスの削減に向けて、家庭での調理時には食べ切れる量だけを準備し残さず食べる、外食時には食べ切れる分だけ注文し残さず食べるなどの「食べキリ」、スーパー等で食料品を購入する際には事前に必要な食材を確認して購入する、食材の賞味期限や消費期限を確認して早いものから使うなどの「使いキリ」を心がける必要があります。

また、会食の際には、開始後 30 分は席を立たずに料理を楽しみ、終了 10 分前には自席に戻ってもう一度料理を楽しむ「3010（さんまるいちまる）運動」を呼びかけ、実践していくことも必要です。

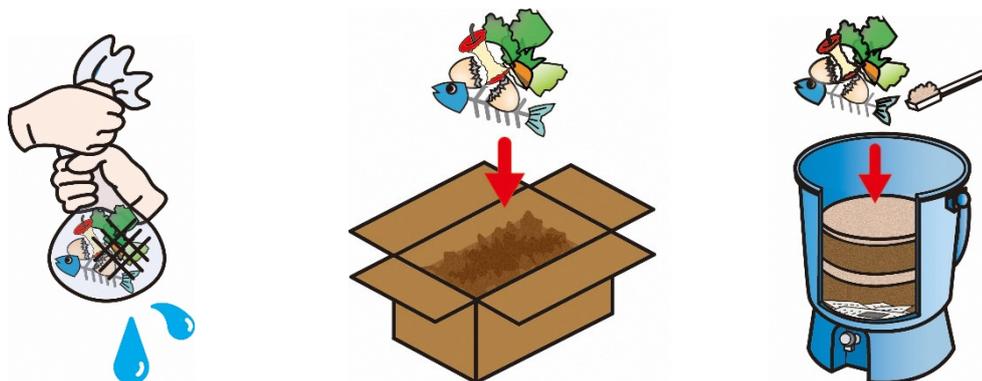


② 生ごみの水切り

生ごみの約 9 割は水分であり、水分が多いと、焼却の際、多くの化石燃料が消費されることとなります。調理くずや生ごみを捨てる前に、ひとしぼりや、一晚置いて乾燥させるなどの「水切り」をすることで、ごみの減量とごみ処理経費の削減につながります。

③ 簡易生ごみ処理（堆肥化）

家庭から発生する生ごみは、有用微生物と混ぜ発酵させることにより堆肥化することができます。ボカシ（米ぬかやもみ殻などに有用微生物を混ぜ合わせたもの）やダンボールコンポストを用いた処理方法等があります。生ごみを堆肥化することで、家庭菜園等に活用できるうえ、生ごみ排出量の削減につながります。



④ 買い物での工夫

マイバッグおよびマイボトルの活用、簡易な包装を心掛けることで、レジ袋、ペットボトル、空き缶、梱包に係るごみの削減につながります。



⑤ リユースショップへの出品

使用可能でも不要になったものは、近隣のリユースショップ、フリーマーケットおよびオンライン上でのフリーマーケット形式のサービス等を活用し、需要のある人に譲渡することで、廃棄を避けることができます。



2) 事業者の取組

① 生産・流通・販売におけるごみ排出抑制

人口減少、年齢構成の変化および価値観の多様化等、町民のニーズは様々な状況にあります。需要に合わせた適量の生産・オーダーメイド・資源の再利用を促進することで、ごみの排出抑制につながることを求められています。また、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行により、スプーン、ストローをはじめとするプラスチック製品の排出を抑制することも求められています。

② 紙類の排出抑制・再生利用の促進

会議・打合せ資料はデータにより閲覧することで、印刷による紙使用量の削減につながります。また、必要に応じて使用される紙類は、その性状に合わせて適切な分別、資源化が求められます。



③ 食品廃棄物リサイクルの推進

食品廃棄物は、飼料化、肥料化およびエネルギー化(メタン発酵)等のリサイクルが可能です。食品廃棄物のリサイクルを推進することで焼却・埋立量の削減や資源の有効活用につながります。

3) 甲良町の取組

① ごみ減量の具体的な方法の公開、PR

町民、事業者それぞれの果たす役割を理解してもらうため、ホームページ、広報および出前講座等を通じて周知を図ります。

② 多量排出事業者等に対する指導

搬入車に対する定期的な展開検査および近隣市町からの越境ごみ対策により、多量排出事業者や不適切な排出に対する取り締まり、指導を行います。

③ ごみ処理費用有料化の検討

新ごみ処理施設供用による1市4町共同でのごみ処理に際し、1市4町でのごみ処理手数料の統一化等を検討します。

④ 使用済紙おむつ再生利用の検討

高齢化に伴い、大人用紙おむつの消費量の増加が想定されます。紙おむつには上質パルプ、フィルムおよび吸水性樹脂等から構成されており、再生利用によりパルプ等の有効利用や乾燥による燃料化が可能です。環境省は、市区町村が紙おむつの再生利用検討の参考とすることを目的に、令和2年3月に「使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドライン」を策定しました。

今後は、紙おむつ再生利用による利点および課題(収集方法、衛生面への配慮等)を踏まえ、使用済紙おむつの再生利用を検討します。

(2) ごみの分別、収集・運搬体制の適正化

1) プラスチック類の分別

家庭系の廃棄物について、令和 11 年度以降プラスチック類を資源化します。容器包装プラスチック類については、現在の彦根市における分別方法を踏襲し、きれいなものはプラスチック類として分別し、汚れが落ちにくいものは燃やすごみとします。硬質プラスチック類については、現時点では分別方針案を「燃やさないごみ」もしくは「プラスチック類」とし、今後、施設内での選別、費用面等から効率的な分別および収集方法を検討します。分別方法の変更之际町民が混乱しないように、ホームページおよび広報等を通じて、新たな分別方法の開始時期と変更点を適宜周知します。また、汚れたプラスチック類については資源化に適さないことから焼却し、熱回収することとしますが、安易に燃やすごみとするのではなく、資源化促進のため、汚れを落として排出していただくよう周知、啓発を行っていきます。

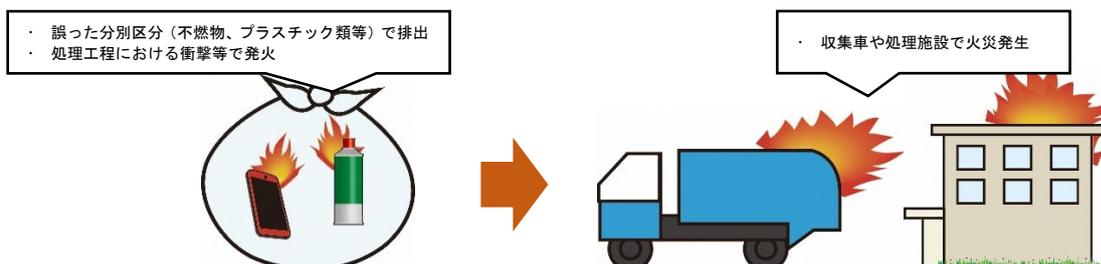
容器包装プラスチック	硬質プラスチック類
<ul style="list-style-type: none"> ・ プラマーク付のもの ・ パック類 ・ トレイ類 ・ 発泡スチロール、緩衝材 ・ 袋、フィルム類 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハンガー ・ 洗面器 ・ 洗濯かご ・ おもちゃ ・ バケツ ・ ちりとり ・ 椅子 ・ プランター ・ トレー ・ スタンド ・ 文房具
等	等

2) 適切なごみ排出の管理

① 分別区分の周知徹底

適切なごみ排出を促進するため、毎年、地区別にごみ収集カレンダーを作成しています。今後もカレンダーの作成を継続するとともに、令和 11 年度以降の分別方法変更後も町民が適切な排出ができるように、事前に周知します。

また、分別区分に即さない不適切な排出が目立つ場合は、写真等を使用して分別方法を理解しやすいように周知するほか、不適切な排出による影響について事例（例：リチウムイオン電池やスプレー缶による火災事故）を交えながら啓発に努めます。



許可業者および直接持込事業者には、展開検査等により分別方法を遵守しているか随時確認します。また、一般廃棄物と産業廃棄物の区分を適宜周知します。

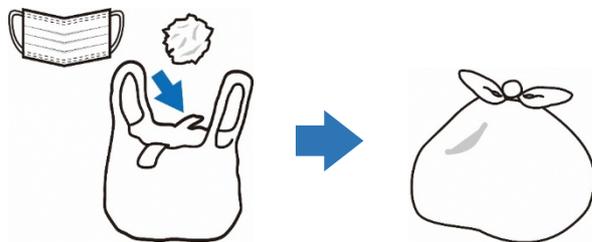
② ごみ出し支援

高齢者・介護認定者・障がい者等、自力でごみを出すのが困難な方に対して、地域での協力や戸別回収等、利便性および効率性を考慮しながら収集運搬体制の構築を図ります。

また、粗大ごみは現在拠点回収していますが、新ごみ処理施設の供用開始後も拠点回収を継続すると、1日に多量の粗大ごみが施設に搬入されることになり、施設の保管要領を超過する恐れがあります。新ごみ処理施設供用開始後の粗大ごみの収集方法については、住民の直接持込や、高齢世帯等で持込が困難な方への戸別収集の実施等を検討します。

③ 感染性廃棄物の適切な排出方法の周知

新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、感染防止に向けた取組が必至となっており、予断を許さない状況が続いています。マスクおよびティッシュ等の感染性廃棄物の可能性が高いごみは、ビニール袋等に密封し、排出および収集・運搬時に漏出しないように留意する必要があります。広報等を通じて、感染性廃棄物の適切な排出方法を周知していきます。



(3) 環境教育・環境啓発、ごみ処理に係る情報提供

① 環境教育・環境啓発、地域との連携

町民・町民団体・事業者・町の連携の下、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の町民が、環境問題に触れ、学習する機会として体験型・参加型イベントの開催および環境教育の中でごみの問題を学ぶプログラムの提供、さらには学校や地域を対象にしたごみの分別方法、資源化およびごみ問題等について学習する出前講座の充実を図ります。

また、学校や地域等との連携を図り、未来を担う子どもたちを対象とした環境教育を推進するとともに、自ら率先してごみの減量・資源化への取組を実践できる人材や、ごみ問題について地域のリーダーとなる人材の育成を進めていくことを検討します。

② 美化活動の推進

町内の清掃活動等を通じて町民の環境意識を高めるために、自治会および学校等が実施する美化活動を支援します。

③ ごみ処理に係る情報提供

ごみの減量・資源化の必要性、ごみ処理経費の削減効果等のごみに関する理解を求める情報、町民・事業者の「やりがい」に繋がる情報、エコマーケットおよび環境・ごみに関するイベント開催の情報ならびに町民団体および地域が取り組むボランティア清掃活動等、ホームページ等を活用して最新の情報を提供するとともに、町民が必要とするごみ問題に関する情報を把握する手法やスマートフォン等のアプリを活用した情報提供のあり方について検討します。

(4) 環境負荷の削減

① グリーン購入の推進

町民および事業者に対して、製品およびサービスを購入する際に、環境を考慮して必要性をよく考え環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入する「グリーン購入」を推進します。

② 不法投棄対策

地域の監視の目が行き届かない河川敷および山林でのごみの散乱および不法投棄を防止するため、パトロールの実施および警察・地域と連携した監視体制を構築する等、あらゆる主体の協働によって、不法投棄等の不適正排出の防止を推進します。また、不法投棄がない美しい環境、ポイ捨てを許さない人づくりを進めるため、各種環境美化活動への積極的な参加を求め、町民意識の高揚を図っていきます。

③ 収集車両更新

今後、収集運搬車両の形態および台数等の見直しを行うとともに、老朽化等による収集運搬車両の更新の際には、低公害車の計画的導入を図ります。

④ バイオマス素材の導入

収集袋等において、カーボンニュートラルの性質を持つとされるバイオマス素材の積極的な導入を検討します。

⑤ 新ごみ処理施設でのエネルギー回収

令和 11 年度に供用開始する新ごみ処理施設では、ごみ焼却時に発生する熱エネルギーを回収し、施設内のプラント機器および暖房等に利用ならびに発電機により施設内消費の電力を発電することで化石燃料使用量の削減を図ります。また、ボイラーで発生した蒸気、熱交換機で加熱した高温水および発電した電力については近隣地域への供給・活用を図ります。

(5) 中間処理計画

1) 中間処理施設について

令和 10 年度までは、リバースセンターでの燃やすごみの RDF 化および小八木中継基地での燃やさないごみの受入を行います。令和 11 年度以降は彦根愛知犬上広域行政組合が整備する新ごみ処理施設において燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみおよび一部資源ごみの中間処理をします。

2) プラスチック類の分別収集物基準について

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律では、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化を促進するため、容器包装リサイクル法ルートを活用した分別収集物の再商品化を可能にするとされています。

容器包装リサイクル法指定法人に委託する場合、ごみ処理施設から搬出する際の分別収集物の基準は以下のとおり定められています。分別方法を変更する令和 11 年度以降に分別収集物の基準を遵守するため、今後、1 市 4 町における分別・収集時の規定等について検討します。

【分別収集物の基準】

- ・原則として最大積載量が一万キログラムの自動車に積載することができる最大の容量に相当する程度の分量の物が収集されていること
- ・圧縮されていること
- ・主としてプラスチック製の容器包装が廃棄物となったもの又は原材料の全部若しくは大部分についてプラスチック素材を利用したプラスチック使用製品廃棄物以外のものが付着し、又は

混入していないこと

- ・容器包装リサイクル法施行規則別表 1 の 7 の項に掲げる飲料又はしょうゆを充填するためのポリエチレンテレフタレート製の容器が混入していないこと
- ・一辺が 50cm 以上のものが混入していないこと
- ・小型家電リサイクル法第 2 条第 2 項に規定する使用済小型電子機器等が混入していないこと
- ・リチウムイオン蓄電池等の再商品化の過程で火災等を生ずるおそれのあるもの、感染のおそれのあるもの、その他の商品化を著しく阻害するプラスチック使用製品廃棄物が混入していないこと
- ・容器包装リサイクル法に指定されている指定保管施設において保管されているものであること

(6) 最終処分計画

新ごみ処理施設を供用開始する令和 11 年度以降は、焼却残渣および不燃残渣は大阪湾広域臨海環境整備センターへの埋立処理の委託をする予定です。また、新ごみ処理施設供用開始後の一部焼却灰の資源化を検討します。

(7) 災害廃棄物への対応

災害発生時においては、被災自治体の都市機能や町民生活の早期回復を図るため、必要な支援連携を行うとともに、平常時より他自治体および関係団体との総合的な支援連携体制を構築します。また、大規模な地震等の災害が発生すると、一時的に大量のごみが発生し、道路の通行不能等により、平常時と同じようにごみの収集や処理ができないことが予想されます。災害によって発生した廃棄物を円滑に処理し、早急な復旧による衛生確保や環境保全を図るため、災害廃棄物処理計画の策定を検討します。

第1節 多賀町の概要

1. 自然的概要

(1) 地形的・地域的特性

多賀町は滋賀県の東部に位置し、北は彦根市および米原市、東は岐阜県および三重県、南は東近江市、西は愛荘町および甲良町に接しています。多賀町の面積は、135.8km²であり、滋賀県全体の約3%を占めています。



図7-1-1 多賀町の位置

2. 人口動態・分布

令和元年度の多賀町の人口総数は7,600人です。多賀町の人口の推移を見ると、横ばいの傾向にあります。世帯数は増加の傾向にあります。

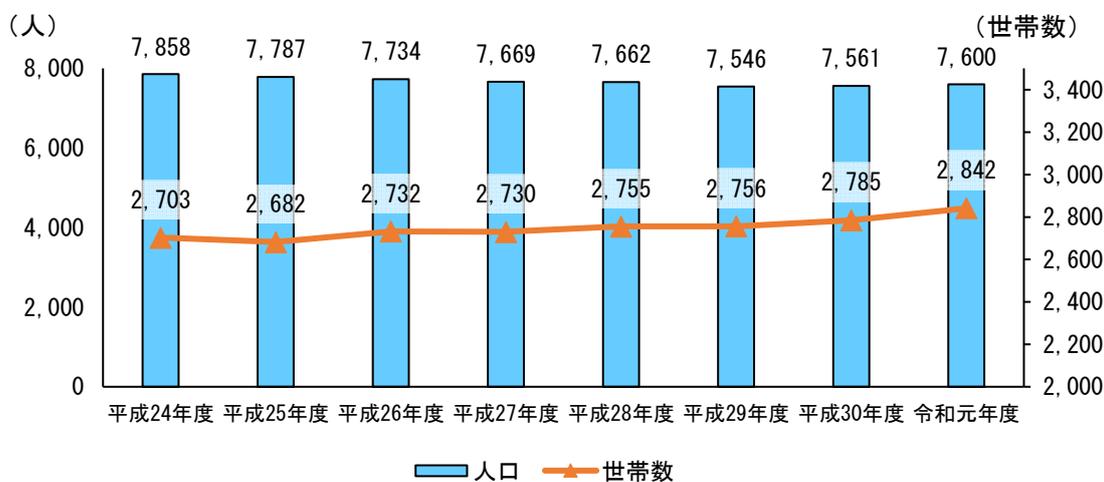
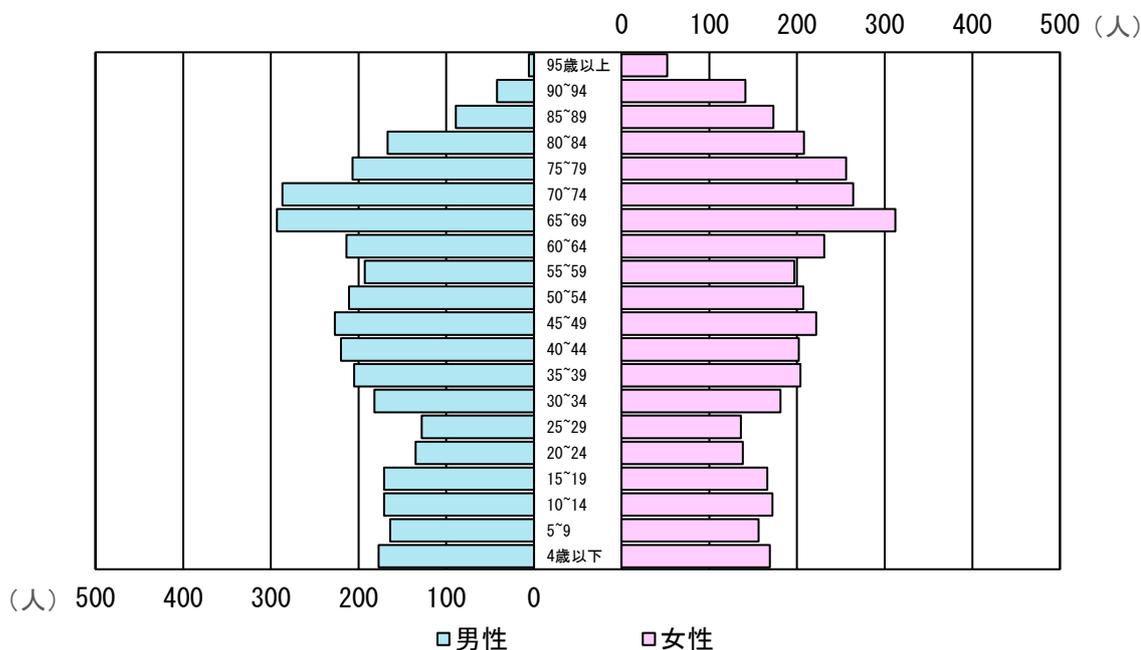


図7-1-2 多賀町の人口・世帯数の推移

図 7-1-3 に多賀町の令和元年 10 月 1 日時点における年齢別人口分布を示します。男女ともに、65～69歳の人口が多いことがわかります。

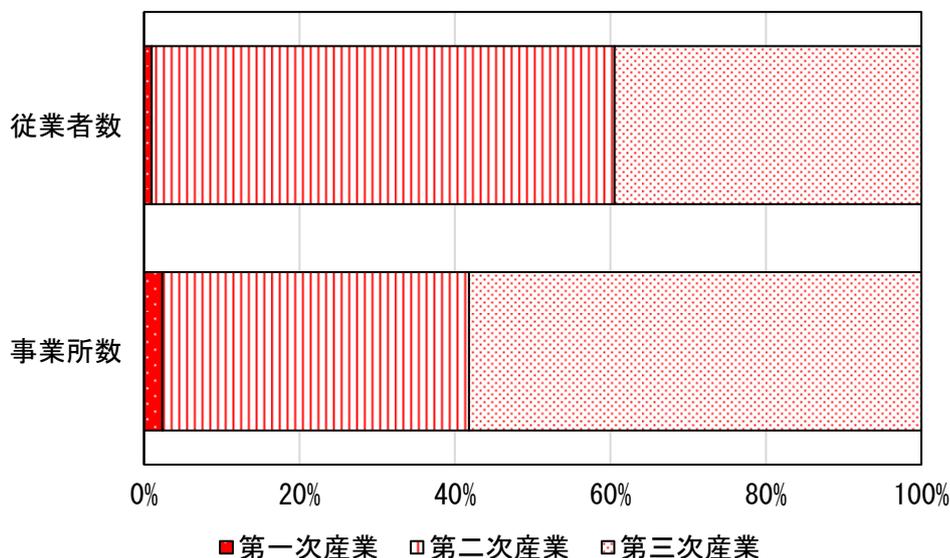


出典：滋賀県 滋賀県の統計情報

図7-1-3 多賀町の人口ピラミッド (令和元年 10 月 1 日時点)

3. 産業の動向

多賀町の平成 28 年 6 月調査時点の全産業事業所数は 378 事業所であり、従業者数は 5,222 人でした。図 7-1-4 に産業別事業所数・従業者数の割合を示しています。全産業従業者数の割合は第二次産業が最も高く、事業所数では第三次産業の割合が最も高いことがわかります。



出典：平成 28 年経済センサス活動調査 確報集計（事業所に関する集計）
 ※ 民営事業所を対象としています。

図 7-1-4 多賀町の産業別事業所数・従業者数の割合

4. 関連計画

(1) 第 6 次多賀町総合計画

第 6 次多賀町総合計画（計画期間：令和 3 年度から令和 12 年度）における施策の中で、ごみ処理に関する事項は、「第 4 章 環境・コミュニティ」の「第 5 節 地球環境・資源循環」、「第 6 章 都市基盤・住環境」の「第 5 節 景観」に記載されています。

1) 成果指標

指標名		目標値(令和 7 年度)
成果指標	一人当たりの燃やすごみ排出量	334g/日

※ 第 6 次多賀町総合計画実施計画に記載。

2) 具体的な施策

① 環境学習の推進

- ・生涯学習の取組と連携し、星空観察会など環境に関する学習を計画的に開催します。

② ごみ処理の省エネルギー化の推進

- ・広域行政組合において、再資源化、低炭素社会の実現に向けた、新たなごみ処理施設の整備を推進します。

③ ごみの減量化・資源化の推進（4Rの推進）

- ・リサイクル活動の推進とごみの分別による資源化、減量化を進めるため、啓発活動、情報提供を

推進します。

- ・発生したごみは、可能な限り家庭、事業所内での減量化や再資源化を促し、リサイクル可能なものは資源分別収集を推進します。
- ・ごみ処理の有料化について検討します。
- ・生ごみの減量化や堆肥化を検討します。

④ 食品ロス対策の推進

- ・イベントでの啓発等、食品ロス対策についての啓発活動、情報提供を推進します。
- ・滋賀県と連携した事業の実施を図ります。

⑤ 地球温暖化対策

- ・多賀町地球温暖化対策実行計画に基づき、引き続き二酸化炭素の削減に取り組みます。
- ・「緑のカーテン」の取組を行います。

⑥ 環境美化運動の推進と不法投棄ごみ対策

- ・町民・各種団体・事業所の自主的な環境美化活動を促進します。
- ・不法投棄ごみ削減のため、パトロールの強化、看板の設置、早期回収を図り不法投棄の未然防止に努めます。

第2節 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

1. ごみ処理に関する基本情報

(1) ごみの種類別発生量の現況

平成24年度から令和元年度までの、多賀町のごみ種類別発生量を表7-2-1 および図7-2-1 に示します。ごみ発生量は平成26年度に増加していますが、平成27年度以降は全体としてほぼ横ばいで推移しています。

表7-2-1 多賀町のごみ種類別発生量

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
燃やすごみ	t/年	1,300	1,320	1,580	1,487	1,547	1,579	1,571	1,623
燃えないごみ	t/年	187	172	213	180	142	130	155	136
粗大ごみ	t/年	205	203	195	206	154	155	230	174
紙パック	t/年	1	1	1	1	1	1	1	1
缶類	t/年	9	8	7	6	6	6	6	6
びん類	t/年	35	34	34	33	31	31	30	27
ペットボトル	t/年	8	7	6	6	6	7	8	7
白色トレイ	t/年	0.2	0.2	0.2	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1
乾電池	t/年	2	2	2	2	2	2	2	2
廃食用油	t/年	2	2	2	2	2	2	2	1
使用済み小型家電	t/年	0	0	11	13	14	14	17	25
紙類（集団回収）	t/年	324	289	302	284	260	230	243	201
布類（集団回収）	t/年	43	31	36	38	32	35	37	31
家電4品目	t/年	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	t/年	2,118	2,070	2,391	2,259	2,199	2,193	2,304	2,235

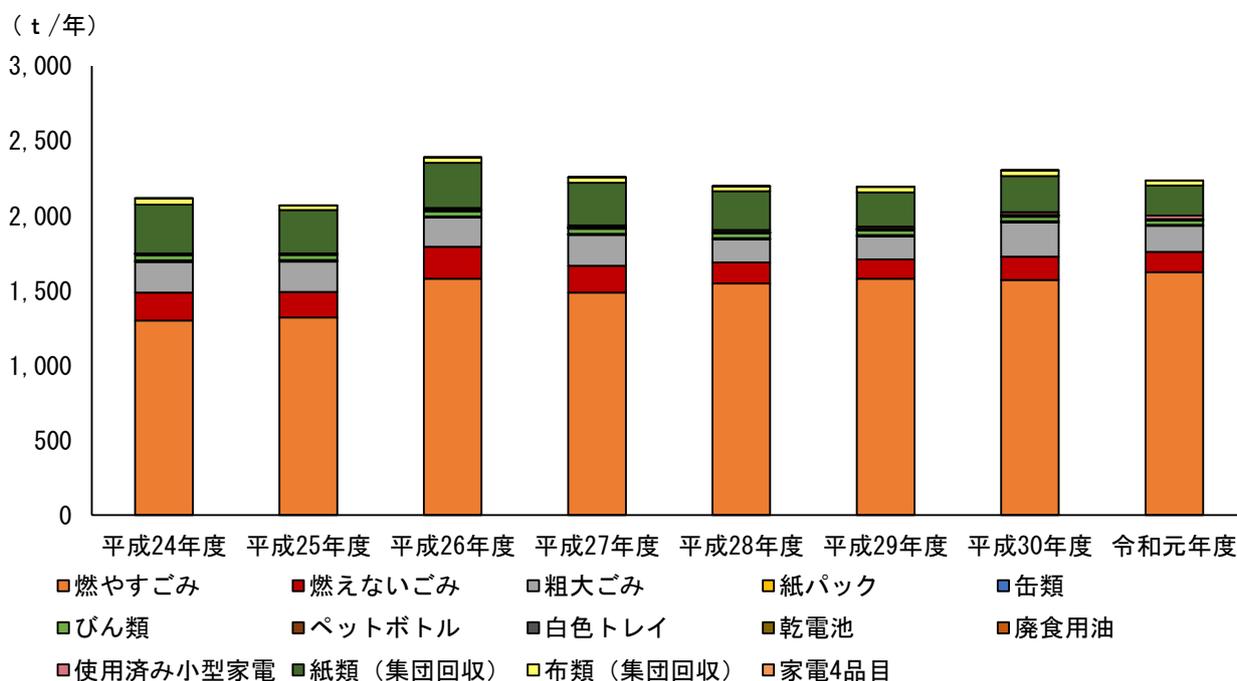


図7-2-1 多賀町のごみ種類別発生量

(2) リバースセンター搬入ごみ組成

平成 24 年度から令和元年度までの、リバースセンターに搬入されたリバースセンターに搬入された愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町のごみ組成の調査結果は表 7-2-2 のとおりです。

表7-2-2 リバースセンターの搬入ごみ組成調査結果

		ごみ種類組成						単位容積重量 (湿り) kg/m ³	三成分		
		紙・布類	ビニール類	木・竹・わら類	厨芥類	不燃物類	その他		水分	可燃分	灰分
年度	年月	%	%	%	%	%	%	kg/m ³	%	%	%
平成24年度	H24.06.07	28.24	38.82	11.37	3.92	6.67	10.98	170	56.34	40.42	3.24
	H24.09.05	36.65	54.66	5.59	1.86	0.00	1.24	100	54.78	43.08	2.14
	H24.12.07	56.03	32.33	0.43	10.78	0.00	0.43	110	40.66	56.63	2.71
	H25.03.05	59.09	34.09	0.57	5.11	0.57	0.57	82	38.46	59.18	2.36
平成25年度	H25.06.05	56.01	15.81	2.06	25.43	0.34	0.34	130	35.33	58.03	6.64
	H25.09.04	35.16	57.81	4.30	1.17	0.39	1.17	150	51.79	43.51	4.70
	H25.12.04	54.67	26.67	2.33	15.00	1.00	0.33	120	29.74	62.35	7.91
	H26.03.04	49.03	20.00	7.74	9.68	12.26	1.29	91	51.56	42.96	5.48
平成26年度	H26.06.04	63.21	33.02	1.89	0.47	0.94	0.47	96	50.70	43.97	5.33
	H26.09.10	67.78	25.93	1.11	4.07	0.00	1.11	120	49.81	47.85	2.34
	H26.12.03	68.80	20.00	0.80	8.80	0.80	0.80	97	42.92	56.57	0.51
	H27.03.12	48.77	33.95	7.41	7.41	0.00	2.47	94	50.91	46.02	3.07
平成27年度	H27.06.10	45.75	45.10	3.59	2.29	0.65	2.61	160	46.97	50.30	2.73
	H27.09.02	45.99	37.97	4.22	5.06	2.11	4.64	160	57.60	40.52	1.88
	H27.12.02	53.99	41.31	0.47	3.76	0.00	0.47	100	41.32	56.06	2.62
	H28.03.02	60.00	29.62	0.77	8.46	0.38	0.77	120	38.97	58.21	2.82
平成28年度	H28.06.02	21.35	23.44	25.00	18.23	0.52	11.46	100	43.36	52.39	4.25
	H28.09.01	42.52	35.03	3.74	5.78	8.50	4.42	130	33.03	49.18	17.79
	H28.12.01	66.67	25.64	0.00	6.96	0.00	0.73	130	37.67	57.70	4.63
	H29.03.02	35.93	29.15	8.14	19.66	0.00	7.12	150	42.27	53.22	4.51
平成29年度	H29.06.06	34.28	23.58	19.18	16.98	1.89	4.09	160	44.50	49.86	5.64
	H29.09.05	44.72	23.58	19.18	16.98	1.89	3.25	130	44.47	52.42	3.11
	H29.12.05	41.44	34.68	4.50	16.22	0.00	3.15	130	51.21	45.09	3.70
	H30.03.06	47.00	27.19	5.07	18.89	0.00	1.84	90	27.67	61.21	11.12
平成30年度	H30.06.05	50.60	38.96	1.61	7.63	0.00	1.20	120	42.49	53.49	4.02
	H30.09.21	37.46	38.16	10.25	12.37	0.00	1.77	130	37.94	55.99	6.07
	H30.12.06	37.35	33.33	1.85	27.16	0.00	0.31	150	36.35	59.53	4.12
	H31.03.01	53.44	34.99	0.28	11.02	0.00	0.28	170	38.79	56.16	5.05
令和元年度	R1.06.05	36.48	30.74	24.18	7.38	0.41	0.82	140	50.10	46.31	3.59
	R1.09.03	42.23	45.02	11.16	0.80	0.00	0.80	120	41.36	53.81	4.83
	R1.12.03	47.06	45.45	1.60	5.35	0.00	0.53	80	33.69	59.92	6.39
	R2.03.03	22.12	64.90	5.77	5.77	0.00	1.44	90	36.39	59.47	4.14
総平均		46.56	34.40	6.13	9.70	1.23	2.28	123	43.10	52.23	4.67

(3) ごみの分別区分

多賀町のごみの分別区分を表 7-2-3 に示します。

表7-2-3 多賀町のごみの分別区分

分別区分		品目
燃やすごみ		生ごみ、紙類、プラスチック類（塩化・アルミコーティング加工物を除く）、ゴム類、木くず、布類
燃えないごみ		袋類、電球類、ガラス類、塩化ビニール類、金属類、陶器類、キャップ類、その他（ビデオテープ等）
粗大ごみ		金属類（スコップ、自転車、ドラム缶、パイプベッド、一斗缶、スチール製家具類等）、木製品類（机、いす、ソファ、タンス、家具類等）、木製品以外の非金属類（衣装ケース等）
資源ごみ	ペットボトル	ペットボトル（飲料品、酒用、しょうゆ等のペットボトル）
	白色トレイ	生鮮食品などの包装に使用されている皿型容器（表裏白色のものに限る）
	缶類	空き缶（ジュース類、酒類、のり等の缶、スプレー缶、カセットボンベ等）
	ビン類	空きびん（飲料類、酒類、調味料、食料品びん） ※資源になる「びん類」は飲食用のものに限る
	廃乾電池	乾電池等
	廃食油	使用済み食用油
	紙パック	牛乳などの飲料用の 1000cc、500cc 紙製容器（内側が白いもの）
資源回収	古紙	新聞紙、ダンボール、雑誌等
	古着	衣類のみ
使用済小型家電		電気や電池で動く家電製品
使用済み蛍光灯		直管型、環状管型蛍光灯
使い捨てライター		使用済ライター

※ 事業系は燃やすごみのみ

(4) 収集運搬体制

1) 家庭系ごみ

多賀町における家庭系の一般廃棄物の収集・運搬体制は表 7-2-4 のとおりです。

表7-2-4 多賀町における家庭系の一般廃棄物収集・運搬体制

分別区分	収集体制	収集回数	収集方法	収集方式
燃やすごみ	委託 持込	週 2 回	指定袋	ステーション方式 直接搬入
燃えないごみ	委託 持込	月 1 回	指定袋	ステーション方式 直接搬入

分別区分	収集体制	収集回数	収集方法	収集方式
粗大ごみ	委託	年2回	指定なし	拠点回収
缶類	委託	月1回	コンテナ	ステーション方式
ビン類	委託	月1回	コンテナ	ステーション方式
ペットボトル	委託	随時 月1回	ネット袋	拠点回収 ステーション方式
白色トレイ	委託	随時 月1回	ネット袋	拠点回収 ステーション方式
古紙	持込	実施団体による	紐結束	PTA等資源回収 (集団回収)
紙パック	委託	月1回	ネット袋	ステーション方式
廃乾電池	委託	随時	そのまま直接	拠点回収(回収ボックス設置) ステーション方式
古着	持込	実施団体による	透明袋	PTA等資源回収 (集団回収)
廃食油	委託	随時 月1回	指定なし	拠点回収 ステーション方式 (回収容器設置)
使用済み小型家電	持込	随時 年2回	指定なし	拠点回収 粗大ごみと併せて 拠点回収
使用済み蛍光管	持込	随時 年2回	指定なし	拠点回収(回収ボックス設置) 粗大ごみと併せて 拠点回収
使用済みライター	委託	随時	直接そのまま	拠点回収(回収ボックス設置) ステーション方式

2) 事業系ごみ

事業系の一般廃棄物の収集・運搬体制は表7-2-5のとおりです。

表7-2-5 多賀町における事業系の一般廃棄物収集・運搬体制

分別区分	収集体制	収集回数	収集方法	収集方式
燃やすごみ	許可業者 持込	随時	指定なし	直接搬入

(5) ごみ処理手数料

町民や事業者が直接リバースセンターにごみを持ち込む場合や、小八木中継基地に持ち込む場合は、持ち込むごみの区分や、重さに応じて処理手数料を徴収しています。

ごみ処理手数料は表 7-2-6 のとおりです。

表7-2-6 多賀町のごみ処理手数料一覧

分類		ごみ処理手数料
家庭系	燃えるごみ	20kg 以下：免除 20kg を超える場合：90 円/10kg
	燃えないごみ	50 円/5kg
	粗大ごみ (布団・カーペット類)	10kg 以下：300 円 10kg 以上：300 円/10kg
事業系	燃えるごみ	40kg 以下：750 円 40 kg を超える場合：200 円/10kg

(6) ごみ処理経費

平成 24 年度から令和元年度までのごみ処理経費の推移を表 7-2-7 および図 7-2-2 に示します。平成 24 年度以降、年々増加傾向にあります。ごみ処理経費の中では、処理および維持管理費の占める割合が多くなっています。

表7-2-7 多賀町のごみ処理経費

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
建設・改良費	千円	3,234	2,911	2,841	3,553	4,258	6,224	5,135	7,057
処理及び維持管理費	千円	81,804	85,564	82,468	86,950	90,242	89,454	96,774	110,474
その他	千円	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	千円	85,038	88,475	85,309	90,503	94,500	95,678	101,909	117,531

出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査結果
(千円)

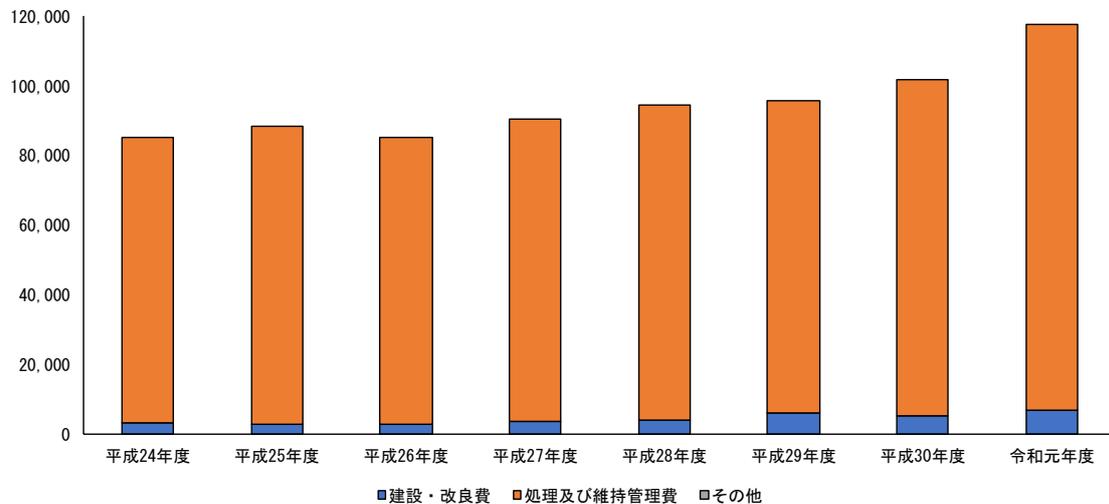


図7-2-2 多賀町のごみ処理経費

(7) 中間処理施設

現在の多賀町のごみ処理にかかる現有施設の概要は、表 7-2-8 のとおりです。

なお、令和 11 年度から彦根愛知犬上広域行政組合圏域の広域新ごみ処理施設が竣工予定です。

表7-2-8 RDF 化処理施設

施設名	湖東広域衛生管理組合 リバースセンター	
所在地	東近江市平柳町 3-1	
竣工	平成 9 年 3 月	
処理能力	22t/7h×1 系列	
主な設備 概要	RDF 製造方式	RMJ 方式（乾燥固化方式）
	受入供給設備	ごみ計量機、ごみピット、ごみクレーン
	成形方式	ローラーダイス方式
	排ガス処理設備	バグフィルタ

(8) 中継基地

令和 3 年 4 月から、東近江市の小八木中継基地が 1 市 4 町の不燃ごみの中継施設として利用されています。小八木中継基地の概要は表 7-2-9 のとおりです。

表7-2-9 中継基地

施設名	彦根愛知犬上広域行政組合 小八木中継基地
設置主体	彦根愛知犬上広域行政組合
所在地	東近江市小八木町 19
竣工	令和 3 年 4 月
搬入ごみ	不燃ごみ、自治会清掃ごみ

(9) ごみ処理の実績

令和元年度における多賀町のごみ処理フローを図 7-2-3 に示します。RDF 化処理するごみ量は、家庭系と事業系の燃やすごみ合わせて 1,623t/年になります。また、資源化量は 1,179t/年で、リサイクル率は 52.7%となっています。(リサイクル率は、ごみ量合計に対する、RDF を含む資源化量の割合を算出しています。)

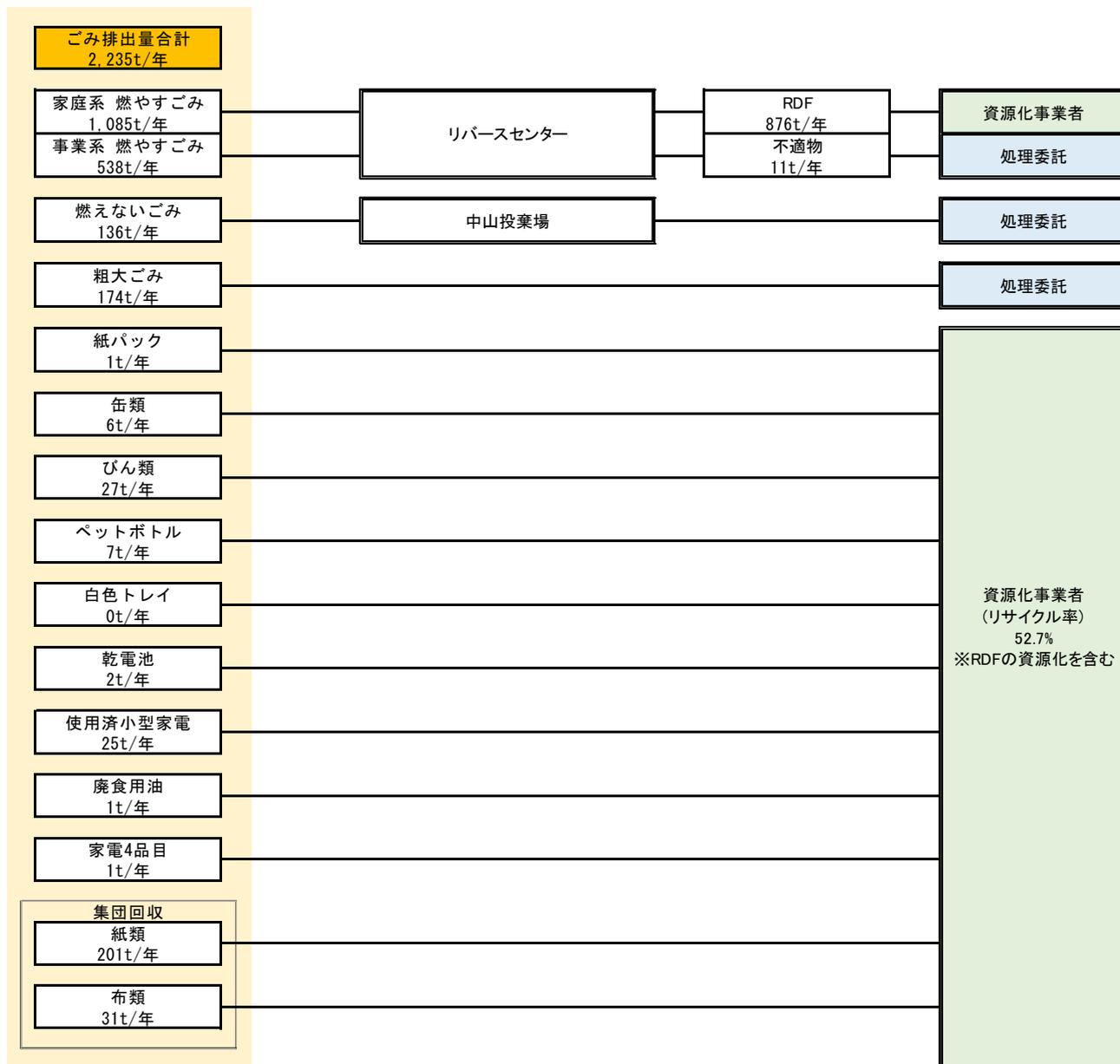
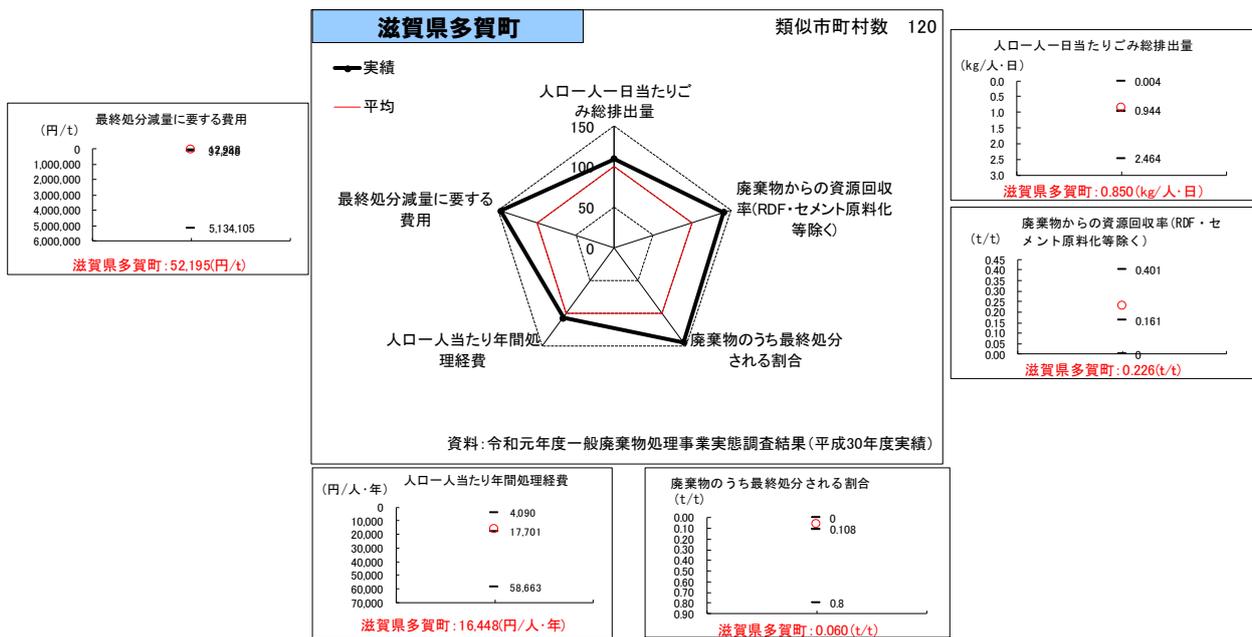


図7-2-3 多賀町の令和元年度ごみ処理フロー

2. 類似市町村との比較

環境省の「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」に基づき、多賀町のごみ処理システムを評価しました。評価には環境省の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（令和元年度実績版）」を用いています。同ツールでは、全国の市町村から、多賀町と都市形態区分・人口・産業構造が類似している市町村を抽出し、比較評価を行っています。支援ツールによる評価結果（指数値）を図7-2-4に示します。類似市町村における項目ごとの平均値の指数を100としており、多賀町の指数が100を上回っていれば、類似市町村の平均より優れていることになります。

これによると多賀町は全国における類似市町村120自治体と比較して、全ての項目の指数値が平均を上回っています。



標準的な指標	人口一人一日当たりごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要する費用 (円/t)
平均	0.944	0.161	0.108	17,701	97,248
最大	2.464	0.401	0.8	58,663	5,134,105
最小	0.004	0	0	4,090	12,988
標準偏差	0.309	0.082	0.112	8,681	462,463
当該市町村実績	0.85	0.226	0.06	16,448	52,195
指数値	110.0	140.4	144.4	107.1	146.3

図7-2-4 多賀町のごみ処理システム評価結果（令和元年度実績比較）

3. 課題の抽出

(1) 排出抑制・資源化

多賀町のごみ排出量は平成 26 年度に増加していますが、平成 26 年度以降は全体としてほぼ横ばいで推移しています。

今後はごみの更なる発生を抑制するとともに、生ごみ処理機等の普及促進によるごみの減量化、適切な分別による資源化の検討が必要になります。

(2) 収集・運搬

多賀町では、今後高齢化社会の進行によりごみ出しが困難な世帯が増加することが想定されます。そのため、今後の高齢化社会を見据えた収集体制の構築等の検討が必要です。

また、分別方法を 1 市 4 町で統一する令和 11 年度以降の、硬質プラスチック類の分別・収集方法の検討が必要です。

(3) 最終処分

現在、彦根愛知犬上広域行政組合圏域において、不燃ごみの埋立を行うことができる最終処分場がないことから、彦根愛知犬上広域行政組合も交えて、最終処分場設置の検討を進めていくとともに、最終処分量の一層の削減を進めていくことが必要です。

(4) 処理コスト

今後は超高齢化に伴う福祉費用の増加など、より一層の財政逼迫が懸念されます。ごみ処理コスト低減のため、多様な施策の実施や、情報媒体を活用して町民にコスト意識を促す必要があります。

(5) 施設の老朽化

リバースセンターは供用開始から 25 年が経ち、老朽化が進んでいます。安定したごみ処理を行うため、遅滞なく新ごみ処理施設整備を進める必要があります。

4. ごみ処理基本計画の基本方針等

本計画の基本方針を表7-2-10に示します。町民・事業者・多賀町それぞれの役割を明確にするとともに、各主体の協働を目指します。

表7-2-10 本計画の基本方針

基本方針1 2R（Reduce（発生抑制）・Reuse（再使用））の推進
<p>ごみ処理量の減量に向けて、3Rにおける2R（Reduce（発生抑制）・Reuse（再使用））の取組を優先的に推進します。町民・事業者の主体的な取組を促す施策を展開していきます。</p> <p>また、1市4町での広域処理に際し、ごみ減量目標の設定やごみ処理施策において、圏域での一体的な取組も進めます。</p>
基本方針2 適正なごみ処理の実施
<p>ごみ処理方法におけるリサイクル、焼却・熱回収および埋立処分において、財政負担の低減および環境負荷の削減等を考慮して、適切な処理を実施します。</p>
基本方針3 分かりやすい情報発信の推進
<p>町民や事業者が、多賀町におけるごみの現状と課題を十分に理解していただくために、今後はホームページおよび広報での情報提供ならびに出前講座を実施します。さまざまな機会を通じて町のごみ処理の現状を積極的に公開し、町民や事業者の取組によるごみ減量等の効果が「見える化」されたものとなるよう努めます。</p>
基本方針4 町民・町民団体・事業者・町のコミュニケーションによる協働の推進
<p>ごみ処理の実施において、ごみの減量・資源化の担い手としての町民や生産・流通に携わる事業者、環境問題およびごみ問題に取り組む町民団体、ごみ処理に携わる町との良好なコミュニケーションが必要です。良好なコミュニケーションが醸成されることにより、各主体のごみ問題に対する意識が高まり、相互理解が深まり、信頼関係が築かれ、ごみの減量・資源化への様々な行動に繋がるよう施策を展開していきます。</p>

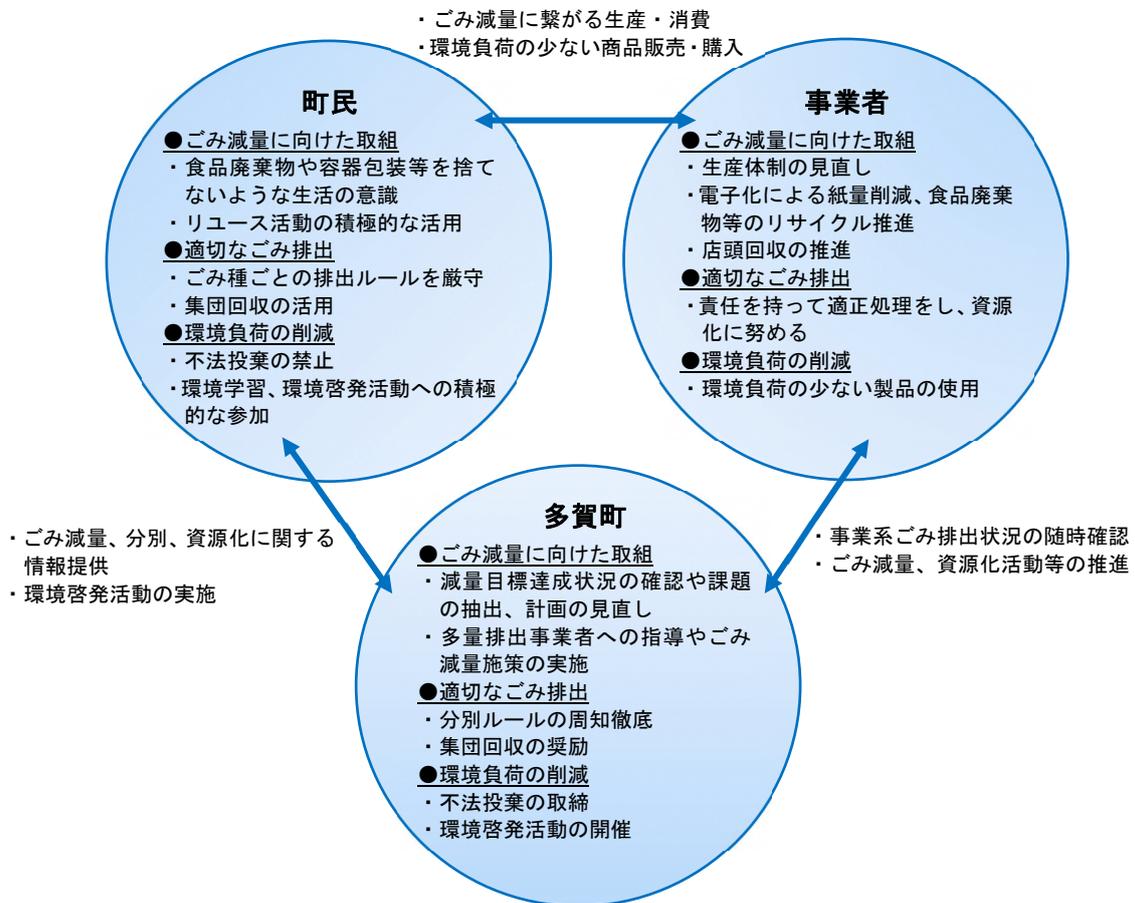


図7-2-5 町民・事業者・多賀町の協働イメージ

5. 将来ごみ量の推計

(1) 将来ごみ量（現状趨勢）

※将来ごみ量（現状趨勢）とは、ごみ減量施策等を実施せず現在のごみ排出傾向のまま推移することを意味します。

将来ごみ量は、「多賀町まち・ひと・しごと創生総合戦略（延長版）」（令和2年3月）で推計されている将来人口に、ごみ種ごとの1人一日あたり排出量推計値（g/人・日）を乗じて算出します。

将来人口の推計結果を図7-2-6に示します。人口ビジョンで推計値のない年度（令和3～6年度、令和8～11年度、令和13年度）については、実績値-推計値間（もしくは推計値-推計値間）を等差的に推移するものとし、設定しています。

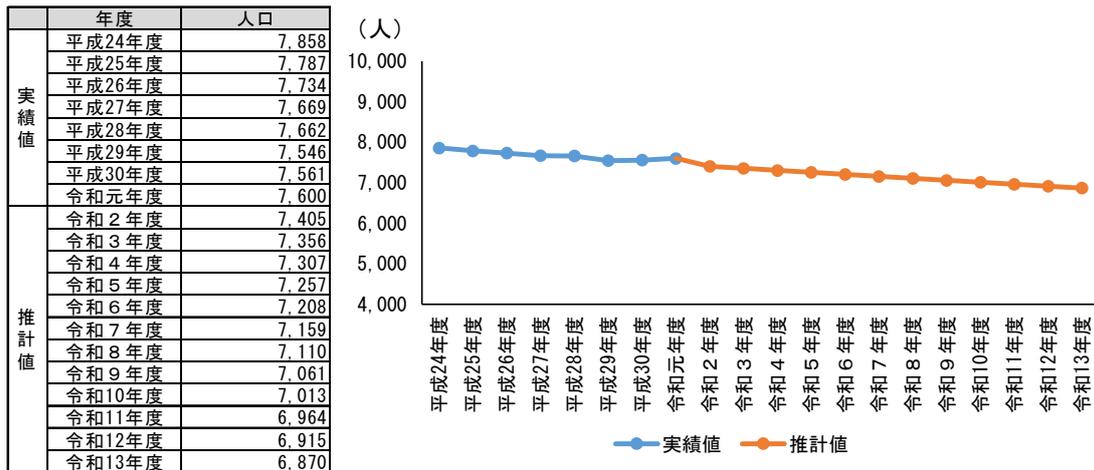


図7-2-6 多賀町の将来人口推計

ごみ種ごとの1人一日あたり排出量（g/人・日）は、「ごみ処理基本計画策定指針（平成28（2016）年9月改定、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）」に基づき、平成24年度から令和元年度までの8年間の実績値をもとに、トレンド法における6種類の推計式（①線形近似、②放物線近似、③対数近似、④累乗近似、⑤指数近似、⑥ロジスティック近似）により、複数の推計値を算出し、実績値の傾向から、妥当と考えられる1人一日あたり排出量（g/人・日）の推計値を決定します。（実績値の傾向から、必要に応じて、⑦直近値もしくは⑧平均値を採用します。）

現状趨勢の将来ごみ量の推計方法を図7-2-7に示します。

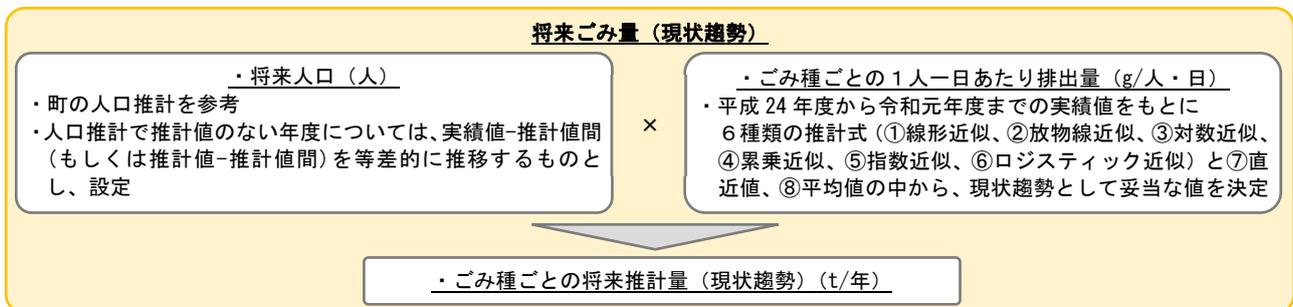


図7-2-7 将来ごみ量（現状趨勢）推計手順

表7-2-11 多賀町のごみ排出量推計結果（現状趨勢）

項目	単位	実績値←→推計値										中間目標年度						→新施設供用開始			目標年度	
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	
家庭系	合計	t/年	2,118	2,070	2,391	2,259	2,199	2,193	2,304	2,235	2,198	2,181	2,163	2,147	2,129	2,113	2,098	2,081	2,067	2,050	2,033	2,020
	燃やすごみ	t/年	1,055	1,036	1,316	1,059	1,032	1,047	1,060	1,085	1,046	1,042	1,038	1,034	1,029	1,025	1,020	1,014	1,009	938	932	927
	燃やさないごみ	t/年	187	172	213	180	142	130	155	136	137	134	131	129	126	124	122	120	118	114	112	111
	粗大ごみ	t/年	205	203	195	206	154	155	230	174	174	171	169	168	166	164	162	161	159	157	156	154
	紙パック	t/年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	缶・金属類	t/年	9	8	7	6	6	6	6	6	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	びん類	t/年	35	34	34	33	31	31	30	27	28	28	28	27	27	26	26	26	26	25	25	25
	ペットボトル	t/年	8	7	6	6	6	6	7	7	7	7	7	7	7	7	7	8	8	8	8	8
	容器包装プラスチック	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50	50	50
	硬質プラスチック類	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18	18	18
	白色トレイ	t/年	0.2	0.2	0.2	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	廃食用油	t/年	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	乾電池	t/年	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	小型家電	t/年	0	0	11	13	14	14	17	25	24	24	24	24	24	23	23	23	23	23	23	23
	家電4品目	t/年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
事業系	燃やすごみ	t/年	245	284	264	428	515	532	511	538	521	520	518	516	514	512	510	507	505	502	499	497
集団回収	紙類	t/年	324	289	302	284	260	230	243	201	217	211	206	200	195	191	187	182	179	175	171	168
	布類	t/年	43	31	36	38	32	35	37	31	32	32	31	31	30	30	29	29	29	29	28	28

※ 容器包装プラスチック量は、彦根市の令和元年度実績（容器包装プラスチック量/燃やすごみ量=0.33）より推計。容器包装プラスチック分は家庭系の燃やすごみから差引。

※ 硬質プラスチック類量は、「プラスチック資源一括回収実証事業」（平成29年度、環境省）結果より算出。同実証事業では『容器包装プラスチックのみの分別回収』から『容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括分別回収』への転換を行い、後者のプラスチック類回収量が前者と比較して35%増となった。本計画においても、容器包装プラスチック量の35%相当の硬質プラスチック類を回収可能と想定。硬質プラスチック類分は、家庭系の燃やすごみおよび燃やさないごみから差引。

※ 四捨五入の端数処理により、次頁以降のフロー図の数値と一致しない場合があります。

表7-2-12 多賀町の1人一日当たりごみ排出量推計結果（現状趨勢）

項目	単位	実績値←→推計値										中間目標年度						→新施設供用開始			目標年度
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
1人一日当たりごみ排出量	g/人・日	738	728	847	805	786	796	835	804	813	812	811	811	809	809	808	807	808	807	806	806

※ ごみ排出量の合計を、人口と年間日数で除して算出。

表7-2-13 多賀町のごみ処理量推計結果（現状趨勢）

項目	単位	実績値←→推計値										中間目標年度						→新施設供用開始			目標年度	
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	
焼却処理量	燃やすごみ	t/年																		1,440	1,431	1,424
	可燃残渣	t/年																		196	193	191
	計	t/年																		1,636	1,624	1,615
資源化量	RDF	t/年	670	694	685	789	819	836	830	876	846	843	840	837	833	830	826	821	817			
	資源化物	t/年	58	55	65	64	64	65	68	71	71	71	70	69	69	67	67	68	68	146	147	146
	集団回収	t/年	367	320	338	322	292	265	280	232	249	243	237	231	225	221	217	211	208	204	199	196
	計	t/年	1,096	1,069	1,088	1,175	1,175	1,166	1,178	1,179	1,166	1,157	1,147	1,137	1,127	1,118	1,110	1,100	1,093	350	346	342
民間事業者 処理委託分	RDF不適物	t/年	5	4	4	7	5	13	8	11	11	11	11	11	10	10	10	10	10			
	燃やさないごみ	t/年	187	172	213	180	142	130	155	136	137	134	131	129	126	124	122	120	118			
	粗大ごみ	t/年	205	203	195	206	154	155	230	174	174	171	169	168	166	164	162	161	159			
	計	t/年	397	379	412	393	301	298	393	321	322	316	311	308	302	298	294	291	287			
最終処分量	焼却灰	t/年																		207	206	205
	選別残渣	t/年																		64	63	63
	計	t/年																		271	269	268
リサイクル率	%		51.7%	51.6%	45.5%	52.0%	53.4%	53.1%	51.1%	52.7%	53.1%	53.1%	53.0%	53.0%	52.9%	52.9%	52.9%	52.9%	52.9%	17.1%	17.0%	16.9%

※ 四捨五入の端数処理により、次頁以降のフロー図の数値と一致しない場合があります。

(2) 将来ごみ量（減量目標）

彦根愛知犬上広域行政組合では、施設整備基本計画で設定した新ごみ処理施設の規模に基づき、地元への説明や環境影響評価、施設の仕様検討等、新施設整備に向けた検討を進められています。現在想定している施設規模を超過した新たな施設規模を設定する場合、施設整備の再検討による遅延等が懸念されます。そのため、本計画では施設整備基本計画で設定した熱回収施設規模と乖離しないように、減量目標を施設規模に合わせて設定することとします。

ごみの減量目標の設定方法には、ごみの総排出量（t/年）で設定する方法と、1人一日当たり排出量（g/人・日）で設定する方法があります。本計画では、将来の人口増減の影響を受けず、また他の関連計画等との比較を容易にするため、1人一日当たり排出量（g/人・日）に減量目標を設定します。

減量対象とするごみ種については、ごみ種の中でも特に減量が必要と考えられる「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」、「粗大ごみ」を対象とします。

減量目標値は、施設整備基本計画で設定した熱回収施設規模と乖離しないような将来ごみ量を検討し、その結果、「令和13年度に、令和元年度実績値から15%の減量」とします。

※ごみ処理施設の施設規模は、供用開始から最もごみ排出量が多い年度の推計値に基づいて算出します。施設規模は令和11年度のごみ排出量推計値により設定することになります。

減量目標達成時の将来ごみ量推計の手順を図7-2-8に示します。

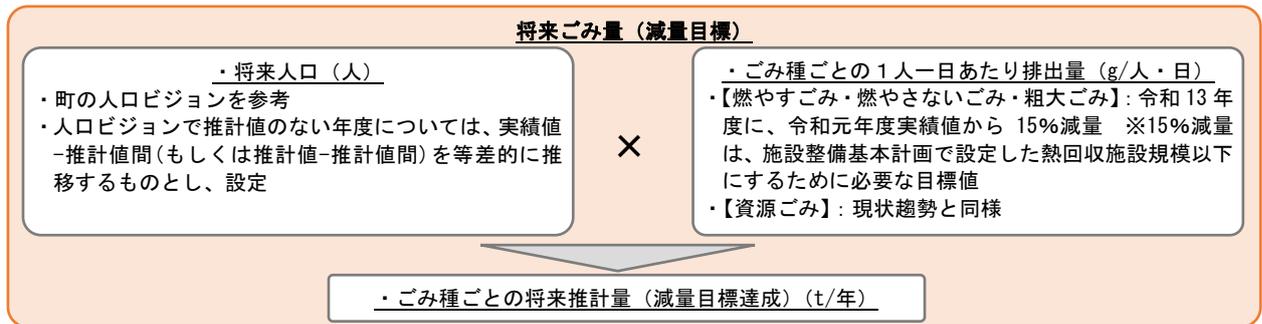


図7-2-8 将来ごみ量（減量目標）の推計手順

表7-2-14に1人一日当たり排出量の目標値を示します。なお令和2年度から令和12年度までの推計値は、令和元年度と令和13年度の1人一日当たりごみ排出量の差分を、年度間で等差になるように按分して推計します。

表7-2-14 多賀町の1人一日当たりごみ排出量の減量目標値

項目	内容	
燃やすごみ	令和元年度 583g/人・日 ⇒	現状趨勢 令和13年度 594g/人・日 減量目標 令和13年度 496g/人・日
燃やさないごみ	令和元年度 49g/人・日 ⇒	現状趨勢 令和13年度 45g/人・日 減量目標 令和13年度 41g/人・日
粗大ごみ	令和元年度 62g/人・日 ⇒	現状趨勢 令和13年度 61g/人・日 減量目標 令和13年度 53g/人・日
資源ごみ・集団回収	令和元年度 109g/人・日 ⇒	令和13年度 105g/人・日
合計	令和元年度 804g/人・日 ⇒	現状趨勢 令和13年度 806g/人・日 減量目標 令和13年度 695g/人・日

※ 家庭系・事業系の合計年間ごみ量を、町の人口と年間日数で除して算出

※ 1人一日当たりごみ排出量は、四捨五入の端数処理により各ごみ種の合計値が「合計」の項目と合致しない場合があります。

国、滋賀県および湖東定住自立圏が掲げる1人一日当たりごみ排出量（g/人・日）目標値と、本計画における減量目標値の比較を表7-2-15および図7-2-9に示します。

表7-2-15 多賀町の1人一日当たりごみ排出量 目標値比較

項目	年度	国 ※1	滋賀県 ※2	湖東 ※3	本計画 ※4
実績値	令和元年度	919g/人・日	837g/人・日	834g/人・日	804g/人・日
目標値	令和3年度	—	—	714g/人・日	減量目標 794g/人・日
	令和7年度	850g/人・日	804g/人・日	—	減量目標 753g/人・日
	令和8年度 ※中間目標年度	—	—	—	減量目標 744g/人・日
	令和13年度 ※目標年度	—	—	—	減量目標 695g/人・日

※1 第四次循環型社会形成推進基本計画（令和元年度の実績値は、環境省一般廃棄物処理実態調査結果より）

※2 第五次滋賀県廃棄物処理計画（令和元年度の実績値は、環境省一般廃棄物処理実態調査結果より）

※3 湖東定住自立圏共生ビジョン（Vol.17）（令和元年度は実績値）

※4 多賀町の家庭系・事業系・集団回収の年間ごみ排出量を、多賀町の人口と年間日数で除して算出。

(g/人・日)

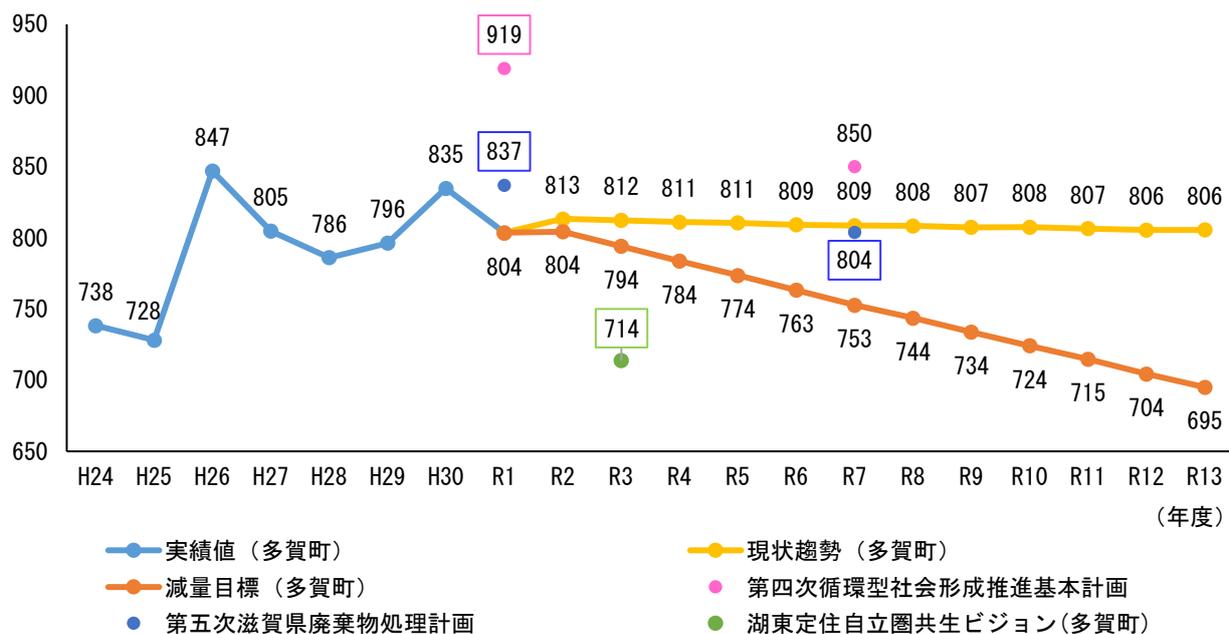


図7-2-9 多賀町の1人一日当たりごみ排出量 目標値比較

表7-2-16 多賀町のごみ排出量推計結果（減量目標）

項目	単位	実績値←→推計値										中間目標年度						→新施設供用開始			目標年度	
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	
家庭系	合計	t/年	2,118	2,070	2,391	2,259	2,199	2,193	2,304	2,235	2,174	2,132	2,090	2,049	2,008	1,967	1,930	1,891	1,854	1,817	1,778	1,743
	燃やすごみ	t/年	1,055	1,036	1,316	1,059	1,032	1,047	1,060	1,085	1,041	1,021	1,001	982	962	943	924	905	886	812	794	776
	燃やさないごみ	t/年	187	172	213	180	142	130	155	136	130	128	126	123	121	118	116	113	111	108	105	103
	粗大ごみ	t/年	205	203	195	206	154	155	230	174	167	163	160	157	154	151	148	145	142	139	136	133
	紙パック	t/年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	缶・金属類	t/年	9	8	7	6	6	6	6	6	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	びん類	t/年	35	34	34	33	31	31	30	27	28	28	28	27	27	26	26	26	26	25	25	25
	ペットボトル	t/年	8	7	6	6	6	6	7	8	7	7	7	7	7	7	7	8	8	8	8	8
	容器包装プラスチック	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	43	42	42
	硬質プラスチック類	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15	15	15
	白色トレイ	t/年	0.2	0.2	0.2	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	廃食用油	t/年	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	乾電池	t/年	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	小型家電	t/年	0	0	11	13	14	14	17	25	24	24	24	24	24	23	23	23	23	23	23	23
	家電4品目	t/年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
事業系	燃やすごみ	t/年	245	284	264	428	515	532	511	538	516	506	496	487	477	467	458	449	439	430	421	412
集団回収	紙類	t/年	324	289	302	284	260	230	243	201	217	211	206	195	191	187	182	179	179	175	171	168
	布類	t/年	43	31	36	38	32	35	37	31	32	32	31	31	30	30	30	29	29	29	28	28

※ 容器包装プラスチック量は、彦根市の令和元年度実績（容器包装プラスチック量/燃やすごみ量=0.33）より推計。容器包装プラスチック分は家庭系の燃やすごみから差引。
 ※ 硬質プラスチック類量は、「プラスチック資源一括回収実証事業」（平成29年度、環境省）結果より算出。同実証事業では『容器包装プラスチックのみの分別回収』から『容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括分別回収』への転換を行い、後者のプラスチック類回収量が前者と比較して35%増となった。本計画においても、容器包装プラスチック量の35%相当の硬質プラスチック類を回収可能と想定。硬質プラスチック類分は、家庭系の燃やすごみおよび燃やさないごみから差引。
 ※ 四捨五入の端数処理により、次頁以降のフロー図の数値と一致しない場合があります。

表7-2-17 多賀町の1人一日当たりごみ排出量推計結果（減量目標）

項目	単位	実績値←→推計値										中間目標年度						→新施設供用開始			目標年度
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
1人一日当たりごみ排出量	g/人・日	738	728	847	805	786	796	835	804	804	794	784	774	763	753	744	734	724	715	704	695

※ ごみ排出量の合計を、人口と年間日数で除して算出。

表7-2-18 多賀町のごみ処理量推計結果（減量目標）

項目	単位	実績値←→推計値										中間目標年度						→新施設供用開始			目標年度		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度		
焼却処理量	燃やすごみ	t/年																		1,242	1,215	1,188	
	可燃残渣	t/年																			175	172	168
	計	t/年																			1,417	1,387	1,356
資源化量	RDF	t/年	670	694	685	789	819	836	830	876	840	824	808	793	777	761	746	731	715				
	資源化物	t/年	58	55	65	64	64	65	68	71	71	71	70	69	69	67	67	68	68	136	135	135	
	集団回収	t/年	367	320	338	322	292	265	280	232	249	237	231	225	221	217	211	208	204	199	199	196	
	計	t/年	1,096	1,069	1,088	1,175	1,175	1,166	1,178	1,179	1,160	1,138	1,115	1,093	1,071	1,049	1,030	1,010	991	340	334	331	
民間事業者 処理委託分	RDF不適物	t/年	5	4	4	7	5	13	8	11	11	10	10	10	10	9	9	9					
	燃やさないごみ	t/年	187	172	213	180	142	130	155	136	130	128	126	123	121	118	116	113	111				
	粗大ごみ	t/年	205	203	195	206	154	155	230	174	167	163	160	157	154	151	148	145	142				
	計	t/年	397	379	412	393	301	298	393	321	308	301	296	290	285	279	273	267	262				
最終処分量	焼却灰	t/年																		179	176	172	
	選別残渣	t/年																		61	58	57	
	計	t/年																		240	234	229	
リサイクル率	%	51.7%	51.6%	45.5%	52.0%	53.4%	53.1%	51.1%	52.7%	53.4%	53.4%	53.4%	53.3%	53.3%	53.3%	53.4%	53.4%	53.5%	18.7%	18.8%	19.0%		

※ 四捨五入の端数処理により、次頁以降のフロー図の数値と一致しない場合があります。

令和8年度（中間目標年度）のごみ処理フローを図7-2-10に示します。

上段：現状趨勢
下段：減量目標

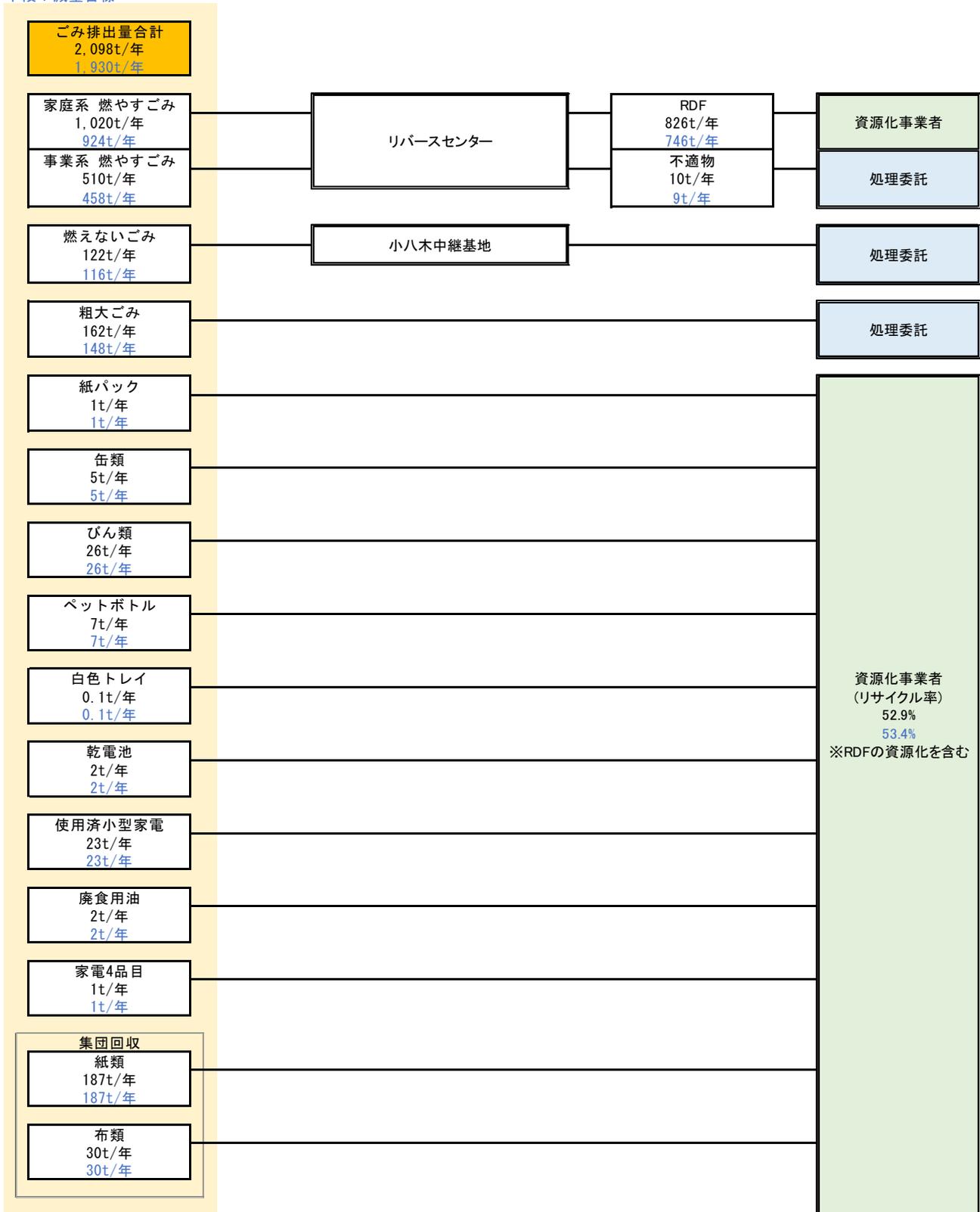


図7-2-10 多賀町の令和8年度（中間目標年度）ごみ処理フロー

令和 11 年度（新施設供用開始年度）のごみ処理フローを図 7-2-11 に示します。

上段：現状趨勢
下段：減量目標

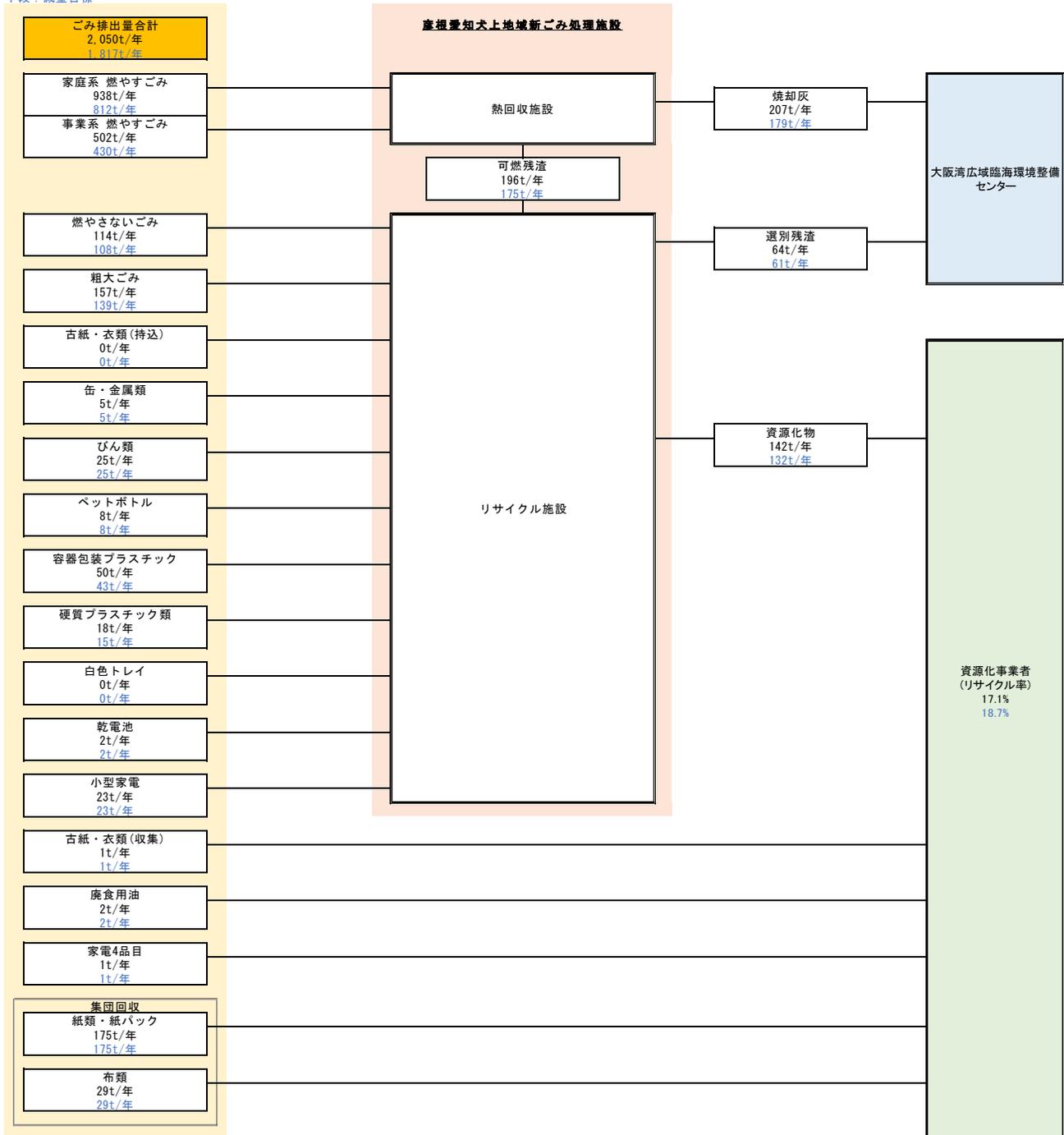


図7-2-11 多賀町の令和 11 年度（新施設供用開始）ごみ処理フロー

令和13年度（目標年度）のごみ処理フローを図7-2-12に示します。

上段：現状趨勢

下段：減量目標

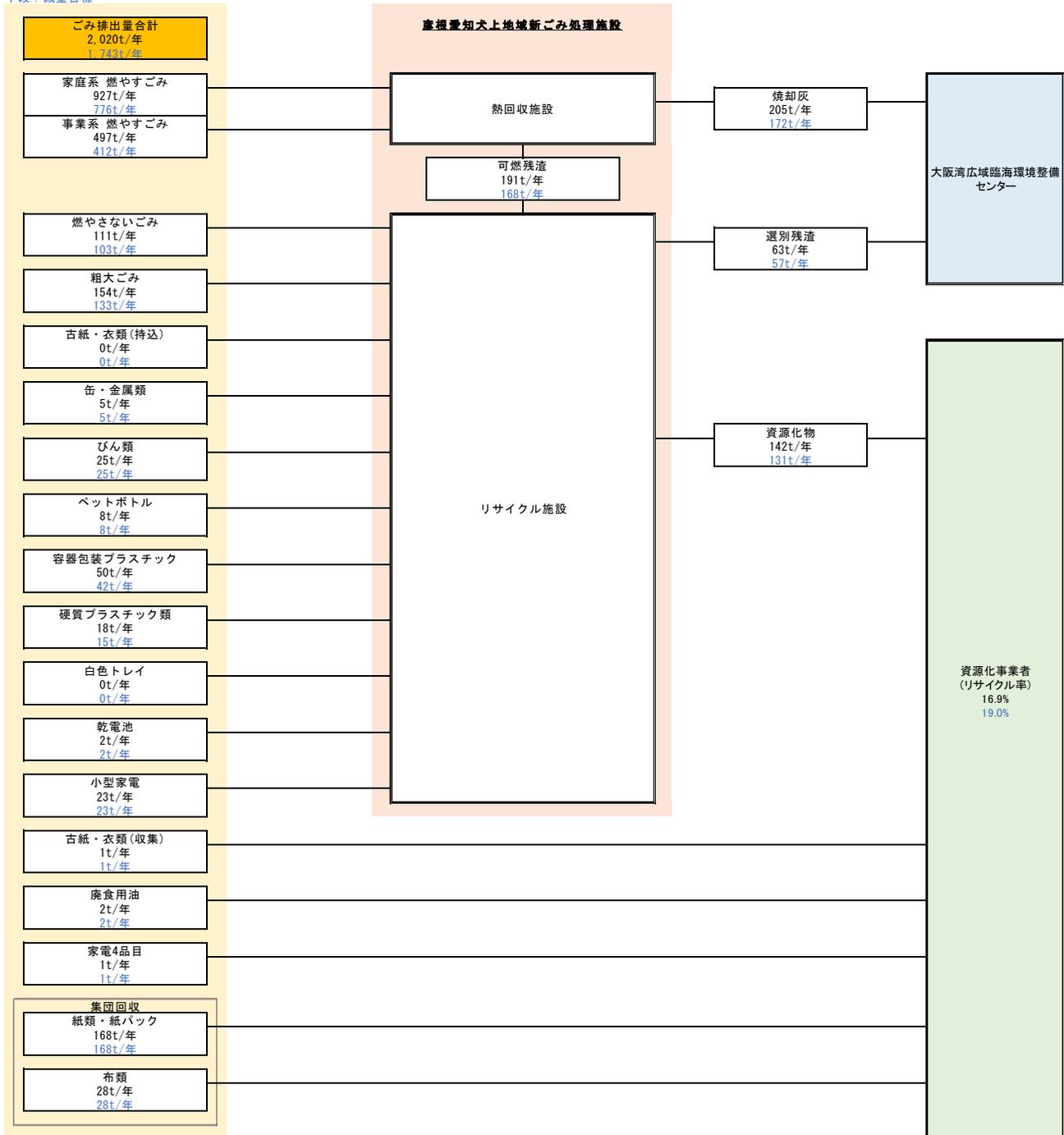


図7-2-12 多賀町の令和13年度（目標年度）ごみ処理フロー

6. ごみ処理施策

(1) ごみ減量に向けた方策

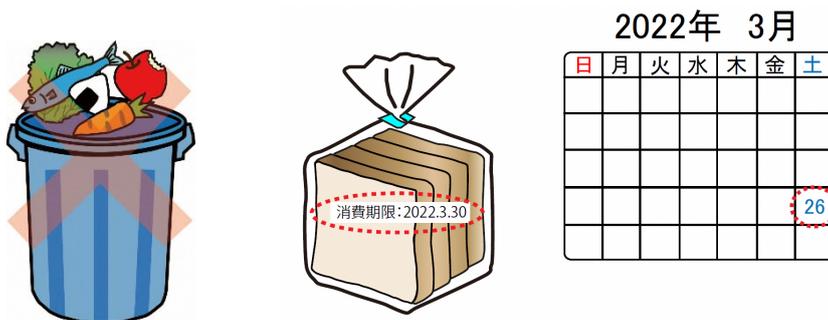
減量目標の達成に向けて、「町民」、「事業者」、「多賀町」それぞれの主体が実施する方策を以下に示します。ごみ減量に向けて各主体が別個に実施するのではなく、それぞれが一体的に取り組む体制構築を目指します。

1) 町民の取組

① 食品ロスの削減

まだ食べられるのに廃棄される食品廃棄物は「食品ロス」と呼ばれています。食品ロスの削減に向けて、家庭での調理時には食べ切れる量だけを準備し残さず食べる、外食時には食べ切れる分だけ注文し残さず食べるなどの「食べキリ」、スーパー等で食料品を購入する際には事前に必要な食材を確認して購入する、食材の賞味期限や消費期限を確認して早いものから使う等の「使いキリ」を心がける必要があります。

また、会食の際には、開始後 30 分は席を立たずに料理を楽しみ、終了 10 分前には自席に戻ってもう一度料理を楽しむ「3010（さんまるいちまる）運動」を呼びかけ、実践していくことも必要です。

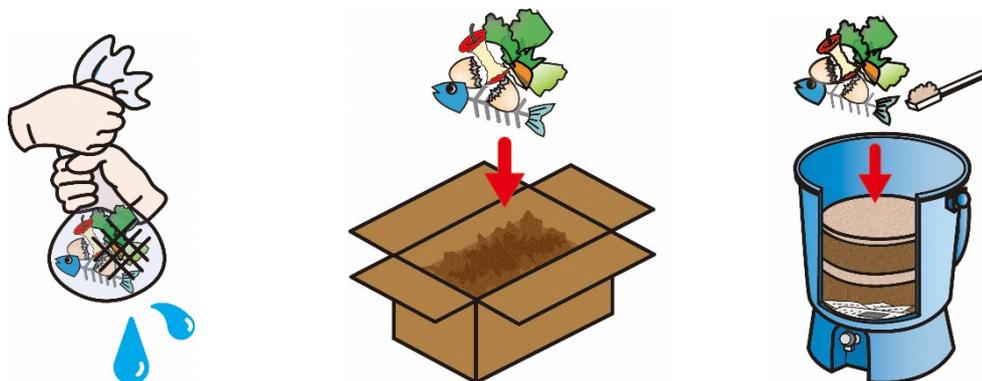


② 生ごみの水切り

生ごみは含水率が 70～80%であり、多くの水分を含んでいます。調理くずや生ごみを排出する前に、乾燥や水切り等の処理をすることで、ごみの減量化や、悪臭・腐敗の防止につながります。

③ 簡易生ごみ処理（堆肥化）

家庭から発生する生ごみは、有用微生物と混ぜ発酵させることにより堆肥化することができます。ボカシ（米ぬかやもみ殻などに有用微生物を混ぜ合わせたもの）やダンボールコンポストを用いた処理方法等があります。生ごみを堆肥化することで、家庭菜園等に活用できるうえ、生ごみ排出量の削減につながります。



④ 買い物での工夫

マイバッグおよびマイボトルの活用、簡易な包装を心掛けることで、レジ袋、ペットボトル、空き缶および梱包に係るごみの削減につながります。



⑤ リユースショップへの出品

使用可能でも不要になったものは、近隣のリユースショップ、フリーマーケットおよびオンライン上でのフリーマーケット形式のサービス等を活用し、需要のある人に譲渡することで、廃棄を避けることができます。



2) 事業者の取組

① 生産・流通・販売におけるごみ排出抑制

人口減少、年齢構成の変化および価値観の多様化等、町民のニーズは様々な状況にあります。需要に合わせた適量の生産・オーダーメイド・資源の再利用を促進することで、ごみの排出抑制につなげることが求められています。また、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行により、スプーン、ストローをはじめとするプラスチック製品の排出を抑制することも求められています。

② 紙類の排出抑制・再生利用の促進

会議・打合せ資料はデータにより閲覧することで、印刷による紙使用量の削減につながります。また、必要に応じて使用される紙類は、その性状に合わせて適切な分別、資源化が求められます。



③ 食品廃棄物リサイクルの推進

食品廃棄物は、飼料化、肥料化およびエネルギー化(メタン発酵)等のリサイクルが可能です。食品廃棄物のリサイクルを推進することで焼却・埋立量の削減や資源の有効活用につながります。

3) 多賀町の取組

① ごみ減量の具体的な方法の公開、PR

町民、事業者それぞれの果たす役割を理解してもらうため、ホームページ、広報および出前講座等を通じて周知を図ります。

② 多量排出事業者等に対する指導

搬入車に対する定期的な展開検査および近隣市町からの越境ごみ対策により、多量排出事業者や不適切な排出に対する取り締まり、指導を行います。

③ ごみ処理費用有料化の検討

新ごみ処理施設供用による1市4町共同でのごみ処理に際し、1市4町でのごみ処理手数料の統一化等を検討します。

④ 使用済紙おむつ再生利用の検討

高齢化に伴い、大人用紙おむつの消費量の増加が想定されます。紙おむつには上質パルプ、フィルムおよび吸水性樹脂等から構成されており、再生利用によりパルプ等の有効利用や乾燥による燃料化が可能です。環境省は、市区町村が紙おむつの再生利用検討の参考とすることを目的に、令和2年3月に「使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドライン」を策定しました。

今後は、紙おむつ再生利用による利点や課題(収集方法、衛生面への配慮等)を踏まえ、使用済紙おむつ再生利用を検討します。

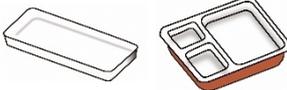
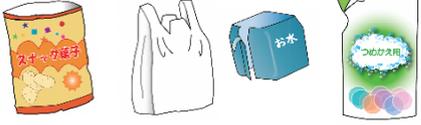
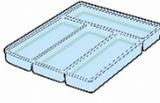
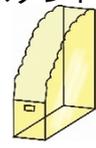
⑤ ごみの資源化

ごみの減量化と資源の再生利用の推進を図るため、地域団体が行う紙類、繊維類の資源回収に対して奨励金の交付を行います。

(2) ごみの分別、収集・運搬体制の適正化

1) プラスチック類の分別

家庭系の廃棄物について、令和 11 年度以降プラスチック類を資源化します。容器包装プラスチック類については、現在の彦根市における分別方法を踏襲し、きれいなものはプラスチック類として分別し、汚れが落ちにくいものは燃やすごみとします。硬質プラスチック類については、現時点では分別方針案を「燃やさないごみ」もしくは「プラスチック類」とし、今後、施設内での選別、費用面等から効率的な分別および収集方法を検討します。分別方法の変更之际町民が混乱しないように、ホームページや広報等を通じて、新たな分別方法の開始時期と変更点を適宜周知します。また、汚れたプラスチック類については資源化に適さないことから焼却し、熱回収することとしますが、安易に燃やすごみとするのではなく、資源化促進のため、汚れを落として排出していただくよう周知・啓発を行っていきます。

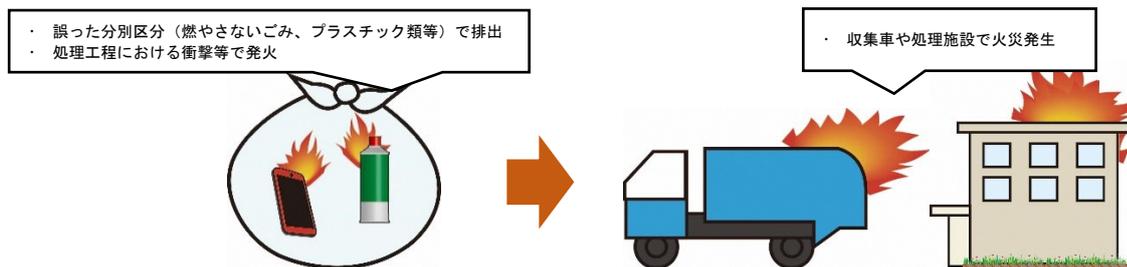
容器包装プラスチック	硬質プラスチック類
<ul style="list-style-type: none"> ・ プラマーク付のもの  ・ パック類  ・ トレイ類  ・ カップ類  ・ 発泡スチロール、緩衝材  ・ ボトル類  ・ 袋、フィルム類  <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハンガー  ・ 洗面器  ・ 洗濯かご  ・ おもちゃ  ・ バケツ  ・ ちりとり  ・ 椅子  ・ プランター  ・ トレー  ・ スタンド  ・ 文房具  <p style="text-align: right;">等</p>

2) 適切なごみ排出の管理

① 分別区分の周知徹底

適切なごみ排出を促進するため、毎年、地区別にごみ収集カレンダーを作成しています。今後もカレンダーの作成を継続するとともに、令和 11 年度以降の分別方法変更後も町民が適切な排出ができるように、事前に周知するとともに、ごみステーション見直し、ごみ分別冊子の新規作成を行います。

また、分別区分に即さない不適切な排出が目立つ場合は、写真等を使用して分別方法を理解しやすいように周知するほか、不適切な排出による影響について事例（例：リチウムイオン電池やスプレー缶による火災事故）を交えながらわかりやすい啓発に努めます。



許可業者や直接持込み事業者には、展開検査等により分別方法を遵守しているか随時確認します。また、一般廃棄物と産業廃棄物の区分を適宜周知します。

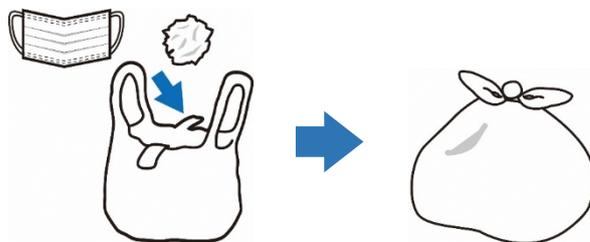
② ごみ出し支援

高齢者・介護認定者・障がい者等、自力でごみを出すのが困難な方に対して、地域での協力や戸別回収等、利便性および効率性を考慮しながら収集運搬体制の構築を図ります。

また、粗大ごみは現在拠点回収していますが、新ごみ処理施設の供用開始後も拠点回収を継続すると、1日に多量の粗大ごみが施設に搬入されることになり、施設の保管要領を超過する恐れがあります。新ごみ処理施設供用開始後の粗大ごみの収集方法については、住民の直接持込や、高齢世帯等で持込が困難な方への戸別収集の実施等を検討します。

③ 感染性廃棄物の適切な排出方法の周知

新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、感染防止に向けた取組が必至となっており、予断を許さない状況が続いています。マスクおよびティッシュ等の感染性廃棄物の可能性が高いごみは、ビニール袋等に密封し、排出および収集・運搬時に漏出しないように留意する必要があります。広報等を通じて、感染性廃棄物の適切な排出方法を周知していきます。



(3) 環境教育・環境啓発、ごみ処理に係る情報提供

① 環境教育・環境啓発、地域との連携

町民・町民団体・事業者・町の連携の下、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の町民が、環境問題に触れ、学習する機会として体験型・参加型イベントの開催および環境教育の中でごみの問題を学ぶプログラムの提供、さらには学校や地域を対象にしたごみの分別方法、資源化およびごみ問題等について学習する出前講座の充実を図ります。

また、学校や地域等との連携を図り、未来を担う子どもたちを対象とした環境教育を推進するとともに、自ら率先してごみの減量・資源化への取組を実践できる人材や、ごみ問題について地域のリーダーとなる人材の育成を進めていくことを検討します。

② ごみ処理に係る情報提供

ごみの減量・資源化の必要性やごみ処理経費の削減効果等のごみに関する理解を求める情報、

町民・事業者の「やりがい」に繋がる情報、エコマーケットおよび環境・ごみに関するイベント開催の情報ならびに町民団体および地域が取り組むボランティア清掃活動等、ホームページ等を活用して最新の情報を提供するとともに、町民が必要とするごみ問題に関する情報を把握する手法やスマートフォン等のアプリを活用した情報提供のあり方について検討します。

(4) 環境負荷の削減

① グリーン購入の推進

町民および事業者に対して、製品およびサービスを購入する際に、環境を考慮して必要性をよく考え環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入する「グリーン購入」を推進します。

② 不法投棄対策

地域の監視の目が行き届かない河川敷および山林でのごみの散乱および不法投棄を防止するため、不法投棄パトロールの強化および警察・地域との連携等、あらゆる主体の協働によって、不法投棄等の不適正排出の防止を推進します。また、看板および監視カメラを設置し不法投棄されにくい環境づくりを推進します。

その他、不法投棄がない美しい環境、ポイ捨てを許さない人づくりを進めるため、各種環境美化活動への積極的な参加を求め、町民意識の高揚を図っていきます。

③ バイオマス素材の導入

収集袋等において、カーボンニュートラルの性質を持つとされるバイオマス素材の積極的な導入を検討します。

④ 新ごみ処理施設でのエネルギー回収

令和 11 年度に供用開始する新ごみ処理施設では、ごみ焼却時に発生する熱エネルギーを回収し、施設内のプラント機器および暖房等に利用ならびに発電機により施設内消費の電力を発電することで化石燃料使用量の削減を図ります。また、ボイラーで発生した蒸気、熱交換機で加熱した高温水および発電した電力の近隣地域への供給・活用を図ります。

(5) 中間処理計画

1) 中間処理施設について

令和 10 年度までは、リバースセンターでの燃やすごみの RDF 化および小八木中継基地での燃やさないごみの受入を行います。令和 11 年度以降は彦根愛知犬上広域行政組合が整備する新ごみ処理施設において燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみおよび一部資源ごみの中間処理をします。

2) プラスチック類の分別収集物基準について

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律では、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化を促進するため、容器包装リサイクル法ルートを活用した分別収集物の再商品化を可能にするとされています。

容器包装リサイクル法指定法人に委託する場合、ごみ処理施設から搬出する際の分別収集物の基準は以下のとおり定められています。分別方法を変更する令和 11 年度以降に分別収集物の基準を遵守するため、今後、1 市 4 町における分別・収集時の規定等について検討します。

【分別収集物の基準】

- ・原則として最大積載量が一万キログラムの自動車に積載することができる最大の容量に相当する程度の分量の物が収集されていること

- ・圧縮されていること
- ・主としてプラスチック製の容器包装が廃棄物となったもの又は原材料の全部若しくは大部分についてプラスチック素材を利用したプラスチック使用製品廃棄物以外のものが付着し、又は混入していないこと
- ・容器包装リサイクル法施行規則別表 1 の 7 の項に掲げる飲料又はしょうゆを充填するためのポリエチレンテレフタレート製の容器が混入していないこと
- ・一辺が 50cm 以上のものが混入していないこと
- ・小型家電リサイクル法第 2 条第 2 項に規定する使用済小型電子機器等が混入していないこと
- ・リチウムイオン蓄電池等の再商品化の過程で火災等を生ずるおそれのあるもの、感染のおそれのあるもの、その他の商品化を著しく阻害するプラスチック使用製品廃棄物が混入していないこと
- ・容器包装リサイクル法に指定されている指定保管施設において保管されているものであること

(6) 最終処分計画

新ごみ処理施設を供用開始する令和 11 年度以降は、焼却残渣および不燃残渣は大阪湾広域臨海環境整備センターへの埋立処理の委託をする予定です。また、新ごみ処理施設供用開始後の一部焼却灰の資源化を検討します。

(7) 災害廃棄物への対応

災害発生時には、被災自治体の都市機能や町民生活の早期回復を図るため、必要な支援連携を行うとともに、平常時より他自治体や関係団体との総合的な支援連携体制を構築します。また、大規模な地震等の災害が発生すると、一時的に大量のごみが発生し、道路の通行不能等により、平常時と同じようにごみの収集や処理ができないことが予想されます。災害によって発生した廃棄物を円滑に処理し、早急な復旧による衛生確保や環境保全を図るため、災害廃棄物処理計画の策定を検討します。